佐渡市地域防災計画
【風水害対策編】

（令和６年 10 月修正）

佐渡市防災会議

目　　次

第１章　総　則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第 １節　計画作成の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第 ２節　防災ビジョン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第 ３節　市民及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は
業務の大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第 ４節　佐渡市の自然条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
第 ５節　佐渡市の社会的条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第 ６節　佐渡市の災害（風水害等）の特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第２章　災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第 １節　防災教育計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第 ２節　防災訓練計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第 ３節　自主防災組織育成計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
第 ４節　災害に強いまちづくり計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
第 ５節　集落孤立対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第 ６節　建築物等災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
第 ７節　気象等防災観測体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第 ８節　道路・橋梁・トンネル等の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・ 45
第 ９節　港湾・漁港施設の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第 10 節　空港の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
第 11 節　土砂災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
第 12 節　河川・海岸施設の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第 13 節　農地・農業用施設等の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 62
第 14 節　防災通信施設の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
第 15 節　電気通信事業者の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
第 16 節　電力供給事業者の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
第 17 節　ガス事業者等の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
第 18 節　上水道施設の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第 19 節　下水道施設の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
第 20 節　危険物等施設の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
第 21 節　火災予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
第 22 節　水防活動の体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
第 23 節　廃棄物処理体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
第 24 節　救急・救助体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

第 25 節　医療救護体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
第 26 節　避難体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
第 27 節　要配慮者の安全確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
第 28 節　食料品・生活必需品等の確保計画　・・・・・・・・・・・・・・119
第 29 節　学校・文教施設における災害予防計画　・・・・・・・・・・・・123
第 30 節　文化財の災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
第 31 節　ボランティア受入れ体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・130
第 32 節　事業者等の事業継続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・131
第 33 節　行政機能の保全　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134

第３章　災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
第 １節　災害対策本部の組織・運営計画　・・・・・・・・・・・・・・・145
第 ２節　職員の配備・招集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・157
第 ３節　防災関係機関の相互協力体制　・・・・・・・・・・・・・・・・161
第 ４節　気象情報等伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・166
第 ５節　洪水予報・水防警報伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・・174
第 ６節　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画　・・・・・・・178
第 ７節　災害時の通信確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
第 ８節　被災状況等収集伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・184
第 ９節　広報計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・187
第 10 節　市民等避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。193
第 11 節　避難所運営計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・199
第 12 節　避難所外避難者の支援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・205
第 13 節　自衛隊の災害派遣計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・207
第 14 節　輸送計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213
第 15 節　警備・保安及び交通規制計画　・・・・・・・・・・・・・・・218
第 16 節　海上における災害応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・223
第 17 節　消火活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
第 18 節　水防活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・230
第 19 節　救急・救助活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241
第 20 節　医療救護活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・245
第 21 節　防疫及び保健衛生計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・248
第 22 節　こころのケア対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・255
第 23 節　廃棄物の処理計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・258
第 24 節　トイレ対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・262
第 25 節　入浴対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・265

第 26 節　食料・生活必需品等供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・266
第 27 節　要配慮者の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・271
第 28 節　学校・文教施設における応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・276
第 29 節　文化財等の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・283
第 30 節　障害物の処理対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・285
第 31 節　遺体の捜索・処理・埋葬計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・288
第 32 節　愛玩動物の保護対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・291
第 33 節　災害時の放送　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・294
第 34 節　公衆通信施設応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・297
第 35 節　電力供給施設応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・301
第 36 節　ガスの安全、供給対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・304
第 37 節　給水・上水道施設応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・307
第 38 節　下水道施設等応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・312
第 39 節　危険物等施設応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・316
第 40 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・321
第 41 節　港湾・漁港施設の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・324
第 42 節　土砂災害・斜面災害の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・326
第 43 節　河川・海岸施設の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・328
第 44 節　農地・農業用施設等の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・332
第 45 節　農林水産業の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・335
第 46 節　商工業の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・340
第 47 節　応急住宅対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・342
第 48 節　ボランティア受入れ計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・347
第 49 節　義援金の受入れ・配分計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・349
第 50 節　義援物資対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・351
第 51 節　災害救助法による救助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・353

第４章　災害復旧・復興計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・376
第 １節　民生安定化対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・377
第 ２節　融資・貸付その他資金等による支援計画　・・・・・・・・・・・・383
第 ３節　公共施設等災害復旧対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・398
第 ４節　災害復興対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・404

＊＊＊

作成　平成 18 年　4 月 19 日
修正　平成 19 年　7 月 18 日
修正　平成 22 年 10 月　8 日
修正　平成 29 年　9 月 29 日
修正　令和　6 年　10 月　4 日

第１章　　総　　則

第１節　計画作成の趣旨

１　計画の目的

この計画は、市民生活の各分野に渡り重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

２　計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）の規定に基づき、「佐渡市防災会議」が策定する計画であり、本市における災害対策に関し、総合的、かつ、基本的な性格を有する。

また、この計画は、本編の「風水害対策編」と「震災対策編」、「津波災害対策編」及び「個別災害対策編」並びに「資料編」で構成される。

(1)　風水害対策編（本編）

風水害をはじめとする災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、各種災害対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(2)　震災対策編

風水害対策編に付随するものであり、地震による被害を最小限にするための対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(3)　津波災害対策編

風水害対策編に付随するものであり、津波による被害を最小限にするための対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(4)　個別災害対策編

風水害対策編に付随するものであり、風水害、震災及び津波以外の個別の災害（油流出事故、航空機の墜落、原子力事故等）による被害を最小限にするための対策を、個別の災害ごとに配することにより、防災活動の実施等に資する。

(5)　資料編

この計画に関連する各種資料は、資料編に掲載した。

３　関連計画との関係

(1)　国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める「防災基本計画」、指定行政機関及び指定公共機関が定める「防災業務計画」及び「新潟県地域防災計画」との整合性・関連性を有する。

(2)　関連計画との関係

この計画は、法に基づき知事が実施する救助のうち、法第 30 条に基づき市長に委任された場合、又は法が適用されていない場合の救助に関する計画を包括する。

4　計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るものとするが、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

5　計画の習熟等

市及び防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

また、特に必要と認める事項については、市民及び事業所等にも周知徹底を図る。

6　複合災害への配慮

(1)　複合災害への備えの充実

市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2)　要員・資機材投入の対応計画の整備

市及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3)　複合災害を想定した訓練

市及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

7　共通用語

用語の定義は、次のとおりである。

用　語	定　義
自主防災組織	市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。（災害対策基本法第２条の２関係）
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第８条第２項関係）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（災害対策基本法第49条の10関係）
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするものをいう。（災害対策基本法第42条第３項及び第42条の２関係）
避難場所	災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

用　語	定　義
指定緊急避難場所	避難場所のうち、市が指定したものをいう。（災害対策基本法第 49 条の４から第 49 条の６、第 49 条の８関係）
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を、避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
指定避難所	避難所のうち、市が指定したものをいう。（災害対策基本法第 49 条の７、第 49 条の８関係）
地区避難場所	市が開設・運営を基本とする指定緊急避難場所に加え、洪水浸水想定区域外・土砂災害警戒区域外・津波浸水想定区域外にある場所又は施設を地区独自に開設する避難場所として位置付ける施設をいう。
罹災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものをいう。（災害対策基本法第 90 条の２関係）
被災者台帳	被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳をいう。（災害対策基本法第 90 条の３関係）

第２節　防災ビジョン

１　市民・地域・市による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

この計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）の各主体が、それぞれの責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(1)　市民等に求められる役割（自助）の推進

ア　市民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

イ　市民及び企業等は、自らの責任において、自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努める。

ウ　一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

(2)　地域に求められる役割（共助）の推進

ア　市民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

イ　市民は、その居住地域における安全確保のため、相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

ウ　企業等は、その立地地域において、市民が行う防災活動への協力に努める。

(3)　市に求められる役割（公助）の推進

ア　市は、災害時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を、災害発生時に、迅速かつ有効に実施できるよう、以下の方法等により災害対応能力の維持及び向上に努める。

(ｱ)　専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

(ｲ)　災害時にも機能停止に陥らない、危機管理体制の整備及び庁舎・設備・施設・装備等の整備

(ｳ)　職員の教育・訓練による防災活動の習熟

(ｴ)　研修制度の充実､大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みの構築

(ｵ)　ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化

(ｶ)　災害対応業務のプログラム化、標準化

(ｷ)　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平時からの構築

(ｸ)　指定緊急避難場所、指定避難所、災害備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての公共用地等の有効活用

イ　市は、市民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

ウ　市は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実化を図る。

エ　市は、市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

(4)　支援と連携による補完体制の整備

市は、自らの対処能力が不足した場合、国、県、他市町村からの支援や、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

２　要配慮者への配慮と男女両性の視点に立った対策

(1)　細部計画等の策定及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。

(2)　細部計画等の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者等の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

３　複合災害を視野に入れた防災対策

積雪期の地震発生など、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）の発生可能性を認識し、本計画及び細部計画等の見直しや備えの充実化を図る。

４　計画の実効性の確保

市は、この計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との連携の確認などを、平時から行うとともに、研修や訓練を通じて、計画の習熟を図る。

５　本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は離島であり、防災上不利な地理的な条件があるほか、多くの観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会的条件を有することを踏まえて防災対策の重点を位置づける必要がある。

(1)　本土からの遠隔性、離島の条件不利性

大規模災害時には県内空港・港湾の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、本市のような離島への同時応援の困難等も予想される。このため、本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれる防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

ア　近隣市町村間の応援体制の構築

イ　浸水想定区域外、土砂災害（特別）警戒区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保。

ウ　港湾の耐震強化岸壁の整備促進。

エ　自衛隊によるヘリコプター輸送体制の確保。

オ　海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保。

カ　自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援。

キ　市避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者個別避難計画の作成、避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備。

(2)　観光客や外国人の避難誘導

市内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航路が停止した場合には、市内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、市、県、観光交流機構、観光施設及び宿泊施設との関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

ア　観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導体制の整備

イ　滞留旅客の待機施設等の確保

第３節　市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

１　各機関等の責務

(1)　市

佐渡市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

また､災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保･育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(2)　県

新潟県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため以下の対策を講じる。

ア　政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ　市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

エ　平時から自主防災組織やＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。

オ　新潟県地域防災計画の実効性を高め､災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

カ　災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

(3)　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう指導、助言等の措置をとる。

(4)　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5)　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6)　市民（住民・企業等）

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

2　各機関の事務又は業務の大綱

佐渡市の区域を管轄する各機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて佐渡市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、新潟県地域防災計画に準拠し、次表のとおりとする。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐　渡　市	1　佐渡市防災会議に関すること 2　管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること 3　災害予警報等情報伝達に関すること 4　被災状況に関する情報収集に関すること 5　災害広報及び避難指示等発令に関すること 6　被災者の救助に関すること 7　県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8　災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9　消防活動及び浸水対策活動に関すること 10　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 11　被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 12　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び、設備の整備に関すること 15　ガス、水道等公営事業の災害対策に関すること 16　こころのケア・救護所設置に関すること
新　潟　県	1　新潟県防災会議に関すること 2　市、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3　災害予警報等情報伝達に関すること 4　被災状況に関する情報収集に関すること 5　災害広報に関すること 6　避難指示等に関すること 7　市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8　市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9　災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10　災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11　市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること

		12　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13　被災要援護者に対する相談及び援護に関すること 14　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16　緊急通行車両の確認に関すること 17　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18　自衛隊の災害派遣要請に関すること 19　他の都道府県に対する応援要請に関すること
佐渡警察署		1　避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2　交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3　行方不明者調査及び死体の検視に関すること 4　犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
指定地方行政機関	北陸農政局 新潟県拠点	1　農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 2　災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
	第九管区海上保安本部 （佐渡海上保安署）	1　災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2　災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3　災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5　海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6　災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること
	東京管区気象台 （新潟地方気象台）	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報発表、伝達及び解説に関すること 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	北陸信越運輸局	1　災害時における通信・放送の確保に関すること 2　災害時における非常通信に関すること 3　非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること 4　災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
	北陸地方整備局	1　台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること 2　港湾、航路及び港湾内運河並びに空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること 3　国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂

		防の実施及び災害復旧に関すること 4　土砂災害緊急情報の発表等に関すること 5　直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること 6　一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること 7　国が行う海洋の汚染の防除に関すること 8　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	新潟労働局 佐渡労働基準監督署	災害時における産業安全確保に関すること
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊		1　防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2　災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3　災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること
指定公共機関	東日本電信電話株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ株式会社 ソフトバンク株式会社	1　電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2　災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
	日本赤十字社 新潟支部佐渡地区各分区	1　災害時における医療救護に関すること 2　災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3　災害時の輸血用血液の供給に関すること 4　災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5　労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
	日本放送協会 新潟放送局	1　津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2　災害時における広報活動に関すること
	東北電力ネットワーク株式会社　佐渡電力センター	1　電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2　災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本郵便株式会社	災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること
	日本通運株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
指定地方公共機関	新潟県土地改良事業団体連合会	各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整に関すること
	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	佐渡汽船株式会社	海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保に関すること
	佐渡汽船運輸株式会社 新潟交通株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会佐渡支部	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	佐渡ガス株式会社	1　都市ガス施設等の防災管理に関すること 2　災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	新潟県ＬＰガス協会佐渡支部	1　ＬＰガス施設等の防災管理に関すること 2　災害時におけるＬＰガスの安定的供給に関すること
	株式会社新潟放送 株式会社 NST 新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ２１ 株式会社エフエムラジオ新潟	1　津波警報、気象警報等の放送に関すること 2　災害時における広報活動に関すること

	株式会社佐渡テレビジョン	
	株式会社新潟日報社佐渡総局	災害時における広報活動に関すること
	一般社団法人新潟県医師会	災害時における医療救護に関すること
	一般社団法人 新潟県歯科医師会	災害時における医療救護に関すること
	公益社団法人新潟県薬剤師会	災害時における医療救護に関すること
	公益社団法人新潟県看護協会	災害支援ナースの派遣に関すること
	公益社団法人新潟県助産師会	災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること
	新潟県商工会連合会 一般社団法人 新潟県商工会議所連合会	1　災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	読売新聞社佐渡通信部	災害時における広報活動に関すること
	新潟交通佐渡株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	市内商工会	1　災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	ＪＡグループ新潟	1　災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること 2　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3　被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1　災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること 2　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3　被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
	公益社団法人新潟県獣医師会 佐渡支部	災害時における負傷動物に対する治療に関すること
	佐渡動物愛護協会	災害時における動物の救済活動全般に関すること
	病院、 診療所	1　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2　災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会	1　災害時のボランティア活動に関する調整に関すること。 2　ボランティアの登録・受付等及びその受入れ体制の確保に関すること。
	社団法人 新潟県建設業協会佐渡支部	1　災害時における応急復旧の協力に関すること 2　災害時における応急対策用資材の確保に関すること
	貯水池の施設管理者 ダムの施設管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること

第４節　佐渡市の自然条件

１　地形・地質の概要

(1)　佐渡市の位置

本市は、新潟県のほぼ中央の日本海上に位置する離島であり、海岸線は 280.8 ㎞、面積は、855.68ｋ㎡、広ぼうは、東西 32.6 ㎞、南北に 59.5 ㎞である。

位　置

極　東　　東経 138 度 34 分 28 秒（弁天崎）

極　西　　東経 138 度 12 分 11 秒（沢崎鼻）

極　北　　北緯 38 度 20 分 18 秒（二ツ亀岩）

極　南　　北緯 37 度 48 分 09 秒（新谷岬）

(2)　地形

本市は北東から南西方向に細長い地形で、国中平野を挟んで北西側に大佐渡山地、南東側に小佐渡丘陵が並走し、山岳丘陵地帯を形成している。また、北東には両津湾、南西に真野湾の湾入があり、大佐渡・小佐渡を通じて数段に及ぶ海岸段丘が発達し、海岸線延長は約 280 ㎞で日本海に囲まれている。

市のほぼ中央部の国中平野を２級河川の国府川が流れ、その流域面積は佐渡の全河川流域面積の２割を占めている。水系が国府川に集中していることと、標高が０ｍ～５ｍと低いことから、洪水に見舞われることが多い。

(3)　地質

地質構造は、主として第三紀の水成岩、火山岩からなり、地盤は軟弱である。

大佐渡山地の地質は、第三紀中新統の中・下部に属する杉野浦層、入川層、真更川層、金北山層、鶴子層、中山層、河内層、相川層の安山岩、流紋岩、石英班岩、凝灰角礫岩、礫岩、硬質砂岩、シルト岩、硬質頁岩等、佐渡の第三紀層の中では比較的硬岩である。

小佐渡丘陵の東北半分は、大佐渡山地と同様、中新統の比較的古期の岩層であるのに対し、西南半は、中新統中・下部の笠取山層、経塚山層、下戸層、羽茂層、素浜層の硬質頁岩、砂岩、泥岩などの水成岩が主であり、安山岩、玄武岩などに貫かれている。特に西南半は、新期の軟弱地層のため、重力浸食による緩斜地形が山地内各所に発達している。

２　気候及び気象の概要

(1)　気候の概要

本市の気候は、海洋性の特性を有し、気温差が小さく、四季の変化に富み、日本海を北上する対馬暖流の影響で、年平均気温は比較的高く、降水量もやや少ない。

春　　高気圧と低気圧が交互に現れ、天気は周期的に変わり、日照時間は日増しに多くなる。

夏　　前半は梅雨前線の北上で大雨が降りやすく、後半は高気圧に覆われ夏らしい安定した天気が持続する。

秋　　高気圧と低気圧が交互に現れ、天気は周期的に変わり、前半は晴れの日も多いが後半は寒気の南下でしぐれる。

冬　　冬型の気圧配置となり、季節風の強まりと共に寒気が南下し日照時間も少なくなり、雪や雨の降る日が多くなるが、降雪量は全島的には少ない。

ア　気温

佐渡市相川の年平均気温は 14.1℃で新潟本土より若干高い。

夏の気温分布については、全島ほぼ同じで平均 23.2℃であるが、冬は大佐渡山地の西側に位置する相川地区では季節風により海水温の影響を受けると考えられるために他の地域に比べて１℃近く高くなっている。

イ　降水量等

梅雨末期と初冬期に降水量は多いが、新潟本土に比較して、年間降水量は少ない。

(ｱ)　雨

本市の降水量は、梅雨期から夏にかけてと 11～12 月にかけて多くなっている。特に、梅雨末期や梅雨明け以降の前線や台風により集中的に降ることがあり、本市は、中小河川が多いことから大雨については十分な警戒が必要である。

(ｲ)　雪

本市の積雪量は新潟本土と比較すると非常に少ないが広域であるため、山間部や一部地域では積雪量が多い。

(ｳ)　風

年間を通してみると、南西から北西の風が多い。冬期は季節風が強く最大風速が 20 ㎧を超えることが時々ある。年平均風速は新潟本土にくらべ強い。

(2)　気象の特徴

ア　気温

記録的な高温は、南よりの風が卓越するフェーン現象によって発生することが多いが、これは、日本海を低気圧や台風が通過する際に発生する。

イ　降水量等

(ｱ)　雨

大雨は、６月下旬から７月の梅雨時期だけでなく、８月にも同じ程度の回数が発生している。梅雨前線、夏の前線（太平洋高気圧が弱まったときに、日本の北に押し上げられていた前線が南下）などがその原因である。また、台風の接近、通過も大雨をもたらす原因の一つである。

(ｲ)　雪

北西の季節風が強いことが多いため、佐渡地域においては積雪量が非常に少ない。しかし、日本海に低圧部が発生するなど、気圧配置が里雪型になった場合は降雪が多くなる。

(ｳ)　強風

強風は、冬の季節風の他に台風、低気圧、前線の通過などを原因として発生する。

風向は、気圧配置によって決まるが、地形によっても変化させられることがある。特に冬期は西高東低の気圧配置により北西の季節風が特徴的である。

(ｴ)　波浪、潮位

冬期は、北西の季節風のため波の高い状態となる。特に、北から強い寒気が南下する場合は、６ｍを超える「大しけ」となるときがある。その他の時期には、低気圧や台風などの通過に伴う波浪がある。

平均潮位が年間最大となる８～９月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなるが、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、地形によって沿岸に被害をもたらすことが多い。

(ｵ) 台風

台風は、その進路や強さ、規模によって雨、風の影響が異なってくる。

進路による雨及び風の分布傾向

進　　路	雨及び風の分布特徴
日本海を通った台風	台風の接近前から、県内の広い範囲でフェーン現象が起こる傾向が見られる。 そして、台風が接近すると佐渡や沿岸部を中心に南西～西の強風（暴風）が吹き、台風が少し遠ざかってから最も風が強くなる傾向が見られる。 また、新潟県付近やその北側に前線があると、前線に向かって台風から暖かく湿った空気が流れ込み、大雨となることもある。 なお、台風の接近時には、内陸を含めて南寄りの局地的な強風（暴風）となることがある。 （例）平成 30 年台風第 21 号、平成 3 年台風第 19 号、昭和 36 年台風第 18 号（第二室戸台風）
新潟県付近を通った台風	台風の接近に伴い、佐渡や沿岸～平野部で強風（暴風）が吹きやすい傾向が見られる。また、県内の広い範囲で大雨となることもある。 （例）令和 4 年台風第 14 号、平成 29 年台風第 18 号、平成 16 年台風第 21 号
関東地方の内陸部を通った台風	県内の広い範囲で大雨となる傾向が見られる。台風本体に加えて前線の影響も受け、総雨量が夏季の月間降水量に匹敵した事例もある。 また、佐渡や沿岸部を中心に北の強風（暴風）が吹きやすい傾向が見られる。 （例）令和元年東日本台風（台風第 19 号）、平成 29 年台風第 21 号、平成 25 年台風第 18 号
関東地方の沿岸部を通った台風	県内の全域で大雨となる傾向が見られる。総雨量は、関東地方の内陸部を通った事例よりは少ない傾向である。 この経路の場合も、台風本体に加えて前線の影響で大雨となる傾向がある。 （例）平成 28 年台風第 9 号、平成 25 年台風第 26 号、平成 14 年台風第 21 号

(3) 佐渡市における月別の気候特徴

月	気　　候　　特　　徴
１月	西高東低の冬型の気圧配置による北西の季節風が特徴的である。季節風の強まりと共に寒気が南下し日照時間が少なくなる。
２月	この時期は、海面水温が低くなるため、強い寒気が入り込んでも海面からの水分蒸発が少なく、雪は降りにくくなる。 晴れた日の夜間は、放射冷却により霧の発生や低温現象が起こる。

３月	春の兆しが現われるが、冬もまだ同居する。 乾燥注意報が発表されはじめる季節（３月～６月は乾燥の季節）で、相川では湿度が 20%以下に下がることもある。
４月	春らしくなるが、冬のもどりも現れる。 日本海低気圧の影響で暖気が入ると、日本海の広域で霧が発生し、陸地に入ってくることがある。（４～６月は海霧の季節）
５月	移動性高気圧に覆われ、穏やかな日が多くなる。 遅霜は、平野部では月の前半まで（数年～10 年に１回程度）発生の危険性がある。
６月	梅雨入りの時期は 6 月 11 日（平年）ごろである。また本格的な梅雨は中旬の後半以降となる。 ６月中の梅雨前線による大雨は、数年に１回程度である。
７月	７月 24 日（平年）ごろの梅雨明けまでは天候が悪い。 大雨は梅雨明け前の中旬頃に多く発生する。梅雨前線による組織的な大雨は、西又は北から移動してくる。
８月	雷雲の発達により雷雨が発生しやすくなる。 ８月後半には前線が南下し、大雨をもたらすことがある。 台風シーズンのはじまりで、日本に接近する台風の数は、８月が最も多い。
９月	９月には県内に影響を与える台風が最も多くなる。平均的にみて１年に１回は、比較的大きな被害を与えた台風が接近又は通過している。 台風が新潟県のどちら側を通るかにより、雨や風の影響を受ける地域が大きく異なる。特に、台風が当県の西側を通過する場合、吹き返しの風が急に強くなる。
10 月	秋雨の時期が終わると、日本付近を高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変わる。 10 月から 12 月にかけては、低気圧が急激に発達し暴風となるときがある。
11 月	寒気が入り込み「しぐれ」る日が多くなる。強い寒気が入りこんだ場合は、雪となることもある。
12 月	中旬頃から、次第に冬型の気圧配置となり、季節風の強い日が多くなる。年末には一時雪の多くなることがある。 着雪はこの頃から発生する。着雪は比較的気温の高い降雪時に発生するが、県内での発生は一冬に少なくとも数回程度起こる。

第５節　佐渡市の社会的条件

１　人口

市の人口は、令和２年の国勢調査で 51,492 人となっている。

市の人口は減少の傾向にあり、高度経済成長期における若者の流出やオイルショック以降に続く農業の停滞、後継者不足による第一次産業の後退、少子化の社会的傾向が原因と考えられる。

また、年齢階層別人口を見ると、65 歳以上の高齢人口の割合が増加し、高齢社会となっている。

世帯数については、生活様式、意識の変化による核家族化の傾向が見られ、減少幅が小さくなっている。

人口、世帯数推移　（単位:人、%）

年　　度	人　口	増減率	65 歳以上人口	高齢化率	世帯数	平均世帯人員
平成２年	78,061	△4.7	18,893	24.2	24,628	3.17
平成７年	74,949	△4.0	21,177	28.3	24,839	3.02
平成 12 年	72,173	△3.7	23,149	32.1	25,418	2.84
平成 17 年	67,386	△6.6	23,514	34.9	24,604	2.74
平成 22 年	62,727	△6.9	23,081	36.9	23,755	2.64
平成 27 年	57,225	△8.7	23,060	40.3	22,401	2.41
令和２年	51,492	△10.1	21,927	42.6	21,261	2.42

（国勢調査）

２　土地利用

本市では、山林・原野、雑種地が全体の 80%以上を占めている。

地目別土地面積　（単位：㎢）

	田	畑	宅　地	池　沼	山　林	原　野	雑種地ほか
佐渡市	98.8	25.1	21.4	0.6	288.1	17.4	404.3
	11.5%	2.9%	2.5%	0.1%	33.7%	2.0%	47.2%

（固定資産の価格等の概要調書：令和５年１月１日現在）

３　産　業

産業別就業人口は、県平均に比べ、第一次産業の占めるウェイトが高いが、機械化による省力化、他産業の労働力の吸収等により農業就業人口が減少したことによって第一次産業が次第に減少している。また、第二次産業についても平成 12 年をピークに減少に転じている一方、第

三次産業の全体に占める割合は年々増加しており、市民の第三次産業への就業割合が増加している。、第三次産業の全体に占める割合は次第に増加している。

さらに、近年では、すべての産業において若年層の流出が多く、就業者の確保問題が発生している。

産業別就業人口の推移　（単位:人）

年　　度	総　　数	第１次産業		第２次産業		第３次産業	
	実数（人）	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)
平成 2 年	43,749	12,905	29.5	10,278	23.5	20,557	47.0
平成 7 年	42,570	11,004	25.9	9,970	23.4	21,572	50.7
平成 12 年	39,428	8,803	22.3	9,911	25.2	20,696	52.5
平成 17 年	36,314	8,789	24.2	7,777	21.4	19,711	54.3
平成 22 年	31,746	6,944	21.9	5,898	18.6	18,557	58.5
平成 27 年	28,995	5,862	20.2	4,885	16.8	18,248	62.7
令和 2 年	26,303	4,727	18.0	4,093	15.6	17,486	66.5

※　総数と第１～３次の差は分類不能分　（国勢調査）

４　道路

両津港から市の中央部を横断して小木港に至る国道 350 号を中心とし、主要地方道佐渡一周線が海岸沿いに佐渡島を囲み、その他主要地方道、一般県道、市道が各地域を結んでいる。周辺地域から中央部までの道路は未改良部分が多い。また中央部の商業地、人家連担部においては、交通量の増加、車輌の大型化により交通渋滞が慢性化している。周辺部の未改良道路や中央部の慢性的渋滞は、災害時における不安材料でもあり、改善が進められてはいるが、交通体系のより一層の充実が必要である。

５　交通

両津～新潟間をカーフェリー及び高速船、小木～直江津間をカーフェリーが運航し、船体の大型化、新鋭化が進んでいるが、荒天による欠航も２%程度あり、一層の安定化を推進する必要がある。

島内各地を結ぶ機関として、路線バスがあり市民の重要な交通手段であるが、自家用車の普及による利用客の減少により路線維持が問題となっている。

６　防災をめぐる社会構造の変化と対応

(1)　高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者、外国人等いわゆる要配慮者の増加が見られる。

これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救援・救護対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を、他の福祉施策との整合を図りながら行う必要がある。

この一貫として、要配慮者関連の施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要もある。

(2) ライフライン、コンピュータ、携帯電話・スマートフォン等やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活及び産業活動に深刻な影響をもたらす。

このため、これらの施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(3) 市民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られる。

このため、地域コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの市民参加による定期的防災訓練、防災意識の向上等を図る必要がある。

(4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第６節　佐渡市の災害（風水害等）の特性

１　災害の発生傾向

(1)　大雨、台風等による洪水災害

過去の大雨を調べてみると、台風や梅雨前線による大雨が多い。

本市においては、昭和 42 年の 8.28 豪雨水害、昭和 53 年の 6.26 梅雨前線豪雨水害で広い範囲に渡って甚大な被害を受けている。このように、過去の記録からも豪雨災害は、６月から８月に集中していることが分かる。現在、河川改修事業が進むなかではあるが、いぜん中・小河川は短時間の大雨による氾濫等の危険性が高い。また、山間部や低地部での大雨による道路災害、崖崩れ、土砂流入などの災害も発生する危険性が高い。

(2)　市街地・家屋密集地・林野等における大火災

昭和 40 年姫津集落での火災は、折からの強風にあおられ谷間に沿って火勢が拡大した。谷間の道路幅員は 1.5ｍと狭く、風下が家屋密集地帯であったため消防活動が妨げられ、谷間沿いに延焼したことなどにより、大きな被害をもたらした。近年、島内では相川地区市街地や両津夷の商店街などで多棟数の火災が発生している。一旦、密集地で火災が発生した場合、初期消火が実施されないと大火となる可能性が常にある。

本市では、消防の常備化、消防資機材の充実等により、近年では大規模な火災は発生していないものの、最近の都市化の進展による密集市街地の形成、各種危険物の混在等により大火災の危険性は、高まる傾向にある。特に中心市街地では、住宅密集度が高く、市街地内部の道路も細いため、潜在的危険性は高い。

また、林野火災においても当市は森林面積の占める割合が高く、畦焼・たき火が火元の小火が多いことから初期に消火しないと大火となる可能性が十分考えられる。

(3)　海難事故

当市は約 280 ㎞の海岸線を有しており、自然に恵まれた環境である。しかし、平成９年１月２日、島根県隠岐島の北北東 106 ㎞でロシア船籍タンカー「ナホトカ号」のＣ重油流出事故により、海岸への流出油の漂着があった。市近海だけでなく、日本海の潮流、季節などを勘案し海上災害にも今後注意が必要である。

２　過去の主な災害（除く地震）

No.	災害の種類	名　　称	発生年月日	被害状況
1	水害	7.11 水害	H 7. 7.11	佐和田町　河川氾濫住宅 4 棟が床下浸水 金井町　河川溢水により警戒。決壊の恐れあり、積み土嚢工法で対処した。 新潟県全域で被害、災害救助法適用
2	水害	8. 4 水害	H10. 8. 4	金井町・新穂村　1 名溺死、河川決壊により 100 世帯以上が床上浸水 両津市　全壊７、半壊３、一部破壊５、床上浸水 30、床下浸水 101、土砂流入５、浸水 123 東立島地区内　床上浸水（土砂流入）６、床下浸水１、被災人員 22、（住宅裏

				の山腹崩壊により全壊２） その他被害　全壊１、半壊２、土砂流入等10(県道･市道埋没) 相川町　達者川氾濫により水道取水口破損、農機具小屋破損、農機具流失する。 両津市災害救助法適用
3	水害	7.15 水害	H14. 7.15	佐和田町　青野堤が溢水で決壊の恐れあり佐和田町災害対策本部設置、下流域住民に避難指示 金井町　藤津川溢水で決壊の恐れあり、住民に避難勧告。災害対策本部設置 畑野町　河川一部決壊し水防工法実施 真野町　法面崩壊による土嚢積み。 相川町　土砂崩れにより家屋全壊１、半壊１、小仏川・濁川氾濫により床上浸水13、床下浸水 35　災害対策本部設置 佐和田町､金井町､相川町の 1,388 世帯 3,424 人に避難勧告と避難指示が出された。
4	水害	7.23 水害	H29. 7.23	50 年に１度と言われる大雨に伴い土砂災害 警戒情報が発表され避難勧告を発令。 小倉川にて河岸浸食により決壊の恐れが生じ、畑野、寺田地区へ避難指示を発令。 佐渡市内の 12,576 世帯、29,821 人に避難勧告と避難指示が出された。 建物：床上浸水 2、床下浸水 26、一部損壊 3 道路：落石・冠水・崩落・洗掘 236 通行止め・倒木 19 土砂利流出･路肩決壊･陥没･埋塞 171 河川：越水・決壊 10 崩落・損壊・洗掘・埋塞・堆積 53 農業用水路：砂利流入・堆積・埋設・閉塞 15 護岸浸食・崩落・決壊・洗掘・転石 35 土砂崩れ 133
5	火災	両津市 福浦大火	S30. 8. 2	両津市　重軽傷者８名、全焼 89 棟、半焼９棟、焼損面積 3,395 ㎡、罹災世帯 95 災害救助法適用
6	火災	両津市 柿野浦大火	S36.10.27	両津市　死者１名、全焼 154 棟、焼損面積 3,302 ㎡、罹災世帯 41 災害救助法適用
7	火災	相川町 姫津火災	S40. 4. 1	相川町　死者１名、重軽傷者 11 名、全焼 58 棟、半焼２棟、焼損面積 7,086 ㎡、罹災世帯 63 災害救助法適用
8	火災	稲鯨火災	H29.12.30	死者２名、軽症者１名、全焼５棟、半焼１棟、部分焼１棟、ぼや１棟、焼損面積 408 ㎡ 災害救助条例適用
9	火災	両津夷火災	H30. 2.24	軽傷者２名、全焼５棟、部分焼５棟、 焼損面積 1,137 ㎡ 災害救助条例適用

10	火災	両津夷火災	H31. 1. 2	死者３名、軽症者１名、全焼９棟、半焼１棟、部分焼３棟、焼損面積 3,867 ㎡ 災害救助条例適用
11	その他	ナホトカ号流出油災害	H 9. 1. 2 ～ H 9. 4.28	島根県隠岐島の北北東 106 ㎞船首部分が福井県三国町の海岸近くに座礁、Ｃ重油約 6,200 ｷﾛﾘｯﾄﾙ流出。1 月 20 日小木町で漂着が確認。その後両津市、相川町、真野町、羽茂町で漂着が確認され、回収作業が行われた。 新潟県内漂着油量 3,774.6 ｷﾛﾘｯﾄﾙ、浮流油 20.1 ｷﾛﾘｯﾄﾙ、流出油回収量 3,794.7 ｷﾛﾘｯﾄﾙ、回収人員等（県内）88,630 人
12	その他	2.24 冬季風浪被害	H20. 2.23 ～24	22 日夜に日本海で発生した低気圧が、翌 23 日朝には三陸沖に進んで急速に発達した。北海道西方海上で発生した波浪が、23 日夜半から 24 日にかけ、両津地区沿岸部及び相川地区の一部（高千）を高波が襲った。 負傷者 9 名、住宅（半壊 2 棟、床上 11 棟、床下 6 棟）、非住家建物被害 43 棟、防波堤損壊 3 箇所（鷲崎、北小浦、水津）、船舶損壊流出 231 隻など
13	その他	佐渡市大規模漏水	H30.1.27 ～2.2	23 日より来襲した寒波により市内で-6℃を観測。 27 日昼頃から寒波の緩みに伴い、各家庭の寒波により破損した排水管から漏水が発生。排水流量が増加し排水池水位が低下し、市内各所で断水となった。 最大時で 10,656 世帯が断水。 29 日に県知事経由で自衛隊派遣を要請。また日水協へも応援を依頼。
14	その他	大雪災害及び大規模停電	R4.12.18 ～12.28	12 月 18 日から 19 日にかけて及び 23 日の大雪に伴い、生活道路や電線等に倒木、倒竹が発生。市内 138 地区において一日最大で 7,800 戸（契約口数）、延べ 17,200 戸（契約口数）の広範囲で停電が発生。また、除雪作業に支障をきたし、住家の孤立化の恐れがあり職員による伐採班、建設業協会への協力要請等により、延べ 122 人を動員

第２章　災 害 予 防 計 画

第１節　防災教育計画

１　計画の方針

大規模災害発生時においては、救出、救助、応急救護、避難誘導など広範囲な対応の全ての面において行政が対応することは極めて困難であることから、学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という防災意識の醸成を図り、地域防災力の基盤となる市民・企業等による、自らの安全を確保するための取り組みや地域における取り組みを促進することが肝要となる。

市は、市民等に対して計画的かつ継続的に防災教育を推進するとともに、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の育成を図り、学校等における児童・生徒等の防災教育についても積極的に推進する。

実　施　担　当	防災課　　学校教育課　　社会教育課　　消防本部
防災関係機関	県

２　市民・地域・企業等の役割

(1)　市民の役割

ア　市の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ　防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

ウ　次世代への災害被災経験の伝承

エ　各家庭でのいざというときの連絡先や避難場所（地区避難場所を含む。）等に関する話し合い

(2)　地域の役割

ア　自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

イ　地域での災害危険箇所の把握・点検・確認・共有

ウ　次世代への災害被災経験の伝承

(3)　企業等の役割

ア　自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ　災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

ウ　災害時行動マニュアルの作成や業務継続計画の整備

３　市の役割

市は、国、県、防災関係機関、学校、福祉関係者、企業、ＮＰＯ、自治会、自主防災組織等と連携し、防災教育を推進する。

(1)　学校における防災教育の推進

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童・生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(2)　社会教育における防災教育の推進

市民向けに、専門家の知見を活用しながら防災啓発用リーフレットの配布や防災に関する研修会・講演会等の開催により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

(3)　ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

市は、災害危険箇所（津波や洪水で浸水する可能性がある浸水想定区域、土砂災害警戒区域、地震による危険箇所等）、避難所・避難場所、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップを作成・公表し、災害による被害を最小限に抑えるための市民等に対する防災意識の向上を図る。

また、被害想定の修正等が行われた場合など、状況の変化に応じて、見直しを図るとともに、広報紙、防災啓発用リーフレット、市ホームページ等も活用し、防災知識の普及・啓発を図る。

(4)　要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

在宅の要配慮者の安全確保を図るには、災害時の地域による要配慮者への支援が不可欠であることから、次の方法により要配慮者本人や保護責任者等への防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア　要配慮者本人及び家族に対する防災学習

イ　民生委員等、要配慮者支援の担い手となる地域の福祉関係者に対する防災学習

ウ　ケアマネージャー、介護事業者等に対する防災学習

エ　外国人受入れ先（企業、学校、観光・宿泊施設等）に対する防災学習

(5)　市職員の防災教育、防災部門の人材育成

防災訓練の実施等を通して、市職員の防災教育を推進するとともに、防災部門の人材育成等についても進める。また、災害時における初動マニュアル等を作成するなど、円滑な災害対応実施体制の構築に努めるとともに、国・県等が実施する研修会等への参加を促進する。

(6)　消防職・団員の防災教育・研修

災害発生時に、地域防災力の基盤となる消防職、消防団員の防災教育を推進する。

4　県の役割

(1)　学校における防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。特に水害のリスクが想定される学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(2)　社会教育における防災学習の推進

防災啓発用リーフレットの作成・配付や有識者による研修会・講演会等の開催により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

(3)　要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援

ア　高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児

在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は保護責任者への防災知識の普及、及び地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ　外国人

市や外国人関係団体（外国人雇用企業等）と協力して、災害から身を守るための基礎知識の普及に努める。

(4)　市に対する防災に関する基礎情報の提供

ア　市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て、必要な情報の提供を行う。

イ　公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。

ウ　災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

エ　平時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

(5)　市職員への防災教育の支援

ア　市職員の専門的な防災教育機会の創出

イ　市の防災教育に必要な情報の提供

ウ　消防学校における市の消防職・団員に対する防災教育・研修の実施

５　防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について市民等への防災知識の普及及び防災意識の啓発を図る。

(1)　県警察

運転免許の更新時講習等を通じて、自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等について防災教育を行う。

(2)　新潟地方気象台

ア　地震・津波、風水害等によるリスク情報の基礎となる防災情報の整備

イ　地震・津波、風水害等が発生する状況を市民が容易に理解できるようにするための防災気象情報に関する正しい知識の普及・啓発

(3)　第九管区海上保安本部

船舶・海事関係者等への災害発生時の注意事項等の周知を行う。

(4)　北陸地方整備局

地震、風水害等の過去の災害記録の公開及び災害に関する情報の提供を行う。

(5)　北陸信越運輸局

公共交通・物流を担う運輸事業者に対する、防災及び事業継続の取組みを支援するための助言等を行う。

(6)　東北電力ネットワーク（株）

一般家庭に対する、災害発生時の電気及び電気器具の取扱い上の注意喚起を行う。

(7)　都市ガス供給事業者、ＬＰガス販売店（新潟県ＬＰガス協会）

ア　災害発生時のガス及びガス器具取扱いの注意喚起

イ　ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法の周知

(8)　日本赤十字社新潟県支部

一次救命処置、応急手当等、初歩的な救急法の市民等への普及を行う。

第２節　防災訓練計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民、近隣市町村等が連携して防災活動を的確に実施できるよう、平時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、市民や各防災関係機関等との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

また、市は、市民・地域・自主防災組織等による、自らの安全を確保するための取組みについても支援を行う。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要となることから、市、県及び防災関係機関においては、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）、防災行政無線など各種手段を使った「情報の伝達・共有化」が図れるよう、平時からシステムの整備、人材の育成に努める。

実 施 担 当	防災課　　消防本部
防災関係機関	各防災関係機関

(2)　要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、市の避難行動要支援者マニュアルなどにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3)　積雪期の対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪期を想定した訓練を検討する。

(4)　複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等、実動訓練の実施に努める。

２　市民・地域・企業等の役割

(1)　市民の役割

災害発生時においては、まず第一に「自らの安全を確保する」ための取り組みを、市民一人ひとりが冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。

そのため、市民は、市や県、地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網等について、平時より把握しておく。

(2)　地域の役割

災害発生時においては､その規模によっては瞬時に地域の状況や環境が一変することから、特に地域コミュニティの果たす役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など､安全を確保するための地域における取り組みが明暗を分ける結果となる。

このため、自治会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在の把握、避難所運営体制、情報伝達体制、避難誘導体制等の構築に取り組む。

(3)　企業・学校等の役割

企業・学校等は、自身が初期の災害対応を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の体制構築に努める。

また､大規模災害時には､指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

病院・福祉施設等の利用者においては、自力で避難することが通常の人に比べ困難な場合が多いことから、施設管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対して避難誘導訓練等を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

3　防災訓練の実施

市は、災害発生前後の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、市民、自主防災組織、防災関係機関等との協力体制確立などに重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置に配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取り組み（自助）及び地域における取り組み（共助）についての支援を行う。

また、緊急情報伝達システム、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯電話・スマートフォン等の移動通信手段などの各種手段を用い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、市職員の人材育成も含めた訓練となるよう努める。

(1)　総合防災訓練

ア　実施日

原則として、毎年１回の実施とする。

イ　実施場所

原則として、地区を持ち回りで実施する。

ウ　訓練参加機関

市、消防機関、防災関係機関、災害時応援協定機関、地区集落、自治会、自主防災組織、防火協力団体、地域住民　等

エ　訓練概要

市内において大規模な地震又は風水害等の災害が発生したとの想定で、市、消防機関、地区集落、自治会並びに自主防災組織等を核とした市民主導型訓練を中心に、各種対応型訓練を実施する。

オ　訓練項目

ａ　本部設置訓練　　ｂ　緊急通信訓練　　ｃ　津波/気象予報伝達訓練

ｄ　広報訓練　　ｅ　文教施設火災消火訓練　　ｆ　社会福祉施設消火避難訓練

ｇ　避難訓練　　ｈ　救急救護訓練　　ｉ　救出訓練　　ｊ　水防訓練

ｋ　一斉放水訓練　　ｌ　架橋訓練　　ｍ　炊出し訓練　　ｎ　給水訓練
ｏ　緊急物資輸送訓練　　ｐ　ライフライン施設等復旧訓練　　ｑ　警戒警備訓練
ｒ　毒性ガス漏えい防ぎょ訓練　　ｓ　交通規制訓練　　ｔ　非常無線通信訓練
ｕ　自衛隊災害派遣要請訓練　　ｖ　非常招集訓練　　ｗ　その他の訓練

カ　訓練の方法

実働訓練とする。

(2)　職員訓練及び図上訓練

ア　職員参集訓練

勤務時間外の大規模災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、防災関係職員を非常招集する訓練を実施する。

イ　災害対策本部設置・運営訓練

災害発生時における災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化のための図上訓練を実施する。

(3)　緊急通信訓練

災害時において電話等途絶の場合、災害情報等の収集・伝達通信が円滑に行われるよう、市職員に対し情報孤立対策や情報機器の操作習熟のため、防災関係機関相互の通信連絡訓練を実施する。

(4)　避難行動要支援者の参加を重点に置いた避難誘導訓練

各種防災訓練の機会を活用し、避難行動要支援者自身の参加による実践的な避難誘導訓練を行う。

(5)　避難所開設・運営訓練等の実施

市職員や市民参加による、実践的な避難所運営訓練等を実施する。

(6)　学校等における防災訓練

学校での様々な場面を捉えた訓練を実施し、児童・生徒等及び教職員の災害対応能力の向上を図る。また、学校等が、災害時の避難所・避難場所としての役割を果たせるよう、避難所開設・運営訓練の実施等についても検討する。

(7)　病院・社会福祉施設等における訓練

病院や社会福祉施設等では、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救出・救護に重点をおいた訓練を実施し、職員の要介護者に対する対応要領の策定と、付近住民の協力体制についても検討する。

(8)　消防団における防災訓練

消防団の出動、避難、立退き、救出・救助、消防活動の指揮系統の確立、情報伝達などを盛り込んだ訓練を実施する。

(9)　水防訓練

県等の防災関係機関と連携し、水防工法、水防資器材の運搬、情報伝達などを盛り込んだ訓練を実施する。

(10)　防災訓練の評価・検証

防災訓練については、実施後、実効性などに関する評価・検証を行い、見直しを図るとともに、以後実施する防災活動・防災訓練に役立てる。

４　防災関係機関の役割

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第３節　自主防災組織育成計画

１　計画の方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、市民自らが自分の命を自分の努力によって守るという意識を持ち自らの判断で避難行動をとる（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる。

市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

実 施 担 当	防災課　　消防本部　　各支所・行政サービスセンター
防災関係機関	各防災関係機関　　消防団

２　自主防災組織の概要

(1)　組織

自治会単位など、地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

(2)　組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長のほか、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、自主防災活動に参加する市民一人ひとりの役割分担を決め、組織を編制することが望ましい。なお、班編制については組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させていくことも必要である。

(3)　自主防災組織の活動内容 自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア　平時の活動

(ｱ)　情報の収集伝達体制の整備

(ｲ)　防災知識の普及及び防災訓練の実施

(ｳ)　火気使用設備器具の点検

(ｴ)　防災資機材等の整備及び管理

(ｵ)　危険箇所の点検・把握

(ｶ)　避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ　災害時の活動

(ｱ)　初期消火の実施

(ｲ)　地域内の被害状況等の情報収集

(ｳ)　救出救護の実施及び協力

(ｴ)　市民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達

(ｵ)　市民に対する避難の呼びかけ、率先避難及び避難誘導
(ｶ)　避難行動要支援者の避難支援
(ｷ)　給食・給水及び救助物資等の配分
(ｸ)　避難所の運営支援

3　市の役割

(1)　防災意識の啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2)　訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮し、市民主体の避難につながる意識改革を促す防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3)　防災リーダーの育成

地域の自発的な活動である自主防災組織の取組みの推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、市は、人材の発掘や研修会の開催、先進の取組み事例の紹介などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーの育成に努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

4　県の役割

県は、市が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成等に積極的に協力し、また、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報紙等による防災意識の普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

5　自主防災組織と消防団の連携

消防団は、市民等により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実は図る。また、市は、消防団と自主防災組織の連携が図られるよう、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、実践的な訓練の実施等を促進し、市民が地域の防災訓練する等、自発的な防災活動に参加できるよう努める。

6　地区防災計画の作成

災害対策基本法第 42 条第３項に基づき、市内の一定の地域内の住民及び該当地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

第４節　災害に強いまちづくり計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害に強いまちづくりを推進するためには、市や県、国等の各種関係機関が協力して、防災上危険な地域の解消など、総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

市や県、国等の各種関係機関は、次の事項に留意し、災害に強いまちづくりを推進していく。

ア　災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ　計画的な土地利用の規制・誘導

ウ　防災上危険な市街地の解消

エ　災害に強い宅地造成の推進

オ　防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

カ　土砂災害災害警戒区域等の指定

実 施 担 当	各関係課
防災関係機関	各防災関係機関

(2)　要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の~~の~~ユニバーサルデザイン化に努める。

(3)　積雪期の対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

２　市民・企業等の役割

(1)　市民と地域の役割

効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア　日頃からの地域の防災上の課題等の把握

イ　災害に強い、防災まちづくりを実現するための、市民一人一人がアイディアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2)　企業等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

さらに、土砂災害特別警戒区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないよう考慮するとともに、必要な安全対策を行う。

3　市の役割

(1)　災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。総合的な計画において防災に配慮した市のマスタープランの策定を促進する。

マスタープランは、土地利用に関する計画、施設に関する計画などを含む将来の望ましい市を明確にするものであり、総合計画策定上の指針となるべきものである。このため、防災まちづくりの方針を佐渡市郡市計画マスタープランに位置付けることにより、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

(2)　災害に強い市街地構造の形成

市街地の同時多発的な火災に対処するため、木造密集市街地等、延焼により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、市街地の面的な整備や、公共施設等による延焼遮断空間の整備を進め、災害に強い市街地構造の形成に努める。

ア　街区整備等の面的整備事業の推進による防災性の強化

(ｱ)　街区整備等による災害危険市街地の解消

防災上危険な木造密集市街地の解消のためには幹線道路などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い市街地構造とするには、総合的な整備手法を検討し、災害に強いまちづくりを行う。

(ｲ)　災害に強い新市街地の整備

市街地周辺部については、防災上危険で無秩序な開発を防止し、良好な新市街地の整備を行うため、総合的な整備を推進する。

イ　防災活動拠点となる防災安全街区の整備

市及び県等の関係機関は相互連携により、街区整備等による都市基盤の整備に併せて、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を推進する。

ウ　低地における市街地の浸水対策等の推進

市及び民間の開発事業者は、その開発に当たって、必要な防災調節池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置等により、雨水の流出抑制、保水、遊水機能が確保されるよう、低地における市街地の浸水対策を推進する。

エ　土砂災害危険箇所の整備の推進

(ｱ)　市及び県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等における土砂災害防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木･風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進する。

(ｲ)　市は県と協力して、土砂災害の危険性が高い斜面地等については、その防止施設の整備等に加え「新潟県緑花推進計画」に基づき、緑化協定や緑地保全地区の指定などにより、土砂災害防止、延焼遮断、市街化の進展防止等の機能を有する緑地の整備、保全に努める。

オ　都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり

本市では、都市計画指定区域は少ないが一部に集中化する傾向もあるため、道路用地・公共空地の確保と、下記の地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導及び根幹的な都市施設の整備、面的な市街地開発事業の実施により望ましいまちづくりを実現することで、防災効果を高める。

(ｱ) 既存の木造密集市街地や高度な土地利用を図る地域について、準防火地域や防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図る。

(ｲ) 工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより建築物の用途純化を誘導し、災害時の火災発生及び拡大要因の除去を図る。

(3) 計画的な土地利用の規制・誘導

浸水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進する。また、無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(4) 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等を推進することにより、防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 防災に資する公共施設の整備

(ｱ) 河川・水路の整備

河川・水路管理者は、河川・水路について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路等の建設、内水排除施設の整備及び必要に応じ下水道事業による雨水渠の整備等に努める。

(ｲ) 土砂災害防止施設の整備

市及び国、県は、保安林の指定及びその整備並びに土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所等における施設整備に努める。

イ 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(ｱ) 緊急輸送ネットワークの整備

市は、国及び県と協力をし、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート）、輸送拠点（両津港・小木港・赤泊港・ターミナル等）、緊急物資集積拠点、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

(ｲ) 避難路等ネットワークの整備

市は、災害時において市民等が安全で円滑に避難できるよう、ハザードマップ等を十分考慮して、避難路及び避難場所のネットワークの計画的な整備を推進する。

(ｳ) 防災公園等の整備

市及び県は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難地や広域避難地となる公園（防災公園）、防災空地等を、面的整備事業の活用により、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

なお、市街地については、都市計画公園の建設・再整備により防災機能を付加する。

(ｴ)　オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第５節　集落孤立対策計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

中山間地域、離島など、災害が発生した場合、土砂崩れや津波等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う必要がある。

ア　孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。

イ　市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材(電源、熱 源等)の整備、物資(食料、水、生活用品)の備蓄等を行う。

ウ　消防本部は、孤立予想集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

エ　県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに孤立予想集落住民の救出・救助体制を整備する。

実 施 担 当	防災課
防災関係機関	県

(2)　要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入れ先を確保する。

(3)　積雪期の対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

２　市民・地域の役割

(1)　市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低７日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(2)　地域の役割

災害発生時に、集落住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を集落住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

３　市の役割

(1)　孤立予想集落の把握及び市民への周知

市は県と連携し、迂回路のない集落について周辺の集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握するとともに、その状況を市民へ周知する。

(2)　多様な通信等の通信手段の確保

ア　地区の実情に応じた適切な非常通信手段を確保する。

イ　非常用電源（燃料等も含む）などを確保する。

(3)　集落防災拠点施設の確保

公民館など地域における防災活動の拠点となる施設を整備するとともに、国・県及び市の補助制度等による自主防災組織等の資機材整備を支援する。

(4)　資機材の整備、物資の備蓄と事前配置

集落内の指定避難所等への資機材（電源、熱源等）の整備、備蓄物資（食料、水、生活用品）の事前 配置に努める。

(5)　自主防災組織の整備及び連携

市民の自治組織を自主防災組織として整備するとともに、道路被害情報等の収集及び関係機関への情報提供を迅速に行うため、孤立化のおそれがある地区の自主防災組織との連携体制を確立する。

(6)　物資供給手段等の確保

ア　集落内のヘリポート適地を確保するとともに、その他離着陸が可能な場所（田畑など）を把握しておく。（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）

イ　積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保

ウ　自主防災組織育成を推進し、食料及び医薬品、防災資機材などを支援する。

(7)　日頃からの備え

ア　市は孤立化のおそれがある集落の住民に対し、最低７日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう要請する。

イ　市はハザードマップ等により、孤立集落内の避難路や危険区域を周知する。

第６節　建築物等災害予防計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。

特に、根幹的な公共施設などは、災害時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、公共機関等においては所管施設等の予防対策を行うなど耐火性の向上を図り、適切な維持管理に努めなければならない。

民間の住宅・建築物等については、所有者に対して防災対策の総点検及び災害予防の重要性についての啓蒙に努める。また、災害発生後の建築物等による二次災害を防止するために体制の確立を図っていく。

実 施 担 当	各関係課
防災関係機関	各防災関係機関

(2)　防災上重要な建築物の災害予防

ア　防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

(ｱ)　災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎等）

(ｲ)　医療救護活動の施設（健康センター、保健センター、各病院等）

(ｳ)　応急対策活動の施設（消防本部、消防署等）

(ｴ)　避難所となる施設（学校、体育館、公民館等）

(ｵ)　社会福祉施設等（養護老人ホーム、高齢者福祉センター、心身障がい者施設等）

イ　防災対策の実施

防災上重要な公共建築物等の防災対策については、以下のとおり実施する。

(ｱ)　建築物及び構造物の安全確保

施設管理者は、法令で定める技術基準を順守し、災害に強い施設づくりを進める。

(ｲ)　防災設備等の整備

施設管理者は､次に示すような防災措置を計画的に実施し､防災機能の強化に努める。

a　飲料水の基本水量の確保

b　非常用電源の基本能力の確保

c　再生可能エネルギー設備、蓄電池設備、V2H 等を導入又は支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にエネルギー供給等の機能が発揮できるよう整備

d　配管設備類の固定強化

e　敷地内の排水施設及び擁壁等の整備

f　段差部をスロープ化するなど、要配慮者に配慮した施設、設備の整備

g　防災設備の充実　他

ウ　施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

(ｱ)　法令に基づく点検等の台帳

(ｲ)　建設時の図面及び防災関連図面

(ｳ)　施設の維持管理の手引き

(3)　不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

ビル及びターミナル等など、不特定多数の人が出入りする多様な施設では、共同防火管理体制の確立を図るとともに災害発生による被害の防止、軽減を図るため、(4)の一般建築物の災害予防に加え、施設管理者は、次の対策等を実施する。

ア　災害時の混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備

イ　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ　避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底

エ　災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ　当該施設の管理実態を把握するため、防災設備等の日常点検の励行

カ　個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の徹底

(4)　一般建築物の災害予防

建築物全般並びに特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の災害や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその実効性の安全が図られてきた。

しかしながら、新耐震設計基準施行（昭和 56 年）以前の既存住宅・建築物については、現行法の耐震性が満たされていないものが数多く存在している。

市及び県は、災害に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体との連携を図りながら、次の対策を計画的に講じる。

ア　不特定多数の者が使用する建築物について必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。

イ　著しく劣化している建築物について防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

ウ　災害時に建築物の窓ガラスや看板等落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等に、安全確保について啓発・指導する。

エ　水害常襲地の建築物について床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

オ　がけ地等における安全立地については、建築基準法及び条例の規定に基づき、土砂災害警戒区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

カ　一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき防災上必要な指導、助言を行う。

キ　災害等によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導する。

(5)　要配慮者に対する配慮

ア　避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ　不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、要配慮者を避難誘導するための体制整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

(6)　積雪期の対応

ア　防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ　住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2　市民・地域・企業等の役割

(1)　市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

(2)　地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

(3)　企業、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア　防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ　自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

ウ　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管 理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3　市の役割

(1)　防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア　市が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ　事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2)　一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3)　老朽化した建築物の長寿命化計画

市は、老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

４　消防本部の役割

防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする施設の災害予防推進や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門的な視点から必要な指導・助言を行う。

第７節　気象等防災観測体制の整備

１　計画の方針

気象庁及び新潟地方気象台は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持に努めるとともに、観測施設等の整備に当たっては耐震性を含めた信頼性の確保に努める。また、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係省庁、地方公共団体等と協力して観測体制の充実に努める。

その他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに相互の通報連絡体制等を整備する。

実 施 担 当	防災課
防災関係機関	新潟地方気象台　　県　　各防災関係機関

２　新潟地方気象台の観測体制

(1)　地上気象観測

気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向・風速、相対湿度、積雪の深さの観測も行っている。

観測所の設置詳細（新潟県内）

観測所の種類	観測要素	地点数	佐渡市の観測地点
気象台	気温、降水量、風向風速、日照時間、積雪深、湿度、気圧	1	
特別地域気象観測所		2	相川
地域気象観測所（アメダス）	降水量	16	
	気温、降水量、風向風速、湿度（※）	11	弾崎、両津、羽茂
	気温、降水量、風向風速、日照（※）、積雪深	14	
合　　計		44	

※アメダスにおける湿度の観測は令和３年（佐渡市では令和５年）から順次開始

(2)　レーダー気象観測

気象庁は、全国 20 か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(3)　高層気象観測

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国 16 ヶ所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国 33 箇所に

設置され地上約 10km までの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(4)　静止気象衛星

東経 140 度付近の赤道上の高度約 35,800km の静止軌道上に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を 24 時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解析などを行っている。

3　市内の気象観測

市内では消防本部（中央消防署）において、気温、湿度、風向・風速、雨量を、消防本部（中央消防署）他、市内３か所で降雪量、積雪深を観測しており、観測結果については県危機対策課に報告されている。

4　県の観測体制

(1)　公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や専用線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。

また、それらのデータは県情報ハイウェイや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

(2)　農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

(3)　発電施設関係

県企業局では、発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、ダム水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又は報告される。

当市においては該当施設はない。

5　今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般住民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第８節　道路・橋梁・トンネル等の災害予防計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対応、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、道路施設の整備や、迅速に道路情報を収集する体制を整備するとともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

実 施 担 当	建設課　　農林水産振興課
防災関係機関	県

(2)　計画の重点

ア　緊急輸送道路ネットワークの形成

県では、災害発生時の応急対策を円滑に行うため、高速自動車道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、１次から３次の「緊急輸送道路」として指定している。

(ｱ)　１次緊急輸送道路

高速自動車道と次の防災拠点を連絡する一般国道

（県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等）

(ｲ)　２次緊急輸送道路

１次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか､次の主要な防災拠点を連絡する道路

（市庁舎、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）

(ｳ)　３次緊急輸送道路

１次、２次の緊急輸送道路とその他の防災拠点を結ぶ道路

イ　緊急輸送道路の指定

市では、被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設、緊急物資集積拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成するものとする。

(ｱ)　国道 350 号を基幹に、これとアクセスする主要県道を主体とし、防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点、緊急物資集積拠点を縦横に結ぶ県道・市道で構成される道路網

(ｲ)　各支所等を結ぶ道路（国道・県道・市道）

(ｳ)　病院、避難場所等公共施設とアの道路を結ぶ道路

ウ　臨時ヘリポートの整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、小中学校のグラウンド、野球場、陸上競技場、漁港等を臨時ヘリポートとして指定する。

なお、臨時ヘリポートの指定を見直す場合には、次の事項に留意して指定する。

(ｱ) 離着陸に必要な面積（概ね 500 ㎡以上）があること。

(ｲ) 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。

(ｳ) 陸上交通上の利便性を有する場所であること。

(ｴ) 指定に当たっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

2 各道路管理者等の行う災害対策

道路管理者等である国土交通省、県及び市はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い、道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を行う。また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面対策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を実施する。

イ 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

対策に関しては、災害時において橋梁機能が確保できるように、県及び関係機関と協力して主要な道路の橋梁についての調査を実施し、補修等の対策が必要な箇所での架け替え・補強等整備を推進する。また、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修等の整備促進を図る。

ウ ハザードマップの活用各道路管理者等は相互の協力を得て、河川管理者等が作成する洪水のハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

エ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ｱ) 信号機、道路案内標識等の整備

災害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(ｲ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は、道路パトロール等を通じて、民間施設等の管理者に対して必要な安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定した道路占用の禁止又は制限等を行う。

(2)　基幹農道及び主要林道の災害予防

基幹農道及び主要林道については、農業、林業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、その多くは、軟弱地盤地帯や地すべり地帯に多いため、災害時には道路施設の多大な被害が予想される。市は安全性、信頼性の高い道路ネットワークを確保するため補強・改良等を実施し施設の安全性を高めるよう防災対策を推進する。

ア　基幹農道

広域農道を災害時において避難路及び災害応急・復旧対策上重要な道路施設と位置づけるとともに、橋梁については落橋防止装置を設ける等整備に努める。また、水害、地震等による法面崩壊､土砂崩落､落石等の被害が予想される場所については防止工を施工する。

イ　主要林道

林道は、中山間地域における災害発生時の緊急避難及び応急対策活動において、国道、県道及び市道を補完する施設であり、このような路線を重点的に公共改良事業等により、補強・改良等を実施し施設の安全性を高める。

(3)　防災体制の整備

ア　情報連絡体制の整備

道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、ＩＴＶ)、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ　迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動のための自転車等）備蓄の体制を整備する。

ウ　道路通行規制

道路管理者等は、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線又は区間毎）を設定し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ　道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発を推進する。

第９節　港湾・漁港施設の災害予防計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

両津・小木・赤泊・二見各港は、地域経済にとって重要な物流機能を担うばかりでなく、災害時に海上交通の安定性を活かした緊急物資輸送、被災者の移動、市民への避難場所の提供等を行う重要な防災拠点である。

災害発生時には、迅速な応急復旧等の対応が図られ、また、被災時には、緊急輸送ネットワークの結節点として、機能するよう、防災体制の確立を図る。

また、緊急物資の保管施設、通信情報施設、がれき仕分け施設、仮設住宅用地等を備えた拠点として機能するよう、防災体制の確立を図る。

実　施　担　当	建設課　農林水産振興課　港湾・漁港施設管理者
防災関係機関	県

(2)　主な取組み

ア　風水害発生に備え防災体制を確立する。

イ　海岸保全施設等の健全度の調査、確認を促進する。

ウ　港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施 等により、その適切な維持管理に努める。

・市内の港湾

港　湾　名	港 湾 の 種 別
両　津　港	重　要　港　湾
小　木　港	重　要　港　湾
赤　泊　港	地　方　港　湾
二　見　港	地方港湾（避難港）

２　企業等の役割

港湾・漁港内にある企業等は、風水害発生に備え緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関、企業相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

３　市の役割

(1)　防災体制の確立

ア　高波、高潮等の風水害に対処するための防災体制を確立する。

イ　被害の軽減及び被災時の応急復旧等に対する迅速かつ的確な対応を図るため、平時より関係行政機関や関係団体と連携を図るとともに、情報交換等の連絡体制を整備する。

(2)　防波堤等の整備漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、漁港整備計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。

4　県の役割

(1)　防災体制の確立

ア　各種災害に対処するための防災体制を確立する。

イ　災害防止、被災時の応急復旧等に対して、迅速・的確な対応を図るため、平時より国土交通省北陸地方整備局等の関係機関や（一社）新潟県建設業協会、(一社）建設コンサルタンツ協会北陸支部などと協定を締結するなど､人員及び資材の確保や連絡体制を整備する。

(2)　防波堤等の整備

港湾及び漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、港湾計画及び漁港計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。なお、その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにすることや、環境・景観への配慮に努める。

港湾の防波堤等外郭施設の整備状況　（令和５年３月現在）

区分	港　名	施設名	延　長	適　用
重要港湾	両津港	北防波堤	1,344m	計画（内 1264m整備済）
		南防波堤	140m	計画（内 80m整備済）
	小木港	第二東防波堤	400m	計画（内 300m整備済）
		防波堤（波除）	100m	整備中
地方港湾	赤泊港			整備済
	二見港			整備済

(3)　耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、災害発生時に重要な防災拠点としての一定の物流機能の維持が図られるよう、耐震強化岸壁の整備を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画等に位置付け、計画的な施設整備に努める。

両津港湊地区　南ふ頭２号岸壁　　水深：-7.5m　延長：193m

(4)　避難緑地等の整備

港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペースに接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

また、漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有するほか、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

港湾の防災拠点緑地・避難緑地計画　（令和５年３月現在）

港　名	地区名	緑地種別	避難緑地面積	適　用	港湾計画上の緑地面積
両 津 港	湊地区	避難緑地	12,966 ㎡	整備済	2.7 ha
小 木 港	北地区	避難緑地	10,000 ㎡	計　画	1.4 ha

(5)　適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

第 10 節　空港の災害予防計画

１　計画の方針

(1)　空港やターミナル施設は、人及び物の円滑な交流を支える施設であり、災害発生時には人員並びに緊急物資等の輸送など、輸送施設として重要な役割を担うことから、災害に対する安全性を考慮した整備により空港機能を確保する。

(2)　施設の管理者は、施設の点検調査を随時実施し、災害に対する安全性を確保するため、必要な改修等の予防措置を行う。

(3)　災害発生時を想定した情報の収集・提供の体制、関係機関等との連絡体制を整備する。また、応急復旧に伴う緊急体制や情報連絡体制を整備する。

空　港　名	種　　別	空港管理者	滑　走　路
佐　渡　空　港	地方管理空港	新潟県	890m×25m

実　施　担　当	交通政策課　　空港施設管理者
防災関係機関	県

２　企業等の役割

空港ターミナル施設等の管理者は、災害発生時を想定した連絡体制及び応急体制の整備を推進する。また、空港利用者の誘導体制及び負傷者の救急救命体制を整備する。

３　市の役割

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の要件を満たす、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時ヘリポートとして指定する。

(1)　離着陸に必要な面積（概ね 500 ㎡以上）があること。

(2)　周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。

(3)　陸上交通上の利便性を有する場所であること。

(4)　避難場所との重複指定は極力さけること。

(5)　指定に当たっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努める。

第 11 節　土砂災害予防計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本市は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が極めて多く存在する。

ア　市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ　市は、市民へ土砂災害警戒区域等や災害時にとるべき行動につて普及啓発するとともに、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。更に、土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

ウ　施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮させるよう努める。併せて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

実 施 担 当	建設課　　農林水産振興課　　各施設管理者
防災関係機関	県

(2)　要配慮者に対する配慮

市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。なお、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するに当たっては、県と連携して積極的に支援を行う。さらに、避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し必要に応じて助言等を行う。

２　市民・企業等の役割

(1)　市民の役割

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

(2)　地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3)　企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、市等の関係機関の協力を得て、避難確計画を策定し、それに基づき避難訓練を実施する。

3　市の役割

(1)　市民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。

(2)　応急対策用資機材の備蓄

風水害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3)　住宅移転の促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。

(4)　避難指示等の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、地形や地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(5)　情報伝達体制の整備

ア　市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ　緊急時の伝達媒体である防災行政無線(戸別受信機含む)等の整備に努める。

ウ　土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用するよう努める。

(6)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア　当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。

(ｱ)　土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(ｲ)　警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地

(ｳ)　上記施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項

(ｴ)　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ　避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の市民の避難誘導

等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ　土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布する。

この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

併せて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。

(7)　地すべり防止区域巡視員の設置

県(農林水産部、農地部、土木部)より地すべり防止区域の巡視業務を委託された市は、業務を実施するための地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

(8)　高齢者の避難行動に対する理解の促進

市は、国と連携し防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

(9)　市民等の安全確保対策

ア　市民への土砂災害警戒区域等の公開

市は、県から土砂災害警戒区域等に関する情報の提供を受け、これを市地域防災計画に掲載する。

また、管内の土砂災害警戒区域等について、災害種別、所管官庁の違いに関わらず一覧できる地図（土砂災害ハザードマップ）を作成し、これを一般に公開する。県は、市のマップ作成に協力する。

イ　市民への土砂災害警戒区域等の事前周知

市は、土砂災害警戒区域内の市民等に対し、ハザードマップの配布やダイレクトメールの送付等により、当該区域の土砂災害による被災に危険を周知し、土砂災害の発生し易い気象条件や災害の予兆現象、避難方法や避難先等について具体的に説明する。

ウ　緊急時警戒避難体制の整備

(ｱ)　市は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難態勢に関する事項を定め､円滑な警戒避難の実施に必要な情報を市民に周知するよう努める。

(ｲ)　市は、土砂災害警戒区域内の市民の安全確保のため、異変が発生した際の市民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制の整備に努める。

(ｳ)　市は、管内の土砂災害警戒区域内に要配慮者関連施設が所在する場合は、入所者等の安全確保のため、事前に必要な措置を講じておく。

エ　高齢者等避難及び避難指示の発令

市は土砂災害警戒情報が発表されたときは、必要に応じ避難指示等を発令する。

4　県・国の役割

県及び国は、関係法令に基づき、定期的に土砂災害警戒区域等の調査を行い、危険性、緊急性に応じて災害防止事業を計画的に実施するとともに土砂災害警戒区域等の情報を市に提供する。

(1)　山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア　保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

・市内の保安林の種類及び面積　（令和６年３月現在　単位：ha）

保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積
水源かん養保安林	11,569	土砂流出防備保安林	6,903
土砂崩壊防備保安林	139	防風保安林	32
潮害防備保安林	0	干害防備保安林	76
落石防止保安林	18	保健保安林	1
風致保安林	14	計	18,752

※　兼種保安林は事務処理規程の上位の保安林種として計上

イ　治山事業の実施

県は、災害発生の危険性の高い地区については、市からの情報提供により保安林に指定し、治山施設の整備等のハード対策を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山地災害危険地区や既設治山施設の点検を実施し、点検結果に基づき地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。なお、国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。

また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

市は、県営治山事業の採択要件に満たないものについて行う。（小規模補助治山事業）

(2)　砂防事業の実施

国は、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。

県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂池等の整備を実施する。また、避難確保や防災のための重要インフラの機能を維持するための施設整備を速やかに実施する。

(3)　地すべり防止施設の整備

国は、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第 51 条の規定により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区　　分	主務大臣 （所管省庁）	県所管部局 （担当課）
ア　砂防法に基づく砂防指定地（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣 （国土交通省）	土木部 （砂防課）
イ　森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 （林野庁）	農林水産部 （治山課）
ウ　ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 （農林水産省農村振興局）	農地部 （農地建設課）
エ　ア～イに該当しない地すべり地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 （国土交通省）	土木部 （砂防課）

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。

また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じて修繕等を行う。

(4)　土砂災害警戒区域等の指定及び市民への周知

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、集中豪雨等に起因する土砂災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について土砂災害警戒区域等に指定するとともに、市と連携して土砂災害警戒区域等を示す看板等の設置を進め、市を通じて市民へ周知する。

(5)　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報）の発表

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して、警戒が呼びかけられる情報で県と新潟地方気象台から共同で発表される。

(6)　土砂災害関連情報システムの整備

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を市等に常時提供できるよう体制整備を進める。

(7)　情報伝達体制の整備

県は、市と連携し、市民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(8)　市の防災体制整備への支援

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等についての助言を行う。

(9)　住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、土砂災害特別警戒区域にある住宅を移転する場合には、市を支援する。

(10)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア　土砂災害警戒区域等の指定

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域等として指定する。

イ　土砂災害警戒区域等の範囲の公表

県は、指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、その範囲を示した図面を公表する。

ウ　土砂災害特別警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講じる。

(ｱ)　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に関する許可制

(ｲ)　建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(ｳ)　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(ｴ)　勧告等による移転者への融資、資金の確保

(11)　地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第７条の規定に基づく新潟県地すべり巡視業務委託要領により、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、県は地すべり防止区域の巡視業務を市に委託する。

(12)　専門技術ボランティア等の活用

県は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ア　新潟県治山防災ヘルパーの活用

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ　砂防・治山ボランティアとの協働

県では、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員ＯＢを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の市民への普及・啓発等の活動を行っている。

(13)　土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査を実施する体制及びこの調査で得られた情報を速やかに市に提供できる体制を整備する。

(14)　二次災害の予防

ア　迅速な応急対策への備え

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等

との災害協定の締結を推進する。

イ　二次的な土砂災害への対応

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

(15)　盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた対応

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

５　市内の土砂災害警戒区域等の状況

市内における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の現状は次のとおりである。

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

（令和６年５月３１日現在）

地すべり		急　傾　斜		土　石　流	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
１１０	０	８４９	７２６	４３６	２７６

６　防災関係機関の役割

防災関係機関は、災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第 12 節　河川・海岸施設の災害予防計画

１　計画の方針

河川・海岸施設等は、風水害における災害防ぎょ及び地震に伴う被害軽減のための重要な施設である。各施設の管理者は、災害による施設被害を最小限にとどめるため、平時から施設の構造強化による災害予防対策の推進と、災害発生時に備えた総合的な防災体制の整備を推進する。

実 施 担 当	建設課　　農林水産振興課　　各施設管理者
防災関係機関	県

２　市民・企業等の役割

(1)　市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関及び警察機関へ連絡する。

また、災害発生時に的確に避難できるよう、洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について確認しておく。

(2)　地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日頃から協力して災害対応に当たることができる関係性の構築に努める。

また、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波時においては、水防団等から要請により、水防活動にも従事する。

３　各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1)　耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(2)　緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び(社)新潟県建設業協会佐渡支部等の民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

（水防資材については「資料編　水防資材一覧表」による。）

(3)　情報管理手法の確立

河川・ダム・海岸施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(4)　災害危険地区の調査及び市民への周知

浸水､波浪等による危険地域等を定期的に調査し､災害危険箇所について市民へ周知する。

4　河川管理施設等の災害予防

本市は急流河川が多く、平成10年８月４日の集中豪雨で大きな被害を受けた経緯がある。河川整備については、国府川水系河川整備計画に基づき着実に進めている。

河川管理者等は、次により河川施設等の災害予防対策を講じる。

(1)　施設及び災害危険箇所の点検、調査及び耐震性の強化

ア　各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し､必要な補修､改修等を計画的に実施する。

イ　災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ　市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

エ　国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。橋梁、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

(2)　排水機場、頭首工等における管理体制整備

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

(3)　防災体制等の整備

ア　出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

イ　地震発生直後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

(4)　河川関係重要水防箇所

（令和６年度佐渡地域振興局地域整備部水防計画）

重点区間		水防上最も重要な区間 A		水防上重要な区間 B		要注意区間		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
0	0	72	24,895	228	190,407	2	110	302	215,412

(5)　ダム施設における放水の調整等

本市においては、上水道事業としてダム（有効貯水量3,546千m^3）を有している。

また､上流には洪水調整及び不特定灌漑用水ダム(総貯水量18,292千m^3)を有している。

これらダムにおける放水は、時として水害を助長することが考えられる。降雨が長期的に続く場合は、ダムの管理者と連絡を密に行い計画的な放水を行う。

(6)　減災対策

ア　水防体制の整備

市は、水防管理団体として、市域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、「第２章 第22節 水防活動の体制整備」に基づき、水防団及び水防管理団体の水防組織を整備する。

イ　要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

ウ　警戒避難体制の整備

(ｱ)　洪水ハザードマップ等により避難路・避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保等、必要な警戒避難体制を構築する。

(ｲ)　河川・海岸災害に関する情報、洪水予報、避難判断水位到達情報は、広報計画に基づき、サイレン、広報車、佐渡市メール等の媒体を用いて市民に周知する。

５　ダム施設の災害予防

各ダム施設管理者は、次により災害予防対策を講じる。

(1)　県土木部所管ダム

「河川管理施設等構造令」及び「河川砂防技術基準(案)」等により、十分な耐震構造で設計・施工されている。

ダム本体および貯水池周辺道路、法面等の関連施設については、河川法施行令第 29 条に基づき各ダムで定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じる。

(2)　県農地部所管ダム

農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものは耐震性を考慮して設計・施工されている。

築造年代の古いものについては、順次現地調査を実施し、各施設の危険度判定結果を基に計画的に施設の改善に努める。

６　海岸保全施設の災害予防

佐渡市の海岸は約 280 ㎞あり、そのうち 159.3㎞は海岸保全区域の指定を受けている。その所管は国土交通省、農林水産省に別れ海岸法、その他関係法令の定めるところにより、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。

(1)　海岸保全区域、災害危険箇所の点検

海岸保全区域､災害危険箇所を定期的に点検し､危険箇所の整備計画を策定するとともに、点検結果に基づき緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。

・佐渡市の海岸関係重要水防箇所　（令和６年度佐渡地域振興局地域整備部水防計画）

水防上最も重要な区間 A		水防上重要な区間 B		やや危険な区間 C		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
9	3,102	37	13,838	26	9,293	72	26,233

(2)　低地における海岸堤防の整備

ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る。

第 13 節　農地・農業用施設等の災害予防計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害による農地・農業用施設等の災害の未然防止と被害解消のため、新潟県農業農村整備長期計画に即し、湛水防除、ため池等整備、中山間地域総合整備事業等により農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図る。

実　施　担　当	農林水産振興課　　各土地改良区　　各施設管理者
防災関係機関	北陸農政局　　県　　「新潟県土地改良事業団体連合会

ア　各施設の共通的な災害予防対策

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり次の事項に十分留意する。

(ｱ)　管理体制等の整備

農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各施設管理者主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(ｲ)　土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(ｳ)　施設の点検

常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(ｴ)　情報管理手法の確立

基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(ｵ)　緊急用資機材の点検、備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に(社)新潟県建設業協会佐渡支部等の民間団体と協力し、備蓄に努める。

イ　農業用ダム施設の災害予防対策

農業用ダムについては、築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに施設管理体制の強化により適正な維持管理を推進する。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

農 業 用 ダ ム

ダム名	所在地	管理団体
新穂ダム	佐渡市上新穂	新穂村土地改良区
新穂第２ダム	〃　上新穂	新穂村土地改良区
小倉川ダム	〃　小倉	国府川左岸土地改良区
竹田川ダム	〃　竹田	国府川左岸土地改良区
藤津川ダム	〃　平清水	金井土地改良区
佐和田ダム	〃　山田	国仲西部土地改良区
羽茂ダム	〃　下川茂	羽茂土地改良区
小倉ダム	〃　小倉	市（農林水産振興課）
外山ダム	〃　外山	市（農林水産振興課）

ウ　用排水施設の災害予防対策

(ｱ)　用排水施設の整備に当たっては、地域全体の排水機能の向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や中山間地域総合整備事業による農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

(ｲ)　頭首工・樋門・樋管など農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、災害の未然防止に努める。

(ｳ)　主要用排水施設

用排水施設名	所在地	管理団体
小倉川頭首工	佐渡市宮川	国府川左岸土地改良区
大堰頭首工	〃　羽茂本郷	羽茂土地改良区
皆川排水機場	〃　皆川	新穂村土地改良区
中興排水機場	〃　金丸	金井土地改良区
国仲排水機場	〃　八幡	国仲西部土地改良区
金井排水機場	〃　皆川	金井土地改良区

エ　ため池施設の災害予防

農業用ため池の大多数は築造後かなりの年数を経過し、堤体や取水施設の老朽化が著しく、また、洪水吐機能が不十分なものもある。

(ｱ)　ため池の管理者は、ため池防災支援システムの降雨予測等により事前放流等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

(ｲ)　ため池の老朽化の甚だしいもの及び堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設の整備に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれの

ある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに、水位計や監視カメラの設置による遠方監視体制を確立させ、ため池の決壊や下流への被害の予測情報に基づき、迅速かつ的確な避難行動につながる取り組み推進していく。

(ｳ) 防災重点農業用ため池　　令和６年３月 26 日指定

ため池名	ふりがな	所在地
ひょうたん池	ひょうたんいけ	佐渡市　赤玉 188
赤玉池	あかだまいけ	佐渡市　赤玉 179 他 5 筆
うつそ溜池	うつそためいけ	佐渡市　水津 348
岩野溜池	いわのためいけ	佐渡市　河崎 2178
あんべい寺池	あんべえてらいけ	佐渡市　河崎無番地
城腰ため池	じょうのこしためいけ	佐渡市　城腰 965
住吉大池	すみよしおおいけ	佐渡市　住吉
喜右ェ門堤	きえむつつみ	佐渡市　住吉 839
砥石堤	といしつつみ	佐渡市　吾潟 1494-5
新溜	しんため	佐渡市　加茂歌代 2138
赤坂池	あかさかいけ	佐渡市　加茂歌代 1505
下横山池	しもよこやまいけ	佐渡市　下横山 65-1
鷺野池	さぎのいけ	佐渡市　梅津 1584-1
北松ヶ崎堤	きたまつがさきつつみ	佐渡市　北松ヶ崎 354-2
三ツ池（下）	みついけ（した）	佐渡市　橘 1561-5
白畑（下）	しらはた（した）	佐渡市　橘 1434-3
三ツ池（上）	みついけ（うえ）	佐渡市　橘 1636
白畑（上）	しらはた（うえ）	佐渡市　橘 1486-2
休場（上）	やすんば（うえ）	佐渡市　橘 1428
大河内	おおこうち	佐渡市　橘 1626
中ノ畑	なかのはた	佐渡市　高瀬 1275-1
郷地（下）	ごうじ（した）	佐渡市　高瀬 401-3
細田第一	ほそだだいいち	佐渡市　相川大浦 153-1
源滴堤	げんてきつつみ	佐渡市　相川鹿伏 177-2
耕地整理堤	こうちせいりつつみ	佐渡市　小川 794
上野第 2 堤	うわのだいにつつみ	佐渡市　達者 796-1
上野第 1 堤	うわのだいいちつつみ	佐渡市　達者 794-1
三の平堤	さんのだいらつつみ	佐渡市　達者 965-1
桑の木堤	くわのきづつみ	佐渡市　北狄 1220
中方池	なかかたいけ	佐渡市　北川内 453-1
相鱈第二	あいだらだいに	佐渡市　相川大浦 1499
西野堤	にしのつつみ	佐渡市　沢根五十里 678-1
お竜堤	おたきつつみ	佐渡市　窪田 234
八幡堤	やはたつつみ	佐渡市　石田 736（東の尾）
長木堤	ながきつつみ	佐渡市　上矢馳 396-1
新田堤	しんでんつつみ	佐渡市 市野沢 568
尾嵩郷内	おだけごうち	佐渡市　平清水 636

ため池名	ふりがな	所在地
仲之入	なかのいり	佐渡市　中興乙 2447
吉井開田溜池	よしいかいでんためいけ	佐渡市　吉井本郷 1818-2
洞泉寺池	とうせんじいけ	佐渡市　泉丙 883
新保江溜池	しんぼえためいけ	佐渡市　金井新保乙 1174-1
岩江堤	いわえつつみ	佐渡市　泉甲 1011
4 号溜池	よんごうためいけ	佐渡市　新穂正明寺
無常堂堤	むじょうどうつつみ	佐渡市　新穂大野 379-5
金山	かなやま	佐渡市　宮川 1616
野田堤	のだづつみ	佐渡市　畑野 1736
沖堤	おきづつみ	佐渡市　畑野 342-4
苦竹沢	にがたけざわ	佐渡市　栗野江 764-2
寺田新堤	てらだしんづつみ	佐渡市　寺田 434-3
新堤	しんづつみ	佐渡市　目黒町 540
浜中溜池	はまなかためいけ	佐渡市　吉岡 1079-1
大須溜池	おおずためいけ	佐渡市　大小 1129-1
小立溜池	こだつためいけ	佐渡市　大小 150
瀬の沢溜池	せのさわためいけ	佐渡市　大小 477
柏木沢溜池	かしわぎさわためいけ	佐渡市 大小 751-3
金山溜池	きんざんためいけ	佐渡市　静平 630-1
琴浦ため池	ことうらためいけ	佐渡市　宿根木 930-2
帰る川溜池	かえるがわためいけ	佐渡市　下川茂 2031
大石平耕地整理溜池	おおいしだいらこうちせいりためいけ	佐渡市　羽茂大石 744
鍬型溜池	くわがたためいけ	佐渡市　羽茂小泊 945
北袋大堤	きたぶくろおおつつみ	佐渡市　徳和 3520
太郎兵衛池	たろべいいけ	佐渡市　柿野浦 298
立野新田池	たてのしんでんいけ	佐渡市　立野 298
野田堤	のだづつみ	佐渡市　二見 488-2
与十郎堤	よじゅうろうつつみ	佐渡市　相川大浦 343-3
次郎平堤	じろべいつつみ	佐渡市　相川大浦 407
大屋敷堤	おおやしきつつみ	佐渡市　沢根五十里 1362-2
後堤	うしろつつみ	佐渡市　沢根五十里 1377-4
関根堤	せきねつつみ	佐渡市　吉井本郷 1194
安養寺堤	あんようじつつみ	佐渡市　安養寺 99-1
大堤	おおづつみ	佐渡市　下相川 629-1
重右エ門池	しげうえもんいけ	佐渡市　新穂青木 900
四辻堰	よつじせき	佐渡市　宮川 574-2
二堤	ふたつつみ	佐渡市　宮川甲 447-1
野田向溜	のたむかいため	佐渡市　羽茂大崎 1952
稲場池	いなばいけ	佐渡市　羽茂村山 148
下沢池	しもさわいけ	佐渡市　羽茂小泊 1630-3
石畑	いしばたけ	佐渡市　羽茂小泊 115
向平池	むかいたいらいけ	佐渡市　羽茂小泊 1140
直地下	すぐじした	佐渡市　徳和 1163
吉原	よしはら	佐渡市　徳和 1574
垣の内	かきのうち	佐渡市　徳和 1706-3

ため池名	ふりがな	所在地
道の脇	みちのわき	佐渡市　徳和 3524
直地上	すぐじうえ	佐渡市　徳和 4236-2
垣の内	かきのうち	佐渡市 下川茂 801
大堤	おおつつみ	佐渡市　徳和 3920-3

(2)　応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施す。

2　市の役割

(1)　土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2)　気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3)　施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4)　被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告をとりまとめて関係機関に連絡する。

(5)　応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は､所要の手続をとり災害査定前に復旧工事に着手する。

3　土地改良区・施設管理者等の役割

(1)　市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2)　気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3)　施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、市民の避難が必要な場合は関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市等の協力を得て、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告をとりまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得て被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続をとり災害査定前に復旧工事に着手する。

4 防災関係機関の役割

(1) 北陸農政局

ア 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

ウ 農業用施設における事前防災の徹底に関すること。

(2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区等との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第 14 節　防災通信施設の災害予防計画

１　計画の方針

災害時において、迅速に情報を収集し、被害の状況を的確に把握することは、その後の応急対策を進める上で重要である。

そのため市及び防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策､情報通信施設被災の危険分散等の防災対策の推進に努める。

また、市及び防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

実 施 担 当	総務課　　防災課　　消防本部
防災関係機関	県　　各防災関係機関

２　市の役割

(1)　災害時の情報伝達に利用する通信施設

ア　同報系防災行政無線

市は、災害時の迅速かつ的確な情報伝達等により、被害の軽減を図るため、同報系防災行政無線を整備する。また、同報系防災行政無線の屋外拡声子局及び戸別受信機に加え、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用するなど、緊急情報をより早く、より確実に伝達できる体制を構築する。

なお、情報伝達体制の整備に当たっては、多様化した情報伝達手段を一元的に配信する「災害情報伝達一元化システム」の構築を図る。

イ　新潟県総合防災情報システム

災害時に被害の軽減を図るため、市と県及び防災関係機関等との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

ウ　緊急地震速報受信設備（全国瞬時警報システム（J-ALERT））

市民への迅速な気象情報・緊急地震速報等の伝達のため、緊急地震速報受信設備（全国瞬時警報システム（J-ALERT））等を整備する。

エ　その他手段の活用

緊急情報をより早く、より確実に市民へ伝達するため、下記の方法などの活用により、情報伝達手段の多重化を推進する。

(ｱ)　ケーブルテレビ

(ｲ)　市ホームページ・佐渡市メール

(ｳ)　緊急速報メール・エリアメール

(ｴ)　Ｌアラート

(ｵ)　新潟県防災ナビ

(ｶ)　Yahoo!防災速報　他

(2)　災害時の情報収集に利用する通信施設

ア　移動系防災行政無線

災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局（車載・携帯等）等で構成される移動系防災行政無線を整備する。

イ　防災相互通信用無線機

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の連絡体制構築のため、防災相互通信用無線機等を整備する。

ウ　その他手段の活用

緊急情報を迅速に収集するため、情報収集手段の多重化を推進する。

(ｱ)　県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

(ｲ)　衛星携帯電話　他

(3)　情報伝達手段の確保及び運用体制

ア　運用体制

(ｱ)　勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

(ｲ)　実践的な非常通信訓練を定期的に実施し、無線操作・運用の習熟を図る。

(ｳ)　平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

イ　停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動・自動切替型の非常用発電設備や直流電源設備、蓄電池設備、Ｖ２Ｈ等を整備する。

ウ　耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

エ　通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

３　県の役割

(1)　新潟県震度情報ネットワークの整備

地震発生時の震度情報等を迅速に入手し、的確な初動体制を確保するため、新潟県震度情報ネットワークの整備・改修を図る。

(2)　新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意志決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(3)　新潟県防災行政無線施設の整備

ア　災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

イ　有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

4　消防本部の役割

(1)　消防デジタル無線の整備

災害救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

(2)　停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(3)　耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

(4)　通信の確保

ア　定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

イ　平時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

第 15 節　電気通信事業者の災害予防計画

１　計画の方針

電気通信事業者は、電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の災害対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

実 施 担 当	防災課　　電気通信事業者
防災関係機関	県　　各防災関係機関

２　設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1)　電気通信施設の耐震、防風水及び防火対策

ア　通信建物及び電気通信設備等の耐震、防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等については耐震、防風水及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて点検、修理、改修等の改善を実施する。

イ　倒木等による通信網への障害、対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

ウ　防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

(2)　バックアップ対策

災害発生時における通信の疎通を維持、確保するため、通信網について、システムの信頼性向上を更に促進する。

ア　主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは２ルート構成による通信網の整備はおおむね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ　電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

ウ　非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3)　災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア　衛星携帯電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動電源車及び可搬電源装置

エ　応急復旧光ケーブル

オ　ポータブル衛星車
カ　その他応急復旧用諸装置

3　体制面の整備

日常における防災体制の整備を図るとともに、災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

(1)　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア　情報連絡室の設置
イ　支援本部の設置
ウ　災害対策本部の設置

(2)　復旧要員の確保及び応援協力体制

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
イ　ＮＴＴグループ会社等関連会社による応援
ウ　工事請負会社の応援

(3)　防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
イ　中央防災会議及び県・市が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。
ウ　防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

4　災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

(1)　復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア　各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
イ　電気通信設備の予備パッケージ等

(2)　復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し､必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3)　災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、市に依頼して迅速な確保を図る。

５　防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1)　防災広報活動

ア　広報車での呼びかけ

イ　テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ　インターネットを通じての周知

(2)　広報項目

ア　被害状況

イ　復旧見込み

ウ　特設無料公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ　災害用伝言サービス提供に関する事項

オ　災害時の不要不急な通信は控えることの周知

６　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第 16 節　電力供給事業者の災害予防計画

１　計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

実 施 担 当	防災課　　電力供給事業者
防災関係機関	県　　各防災関係機関

２　設備面の災害予防

(1)　電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に計画・設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講じる。

(2)　電力の安定供給

佐渡島内の電力系統は内燃力発電所を主力電源として発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用しており、本土側電力系統とは連系していない単独での系統を構成している。

そのため、電源設備や重要な供給設備は信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御するための通信系統も信頼性を十分確保する必要がある。

３　体制面の整備

(1)　電力の安定供給

佐渡電力センター､両津火力発電所及び相川火力発電所において 24 時間監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2)　防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3)　電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

４　災害対策用資機材等の確保

(1)　災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2)　災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

５　広報活動

電力供給機関は、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。停電時にインターネット等を利用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

６　応援協力体制の整備

各電力会社との災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第 17 節　ガス事業者等の災害予防計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

ア　都市ガス事業者、ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、災害時における被害の防止・軽減を図るため、次の対策を行う。

(ｱ)　都市ガス供給設備及びＬＰガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の風水害に対する安全対策を講じる。

(ｲ)ガス消費者に対して、風水害発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

(ｳ)　二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ　ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ＬＰガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ　市民は、風水害発生時にとるべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。

エ　市は、次の対策を行う。

(ｱ)　公共施設等でガスが使用できなくなった場合のＬＰガス等による代替措置を確保する。

(ｲ)　風水害発生時の安全措置等についての普及・啓発を図る。

オ　県は、風水害発生時にとるべき安全措置等についての普及・啓発を図る。

実 施 担 当	防災課　　ガス取扱事業者
防災関係機関	各防災関係機関

(2)　積雪期の対応

市民は、ガスメーター・配管及びＬＰガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

２　ガス事業者の役割

(1)　風水害による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア　ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ｱ)　ガス供給設備の浸水による故障を防ぐ措置のほか、風水害対策を計画的に進める。

(ｲ)　ガス消費者に対してＬＰガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行うほか、浸水のおそれのある地域においては容器の流出防止対策を計画的に進める。

イ　二次災害防止のための措置

(ｱ)　ガス消費者に対して風水害発生時にとるべき安全措置を予め周知する。

(ｲ)　緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。

(ｳ)　ＬＰガス事業者は､風水害により流出･埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
(ｴ)　風水害発生時に速やかに緊急措置を行うための遮断装置等を整備する。

(2)　複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を市及び県へ連絡する体制を整備する。

(3)　速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。

(4)　積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者（市民、企業等）に対してＬＰガス容器やガスメーター周辺の除雪について協力を求める。

(5)　ＬＰガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

３　市民・企業の役割

(1)　個人で所有するガスの設備については、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。

(2)　風水害発生時にとるべき安全措置の重要性について、ガス事業者から提供される情報等により、あらかじめ理解しておく。

(3)　ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。

(4)　積雪時における風水害発生時の事故防止と緊急点検・安全確認点検のため、ＬＰガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

４　市の役割

(1)　公共施設等でガスが使用できなくなった場合の代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。

(2)　一般家庭・事業所に対して、風水害発生時にとるべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。

　また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、風水害時の安全措置等の重要性について、普及・啓発を図る。

(3)　防災訓練に際して、市民とともに避難所等のガス器具等の使用についての訓練を行う。

５　県の役割

ＬＰガス事業者に対して、次の事項について指導する。

(1)　ＬＰガス充てん所の風水害に対する安全対策の推進

(2)　被害の生じたＬＰガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備

(3)　都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備

(4)　一般家庭・事業所における風水害発生時にとるべき安全措置等の重要性についての普及・啓発

(5)　ＬＰガス容器の流出防止対策の推進

６　防災関係機関の役割

(1)　新潟県ガス協会

ア　研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して風水害対策や災害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　風水害発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等によりガス消費者に対して普及・啓発を図る。

(2)　新潟県ＬＰガス協会

ア　研修会・講習会を開催することにより、ＬＰガス事業者に対して風水害対策や風水害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　ガス器具等を備蓄するとともに、都市ガス供給区域で供給が停止した場合に備え、指定避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給体制を整備する。

エ　風水害発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等によりガス消費者に対して普及・啓発を図る。

第 18 節　上水道施設の災害予防計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

大規模災害による給水機能の停止は、被災市民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断減水等の被害やその影響を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講じる。

実 施 担 当	上下水道課
防災関係機関	各防災関係機関

(2)　積雪期の対応

市は、積雪期における復旧作業が困難であることに留意し、施設が復旧するまでの間における避難者等に対する応急給水対策を確立する。

２　給水目標

被災市民の生活への影響を考慮した応急復旧(仮復旧を含む。)までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模(断水発生率等)を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災者に対する応急給水必要水量を見積もり、目標水量の確保に努める。

	具　体　例
①応急復旧期間	被災後、概ね１ヶ月を目途に応急復旧
②応急復旧の目標	被災直後から応急復旧までの１人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（３ﾘｯﾄﾙ／日） ・１週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ﾘｯﾄﾙ／日） ・２週間後は生活水量の確保（40ﾘｯﾄﾙ／日） ・１ヶ月後は各戸１給水栓の設置

３　市民・企業等の役割

概ね３日間に必要な飲料水（１人当たり１日３ﾘｯﾄﾙ、３日間で９ﾘｯﾄﾙ程度）は、自らで備蓄することに努める。

４　市の役割

市は、風水害等の防災対策計画（耐震化計画を含む。）を策定し、施設及び体制面の防災対策を推進するとともに長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(1)　施設の防災対策

ア　主要施設の防災性の強化

(ｱ)　貯水・取水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

(ｲ)　浄水、送水及び配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

イ　付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて１日以上（孤立が予想される集落は３日以上）の連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

(2)　中山間地での対策

ア　地盤条件や周辺の地形条件によっては風水害による土砂崩れや河川の増水で水道施設が冠水するおそれがあることから、水道施設の設置(又は建設)に当たっては、その位置や基礎構造の選定に配慮する。

イ　ダム等の停滞水域を水源とする場合、土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇するおそれがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討し災害に備える。

ウ　道路の被災等により孤立集落が発生し、集中型の水道システムでは、長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて、予備水源の確保に努める。

(3)　体制面の防災対策

ア　水道施設の保守点検

水道施設を定期的に点検し、機能維持を図る。

イ　風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ　応急対策計画の策定

(ｱ)　動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(ｲ)　応急給水計画

a　被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b　地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c　応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ｳ)　応急復旧計画

a　応急復旧期間を設定する。

b　浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルート等、復旧作業の優先順位を明確にし、応急復旧状況を市民に広報する体制を整備する。

c　拠点給水場所、指定避難所、想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d　応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ｴ)防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

a　給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。

b　給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、簡易浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ　災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

オ　連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

カ　防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、自治会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、市民の防災意識の啓発に努める。

(4)　施設の長寿命化

老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(5)　連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時においても通信不能とならないよう通信手段の多様化を図る。

(6)　防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、自治会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、市民の防災意識の啓発に努める。

ア　非常用飲料水の確保

各家庭では、非常用飲料水（１人１日３ℓを３日分）を確保すること。

イ　浴槽の水の汲み置き

風呂の残り湯等を非常時に生活用水や防火用水に利用すること。

５　防災関係機関の役割

(1)　（公社）日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化に努める。

(2)　新潟県水道協会

簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備に努める。

第 19 節　下水道施設の災害予防計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

下水道施設は、ライフライン施設として市民の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、市民へ与える影響が大きい。

従って、下水道施設管理者は災害発生による被害を最小限にとどめるため、平時から下水道等施設の強化など予防対策を推進するとともに、資機材の整備や関係機関との協力体制等の構築に努める。

実 施 担 当	上下水道課
防災関係機関	県　　各防災関係機関

(2)　要配慮者に対する配慮

ア　市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ　市は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入して被害を受けないように配慮するよう努める。

(3)　積雪期の対応

市は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

２　復旧目標

下水道等施設復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

風水害後～３日目程度	・　風水害対応運転、施設の浸水対策 ・　市民への情報提供、使用制限の広報 ・　処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃　３日目程度～ １週間程度	・　応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃　１週間程度～ １か月程度	・　本復旧調査着手 ・　応急復旧着手・完了
〃　１か月～	・　本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・　災害査定実施、本復旧着手

３　市民、企業等の役割

(1)　市民及び地域の役割

ア　各家庭において、風水害発生から３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ　災害時には、下水道等施設への流入水量の抑制に努める等、施設の早期復旧に協力する。
ウ　市民は、地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる良好な関係の形成に努める。
エ　下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2)　企業、学校等の役割

ア　企業・事業者、学校等において、風水害発生から３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレや簡易トイレの備蓄に努める。
イ　災害時には、下水道等施設への流入水量の抑制に努める等に努める等、施設の早期復旧に協力する。
ウ　下水道等施設の復旧に協力するように努める。

４　市の役割

(1)　緊急体制の整備

ア　市の組織内における緊急体制の整備
イ　関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
ウ　県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
エ　他市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
オ　応急対策マニュアルの作成

(2)　災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発

ア　一般家庭、企業等における携帯トイレ等の備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発に努める。
イ　マンホールトイレの整備についての検討するとともに、災害時の活用についての普及啓発に努める。

(3)　下水道等施設の管理

ア　下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。
イ　県と協力し、早期に機能回復できるように努める。
ウ　下水道等施設の被災に関する情報の関係機関、市民等への周知に努める。
エ　仮設用資材等、災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるよう努める。

５　県の役割

市に対して次の支援体制の整備に努める。

(1)　大災害を想定した市への支援体制
(2)　市の応急対策マニュアル等の作成支援を行う体制
(3)　災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制

６　関係機関の役割

(1)　地方共同法人日本下水道事業団

ア　市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。
ウ　調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備にめる。

(2)　(一社) 地域環境資源センター

ア　市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。

ウ　調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。

(3)　(公社) 日本下水道管路管理業協会

ア　市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。

ウ　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するよう努める。

(4)　(一社) 新潟県下水道維持改築協会

ア　市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。

ウ　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するよう努める。

(5)　(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部

ア　市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。

ウ　応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するよう努める。

第 20 節　危険物等施設の災害予防計画

１　計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）の取り扱いについて、安全対策を講じるとともに、災害による被害の未然防止を図るため、事業者及び消防機関等が実施すべき予防対策の方針を示す。

(1)　基本方針

ア　危険物等取扱事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講じるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、災害による災害発生の未然防止を図る。

イ　市、県及び消防機関は、危険物等取扱事業者に対して、法令の基準を順守するよう指導するとともに、施設の耐震性の強化についても指導を行う。

実 施 担 当	消防本部　　各危険物等取扱事業者
防災関係機関	県　　各防災関係機関

(2)　積雪期における対応

市及び危険物取扱事業者は、降雪、なだれ又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講じる。市及び事業者は、また、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

２　危険物等取扱事業者の役割

(1)　共通事項

ア　災害発生時の消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ　従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ　初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

エ　危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害等により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

(2)　危険物施設

ア　危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取り扱いについての技術上の基準の順守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ　自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ　危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3)　火薬類製造施設等

ア　火薬類取締法の基準を遵守することにより、災害を未然に防止し公共の安全を確保する。

イ　火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、

製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ　火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4)　高圧ガス製造施設等

ア　高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取り扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ　災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5)　毒物劇物貯蔵施設

ア　毒物及び劇物取締法の基準を順守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。

イ　毒物又は劇物の取り扱い実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6)　有害物質取扱施設等

ア　大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を順守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ　災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

(7)　放射性物質使用施設等

ア　保安体 制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ　放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止 区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

(8)　危険物等積載船舶等

ア　危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

イ　海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育 訓練を徹底する。

3　市及び関係行政機関の役割

(1)　危険物等施設の設置状況の把握

危険物等は、経済活動及び市民の生活を支える基礎的な資材として活用されており、産業の発展と生活様式の高度化に伴って消費量は増加し、多様化している。

危険物等による災害は、被害が短時間で広範囲に及ぶおそれが予想されることから、市は、市内の危険物等施設の設置現況についての最新情報を把握しておく。

(2)　危険物等施設の災害予防対策

危険物等取扱事業者及び関係機関は、災害時に迅速・円滑な対応が図られるよう、以下により予防対策を講じるほか、第３章 第 39 節「危険物等施設応急対策」に準じて体制の整備を図る。

ア　指導の強化

(ｱ)　関係行政機関は、危険物等施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため立ち入り検査を励行する等指導を強化する。

(ｲ)　関係行政機関は、危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いに係る技術上の基準の順守、予防規定の作成等により危険物等施設の保安管理体制の確立を指導する。

イ　保安教育・保安訓練の実施強化

(ｱ)　関係行政機関は、(財) 新潟県危険物安全協会等関係団体の協力のもとに、危険物等を取り扱う者に対し保安に関する講習会等を随時開催し、自主保安体制に関する指導、啓発に努める。

(ｲ)　関係行政機関は、危険物等取扱事業者に対し、具体的な災害想定を基に隣接事業所との連携も考慮した、より実践的な消火訓練、通報訓練等の実施について指導する。

ウ　自主保安体制の整備

関係行政機関は、危険物等取扱事業者に対し、自衛消防組織の組織化を推進するとともに、自衛消防組織等の活動要領の制定、隣接事業所等との相互応援協定の締結等を指導するなどにより危険物等取扱事業者における自主保安体制の強化を促進する。

エ　防災資機材の整備

(ｱ)　市は、地域の実情に応じて小型動力ポンプ付積載車等の資機材を計画的に整備するとともに、消防機関は化学消防車等の整備を図り、消防力の強化を推進する。

(ｲ)　消防機関は、危険物等取扱事業者に対し、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

第 21 節　火災予防計画

１　計画の方針

地震、津波、風水害などの災害及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、災害発生時の火災の発生を防止するため、市及び消防機関、市民、地域、企業、学校等は、異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等、必要な対策を講じる。

(1)　基本方針

ア　市民（各家庭）、地域、企業、学校等は、異常乾燥及び強風時における火の取り扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ　市は、市民の地震、津波、風水害などの災害及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ　市及び県は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努める。

実 施 担 当	消防本部
防災関係機関	県　　各防災関係機関

(2)　要配慮者に対する配慮

ア　市は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ　市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施するとともに、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3)　積雪期の対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

２　市民・地域・企業等の役割

(1)　市民の役割

ア　異常乾燥及び強風時における火の取り扱いに注意する。

イ　安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ　消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

エ　消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ　台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ　カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。

キ　灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク　自治会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2)　地域の役割

自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

(3)　企業等の役割

ア　防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は､自衛消 防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ　救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。

ウ　厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。

エ　病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3　市の役割

(1)　消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2)　消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び防火水槽（耐震性貯水槽）の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

(3)　消防団の充実強化

ア　市民、企業の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力企業表示制度の活用、消防団員を雇用する企業との情報交換等により協調体制を強化する。

イ　迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4)　自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(5)　臨時ヘリポートの整備

災害時には占用専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

4　防災関係機関の役割

(1)　消防機関

ア　市民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ 市民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ　不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

エ　初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く企業に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ　消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ　単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

(2)　第九管区海上保安本部

風水害発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

５　広域応援体制

市は、単独では対処不可能な災害の発生に備え、広域応援協定等の締結に努める。

(1)　消防組織法第 39 条の規定に基づく消防本部の消防相互応援協定締結状況については、次のとおりである。

協定の名称	協定年月日	業務内容	協定先の名称
新潟県広域消防相互応援協定	平成 13 年 4 月 1 日	災 害	新潟県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	平成 7 年 4 月 1 日	災 害	新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合

(2)　防組織法第 44 条の規定に基づく受援体制は、新潟県緊急消防援助隊受援計画による。

第 22 節　水防活動の体制整備

1　計画の方針

(1)　基本方針

水害時における水防活動は、迅速かつ適切な対応が不可欠であることから、市や県の関係機関は、地域の水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図るなど、平時から地域における水防活動体制の整備に努める。

実 施 担 当	防災課　　建設課　　消防機関
防災関係機関	県

(2)　要配慮者に対する配慮

要配慮者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等や水防 警報等の伝達体制の整備を図る。

(3)　積雪期の対応

水防管理団体である市は、雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しての体制を整備しておく。

2　市民・地域等の役割

(1)　市民の役割

ア　日頃から、「自らの命は自らが守る」との意識のもとに自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性やとるべき避難行動等についての認識を深める。

イ　風水害時において、水防管理者（市長）、消防団又は消防署等の長から水防の協力要請があった場合は、水防に協力する。

(2)　地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、地域における協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所で声を掛け合い、迅速に行動する。

(3)　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な訓練やその他の措置に関する計画を作成する。

3　市の役割

(1)　水防計画の策定

県水防計画に応じて当該区域における水防計画を策定し、消防団等の水防組織を整備する。

水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続に関する資料等について掲載する。

(2)　水防協力団体の指定

一般社団法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定する。

(3) 消防団の育成強化

ア 平時から消防団の研修や訓練の計画を定め、実施することにより消防団組織の充実と習熟に努める。

イ 自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的に実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ 毎年出水期までに１回以上の水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

水防活動の拠点となる防災施設の整備や、水防資機材の配備に努める。

(5) 災害発生時の処置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動にあたる。

(6) 予想される水災の危機の周知等

洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を市民等に周知する。

４ 県の役割

(1) 水防計画の策定

ア 洪水、雨水出水、津波、又は高潮に際し、水災を警戒及び防ぎょし、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。

イ 水防組織や重要水防箇所に関する事項や気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

ウ 危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(2) 水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である市町村及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

(3) 水防資器材

ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ、水防管理団体及び（一社）新潟県建設業協会等の関係機関と協力して、資器材の整備に努める。

イ 非常の際の水防資器材及び作業員の輸送について、あらゆる事態においても必要な輸送措置が講じられるよう体制整備に努める。

(4) 重要水防箇所の調査

洪水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知・徹底を図る。

第 23 節　廃棄物処理体制の整備

１　計画の方針

大規模な災害発生後、大量に発生する廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿など）や流失・損壊家屋、流木、道路や敷地内の土砂堆積物などを適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、市は、水害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から市民に対し、協力を求める事項について周知する。また、併せて一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧体制の整備に努める。

県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

実 施 担 当	生活環境課
防災関係機関	県

２　市民・企業等の役割

(1)　各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。

(2)　市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

(3)　豪雨等の予報に注意し、必要に応じて家財等を２階へ上げるなど、災害ごみの発生防止に努める。ただし、市の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合においては早期の避難に心がける。

３　市の役割

(1)　災害廃棄物処理計画の策定

ア　災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定し、市民に周知する。

イ　市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等の機会を通して啓発を行う。

(2)　一般廃棄物処理施設の災害対策等

ア　施設の浸水対策を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

イ　応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3)　協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4　県の役割

(1)　県内市町村間の広域処理体制

県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(2)　関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(3)　近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、近隣他県、国との協力体制を整備する。

5　関係機関の役割

(1)　新潟県環境整備事業協同組合

ア　県との災害時応援協定に基づき、県･市からの要請による、し尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。

イ　組合員への緊急連絡体制を整備する。

(2)　(一社)新潟県産業資源循環協会

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(3)　(一社)新潟県浄化槽整備協会

ア　県との災害時応援協定に基づき､県･市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(4)　(一社)新潟県解体工事業協会

ア　県との災害時応援協定に基づき､県・市からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(5)　(公財)新潟県環境保全事業団

県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第 24 節　救急・救助体制の整備

1　計画の方針

(1)　基本方針

大規模災害が発生し、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等により同時多発する被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入れ院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

実 施 担 当	消防本部、健康医療対策課
防災関係機関	県　佐渡警察署　医療機関　医師会　日本赤十字社新潟支部 第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）　消防団

ア　各主体の責務

(ｱ)　消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの市民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

(ｲ)　市及び県警察、消防本部は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実を図るとともに、県との連絡体制を確保する。

(ｳ)　県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

(ｴ)　県、消防本部、医師会及び医療関係団体は緊急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、それぞれ関係機関・業者等の協力を得て、医療従事者及び医療器材等を確保する体制を整備する。

(ｵ)　県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受け入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、県、県警察及び消防本部は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

(ｶ)　市民は、大規模災害発生時にあっては、消防団員や消防職員、警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

(2)　要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、市は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助、医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(3)　積雪期の対応

市は、地域の実情に応じ、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導体制の整備に努め、円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

2　市民・医療機関の役割

(1)　市民の役割

市民は、平時から地域・学区・自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、また、災害時には地域の消防団員や警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2)　医療機関等の役割

ア　医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ　医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3　市・消防機関の役割

(1)　救急・救助体制の整備

ア　消防団員の確保及び充実

市及び消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員 の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに市民の協力を得て初動体制の確保に努める。

イ　消防本部の体制整備

消防本部は、救急隊員、救助隊員の資質向上に努めるとともに、高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備及び救急救命士の育成を図る。

ウ　消防団の救急救助体制の整備

市は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行う。

また、救急救助資機材を整備し、機動力の強化を図る~~る~~。

エ　防災関係機関との通信連絡体制の整備

市は、防災関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制の整備に努める。

(2)　市民に対する防災意識の啓蒙

市及び消防機関は、広く市民に対して応急手当等の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識の高揚を図る。また、災害に際し、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう努める。

(3)　救急救助活動における交通確保

市は、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講じておく。

(4)　民間等による救急救助支援体制の確保

市は、同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(5) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確認体制

市は、同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(6) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

市は、救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入れ体制を確保する。

(7) 医療資器材等の供給支援体制の確保

市は、日本赤十字社新潟県支部、医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

(8) 県内広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県内広域消防相互応援協定に基づき、応援部隊の受入れを円滑に行い的確な活動指揮が行えるよう体制の整備に努める。

(9) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制の整備に努める。

4 県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、市、消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立

新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。

また､消防機関とＤＭＡＴが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資器材等の供給協定

市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、新潟県薬剤師会、新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定締結を要請する。

(6) 航空消防防災体制の充実

消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防機関との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

５　防災関係機関の役割

(1)　佐渡海上保安署（第九管区海上保安本部）

ア　海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実を図る。

イ　海上のみでなく、陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急救助体制の充実強化に努める。

(2)　佐渡医師会

市から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

(3)　日本赤十字社新潟県支部佐渡市地区

市や県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

(4)　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関等

ア　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ　ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟ＤＭＡＴの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第 25 節　医療救護体制の整備

1　計画の方針

(1)　基本方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

実 施 担 当	健康医療対策課
防災関係機関	県　保健所　医療機関　医師会　歯科医師会　薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部　佐渡市社会福祉協議会

ア　各主体の責務

(ｱ)　市及び県は、災害から市民の生命及び健康を守るため、それぞれの地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

(ｲ)　県は、災害発生時における、市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

(ｳ)　県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(ｴ)　市及び県は、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等の血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制の整備を行う。

(ｵ)　県は、被災地域における医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者の受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等の地域の中核病院から選定し、これらの病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実化に努める。

イ　活動の調整

(ｱ)　県は、救護班の派遣調整等を行うため、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会などの医療関係団体、新潟ＤＭＡＴ、新潟ＤＰＡＴ、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等との情報を共有・連絡調整するための体制を構築する。

(ｲ)　県は、被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を「災害医療コーディネーター」とし、医師会、歯科医師会などの医療関係団体、災害拠点病院、市町村、保健所及び地域医療政策課等であらかじめ決められている担当者が、災害医療コーディネートチームとして、災害医療コーディネーターを支援するための体制を構築する。

(2)　要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防機関は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3)　積雪期の対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2　市民・医療機関等の役割

(1)　市の役割

市民は、災害時に、定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるよう平時から準備しておくなど、医療救護活動の負担軽減を図るよう努める。

(2)　医療機関等の役割

ア　病院

(ｱ)　病院は、市及び県の作成する地域防災計画等を踏まえて、病院が自ら被災することも想定した病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づく実践的な訓練を行う。

(ｲ)　病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

a　災害対策委員会の設置

b　防災体制に関する事項（ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保等）

c　災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）

d　自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）

e　病院に患者を受入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

f　人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策

g　その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

イ　診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

ウ　災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じて自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

(ｱ)　地域災害拠点病院（佐渡総合病院）

a　佐渡総合病院は、災害発生時における後方病院として、被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

b　佐渡総合病院は、地域災害拠点病院として災害時の衛星電話等の通信手段、患者の受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(ｲ)　基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）

a　基幹災害拠点病院は、災害発生時における後方病院として、被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行うとともに、医療救護班の派遣等を行う。

b　基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者の受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関

新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からＤＭＡＴの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でＤＭＡＴを直ちに派遣できるよう平時から体制を整えておく。

また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ　ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時において県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに､直ちに派遣できるよう平時から体制を整えておく。

カ　県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう平時から体制を整えておく。

キ　医療関係団体

佐渡医師会、新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアル等を作成するとともに、ＪＭＡＴ、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

３　市の役割

(1)　救護所の設置

市は、災害から地域住民の生命、健康を守るため、地域の実情にあわせた救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）をともなう医療救護活動）を行う場所）の設置を行う。

ア　救護所設置予定施設の指定

市は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

イ　救護所のスタッフの編成

市は、医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係る医療救護班（医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名）及び歯科医療救護班（歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名）の編成計画を定め。

ウ　救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(2)　救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のため、医療資器材等取扱業者と協議を行い確保のための計画を定める。

第 26 節　避難体制の整備

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害による人的被害を最小限に押さえるため、適切な事前避難及び収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

なお、津波に備えた避難体制の詳細は、津波対策編 第２章 第 24 節「避難体制の整備」による。

ア　浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

イ　警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

ウ　客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令

エ　避難誘導体制の整備

オ　指定緊急避難場所、避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、市、県及び防災関係機関は、市民等が、災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

実 施 担 当	防災課　　市民課　　社会福祉課　　高齢福祉課　子ども若者課 各公共施設管理者　　その他不特定多数の者が利用する施設管理者
防災関係機関	自主防災組織

(2)　要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

ア　避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有

イ　早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達

ウ　防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

エ　避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3)　積雪期の対応

冬期間の積雪･寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア　当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保

イ　指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

ウ　雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知

(4)　広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア　市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備

イ　旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要となる車両等の事前確保

ウ　迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2　市民・地域・企業等の役割

(1)　市民等に求められる役割

ア　市民の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平時から努める。

(ｱ)　ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害、地盤の液状化等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(ｲ)　指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくとともに、地域の防災訓練などを通じて、市民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。

(ｳ)　災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

(ｴ)　携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。

(ｵ)　警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ　多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ｱ)　学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。

c　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。

d　近隣の企業、市民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

e　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡方法や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(ｲ)　その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

c　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。

(2)　地域に求められる役割

ア　地域の役割

市民相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次の事項について平時から努める。

(ｱ)　地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。

(ｲ)　避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

(ｳ)　市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ　企業等の役割

地域社会の一員として次により地域の避難対策への協力に努める。

(ｱ)　避難行動要支援者等の避難を支援すること。

(ｲ)　必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

(ｳ)　大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

3　市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が避難できるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、在宅の避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

(1)　地域の危険に関する情報の事前周知

ア　市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の災害実績を基に、洪水、雨水出水又は高潮による浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。

ウ　防災リーダー等の育成

防災情報を正しく理解し､周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2)　避難指示等の情報伝達体制の整備

ア　気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ　被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、市防災行政無線（戸別受信機を含む)、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メー ル)、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。

特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

ウ　小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ　在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ　避難情報伝達に、ケーブルテレビ等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。

カ　「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」等の意味及び自主的な避難等を含む市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、避難情報発令時の伝達に当たっては、市民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

キ　避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法をとり決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

ク　躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3)　避難指示等の発令の客観的基準の設定

空振りをおそれずに遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に対して警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。

ア　水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難情報発令~~発出~~基準を設定する。

イ　中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ　浸水想定区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

エ　土砂災害警戒情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発令基準を設定する。

(4)　避難誘導体制の整備

ア　避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を整備する。

イ　在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して個別避難計画等の策定に努める。

ウ　一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等からの避難者に応じた最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

エ　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

(5)　避難場所、避難所の指定

ア　指定と周知

(ｱ)　地域的な特性や過去の教訓,想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難

生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

(ｲ)　避難所等を指定したときは、統一的な図記号等を利用したわかりやすい標識の設置、広報紙、ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。

(ｳ)　指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

イ　避難路

(ｱ)　避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、津波・浸水、土砂災害等による危険が及ばないようにする。

(ｲ)　道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓蒙及び指導を行う。

ウ　指定に当たっての注意点

(ｱ)　市は、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて，災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。

また、風水害、地震等に伴う津波や高浪、火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(ｲ)　指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

(ｳ)　地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう努める。

(ｴ)　避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。

(ｵ)　避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。面積の目安は、避難場所は１人当たり 1.0 ㎡とし、避難所は１人当たり３～４㎡のスペースとすることに努める。

(ｶ)　指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート等、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(ｷ)　女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。

(ｸ)　要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

(ｹ)　避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とする。

なお、浸水想定区域内にあるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図る。

(ｺ)　避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、蓄電池設備、Ｖ２Ｈ、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。

また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

(ｻ)　避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止、電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。

(ｼ)　飼い主による愛玩動物（ペット）との同行避難や避難所での飼養に配慮する。

(ｽ)　学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ｾ)　避難所の良好な生活環境を継続的に確保するために、医療・保健の専門家等との定期的な情報交換に努める。

エ　即応体制の整備

(ｱ)　夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民等に鍵の管理を委託する。

(ｲ)　避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

(ｳ)　避難所開設・運営の初動対応マニュアルの作成やこれに基づく訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。また、市民等への普及に際しては、市民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。

(ｴ)　避難所予定施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(ｵ)　避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

(ｶ)　避難所の開設状況について、市民に速やかに伝達する。

(ｷ)　市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

オ　福祉避難所の指定

(ｱ)　市は、障がい者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

(ｲ)　福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とするよう努める。

(ｳ)　市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6)　広域避難に係る体制の整備

ア　他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ｱ)　市は、避難の際に必要となる市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(ｲ)　市は、国・県及び他市町村と連携し、避難者を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ　広域避難の受入れに備えた体制整備

(ｱ)　市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(ｲ)　市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織及び防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7)　市民避難誘導訓練の実施

ア　地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ　地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ　浸水、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。

　特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

(8)　避難誘導資機材等の整備

　市は、災害時の適切な避難誘導のため、自主防災組織等へ次の避難誘導、救助対策のための資機材等の整備を推進する。

ア　避難誘導に必要な資機材

イ　リヤカー、担架、救助工具などの救助資機材

4　県の役割

(1)　市民への防災に関する情報の提供

ア　災害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県管理河川の水位情報や土砂災害危険度情報等については、インターネット等により、市民に提供する。

(2)　市の避難体制整備の支援

ア　地域の危険情報の市への提供

(ｱ)　主要河川における氾濫時の浸水想定区域図や津波による浸水想定区域図等を策定・提供する。

(ｲ)　重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。

(ｳ)　土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域等を提供する。

(ｴ)　雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。

イ　市による警戒レベルを用いた避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ｱ)　県から市への気象警報、津波警報等の迅速な伝達体制を整備する。

(ｲ)　市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ｳ)　前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。

(ｴ)　県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市が発令する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

(ｵ)　市に対し、避難指示等の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ　避難場所、避難所等の確保への協力

(ｱ)　市の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(ｲ)　県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

(ｳ)　ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

エ　関係機関との情報交換体制の整備

(ｱ)　介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

(ｲ)　あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ｳ)　避難者及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

(3)　広域避難に係る市町村の調整

ア　他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援

市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難者の移送に必要となる車両等の状況について、関係機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

イ　広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援

市民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入れ能力（施設 数、施設概要等）等を把握する。また、避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ　大規模広域災害時に、市が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害発生時における具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

５　防災関係機関の役割

(1)　新潟地方気象台

ア　市が警戒レベルを用いた避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ　気象等の特別警報・警報・注意報及び予報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する災害情報等を適時･的確に防災機関に伝達するとともに､報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など、市民が自ら危険を察知し災害から身を守るために必要な情報を随時提供する。

ウ　市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

(2)　福祉関係者

民生委員、介護事業者等の福祉関係者は、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておく。

第 27 節　要配慮者の安全確保計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じることができるよう、市は、日頃から要配慮者の身近にいる市民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)と協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

実 施 担 当	市民課　　社会福祉課　　高齢福祉課
防災関係機関	佐渡市社会福祉協議会　　社会福祉施設　　自主防災組織等 佐渡国際交流ネットワーク協議会

(2)　積雪期の対応

関係機関の協力を得て、必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

２　市民・地域・企業等の役割

(1)　市民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等については、地域が果たす役割が重要であることから、日頃から地域全体で取り組む意識を持ち、市、自主防災組織、民生委員、自治会等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(2)　民生委員、福祉関係者等の役割

民生委員などの福祉関係者等は、在宅の要配慮者の状況把握や地域全体で支援に取り組む意識を持ち、市、県及び防災関係者と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(3)　介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入れ体制の整備を図る。

(4)　外国人関係団体の役割

ア　外国人雇用企業

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

イ　訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5)　企業等の役割

障がい者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係団体と協働して避難所まで円滑に避難できるよう努める。

3　避難行動要支援者への対策

市は、災害発生時における要配慮者及び避難行動要支援者の安全を確保するため、以下の措置を講じる。

(1)　避難行動要支援者避難計画の整備・促進

避難行動要支援者の支援対策として、対象者の一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画を作成するものとし、次の点に留意し避難支援等関係者と情報共有する。

ア　避難行動要支援者の範囲

在宅の高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者とする。

(ｱ)　要介護者（要介護認定３以上の者）

(ｲ)　身体・知的障がい者（身体障害者手帳１級（総合等級）の所持者又は療育手帳Ａの所持者）（※心臓、腎臓機能障害のみで該当する者を除く。）

(ｳ)　精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者

(ｴ)　その他、上記要件から漏れたが、自ら避難することが困難な者で、避難の支援を希望する者

なお、要件については、避難指示等の災害関係情報の取得能力、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な身体能力等を勘案して設定する。

イ　避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、要配慮者に対し、制度周知等を行い名簿登録が必要な者の把握に努める。また、市が把握していない情報については、関係都道府県知事その他の者に対し、情報提供を求め情報の取得に努める。

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者及び要配慮者関連施設等と共同し、避難行動要支援者名簿登録を推進し、避難行動要支援者名簿を整備したのち、避難支援等関係者へ提供する。

ウ　避難行動要支援者名簿による情報共有及び連絡体制

(ｱ)　避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平時からの提供は、避難行動要支援者の名簿に掲載された本人の同意により行う。また、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適切な情報管理が図られるよう、名簿の保管、使用方法及び守秘義務などについて十分説明する。

(ｲ)　避難行動要支援者名簿の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例に留意し、避難支援等関係者と市実施担当課とが相互に情報共有を図り、連絡体制の確立に努める。

(ｳ)　避難行動要支援者名簿は、最新の情報を保ち、年１回更新することとし、避難支援等関係者に提供する。

(ｴ)　避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりの推進に努める。

(2)　個別支援計画の作成

市は、災害発生時における避難支援の実効性を高めるため、自治会や自主防災組織といった地域組織、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉専門職といった福祉関係者と協力・連携して、避難行動要支援者一人ひとりの「個別避難計画」の作成に努める。

(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得るものである。

避難行動要支援者は、自身の状況に変化などが生じた場合には、速やかに市へ届け出る。

また、市は、避難行動要支援者の転居、転出、死亡等の情報や要介護認定、施設入所などの情報を把握し、定期的に名簿及び計画を更新する。

(4)　避難支援関係者の安全確保と責任

地域における避難支援は、避難支援者本人とその家族の安全を確保した上で、自らの身の危険を冒すような無理な支援は行わず、可能な範囲で行うことが大前提となることから、支援が行えなかった場合や、支援活動中に不慮の事故が発生した場合でも避難支援者が責任を負うものではない。

市は、このことへの理解が深まるよう、避難行動要支援者及び避難支援関係者に対し、周知に努める。

４　要配慮者に対する対策

(1)　情報伝達及び避難誘導体制の整備等

ア　避難誘導体制の整備

市は、情報の伝わり難い要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮した体制整備を構築する。また、避難・誘導に際しては、警察署、消防機関、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制をとる。

イ　避難情報等の伝達

市は、避難支援等関係者、防災・福祉関係機関、警察署、消防本部及び消防団等の協力を得て、避難行動要支援者に対し、緊急かつ着実な避難指示等がされるよう防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、テレビ、ラジオ及び携帯電話メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速に避難情報等を伝達する。

ウ　避難支援等

市は、避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿をもとに、平時から名簿の活用、避難行動要支援者の特性に合わせた適切な避難支援方法等を協議し、安否確認及び避難誘導体制などの避難支援等の整備を図る。

なお、市は重度の介護の必要な者の避難受入れ先は、できる限り避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定書を締結している要配慮者関連施設等とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

(2)　避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の協力

を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

ア　避難所の管理責任者は、避難者台帳整備の基となる避難者名簿の作成に当たり、負傷や衰弱などで支援が必要な要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

イ　避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置等、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、様々な障がい特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

ウ　避難所において、車椅子、粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

エ　避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設及び公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3)　生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4)　保健・福祉対策

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村、災害福祉支援チーム等の応援受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

ア　保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師等は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ｱ)　巡回等による健康相談・栄養指導

(ｲ)　こころのケア

(ｳ)　訪問指導、訪問看護等の保健サービス

イ　福祉対策

(ｱ)　要配慮者の把握等

災害発生直後に、避難支援計画等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護事業者等の福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(ｲ)　福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ｳ)　情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、平易で分かりやすい言葉や絵、写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

市は、日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成･配布のほか､ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底に努める。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化等の整備に努める。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間企業等と連携した防災体制の整備に努める。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

5 県の役割

(1) 避難誘導の支援等

避難行動要支援者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制の整備を図る。

(2) 保健・福祉対策

ア 実施体制の確保

県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

また、必要に応じて、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。

イ 保健対策

市が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回による健康相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

市が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者に的確に情報提供されるように市等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう、市を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付（特別）等の適切な措置を講じる。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への避難行動要支援者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(4) 外国人支援

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第 28 節　食料品・生活必需品等の確保計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害発生時に備え、市民自らの各家庭での備蓄、市の指定避難所及び備蓄拠点での備蓄、県の備蓄拠点での備蓄並びに流通業者及び応援協定締結市町村等との協定等により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後３日分相当の食料等の確保に努める。

実 施 担 当	防災課
防災関係機関	県

(2)　市及び県の責務

ア　市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない市民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

イ　県は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

ウ　市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

エ　市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き 及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどの協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用す るものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な 物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

オ　市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

カ　市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(3)　要配慮者に対する配慮

ア　市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シュミレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、提供方法、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

イ　市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する

(4)　積雪期の対応

ア　市は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ　市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

ウ　市は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

(5)　夏季の対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿となることも予想されることから、食料の提供に当たっては、食中毒の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

2　市民・企業等の役割

(1)　市民の役割

ア　各家庭において､平時から家族の３日分､出来れば１週間分程度の分量の備蓄に努める。

イ　高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から少なくとも２週間分程度の分量を自ら確保するよう努める。

ウ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ　車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。

カ　その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2)　企業、学校等の役割

ア　企業及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が１～３日間程度泊まり込むために必要な量の物資等の備蓄に努める。

イ　企業等は、災害時において事業を継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資等の備蓄に努める。

ウ　福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする３日分（推奨１週間分）の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

3　市の役割

(1)　物資等の備蓄

ア　災害時に備え、市及び県の備蓄分担割合に基づき、食料及び物資等を備蓄する。

イ　災害時の必需品で、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。

ウ　備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。

(2)　物資拠点の選定

災害時において県及び関係機関等から物資を受け入れた場合に集積･配送等を行う施設(地域内輸送拠点）を選定する。

(3)　物資等の緊急供給体制の整備

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。

ウ　地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4)　燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結をするなど緊急供給体制の整備を図るとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(5)　災害備蓄に関する市民への普及啓発

ア　市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して普及啓発する。

イ　防災訓練に際しては、参加市民とともに避難所に備蓄する物資等の確認及び使用配布に関する訓練を行うよう努める。

ウ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4　県の役割

(1)　物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え､佐渡の備蓄拠点に食料及び物資等を備蓄する。

(2)　物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

(3)　物資等の緊急供給体制の整備

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

ウ　輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。

エ　陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(4)　燃料の緊急供給体制の整備

ア　石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。

イ　大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。

(5)　市に対する支援体制の整備

市に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。

(6)　市民への普及啓発

家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供

給計画について、食育推進計画等と連携して普及啓発する。

５　防災関係機関の役割

(1)　日本赤十字社新潟県支部

ア　毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発害発生直後の市・県からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡を密にする。

(2)　（公社）新潟県トラック協会

ア　県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど、必要な体制を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第 29 節　学校・文教施設における災害予防計画

1　計画の方針

災害が発生した場合に、学校を始めとする文教施設等は甚大な被害を受けることが予想されるが、園児、児童、生徒等（以下「児童・生徒等」という。）、教職員、入館者及び施設利用者、施設職員等の安全を確保するとともに、施設災害等に対する迅速な対応を図るため、日頃から市及び教育委員会や学校等が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等文教施設の管理者等は、本計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努める。

実 施 担 当	子ども若者課　学校教育課　社会教育課
防災関係機関	県

(1)　基本方針

ア　各学校は、本計画やハザードマップ等を参考に、「学校防災計画」を作成するとともに、児童・生徒等及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ　学校設置者は、学校の施設について、災害による被害を最小限にとどめるとともに、災害に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

ウ　市は、学校設置者としての役割のほか、本計画に沿って各学校の取り組みを支援するとともに、災害発生に備えた連絡網を整備する。

(2)　要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第 27 節「要配慮者の安全確保計画」を参考に、特別な支援を要する児童・生徒等の安全にも十分に配慮する。

2　学校の役割

(1)　学校防災計画の作成

学校は、災害発生に備え、本計画や災害ハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に、市教育委員会の指導により、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ「学校防災計画」を作成する。

市は、各種学校について、学校防災計画を作成するよう指導・助言する。

区　分	主　な　項　目
予防対策	①学校防災組織の編成　②施設・設備等の点検・整備　③防災用具等の整備 ④防災教育の実施　⑤教職員の緊急出勤体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備　など
応急対策	①災害発生が予想されるときの事前休校、授業短縮措置等 ②災害発生直後の児童･生徒等の安全確保　③避難誘導

	④児童･生徒等の安否確認　⑤気象情報の収集 ⑥被害状況等の把握と報告　⑦下校又は保護継続 ⑧避難所開設･運営の協力　⑨教育活動の再開 ⑩児童・生徒等の心のケア　など

(2)　防災委員会の設置

学校は、学校防災計画の作成や見直しについて検討するとともに、学校防災計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

(3)　学校防災組織の編成

学校は、災害発生時に対応する教職員等の役割分担を明確に定めておく。特に、担当教職員等が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(4)　施設・設備等の点検・整備

ア　学校の施設・設備等は定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童・生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、屋外設備・物品の破損・飛散防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努める。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

イ　積雪期においては、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、除雪を十分に行い、避難路の確保しておく。なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、避難路は複数考えておく。

ウ　防災用具、非常持出し物等の点検・整備

(ｱ)　医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知しておく。

(ｲ)　児童･生徒等及び教職員の名簿､部活動名簿､保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

エ　教職員等の緊急出勤体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

オ　家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒等の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話・スマートフォンのメール機能等を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに､各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報が漏えいしないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

カ　防災教育の実施

(ｱ)　教職員に対する防災教育

校長は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

(ｲ)　児童・生徒に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

a　事件・事故・災害等の実態、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

b　様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自らで危険な環境を改善することができるようにすること。

c　自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、児童・生徒等の発達段階に応じて、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然体験活動、福祉体験、ボランティア活動等の実施により「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

キ　防災訓練の実施

校長は、学校防災計画等に基づき、災害時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

(ｱ)　形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う訓練を設けるなど実践的に実施する。

(ｲ)　登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。

(ｳ)　地域社会の一員として、児童・生徒等を地域の防災訓練へも積極的に参加させる。（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

３　学校設置者の役割

(1)　施設の耐震性の強化

学校の設置者は、校舎、体育館、プール等の学校施設の耐震化を図るとともに、吊天井や照明器具などの非構造部材の脱落対策等を推進する。

(2)　災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3)　地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア　施設整備

(ｱ)　備蓄倉庫の整備

(ｲ)　避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ｳ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ｱ) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(ｲ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ｱ) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(ｲ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ｳ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 市の役割

(1) 市立学校の設置者としての役割

前項に記載のとおり。

(2) 学校に対する支援及び助言

市は、計画に沿って、各学校の取組みを支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5 県の役割

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

6 学校以外の文教施設における災害予防対策

図書館・博物館・体育施設等、学校以外の文教施設は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設であるので、組織的な統制、避難・誘導は困難である。また、貴重な文化財・美術品・蔵書等を収蔵している施設においては、これら収蔵物を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

施設の管理者はこれらの事情を考慮して防災計画を作成し、防災設備の整備・充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知する。

(1) 施設・設備等の安全対策

施設・設備等の安全対策は基本的に学校に準じるが、避難経路の表示を増やす等、不特定多数の利用者の迅速・安全な避難を考慮したものとする。また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努める。

(2) 放送設備の充実

災害発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段・方法を定めておく。

(3)　自主防災組織の編成等

災害発生時に対応する自主防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

7　保育園等における予防対策

(1)　防災計画の作成

各園長は、災害発生に備え、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ防災計画を作成する。

また、市は、幼稚園及び保育園については、防災計画を作成するよう指導・助言を行う。

区　分	主　な　項　目
予防対策	①防災組織の編成　②施設・設備等の点検・整備　③防災用具等の整備 ④防災教育の実施　⑤教職員の緊急出勤体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備　など
応急対策	①災害発生が予想されるときの事前休園、短縮措置等 ②災害発生直後の園児の安全確保　③避難誘導　④園児の安否確認 ⑤気象情報の収集　⑥被害状況等の把握と報告　⑦降園又は保護継続 ⑧保育活動の再開　⑨園児の心のケア　など

(2)　保護者との連絡方法

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡網」を作成し各園及び保護者が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、園児の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

(3)　防災教育

避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

第 30 節　文化財の災害予防計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

ア　文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ　市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた災害への予防措置を講じるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

ウ　県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるととともに、市及び文化財所有者に対して、災害への予防措置等の指導・助言を行う。

実 施 担 当	世界遺産推進課　　社会教育課
防災関係機関	県

(2)　文化財の種別毎の対策

ア　建造物（有形文化財、有形民俗文化財、重要伝統的建造物群、重要文化的景観）

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、建造物を除く有形民俗文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫を行う。

ウ　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は、定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水・地震等による倒壊・崩壊又はそれによる二次的災害等が生じることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

２　市民・地域等の役割

(1)　市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2)　地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3)　文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水・地震等に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3　市の役割

(1)　指定文化財・選定文化財・登録文化財への対策

ア　国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。

また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ　市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2)　未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4　県の役割

(1)　指定文化財等への対策

ア　国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ　市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2)　未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

第 31 節　ボランティア受入れ体制の整備

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害救助活動及び被災者の生活の維持・再建等、災害発生時には、多くの場面でボランティア活動の果たす役割は大きい。行政としてボランティアの自主性・自立性を阻害しないよう留意しつつ、災害発生時のボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関の支援・協力体制制について整備する。

実 施 担 当	社会福祉課
防災関係機関	佐渡市社会福祉協議会　　日本赤十字社新潟県支部

(2)　事前体制整備

佐渡市社会福祉協議会は、市等の協力を得ながら、災害ボランティアを受け入れる「佐渡市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）」の体制を整備する。

２　佐渡市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の必要性が生じた場合、市災害対策本部等と協議の上、ボランティアセンターを設置する。

(1)　災害ボランティア受入れ計画の作成

ア　災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ　ボランティアセンターの運営計画の作成に当たっては、市との協議を行う。

(2)　ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの体制を整備する。

３　市の役割

(1)　災害ボランティアの受入れ体制の整備

ア　災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前に指定する。

イ　ボランティアセンターの体制整備については、市社会福祉協議会と協議する。

(2)　ボランティアセンターの運営支援

ア　ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制を整備する。

イ　ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

(3)　災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発

防災訓練等の機会を通じて、災害ボランティア活動の重要性や活動容等の普及啓発を行う。また、普及啓発の実施に当たっては、ボランティアとの協働に努める。

第 32 節　事業者等の事業継続

１　計画の方針

企業・事業者（以下、「事業者等」という。）は、災害時に自らの果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握す るとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジ メントを実施することで、各事業者等において防災活動を推進に努める。また、事業者等においては災害時における重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用する。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】
災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。
バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

実 施 担 当	防災課　　地域産業振興課
防災関係機関	県

２　事業者等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組みを推進する。

(1)　災害時に事業所等が果たす役割

ア　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

イ　二次災害の防止

事業所等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ　事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ　地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、市や市民との協調の下、企業の特色を活かした活動による地域貢献に努める。

(2)　平時の防災対策

ア　事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ　事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ　平時における危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平時からの危機管理体制の構築に努める。

3　市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組みを進める。

(1)　実態の把握

事業所等のＢＣＰ策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2)　事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3)　地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(4)　事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

4　商工団体の役割

(1)　事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員等の防災力向上の推進に努める。

(2)　会員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について積極的に啓発する。

(3)　行政等の支援策の実施や情報の会員等への周知に協力する。

(4)　中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

５　県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。このため、次の取組みを進める。

(1)　実態の把握

事業者等の事業継続計画策定など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2)　事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業者等が災害に強い企業となるよう、事業者等の事業継続計画策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

第 33 節　行政機能の保全

１　計画の方針

災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、業務継続マネジメント（ＢＣＭ）能力の向上を図ることにより業務継続の確保に努める。

実 施 担 当	各課　　防災関係機関
防災関係機関	県

２　市の取組

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき業務継続性の確保を図る。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務 継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し､計画の評価･検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。

(1)　業務継続計画の対象となる重要業務

ア　非常時に優先する重要業務の選定

大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務の選定に当たっては、「災害後１か月以内に業務を実施できなかった場合に社会的影響が発生する業務」という観点から、これに該当する業務という基準で選定を行う。

イ　業務開始目標時間の設定

業務を実施できなかった場合に社会的影響が発生する時間を「業務開始目標時間」として、各重要業務において業務開始目標時間を定める。

(2)　業務執行体制の確保

ア　職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第３章 第２節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ　安否確認

災害発生時において、必要な要員を確保し迅速に実施体制を構築するため、安否の連絡のない職員について安否確認を行うための緊急時の連絡網を整備する。

ウ　人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ　業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ　庁内の応援体制の確立

(ｱ)　所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

(ｲ)　部の取組

部は、部内各所属の業務及び人員計画等をとりまとめ、部としての対応計画を作成し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ　庁外からの応援体制の確立

大規模な災害発生の場合を想定し、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ　受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な人員や資機材等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な災害の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク　その他

上記のほか、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3)　執務環境の確保

ア　庁舎

庁舎管理者は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断するとともに、必等に応じて立入禁止等の措置を講じる。

イ　執務スペース

(ｱ)　物品の安全対策

キャビネット等の転倒やガラスの飛散等の防止対策を実施する。また、キャビネットの上など、高所に書類等を置かないように徹底する。

(ｲ)　執務スペースに被害があった場合の対応

執務スペースに被害（机、キャビネット等の散乱）があった場合は、重要業務の継続に支障のない範囲で散乱した片づけて執務環境を整える。また、必要に応じて災害対策本部に対して資機材の提供や応援を要請する。

ウ　通信設備（電話・防災行政無線）

(ｱ)　電話・防災行政無線

電話・防災行政無線等の通信設備については、不測の故障が生じないよう経年劣化を考慮し、定期的に改修及び更新を行う。

障害があった場合においては、関係業者に復旧等の対応を依頼するとともに、必要に応じて代替通信手段を確保する。

(ｲ)　イントラネット

庁内ＬＡＮ回線については、通信事業者との間で災害時における優先的な復旧についてのとり決めを行い、障害があった場合には通信事業者に対して優先的な復旧を要請する。また、庁外との回線の障害については、通信事業者に依頼し、復旧の見通しを確認の上、故障に対応する。

エ　情報システム

(ｱ)　システム（庁内ＬＡＮ等）が利用できなくなった場合の対応

障害発生箇所を把握し、必要に応じて事業者に支援を要請を行い早期復旧を図る。

(ｲ)　バックアップデータ保管の拡充

システムの迅速な復旧のため、バックアップデータの遠隔地保管に努める。

(ｳ)　安全対策の拡充

情報システム機器（パソコン、プリンタ等）については、落下・転倒防止のための固定措置を行い地震発生等に備える。

オ　電源

(ｱ)　長時間停電への対応

商用電源の供給が停止した場合には、市役所庁舎、支所等においては、非常用発電機や蓄電池設備、Ｖ２Ｈ等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を 72 時間分備えるよう努める。

(ｲ)　停電対応訓練等

非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう停電対策訓練を実施するとともに、更新時期を迎えた発電機の更新に努める。

カ　トイレ

(ｱ)　トイレが利用できない場合の対応

下水道機能の停止や工業用水道の供給停止等によりトイレが使用できない場合、復旧までの間はトイレを使用停止とし、仮設・簡易トイレ等で対応する。

(ｲ)　仮設トイレ等の調達等

機能停止時に速やかに仮設トイレ等により対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等については事前に準備しておく。

キ　職員の食料及び物資等

(ｱ)　職員による備蓄対策

家庭において最低３日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄し、非常時には２～３日分の食料品等を携帯し登庁するよう周知する。また、職場においても最低１食分の食料等を備蓄するよう周知する。

(ｲ)　物資提供協定

備蓄している食料及び物資等が不足する場合に備えて、災害時における食料品等物資の提供に関する協定を複数事業者と締結する等の対策を講じる。

(ｳ)　災害時の対応

備蓄している物資を計画的に供給するとともに、災害時における食料品等物資の提供に関する協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。

ク　その他

所属長は、上記のほかに重要業務を目標時間内に実施するため、執務環境において障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理するとともに、対策について検討する。

(4)　業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5)　教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集して必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、訓練を通して業務継続マニュアル等の実効性について確認する。

(6)　業務継続マニュアル等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続マニュ アル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

第３章　災害応急対策計画

災害応急対策タイムスケジュール

1　計画の方針

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は被害状況の把握、次いで、その情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助、救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

風水害発生前後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に次のとおり示す。

(1)　気象警報等により災害発生が予測される段階

○　気象警報の伝達
○　災害警戒本部の設置
○　職員の緊急参集（勤務時間外の場合）
○　水防警報の伝達、河川等の警戒監視強化、土砂災害パトロール
○　地区避難所の開設
○　指定避難所の開設準備・開設（施設の安全確認、職員の派遣）
○　高齢者等避難の発令
○　避難行動要支援者の所在確認、避難所等への移送
○　避難指示の発令
○　避難者の受入れ
○　警戒区域の設定（立入りの制限又は禁止）

(2)　豪雨・暴風等による災害の発生後（破堤・はん濫、浸水等）

○　災害対策本部の設置
○　被害情報の収集
○　水防活動等被害拡大防止活動の実施
○　市長の緊急アピール
○　緊急安全確保の発令
○　交通規制の実施
○　公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
○　自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
○　避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
○　避難所等への食料・生活必需品の輸送
○　避難所等での仮設トイレの設置
○　救護所の設置
○　避難所での要配慮者支援対策の実施

(3)　避難指示等の解除から 24 時間以内

○　災害救助法の適用
○　通信途絶地域への通信設備設置
○　被災地外からの医療救護班の派遣受入れ

○　避難所外避難者の状況把握
○　市災害ボランティアセンターの設置
○　義援金の受付

(4)　避難指示等の解除から 72 時間（３日）以内
○　ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
○　健康相談の実施
○　浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
○　断水地域への給水車による給水
○　ボランティアの作業開始

２　災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を、参考までに別表に示す。

災害応急対策タイムスケジュール　【風水害対策編】

No.	節	災害が予測される段階	避難指示	浸水・暴風雨等による災害発生後		
1	災害対策本部の組織・運営計画		・災害警戒本部の設置	・災害対策本部の設置 ・第１回本部会議の開催	・第２回本部会議の開催 ・防災会議連絡員室へ関係機関の設置・関係機関との連絡調整	・災害救助法適用に関する協議
2	職員の配備・招集	・班長、副班長の配備	・係長以上職員の配備	・全職員の配備		
3	防災関係機関の相互協力体制			・災害対策基本法に基づく応援要請 ・消防の派遣要請 ・自衛の派遣要請	・民間団体への応援要請	
4	気象情報等伝達計画	・気象情報の発表 ・注意報・警報の伝達				
5	洪水予報・水防警報伝達計画	・洪水特別警戒等の水位情報の周知 ・水防警報の伝達				
6	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画		・土砂災害警戒情報の伝達 ・土砂災害緊急情報の通知	・土砂災害緊急情報の通知		
7	災害時の通信確保			・防災行政無線の不通状況確認 ・市デジタル防災行政無線の災害時の運用	・電気通信事業者等の他機関への支援要請 ・アマチュア無線団体への協力要請	
8	被災状況等収集伝達計画			・ライフライン被害状況の把握 ・集落の孤立状況の把握 ・火災の発生状況の把握 ・医療機関の被災状況の把握	・人的被害の状況把握 ・建物被害の状況把握	・県への被害状況報告
9	広報計画	・避難情報の（高齢者等避難）情報の伝達	・避難指示の伝達	・市長第一声 ・避難情報（避難所の開設等）の伝達	・避難、医療、救護等情報の継続伝達 ・ライフライン使用可能状況の伝達	・給水・炊き出し、物資配給等情報の伝達 ・消毒・衛生・医療救護、健康に関する情報の伝達 ・医療機関の被災状況・受入可否
10	市民等避難計画	・避難の準備 ・災害時要援護者の避難所への避難	・住民避難	・警戒区域の設定、立入制限等		
11	避難所運営計画	・避難所の開設 ・避難者数・内訳の把握	・避難所備蓄物資の提供	・要配慮者支援要員の配置 ・冷暖房器具の手配 ・仮設トイレ設置	・医療救護班の配置	・要配慮者の状況に応じた適切な施設への搬送
12	避難所外避難者の支援計画					
13	自衛隊の災害派遣計画			・派遣要請準備及び派遣要請	・派遣部隊の受入れ	・救援活動の実施
14	輸送計画			・緊急交通路の確保（物資輸送拠点、ヘリポート、船舶） ・輸送車両の確保 ・医療物資・人員、患者等搬送	・食料等、生命・生活の維持に必要な物資の輸送	
15	警備・保安及び交通規制計画			・警備体制の確立 ・道路交通対策（交通規制等） ・警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導	・被害状況の把握 ・被災者、行方不明者の捜索及び救助	
16	海上における災害応急対策			・第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）による海上災害応急対策		
17	消火活動計画			・市民、地域による消火 ・消防機関による消火 ・広域応援の要請	・緊急消防援助隊による消火	
18	水防活動計画	・水防体制の配備	・非常配備による巡視	・被害拡大防止活動		
19	救急・救助活動計画		・初期活動の実施	・消防、警察等による救助活動 ・応援の要請	・重傷者等の搬送	
20	医療救護活動計画		・医師会、医療機関との連絡調整 ・担当職員の招集	・医療機関の被災状況・受入可否 ・医療救護施設（救護所）の設置 ・医療救護活動の実施	・負傷者の状況把握 ・関係団体への要請 ・医療救護関係ボランティアの把握、支援要請	
21	防疫及び保健衛生計画			・保健チームによる保健活動、健康相談	・避難場所等の生活環境整備	・防疫活動体制の整備及び防疫活動の実施
22	こころのケア対策計画	・職員参集	・DPAT の支援要請	・こころのケアに関する相談窓口の設置、巡回相談の実施	・要配慮者の状況把握 ・児童・生徒等の状況確認	・要配慮者、児童・生徒、職員等のこころのケア対策
23	廃棄物の処理計画			・収集体制の確立		
24	トイレ対策計画			・簡易トイレによる応急対応 ・仮設トイレの調達	・仮設トイレ設置	
25	入浴対策計画					
26	食料・生活必需品等供給計画		・食料供給量の把握 ・個人備蓄、避難所備蓄物資による対応	・調達食の配給 ・応援協定等に基づく食料等の調達 ・避難所への生活必需品の支給		
27	要配慮者の応急対策	・地域協力による避難誘導 ・福祉避難所の開設	・避難状況の把握	・要配慮者等の実態把握 ・避難所における対策の強化 ・社会福祉施設等における被災状況・受入れの確認	・二次避難所（社会福祉施設等）への搬送	

No.	節	避難指示等解除	解除後 24 時間以内	解除後 72 時間以内	事後 1 週間以内	事後 1 ヶ月以内	事後 3 ヶ月以内
1	災害対策本部の組織・運営計画			・本部組織の見直し再編	・激甚法適用に関する協議		
2	職員の配備・招集						
3	防災関係機関の相互協力体制						
4	気象情報等伝達計画						
5	洪水予報・水防警報伝達計画						
6	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画						
7	災害時の通信確保						
8	被災状況等収集伝達計画		・被害状況の収集・把握		・被害情報の集約・整理		
9	広報計画		・市民への呼びかけ			・罹災証明書の発行 ・生活再建に関する情報の伝達 ・災害応急対策及び・復旧に対する意見等の聴取り	・復興計画
10	市民等避難計画						
11	避難所運営計画		・閉鎖・期間延長の判断		・避難所の閉鎖		
12	避難所外避難者の支援計画			・避難所外避難者の状況(避難者数等) 把握・支援			
13	自衛隊の災害派遣計画	→	→	→	→		
14	輸送計画		・緊急輸送手段の確保				
15	警備・保安及び交通規制計画		・被災地・避難所の警備				
16	海上における災害応急対策						
17	消火活動計画						
18	水防活動計画						
19	救急・救助活動計画						
20	医療救護活動計画						
21	防疫及び保健衛生計画			・避難所等での防疫対策 ・健康相談の実施 ・防疫資器材の調達 ・浸水地域等の感染症発生予防対策		・栄養指導チームによる巡回栄養指導	
22	こころのケア対策計画	→	→	→	→		
23	廃棄物の処理計画		・し尿収集開始	・ごみ収集開始		・がれき類の収集開始 ・廃棄物処理施設の応急復旧 ・広域応援要請	
24	トイレ対策計画						
25	入浴対策計画			・自衛隊への入浴支援要請	・旅館・公共入浴施設等への協力要請		
26	食料・生活必需品等供給計画		・おにぎり等米飯による食料の供給 ・その他生活必需品の供給	・炊き出し等による食料の供給			
27	要配慮者の応急対策		・社会福祉施設等への緊急入所	・避難所及び自宅避難等の被災状況等確認			

No.	節	災害が予測される段階	避難指示	浸水・暴風雨による災害発生後		
28	学校・文教施設等における応急対策	・避難所開設・運営協力	・入館者への情報伝達	・避難及び安否確認 ・学校施設の被災状況把握 ・入館者の安全確保（建物の場合）	・授業実施の判断・連絡	
29	文化財応急対策			・被災状況の把握	・文化財の保護、救出	
30	障害物の処理計画					
31	遺体の捜索・処理・埋葬計画					・遺体等の捜索
32	愛玩動物の保護対策		・愛玩動物との同行避難への対応			
33	災害時の放送	・高齢者等避難の放送	・避難指示の放送	・被害状況の放送 ・道路交通の状況放送 ・ライフラインの状況放送		
34	公衆通信施設応急対策			・被災状況の把握	・復旧人員・資機材の確保 ・重要通信の確保 ・被災状況の広報	・仮復旧工事
35	電力供給施設応急対策			・被災状況の把握	・復旧人員・資機材の確保 ・病院等重要施設の復旧 ・被災状況の広報	・仮復旧工事
36	ガスの安全、供給対策			・被災状況の把握	・供給停止判断・措置 ・二次災害防止措置	・消費先安全確認 ・供給再開確認（都市ガス）
37	給水・上水道施設応急対策			・被災状況の把握 ・個人備蓄による対応		・住民への広報
38	下水道等施設応急対策			・処理場等の緊急点検・緊急調査・緊急措置		・住民への広報（情報提供、使用制限）
39	危険物等施設応急対策			・施設等被災状況把握 ・取り扱い作業緊急停止 ・初期消火・流出防止措置	・現地調査 ・二次災害防止措置 ・周辺地域住民に対する広報	・応急措置 ・危険物流出の場合の応急対策
40	道路・橋梁・トンネル等の応急対策			・被災状況の把握 ・通行規制等の緊急措置	・道路啓開による緊急交通路確保	・応急復旧
41	港湾・漁港施設の応急対策			・被災状況の把握		
42	土砂災害・斜面災害応急対策	・土砂災害警戒区域等のパトロールによる警戒	・土砂災害緊急情報の通知	・被災概要調査 ・関係住民への状況の通知	・被災詳細調査 ・被害拡大可能性の確認調査	・避難指示
43	河川・海岸施設の応急対策	・施設の点検、巡視		・被災状況の把握		
44	農地・農業用施設等の応急対策	・施設の点検、監視		・被害状況の把握		
45	農林水産業応急対策			・被害状況の把握		
46	商工業の応急対策			・被災状況調査の実施		
47	応急住宅対策					
48	ボランティア受入れ計画				・県災害ボランティア支援センターの設置	・災害ボランティア活動に係る情報の受発信 ・県災害ボランティア本部員の派遣
49	義援金の受入れ・配分計画					
50	義援物資対策					
51	災害救助法による救助					

No.	節	避難指示等解除	解除後 24 時間以内	解除後 72 時間以内	事後１週間以内	事後１ヶ月以内	事後３ヶ月以内
28	学校・文教施設等における応急対策		・非在校生徒等の安否確認	・学校再開の時期等の判断・準備	・学用品等の手配		
29	文化財応急対策						
30	障害物の処理計画		・緊急輸送関連施設（道路、河川、港湾）の障害物情報収集 ・緊急輸送関連施設の障害物除去 ・その他障害物の除去				
31	遺体等の捜索・処理・埋火葬計画		・遺体等の収容・搬送 ・遺体の安置場所、輸送車両、柩等の確保	・遺体の検案・処理 ・埋葬			
32	愛玩動物の保護対策				・動物救済本部の設置		
33	災害時の放送			・生活関連情報の発信			
34	公衆通信施設応急対策			・本復旧工事			
35	電力供給施設応急対策						
36	ガスの安全、供給対策			・２日以内で消費先の緊急点検完了（ＬＰガス） ・充填所復旧・消費先安全確認完了（ＬＰガス）		・供給再開完了（都市ガス）	
37	給水・上水道施設応急対策			・給水車による運搬給水 ・主要施設の復旧、通水 ・医療機関等への応急復旧	・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧	・仮設給水栓の増設 ・配水管、給水管の応急復旧 ・各戸１給水栓の設置	・恒久復旧
38	下水道等施設応急対策			・応急調査	・施設の応急対策 ・本復旧調査	・本復旧計画	・本復旧着手
39	危険物等施設応急対策						
40	道路・橋梁・トンネル等の応急対策		・応急復旧工事			・公共土木施設災害復旧事業	
41	港湾・漁港施設の応急対策		・応急対策			・公共土木施設災害復旧事業	
42	土砂災害・斜面災害の応急対策		・応急対策工事	・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
43	河川・海岸施設の応急対策		・応急対策	・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
44	農地・農業用施設等の応急対策		・応急対策	・被害状況の広報		・災害復旧事業	
45	農林水産業応急対策			・二次災害防止	・応急対策		
46	商工業の応急対策			・被災状況の把握			
47	応急住宅対策		・被災状況の調査	・公営住宅の空家の広報及び提供 ・民間賃貸住宅の紹介・あっせん	・被災戸数の確定 ・供与対象者の確定 ・被災住宅の応急修理		・仮設住宅の供与（２ヶ月以内）
48	ボランティア受入れ計画		・市災害ボランティアセンターの設置 ・ボランティアニーズの把握	・ボランティアセンターの活動			
49	義援金の受入れ・配分計画		・受入口座の設定及び報道機関を通じた公表			・義援金配分委員会による配分	
50	義援物資対策		・義援物資の受入れ・保管管理	・被災者の物資需要の把握	・被災者への効果的配分		
51	災害救助法による救助			・被害状況の把握 ・災害救助法の適用手続き ・災害救助法による救助			

第１節　災害対策本部の組織・運営計画

１　計画の方針

大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、市は、県等の防災関係機関と相互協力体制を構築し、被災者の救援・救助を強力に推進する体制を整備する。

２　災害対策本部の設置

(1)　災害対策本部等

市長は、市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、災害対策基本法第 23 条の規定により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部を設置するまでに至らない場合においても、災害に対する警戒のための警戒本部を設置することができる。

また、各防災関係機関は他機関との連絡調整を図り災害応急対策に当たるが、それぞれの災害対策本部を設置したときは、これを佐渡市防災会議会長に連絡する。

設置区分	災害対策基本法に基づく本部	災害に対する警戒のための本部
名　　称	災害対策本部	警戒本部
設　置　者	市長	市長
本　部　長	市長	市長
副 本 部 長	副市長、教育長	副市長、教育長
本部長の職務代理	副本部長が職務代理	副本部長が職務代理
本　部　員	各対策部長、各対策班長	関係課長等
事務局の名称	事務局（統括調整班）	事務局（防災課）
事 務 局 の 長	統括調整班長（防災課長）	防災課長

(2)　本部設置・廃止基準

市長は、次の基準により、本部を設置し、又は廃止する。

なお、本部設置の基準には満たないが、災害に対する警戒が必要と認められる場合には、必要に応じて、災害警戒本部を設置する。

ア　風水害の場合

	災害対策本部	災害警戒本部
設置基準	○　気象特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表された場合 ○　台風情報で、暴風域が 24 時間以内に本市にかかると予想される、又は接近することが見込まれる場合 ○　その他、市長が必要と認めた場合	○　気象警報（大雨、洪水）が発表された場合 ○　気象警報（暴風、暴風雪、大雪）が発表され、市長が必要と認めた場合 ○　台風情報が発表され、本市への影響が予想される場合 ○　その他、市長が必要と認めた場合
廃止基準	○　河川水位の低下や気象情報、被害情報等から総合的に判断して廃止する。	

イ　地震・津波の場合

	災害対策本部	災害警戒本部
設置基準	○　市内における最大震度６弱以上の地震が発生した場合 ○　大津波警報が発表された場合 ○　その他市長が必要と認める場合	○　市内における最大震度５弱又は５強の地震が発生した場合 ○　津波注意報又は警報が発表された場合 ○　その他市長が必要と認める場合
廃止基準	○　災害応急対策が概ね完了した場合 ○　その他、必要がなくなったと認められる場合	

(3)　本部設置場所

災害対策本部は、市役所（本庁舎）２階大会議室に設置する。

なお、本庁舎が被災し、使用できない場合は、下表のとおり代替場所を指定し、その旨を職員及び関係機関に連絡する。

・災害対策本部の設置場所

順　位	名　称	所在地	電話番号
第１位	市役所（本庁舎）	佐渡市千種 232	0259-63-3111
第２位	本部長が指示する他の市有施設等		

(4)　本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

(5)　設置及び廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに職員に伝達し、次に掲げる機関にその旨を通知又は報告するとともに、市民に対しても周知する。

ア　県知事（防災局危機対策課）

イ　佐渡市防災会議構成員

ウ　報道機関

３　本部の組織編成

災害対策本部の設置及び組織体制等は、佐渡市災害対策本部条例及び佐渡市災害対策本部運営規程に基づき、市の行政組織における平時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定める。

なお、災害対策本部設置前の体制については、市の行政組織における平時の事務及び業務を基準とする。

(1)　組織編成

災害対策本部及び各班の組織は、別図に示すとおり編成する。

(2)　本部長及び副本部長

ア　市長を本部長とし、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

イ　本部長に事故があるときは、副本部長が本部長の職務を代理する。

(3)　本部員

本部員は、議会事務局長、総務部長、企画部長、財務部長、市民生活部長、社会福祉部長、

地域振興部長、農林水産部長、観光振興部長、建設部長、上下水道課長、教育次長、両津病院管理部長、消防長、防災課長をもって充てる。

(4)　対策会議

ア　本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、直ちに災害対策本部の会議（以下「対策会議」という。）を招集する。

イ　対策会議は、次に掲げる事項について協議し、決定する。

(ｱ)　災害対策本部の設置に関すること。

(ｲ)　災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。

(ｳ)　配備体制その他防災に関し重要なこと。

(5)　事務分掌

災害対策本部及び各班の事務は、別表に掲げるとおりとする。

(6)　現地災害対策本部

ア　本部長は、必要があると認めるときは、被災地に現地災害対策本部を置く。

イ　現地災害対策本部長は副本部長、本部員のうちから、現地災害対策本部員は本庁本部の各班のうちから本部長が指名する。

(7)　本庁本部と地区支部間の職員応援

ア　災害対応に人員が不足する場合は、本庁本部の各班長指示により同一の班内で応援を受ける。

イ　上記の応援でなお人員が不足するときは、統括調整班長（防災課長）に協議する。

4　佐渡市防災会議との総合調整

市が災害対策本部を設置したとき、佐渡市防災会議は、必要に応じて連絡員室を設置し、関係機関相互間における連絡調整の円滑化を図る。

連絡員室が設置されたときは、関係委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて連絡員室にこれを駐在させる。

関係機関との相互間系統図

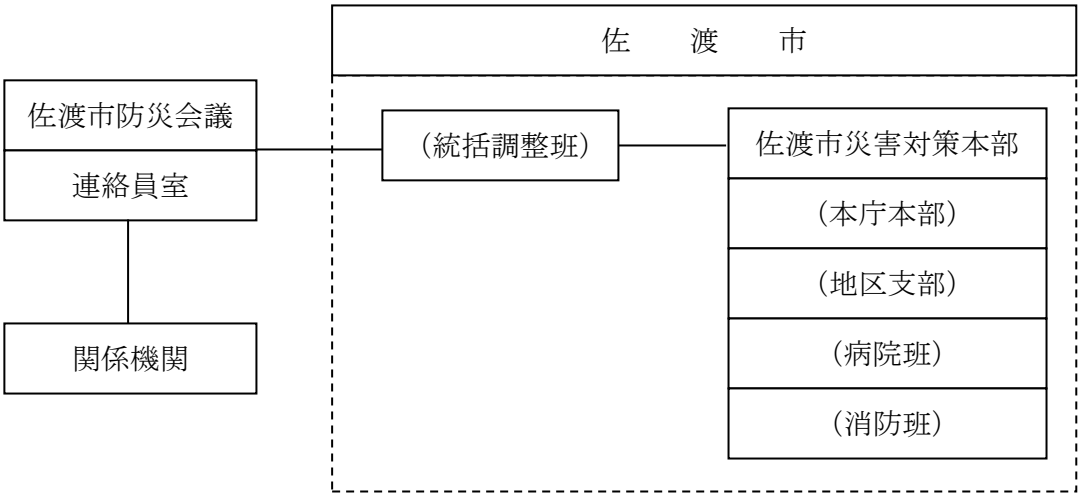

５　災害対策本部の組織整備と職員の服務基準

(1)　組織整備

本部長は、災害対策本部の組織機構に基づき、災害に常に対処し得る体制の整備強化のため、各班に所属する者の職氏名と任務分担を明確にしておかなければならない。

(2)　職員の服務基準

災害時における職員の防災服務心得を次のとおり定める。

ア　災害時における職員の自覚

災害時においては、職員としての自覚を持ち、災害に対処し、人命を第一に、市民の信頼を得るよう努力しなければならない。

イ　災害時の招集及び参集の義務

災害時に招集の連絡を受けた職員は、指定された場所に必ず参集しなければならない。

ウ　災害時の責任分担の的確な履行

災害時において、各職員は、与えられた職務に責任を持ち、的確な判断のもとに法令その他定められた基準に従い、自己の分担業務を的確に履行しなければならない。

エ　各関係機関との連絡協調

災害時において、各関係機関と常に連絡協調し、迅速かつ的確な災害対策に努めなければならない。

オ　被災者に対する応接態度

被災者に対しては、親切、丁寧に接し、不安を抱かせるような態度をとってはならない。

６　災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

(1)　総括調整班長（防災課長）は、災害対策本部が設置されたときには、災害対策本部開設に必要な資機材を準備する。

ア　佐渡市災害対策図

イ　被害状況図板の設置

ウ　携帯ラジオの確保

エ　テレビの確保

オ　電話回線の確保（大会議室内 10 台）

カ　パソコン

キ　プロジェクター一式

ク　その他必要資機材の確保

(2)　総務班長（総務部長）は、災害対策本部が設置されたときには、災害対策本部活動に必要な通信手段を確保する。

本章 第７節 「災害時の通信確保」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を調査し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

【別図】　　災 害 対 策 本 部 等 の 組 織 編 成

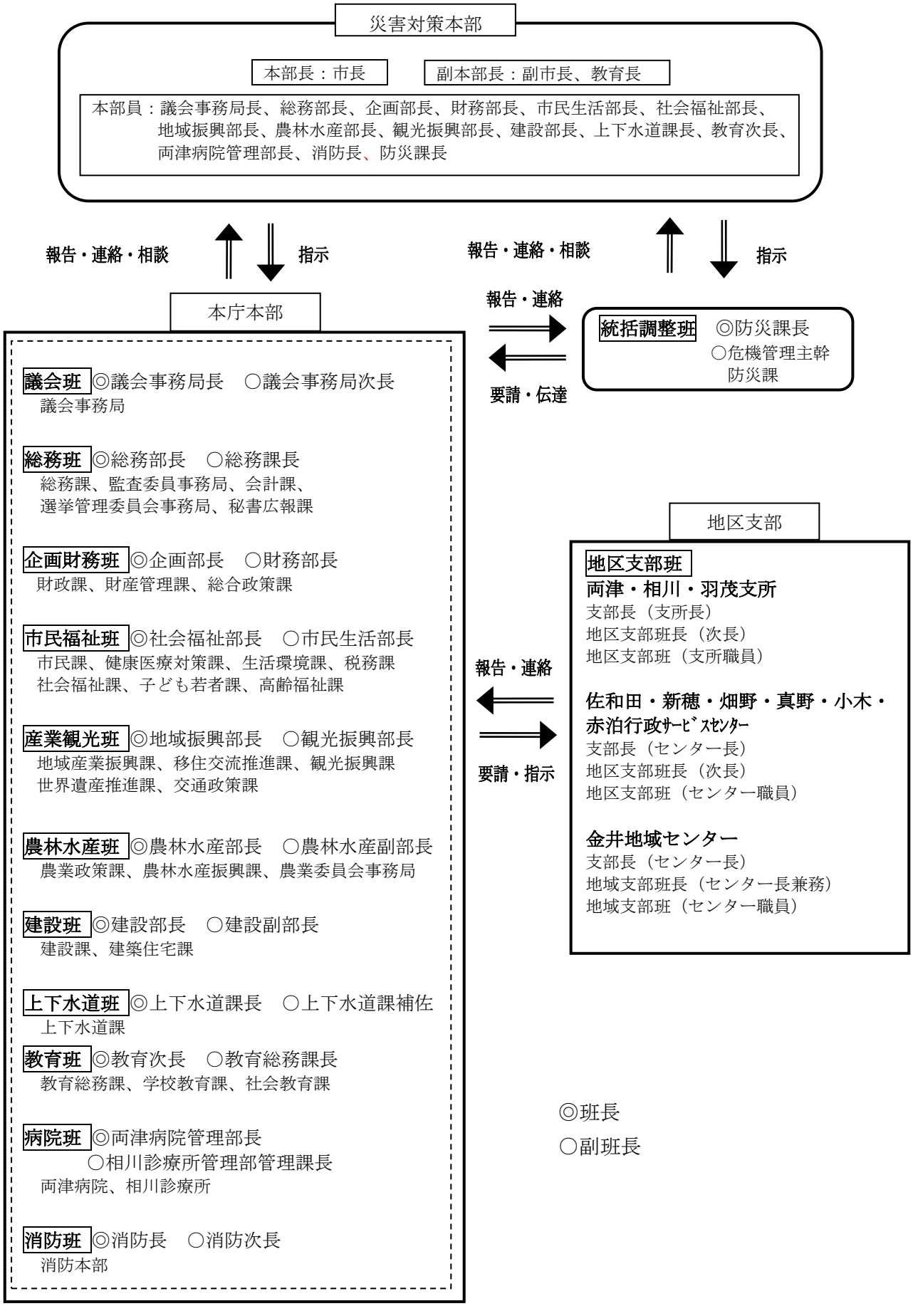

【別表】

災 害 対 策 本 部 等 の 事 務 分 掌

○　対策本部

災害対策会議構成員		所　掌　事　務
災害対策本部長	市　長	1　災害対策本部設置及び廃止の決定に関すること。 2　職員配備体制の決定に関すること。 3　災害対応全般における協議及び決定に関すること。 4　避難発令の決定に関すること。 5　災害救助法等の適用に関する協議及び決定に関すること。 6　現地対策本部設置及び廃止の決定に関すること。 7　県及び自衛隊その他団体等に対する災害応援要請の決定に関すること。 8　その他重要事項の決定に関すること。
災害対策副本部長	副市長 教育長	
災害対策本部員	議会事務局長 総務部長 企画部長 財務部長 市民生活部長 社会福祉部長 地域振興部長 農林水産部長 観光振興部長 建設部長 上下水道課長 教育次長 両津病院管理部長 消防長 防災課長	

○本庁本部

班名	班長 副班長	班員	事務分掌
統括調整班	班長 防災課長 副班長 危機管理主幹	防災課 防災安全係	1　対策会議の開催、運営及び庶務に関すること。 2　本部長指示等及び対策会議決定事項の伝達に関すること。 3　県との連絡調整に関すること。 4　本庁本部各班及び各地区支部の連絡調整に関すること。 5　気象情報等の収集及び伝達に関すること。 6　県及び自衛隊その他団体等に対する災害応援要請及び受入れに関すること。 7　防災関係機関との連絡調整及び合同会議開催に関すること。
議会班	班長 議会事務局長 副班長 議会事務局次長	議会事務局 議事調査係 庶務係	1　議員との連絡調整及び議会全般に関すること。 2　議員の招集に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。
総務班	班長 総務部長 副班長 総務課長	総務課 総務係 人事係 拉致被害者対策係 行革推進係 デジタル政策室 デジタル推進係 情報管理係 選挙管理委員会事務局 選挙係 監査委員事務局 監査係	1　職員の配備に関すること。 2　職員の被災状況の把握に関すること。 3　職員の健康管理に関すること。 4　事務分掌外事案に係る対応調整に関すること。 5　災害時の通信統制及び非常通信に関すること。 6　災害時における全ての通信手段の機能確保に関すること。 7　電算処理システムの機能確保に関すること。 8　関係機関等との連絡調整に関すること。
		会計課 出納係 審査係	1　災害対策事務の現金支払い及び必要物品の出納に関すること。 2　義援金及び見舞金に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。
		秘書広報課 秘書係 広報広聴係	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　避難情報をはじめ、市民に対する情報の発信及び伝達に関すること。 3　報道機関に対する要請及び連絡調整に関すること。 4　写真等による災害情報の収集及び記録に関すること。 5　災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。 6　災害状況のビデオによる記録に関すること。
企画財務班	班長 企画部長 副班長 財務部長	総合政策課 政策推進係 ふるさと創生推進係 再エネ推進室 エネルギー推進係	1　災害救助法等の適用申請に関すること。 2　激甚災害の指定等に関する要請・陳情の調整に関すること。

		財政課 予算係 調査係 契約検査室 契約検査係 財産管理課 管財係 公共施設適正化推進係	1　災害対策関係予算に関すること。 2　救援物資の受入れ管理に関すること。 3　生活必需品の調達に関すること。 4　庁舎等管理施設に関すること。 5　関係機関等との連絡調整に関すること。
市民福祉班	班長 社会福祉部長 副班長 市民生活部長	市民課 戸籍係 保険年金係 消費者行政係 人権啓発係	1　被災者の名簿作成に関すること。 2　市登録外国人被災者の名簿作成に関すること。 3　行方不明者の名簿作成に関すること。 4　死体の埋火葬の許可に関すること。
		健康医療対策課 保健係 健康増進係 医療対策係	1　医師会及び医療機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 2　救護所の開設に関すること。 3　救急医薬品の確保に関すること。 4　医療施設等の被害調査に関すること。 5　助産に関すること。 6　被災住民の健康保持及び栄養指導等に関すること。 7　乳幼児・妊産婦・外国人の被災調査及び救護・相談に関すること。 8　こころのケアに関すること。 9　関係機関等との連絡調整に関すること。
		生活環境課 環境対策係 クリーン推進係 施設管理係	1　衛生及び防疫に関すること。 2　遺体の収容及び埋火葬に関すること。 3　衛生材料の確保に関すること。 4　災害廃棄物の処理に関すること。 5　し尿・ごみの応急処理に関すること。 6　仮設トイレに関すること。 7　清掃活動に関すること。 8　関係機関等との連絡調整に関すること。
		税務課 市民税係 固定資産税係 収納係	1　被災者に対する市税の納税猶予、減免の調査に関すること。 2　家屋等の被害状況調査及び報告に関すること。 3　住家の被害認定に関すること。 4　罹災証明（火災以外）に関すること。 5　関係機関等との連絡調整に関すること。

		社会福祉課 地域福祉係 障がい福祉係 援護係 総合福祉相談支援センター 相談支援係 子ども若者課 子育て支援係 園児支援係 子ども若者支援センター 家庭児童相談係	1　避難所の設営に関すること。 2　避難所収容者の受付及び報告に関すること。 3　避難所等の設営状況及び収容状況の収集・整理に関すること。 4　避難所等への食料及び生活必需品の支給計画に関すること。 5　避難所等における総合調整に関すること。 6　炊き出しに関すること。 7　社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 8　保育園児童及び幼稚園児（補助執行）の安全確保に関すること。 9　生活保護世帯、身体障がい者世帯等の被災調査及び救護・相談に関すること。 10 ボランティアの受入れ等に関すること。 11　義援金の支給に関すること。 12　災害弔慰金の支給に関すること。 13　関係機関等との連絡調整に関すること。
		高齢福祉課 高齢福祉係 介護保険係	1　高齢者世帯の被災調査及び救護・相談に関すること。 2　老人福祉施設に関すること。 3　関係機関等との連絡調整に関すること。
産業観光班	班長 地域振興部長 副班長 観光振興部長	地域産業振興課 地域支援係 産業振興係 産業振興係 移住交流推進課 移住交流推進係 暮らす・働く企画係	1　ライフライン（電力及び電話施設）の被害状況調査に関すること。 2　危険物施設の被害状況調査に関すること。 3　各班からの被害状況・対策状況報告の収集・整理に関すること。 4　商工業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5　商工団体との連絡調整に関すること。 6　関係機関からの被害状況報告の収集・整理に関すること。 7　中小企業者の資金融資のあっせんに関すること。 8　関係機関等との連絡調整に関すること。
		観光振興課 観光施設係 観光戦略係 文化・ｽﾎﾟｰﾂﾂｰﾘｽﾞﾑ推進係	1　観光産業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2　観光客の安全確保に関すること。 3　観光業者の資金融資のあっせんに関すること。 4　関係機関等との連絡調整に関すること。
		世界遺産推進課 世界遺産保存係 世界遺産登録推進係 文化財室 文化財保護係 埋蔵文化財係	1　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　調査団、視察団等の受入れ調整に関すること。 3　文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 4　関係機関等との連絡調整に関すること。
		交通政策課 交通対策係 空港整備対策室	1　人員及び物資の輸送用車両の調達、配車及び運転に関すること。 2　応援車両の要請及び配車調整に関すること。 3　輸送全般に係る管理に関すること。 4　関係機関等との連絡調整に関すること。

農林水産班	班長 農林水産部長 副班長 農林水産副部長	農業政策課 農業企画係 生産振興係 ﾄｷ・里山振興係 農林水産振興課 農村整備係 林業･水産振興係 農業委員会事務局 農政係 農地係	1　農林水産業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2　農林水産施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3　漁港区域内の津波対策に関すること。 4　関係機関等との連絡調整に関すること。
建設班	班長 建設部長 副班長 建設副部長	建設課 管理用地係 道路公園維持係 建設係 建築住宅課 建築係 住宅・都市計画係	1　道路、河川、橋梁、海岸、土砂災害警戒区域等、その他公共土木施設のパトロールに関すること。 2　道路、河川、橋梁、海岸、土砂災害警戒区域等、その他公共土木施設の応急復旧に関すること。 3　交通規制に関すること。 4　道路交通情報の収集及び確保に関すること。 5　緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 6　路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。 7　水防及び水防資材の備蓄調達に関すること。 8　水防協議会との連絡調整に関すること。 9　市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 10　避難所の応急危険度調査に関すること。 11　家屋、宅地等の応急危険度調査に関すること。 12　応急仮設住宅等の建設及び入居者選定に関すること。 13　災害復興住宅資金の融資に関すること。 14　関係機関等との連絡調整に関すること。
上下水道班	班長 上下水道課長 副班長 上下水道課補佐	上下水道課 水道総務係 水道維持管理係 水道工務係 下水道総務係 下水道維持管理係 下水道工務係	1　上下水道施設に係る被害調査及び応急復旧に関すること。 2　応急給水及び応急汚水排除に関すること。 3　上下水道に係る資材及び備品の調達管理に関すること。 4　上下水道管の応急復旧工事の実施に関すること。 5　市街地のたん水排除（河川氾濫を除く。）に関すること。 6　関係機関との連絡調整に関すること。
教育班	班長 教育次長 副班長 教育総務課長	教育総務課 総務係 学事係	1　教育班全般に関すること。 2　関係機関等との連絡調整に関すること。
		学校教育課 学校指導係 学校給食係	1　教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　学校給食に関すること。 3　児童及び生徒の避難に関すること。 4　児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 5　応急教育に関すること。 6　学用品の給与に関すること。
		社会教育課 社会教育係 社会体育係 佐渡学センター 文化振興係	1　社会体育施設及び生涯学習施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　施設利用者の安全確保に関すること。

		文化学芸係 ｼﾞｵﾊﾟｰｸ推進室 推進係 中央文化会館 中央図書館 各地区教育事務所等	
病院班	班長 両津病院管理部長 副班長 相川診療所管理部管理課長	両津病院 相川診療所	1　両津病院及び相川診療所全般の被害状況・対策状況の集約・報告に関すること。 2　関係機関等との連絡調整に関すること。
消防班	班長 消防長 副班長 消防次長	消防本部	1　消防班全般の統括調整及び被害状況・対策状況の集約・報告に関すること。 2　消防防災ヘリコプターの運航要請に関すること。 3　緊急消防援助隊の応援要請に関すること。 4　関係機関等との連絡調整に関すること。
		中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	1　災害火災等における消火活動、水防活動及び救急救護活動に関すること。 2　消防団の活動に関すること。 3　避難情報の伝達周知及び避難誘導に関すること。 4　警戒区域の設定に関すること。 5　危険物の保安に関すること。 6　被災者の救出及び搬送に関すること。 7　行方不明者の捜索、手配及び収容活動に関すること。 8　罹災証明（火災のみ）に関すること。 9　被災地の秩序維持に関すること。 10　救急救助活動に関すること。

○地区支部

両津・相川・羽茂　支所		事　務　分　掌
支部長	支所長	1　地区支部全体のとりまとめに関すること。 2　職員の配備・招集に関すること。
地区支部班 （班長：支所次長）	支所職員	1　自主防災会及び自治会等との連絡調整に関すること。 2　本庁本部の総務班、市民福祉班、産業観光班、農林水産班、建設班、上下水道班の事務分掌に関すること。
佐和田・新穂・畑野・真野・小木・ 赤泊　行政サービスセンター		事　務　分　掌
支部長	センター長	1　地区支部全体の取りまとめに関すること。 2　職員の配備・招集に関すること。
地区支部班 （班長：ｾﾝﾀｰ次長）	センター職員	1　自主防災会及び自治会等との連絡調整に関すること。 2　管内における被害状況調査及び報告に関すること。
金井地域センター		事　務　分　掌
支部長	センター長	1　地区支部全体の取りまとめに関すること。 2　職員の配備・招集に関すること。
地区支部班 （班長：ｾﾝﾀｰ長兼務）	センター職員	1　自主防災会及び自治会等との連絡調整に関すること。 2　管内における被害状況調査及び報告に関すること。

※　災害が発生し又は発生するおそれがあるときの初動体制確立時は、班の枠を超えて配備し対応する。

第２節　職員の配備・招集

１　計画の方針

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の招集方法、自主参集の基準等を次のとおり定める。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係（室）	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　職員の配備・招集に関すること。
災害対策本部設　置　後	各　　班	－	

２　配備基準

(1)　風水害等の場合

あらかじめ災害が起こる可能性が予測できる風水害については、次の基準により配備体制をとる。

配備区分	配 備 基 準	配 備 内 容
第１次配備（警戒体制）	(1) 大雨警報、洪水警報が発表された場合 (2) 台風情報が発表され、影響が予想される場合 (3) 水防本部（県土木部河川管理課）から洪水予報又は水防警報通報が伝達された場合 (4) その他市長が必要と認める場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準として職員の少人数を配備し、情報収集、連絡活動を行い、状況によっては上位の配備に移行できる体制をとる。
第２次配備（警戒本部設置）	(1) 気象警報が発表され、かつ災害発生が確実と判断される場合 (2) 局地的又は散発的に小災害が発生した場合 (3) その他市長が必要と認める場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準とし、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、状況によっては更に上位の配備に迅速に移行し得る体制をとる。
第３次配備（本部設置）	(1) 災害が発生し、被害が広範囲又は全域に及ぶ場合 (2) その他市長が必要と認める場合	災害対策本部長は、職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制をとる。

(2)　地震・津波の場合

予測不可能な地震については、次の基準により配備体制をとる。

配備区分	配 備 基 準	配 備 内 容
第１次配備（警戒体制）	(1) 市内において、震度 4 の地震を観測を計測した場合 (2) 津波注意報が発表された場合 (3) その他市長が必要と認める場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準として職員の少人数を配備し、情報収集、連絡行動を行い、状況によっては上位の配備に移行できる体制をとる。

第２次配備 （警戒本部設置）	(1) 市内において、震度 5 弱又は５強の地震を観測を計測した場合 (2) 津波警報が発表された場合 (3) その他市長が必要と認める場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準とし、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、状況によっては更に上位の配備に迅速に移行し得る体制をとる。
第３次配備 （本部設置）	(1) 市内において、震度６弱以上の地震を観測した場合 (2) 大津波警報が発表された場合 (3) その他市長が必要と認める場合	災害対策本部長は、職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制をとる。

３　勤務時間内における配備

実施担当班長（所属長）は、前項の配備基準又は市長の配備指令により、配備体制をとる。

４　勤務時間外における配備

職員は、勤務時間外及び休日等においてテレビ・ラジオ等により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備基準に基づき自主的に参集する。

災害規模により道路が寸断されるなど参集経路が断たれたときは直近の本庁又は支所等へ参集する。（災害規模により道路が寸断されるなど参集経路が断たれたときは直近の本庁または支所等へ参集する。）

また、実施担当班長（所属長）は、必要に応じ緊急連絡網を活用し配備体制をとる。

５　配備体制

配備体制は、次の表のとおりとする。

なお、災害対策本部員、班長及び支部長、支部班長は第１次配備から配置につく。

(1)　風水害等の場合

ア　本庁本部

<table>
<tr><th>班　名</th><th>第１次配備
（警戒体制）</th><th>第２次配備
（警戒本部設置）</th><th>第３次配備
（本部設置）</th></tr>
<tr><td>統括調整班</td><td>全　職　員</td><td>全　職　員</td><td>全　職　員</td></tr>
<tr><td>議会班</td><td rowspan="10">班長、副班長</td><td rowspan="10">役職が係長以上の職員</td><td rowspan="10">全　職　員</td></tr>
<tr><td>総務班</td></tr>
<tr><td>企画財務班</td></tr>
<tr><td>市民福祉班</td></tr>
<tr><td>産業観光班</td></tr>
<tr><td>農林水産班</td></tr>
<tr><td>建設班</td></tr>
<tr><td>上下水道班</td></tr>
<tr><td>教育班</td></tr>
<tr><td>病院班</td><td colspan="3">病院職員の非常招集計画による。</td></tr>
<tr><td>消防班</td><td colspan="3">消防職員の非常招集計画による。</td></tr>
</table>

イ　地区支部

班　名	第１次配備 （警戒体制）	第２次配備 （警戒本部設置）	第３次配備 （本部設置）
地区支部班	支部長・班長	役職が係長以上の職員	全　職　員

(2)　地震・津波の場合

ア　本庁本部

班　名	第１次配備 （警戒体制）	第２次配備 （警戒本部設置）	第３次配備 （本部設置）
統括調整班	全　職　員	全　職　員	全　職　員
議会班	役職が係長以上の職員、避難場所担当職員（津波注意報が発表された場合）	全　職　員	全　職　員
総務班			
企画財務班			
市民福祉班			
観光振興班			
地域振興班			
農林水産班			
建設班			
上下水道班			
教育班			
病院班	病院職員の非常招集計画による。		
消防班	消防職員の非常招集計画による。		

イ　地区支部

班　名	第１次配備 （警戒体制）	第２次配備 （警戒本部設置）	第３次配備 （本部設置）
地区支部班	役職が係長以上の職員	全　職　員	全　職　員

６　参集時等の留意事項

(1)　自ら又は家族が被災した職員は、可能な限りその旨を班長（所属長）へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

(2)　交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、可能な限りその旨を班長（所属長）に連絡し、その後の指示を受ける。

(3)　職員は、登庁途中において可能な限り、市域の被害状況を把握し、班長（所属長）へ報告する。

(4)　登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。

この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告する。

7　配備状況等の報告

班長（所属長）は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備状況を総務班（総務部長）に報告し、併せて職員が登庁途中において確認した市域の被害状況を被害速報（災害様式１）により産業観光班（地域振興部長）へ報告する。

8　配備指令発令様式

統括調整班（防災課）から連絡します。	
※１	1　○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。 2　○○地区に、○○のため、○○が発生しました。
このため、○日○時○分	
※２	1　「第○次配備」が発令されました。指定された職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。 2　「第３次配備」が発令されました。全職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。

注：　※１は、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。
　　※２は、同じ内容を３度繰り返すこと。

第３節　防災関係機関の相互協力体制

１　計画の方針

大規模な災害が発生し、市だけでは十分な応急対策が困難となった場合には、国、県、被災していない他の市町村、民間団体等の協力を得て防災対策を行い、被害の拡大を抑止する必要がある。

このため、市は、あらかじめ県内外の防災関係機関等と相互応援協定を締結するなど、災害時における応援協力体制を構築する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　県及び他市町村等に対する災害応援要請等に関すること。 ○　自衛隊に対する派遣要請及び受入れ調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班	－	

(1)　基本方針

ア　被災した場合、市は、被害状況等を迅速に把握し、応急対策のために必要があると認める場合は、速やかに応援又は職員派遣の要請等を行うとともに、受入れ体制を確立する。

イ　市は、被害を免れた場合、県内市町村や災害時相互応援協定締結先市町村の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

ウ　災害時に、自らの対応能力だけでは、迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等を相互に連携・協力して速やかに災害対応を実施できるよう、市町村間等の災害時相互応援協定の締結等を通じて、体制整備に努める。

エ　災害規模や被災者のニーズ等に応じて、迅速・的確に国、県、他の地方公共団体等からの応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内の受援担当者や受援対象業務、受援のために必要な執務スペースの確保等に取り組む。

さらに、円滑な応援受入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を「受援計画」等で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

(2)　積雪期の対応

積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入れ体制を確立する。

2　災害対策基本法に基づく応援等の要請

(1)　県への応援要請

市長は、市内における災害応急対策実施のため、必要と認めるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。

ア　連絡先及び方法

知事への要請については、県（防災局危機対策課（災害対策本部が設置された場合は連絡指令室））へ、電話、ＦＡＸ、衛星電話、県防災行政無線等により行う。

なお、電話、衛星電話、県防災行政無線等により要請した場合は、後でＦＡＸ等による文書で処理する。

・応援要請に必要な事項等

応援要求事項	応急対策実施要請事項
(ｱ)　応援を必要とする理由 (ｲ)　応援を必要とする場所 (ｳ)　応援を必要とする期間 (ｴ)　その他応援に関し必要な事項	(ｱ)　応急対策の内容 (ｲ)　応急対策の実施場所 (ｳ)　その他、応急対策の実施に関し必要な事項

(2)　他市町村への応援要請

ア　市長は、市内において大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めたときは、他市町村との相互応援協定に基づき、協定締結市町村長等に対して応援を要請する。

＜協定に基づく応援要請市町村等＞　「災害時の相互応援に関する協定」（資料編参照）

イ　市長は、上記協定締結市町村の応援でもなお十分な応急対策が実施できないと認めたときは、協定以外の市町村長に対して次の応援要請に必要な事項等を示し応援を要請する。

(ｱ)　応援を必要とする理由

(ｲ)　応援を必要とする場所

(ｳ)　応援を必要とする期間

(3)　指定地方行政機関等への応援要請

市長は、市内における災害応急対策のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対し、次の事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

【職員派遣要請事項】

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員

ウ　派遣を必要とする期間

エ　その他職員の派遣について必要な事項

(4)　指定公共機関及び指定地方公共機関への応援要請

市長は、市内における応急対策のため、必要があると認めるときは、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。

ア　応援を必要とする理由

イ　応援を必要とする場所

ウ　応援を必要とする期間

エ　その他応援に関し必要な事項

(5)　民間団体への応援要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、医師会、(社)新潟県建設業協会佐渡支部、新潟県トラック協会佐渡支部、その他の民間団体に協力を要請する。

・災害対策基本法等の基づく応援フロー図

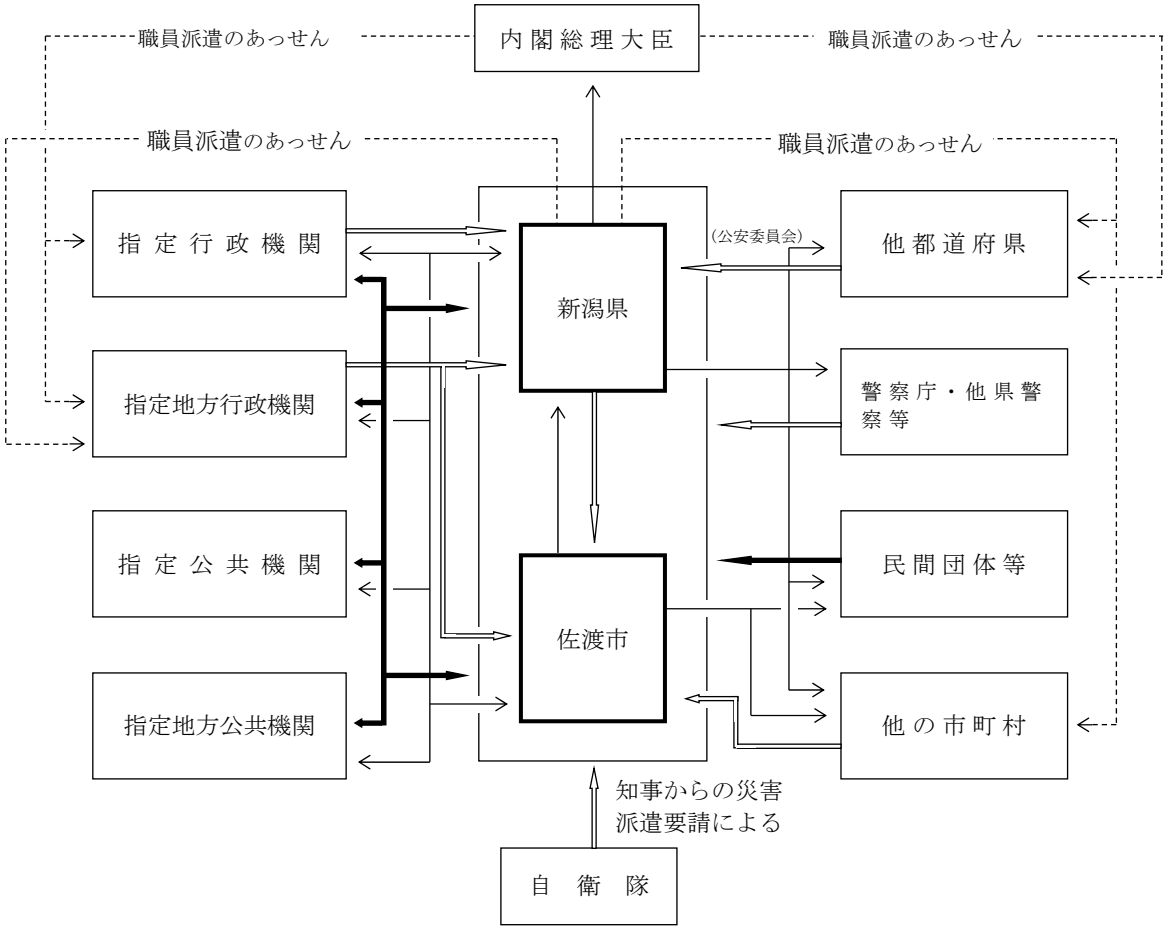

3　自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の災害派遣要請の手続等については、本章第 13 節「自衛隊の災害派遣計画」の定めるところによるが、派遣要請の依頼は、おおむね次のとおりとする。

(1)　市長は、災害の発生に際し本市の市民の生命、身体又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(2)　市長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知し、自衛隊の判断で部隊の自主的な派遣を受けることができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに報告しなければならない。

4　消防の広域応援の要請

(1)　県内市町村相互の消防広域応援体制（本章第 17 節「消火活動計画」参照）

消防本部自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防相互応援協定に基づき協定締結市町村に応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。

(2)　他都道府県等に対する応援要請

市長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対して応援要請を行う。

・消防組織法に基づく応援フロー図

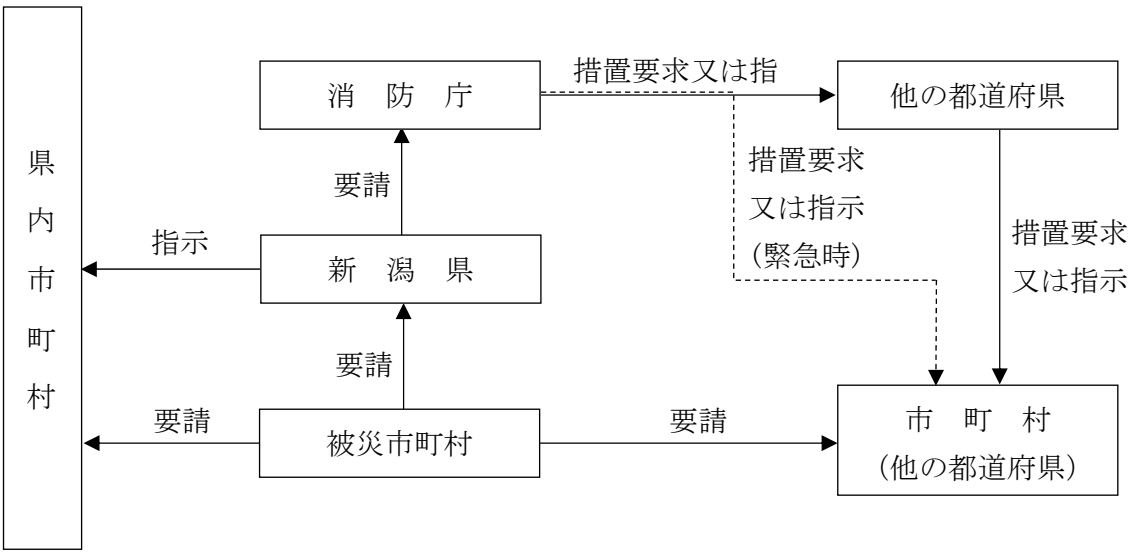

5　職員の派遣（あっせん）等に関する要請

(1)　職員の派遣要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事もしくは関係市町村長又は指定地方行政機関の長もしくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

(2)　職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関もしくは特定地方公共機関又は都道府県もしくは関係市町村の職員派遣についてのあっせんを要請する。

(3)　職員の派遣要請に関する共通事項

職員の派遣要請は、次の事項を示して文書で行う。　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員

ウ　派遣を必要とする期間

エ　その他職員の派遣について必要な事項

６　応援受入れ体制の確立

(1)　情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国、県及び関係市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2)　受入れ体制の確立

国、県及び関係市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入れ体制を確立する。

ア　宿泊先

原則として避難所以外の公共施設を提供するものとし、公共施設の確保が困難な場合は、民間の宿泊施設等をあっせんする。

イ　食料の供給及び炊事施設の確保

(ｱ)　自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

(ｲ)　他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援職員等に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市が行うが、災害の規模及び被災状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、事前に相当日数の食料及び炊事用具の携行も依頼する。

第４節　気象情報等伝達計画

１　計画の方針

市は、気象等に関する特別警報・警報・注意報など、新潟地方気象台や県等から災害に関する予報又は警報の通知を受けたときには、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てる。

・　気象情報等の収集及び提供、災害情報発信の実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　気象情報等の収集及び伝達に関すること。 ○　避難情報をはじめ、市民に対する情報の発信及び伝達に関すること。 ○　災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班 総務班	―	

・　報道要請等の実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	秘書広報課	広報広聴係	○　報道機関に対する要請及び連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	総務班	―	

２　特別警報・警報・注意報及び気象情報等

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより、特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い関係機関に通知し住民に周知させる。

その際、住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布（通称：キキクル））など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

(1)　特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

新潟地方気象台は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれがあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して、注意や警戒を呼びかける。

〈特別警報・警報・注意報の種類と概要〉

種　　類		概　　要
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

警　　報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

〈特別警報・警報・注意報の発表対象区域〉

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
上　越	上越市	上越市
	糸魚川市	糸魚川市
	妙高市	妙高市
中　越	三条地域	三条市、加茂市、田上町
	魚沼市	魚沼市
	長岡地域	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
	柏崎地域	柏崎市、刈羽村
	南魚沼地域	南魚沼市、湯沢町
	十日町地域	十日町市、津南町
下　越	岩船地域	村上市、関川村、粟島浦村
	新発田地域	新発田市、胎内市、聖籠町
	新潟地域	新潟市、燕市、阿賀野市、弥彦村
	五泉地域	五泉市、阿賀町
佐　渡		**佐渡市**

(特別警報の発表基準)

種　類	発　　表　　基　　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注　発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

警報・注意報発表基準（佐渡）　　令和５年６月８日現在

種類	現象	発表基準		
警報	大雨(浸水害) 大雨(土砂災害)	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	103	
	洪水	流域雨量指数基準	関川川流域=5.9、矢柄川流域=7.5 大倉川流域=8、馬首川流域=6.7 和木川流域=5.8、白瀬川流域=7.9 椿川流域=6.5、梅津川流域=9 石名川流域=8.4、入川流域=8.2 石花川流域=9.8、天王川流域=5.7 久知川流域=10.3、河崎川流域=6.5 真更川流域=7.3、羽茂川流域=13.3 西三川川流域=9.1、小川内川流域=6.6 真野川流域=4.9、国府川流域=24.3 石田川流域=6.1、濁川流域=3.8 北狄川流域=6.2、戸地川流域=8.6 貝喰川流域=5.1、長江川流域=5.3 山田川（佐和田）流域=6.1、 竹田川流域=7.9、藤津川流域=6.6 小倉川流域=14.6、中津川流域=5.8 新保川流域=5.6、大野川流域=7.9 地持院川流域=6.3、帆柱川流域=4.5 山田川（羽茂）流域=4.5, 大久保川流域=6.4、長谷川流域=8.6	
		複合基準　*1	天王川流域=(6, 5.4)、真更川流域=(6, 6.5) 真野川流域=(6, 4.9)、国府川流域=(6, 21.8) 石田川流域=(6, 5.4)、濁川流域=(6, 3.4) 藤津川流域=(6, 5.9)、小倉川流域=(6, 9.6) 中津川流域=(6, 5.2)、新保川流域=(6, 5) 大野川流域=(6, 7.1)、長谷川流域=(6, 7.7)	
		指定河川洪水予報による基準	―	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s *2
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s *2 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高	5.5m	
	高潮	潮位	1.0m	
注意報	大雨(浸水害) 大雨(土砂災害)	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	74	
	洪水	流域雨量指数基準	関川流域=4.7、矢柄川流域=6 大倉川流域=6.4、馬首川流域=5.3 和木川流域=4.6、白瀬川流域=6.3 椿川流域=5.2、梅津川流域=7.2 石名川流域=6.7、入川流域=6.5 石花川流域=7.8、天王川流域=4.6 久知川流域=8.2、河崎川流域=5.2 真更川流域=5.8、羽茂川流域=9.5 西三川川流域=7.2、小川内川流域=5.2 真野川流域=3.9、国府川流域=19.4 石田川流域=4.8、濁川流域=3 北狄川流域=4.9、戸地川流域=6.8 貝喰川流域=4.1、長江川流域=4.2 山田川（佐和田）流域=4.8	

				竹田川流域=6.3、藤津川流域=5.2 小倉川流域=10、中津川流域=4.6 新保川流域=4.4、大野川流域=6.3 地持院川流域=4.9、帆柱川流域=3.7 山田川（羽茂）流域=3.7。 大久保川流域=5.1、長谷川流域=5.1
		複合基準　※１		石名川流域=(6，5.4)、天王川流域=(5，4.6) 久知川流域=(5，6.6)、真更川流域=(5，4.1) 羽茂川流域=(5，8.2)、西三川川流域=(6，5.8) 小川内川流域=(6，4.2)、真野川流域=（6，3.9) 国府川流域=(6，15.5)、石田川流域=（6，3.8) 濁川流域=(5，3)、竹田川流域=(5，6) 藤津川流域=(6，4.2)、小倉川流域=(6，8) 中津川流域=(6，3.7)、 新保川流域=(5，4.4) 大野川流域=(6，5)、地持院川流域=(7，4) 帆柱川流域=(5，3.6)、大久保川流域=(5，5.1) 長谷川流域=(6，4.1)
		指定河川洪水予報による基準		—
	強風	平均風速	陸上	13m/s *3
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	15m/s *3 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6 時間降雪の深さ 15cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40%　実効湿度 65%		
	なだれ	1. 24 時間降雪の深さが 50cm 以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が 50cm 以上で最高気温が 8℃以上になるか、日降水量 20 ㎜以上の降雨がある場合		
	低温	5-9 月：日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3 日以上継続 11-4 月：最低気温-4℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100 ㎜	

＊1　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

＊2　11 月～4 月は、相川特別地域気象観測所の観測値は 23m/s を目安とする。

＊3　11 月～4 月は、相川特別地域気象観測所の観測値は 15m/s を目安とする。

(2)　気象情報等

ア　全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合などに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、降雪が大雪警報の基準を大幅に上回り、一層の警戒が必 要となる場合には、「除雪が困難となる積雪になっており」等表現を用いた新潟県気象情報が発表される。

イ　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域については、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

ウ　記録的短時間大雨情報

新潟県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害、低地の浸水及び中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所についてキキクルで確認する必要がある。

エ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

オ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

(ｱ)　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

(ｲ)　浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当

(ｳ)　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予想を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当
・「警戒」（赤）：高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当
・「注意」（黄）：避難に備え、ハザードマップ等により災害リスクを再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当

(ｴ)　流域雨量指数の予測値

各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

カ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨又は高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(3)　気象警報・注意報等の伝達

ア　一般の利用に適合する警報・注意報等の伝達

(ｱ)　新潟地方気象台は、気象警報等(航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く。）を発表、切替え、解除したときは、気象警報 等の伝達系統図により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

(ｲ)　放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により、速やかに関係地域に放送しなければならない。

(ｳ)　市は、関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講じるともに、適切な方法により市民等に周知する。

イ　船舶の利用に適合する予報及び警報の伝達

新潟地方気象台は、日本海中部海域（能登沖、佐渡沖、秋田沖、沿海州南部沖）の海上を対象として地方海上予報及び警報（海上風警報、海上濃霧警報等）を発表する。警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区海上保安本部に通知するほか、報道機関に伝達し、船行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう務める。

ウ　航空機の利用に適合する警報

東京航空地方気象台は、飛行場業務機関等に対して、飛行場警報及び飛行場気象情報（飛行場強風警報、飛行場暴風警報等）の発表を行う。警報等を発表、解除したときは、東京航空局新潟空港事務所、県警察航空隊、第九管区海上保安本部新潟航空基地、航空自衛隊新潟救難隊及び航空機運航関係機関への伝達を行う。

3　消防法に定める火災気象通報及び火災警報

(1)　火災気象通報

新潟地方気象台は、消防法第 22 条第 1 項の規定により、気象状況が火災の予防上危険であると認めるときには、火災気象通報を知事に対して通報する。知事は、新潟気象台から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、市に伝達する。

伝達については、気象警報等の伝達系統図に準じて行う。

(火災気象通報の通報基準)

火災気象通報の通報基準
新潟地方気象台が定めた佐渡市の「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(2)　火災警報

市長は、消防法第 22 条の規定により、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて、「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講じる。

また、市長は、火災警報を発令又は解除したときは、市民に周知するとともに、県消防課へ通報する。

4　伝達系統及び伝達体制

気象注意報・警報等の伝達系統図

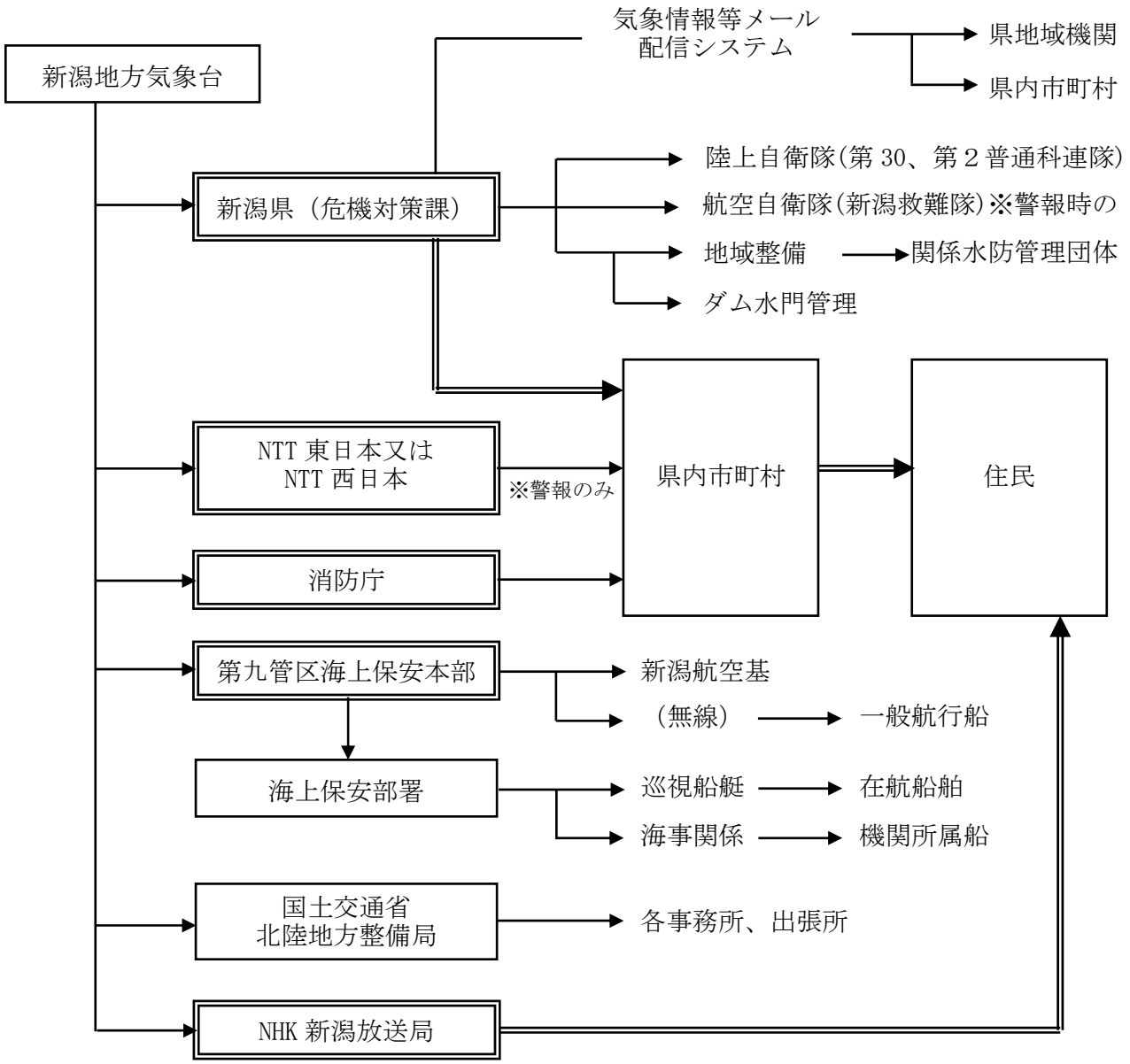

二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第５節　洪水予報・水防警報伝達計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

ア　市民の責務

「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	防　災　課 建　設　課	防災安全係 管理用地係	○　気象情報等の収集及び伝達に関すること。 ○　河川のパトロールに関すること。 ○　水防及び水防資材の備蓄調達に関すること。 ○　水防協議会との連絡調整に関すること。
災害対策本部 設　置　後	統括調整班 建　設　班	―	

イ　市の責務

市民が主体的かつ適切な避難行動がとれるよう、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、市民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団及び消防機関を準備又は出動させる。

ウ　県の責務

(ｱ)　水位周知河川

洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては、県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を県は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ｲ)　水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては、県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を県は水防管理者その他水防関係機関に通知する。

(ｳ)　水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

(2)　要配慮者に対する配慮

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への高齢者等避難（警戒レベル３）等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(3)　積雪期の対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河川の埋塞への対応は、本計画に準じて行う。

２　設定水位の種類

・水防団待機水位：通常の水位から上昇し、水防団の出動準備の目安となる水位

↓

・氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位

（警戒水位）

↓

・避難判断水位：市長の高齢者等避難発表の判断目安

避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位

↓

・氾濫危険水位：市長の避難指示発令の判断目安

(洪水特別警戒水位)

通常の避難行動が出来る方が避難を開始する参考となる水位

３　量水標管理者（県）からの伝達フロー図

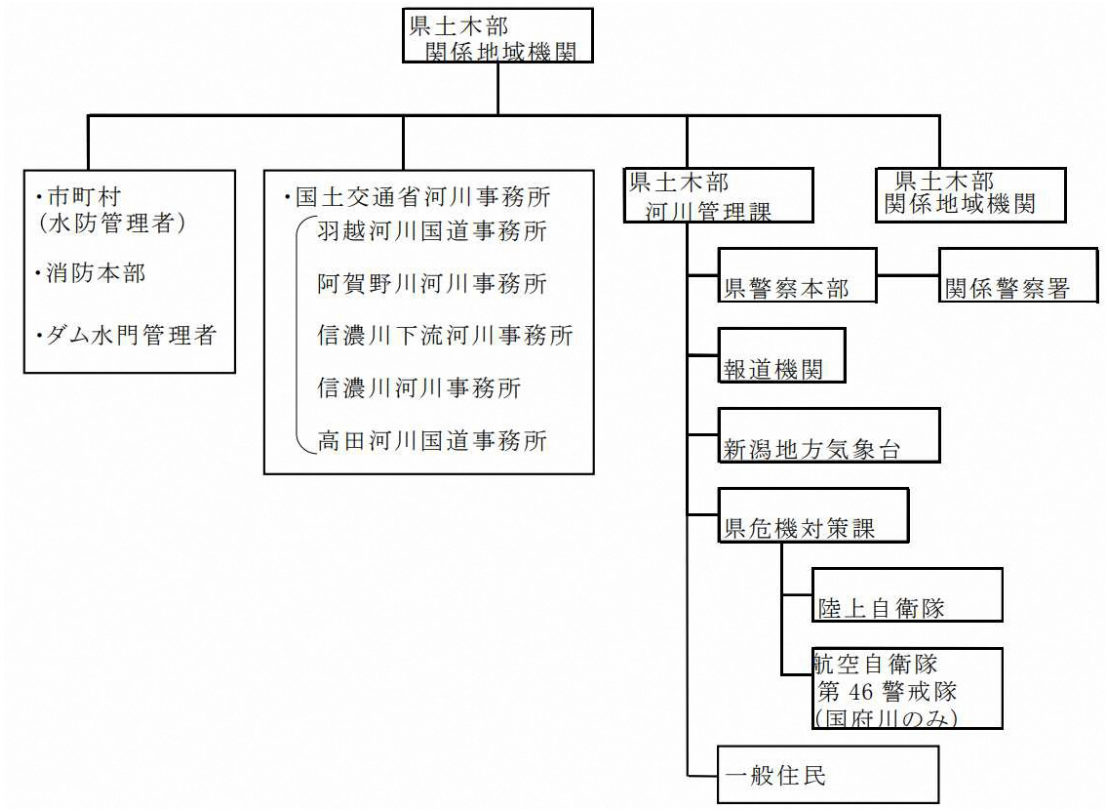

4　各主体の業務内容

(1)　市の業務

ア　市の水防責任

市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ　避難情報の発令

県が伝達する避難危険水位（洪水特別警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難指示発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

ウ　水位の通報及び公表

市は水防管理者として、洪水のおそれがあって県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、県及び市の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

エ　水防団及び消防機関の出動

市は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及びその他水防上必要があると認めるときは、県及び市の水防計画に定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(2)　県の業務

ア　水位周知河川

(ｱ)　洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。

(ｲ)　氾濫避難危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ　水防警報河川

(ｱ)　洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

(ｲ)　これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を市町村その他水防関係機関に通知する。

ウ　水位の通報及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

エ　河川防災情報システムによる情報提供

(ｱ)　河川に関する雨量・水位・ダム放流量・画像等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムを更新・整備する。

(ｲ)　上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。

(ｳ)　雨量の度合いや水位の状態（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、分かりやすい防災情報の提供を行う。

オ　県所管の洪水予報･水防警報･水防情報提供河川の一覧（佐渡市該当分）

(ｱ)　洪水予報河川（令和４年６月１日現在）

該当なし。

(ｲ)　水位周知河川（令和４年６月１日現在）

河　川　名	指定水位局	所管地域機関
国　府　川	八　幡	佐渡地域振興局
羽　茂　川	羽　茂	

(ｳ)　水防警報河川（令和４年６月１日現在）

河　川　名	指定水位局	所管地域機関
国　府　川	八　幡	佐渡地域振興局
羽　茂　川	羽　茂	

(3)　新潟地方気象台の業務

気象等の状況により洪水のおそれがあるときは､その状況を国及び県に通知するとともに､必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に協力を求めて一般に周知する。

第６節　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

市は、県と連携し、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、市民の確実な避難行動につなげるよう、すべての市民がイメージし易いよう、住民目線に立った土砂災害に関する情報を確実に伝達する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	防災課 秘書広報課	防災安全係	○　気象情報等の収集及び伝達に関すること。 ○　土砂災害情報（土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報避難情報）の市民に対する発信及び伝達に関すること。 ○　避難指示の発令に関すること。
災害対策本部 設　置　後	統括調整班 総務班	―	

(2)　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ　市の責務

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、市民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保が可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、とるべき避難行動が分わかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

ウ　国及び県の責務

(ｱ)　土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

(ｲ)　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細

な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。
危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

２　業務の内容

実 施 主 体	対　　策	協力依頼先
国又は県	土砂災害緊急情報の通知等	市
県・新潟地方気象台	土砂災害警戒情報の発表	
市	避難情報の発令	市民

(1)　国の業務

ア　河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

(2)　県の業務

ア　地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を市に通知する。

ウ　大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市の防災活動や市民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市長等に通知及び一般へ周知する。

３　業務の体系

(1)　土砂災害緊急情報の伝達フロー図

ア　国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。

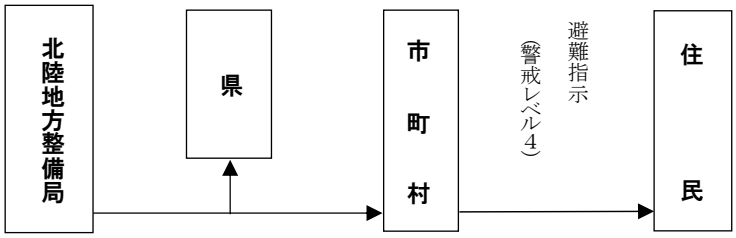

イ　県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。

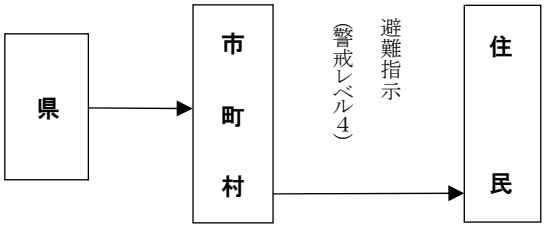

(2)　土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。

土砂災害警戒情報の伝達系統

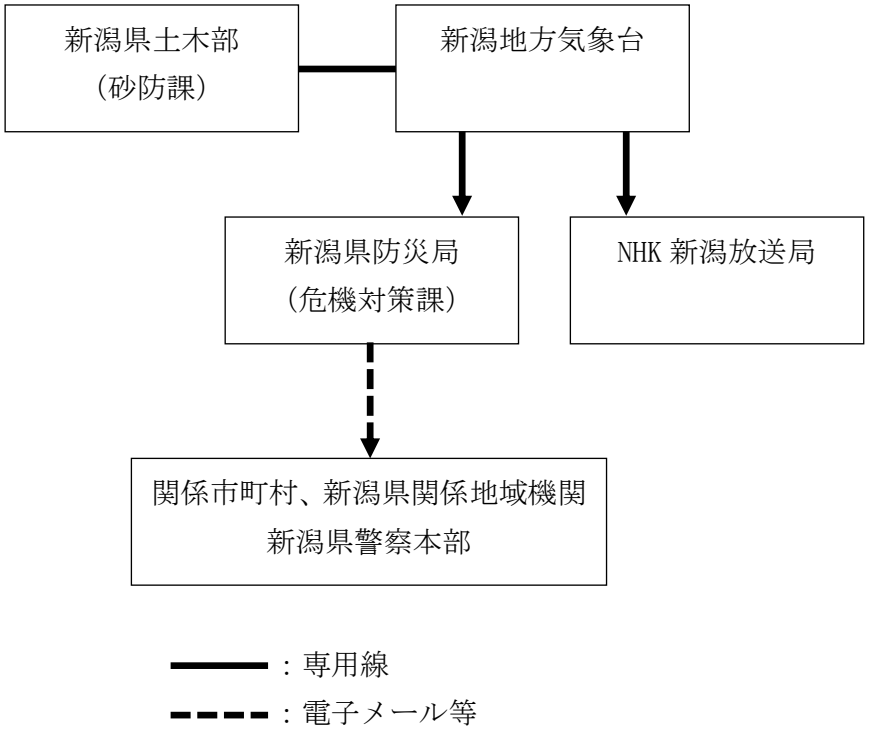

第７節　災害時の通信確保

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を、迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。このため市及び防災関係機関は、防災行政無線など各種の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図るとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通 信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設置前	防災課 総務課	防災安全係 情報管理係	○　災害時の通信統制及び非常通信に関すること。 ○　災害時における全ての通信手段の機能確保に関すること。
災害対策本部設置後	総務班	－	

(2)　市の責務

ア　防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

イ　自力で通信手段を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(3)　達成目標

災害発生後１時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合は、概ね３時間以内に県災害対策本部と被災地間及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は、災害発生後概ね６時間以内に確保する。

２　災害時の通信確保

大規模な災害が発生した場合には、各種通信手段の被災状況を把握し、被害が確認された場合には、早期復旧と代替手段の確保に努める。

(1)　防災通信施設機能確認

ア　防災行政無線（同報系、移動系）

所管する防災行政無線設備の被災状況を確認の上、いつでも運用できるよう準備する。

イ　防災相互通信用無線設備

所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備する。

ウ　新潟県総合防災情報システム

インターネット回線の通信状況などを確認し、いつでも運用できるよう準備する。

エ　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）

衛星回線及びLG-WAN回線の通信状況などを確認し、緊急情報を受信後、瞬時に他媒体に情報を送信できるよう機能を確保する。

(2)　電気通信事業者の設備の利用

ア　災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。

イ　携帯電話、メール（インターネット、ＬＧＷＡＮ等）を利用して通信を確保する。

ウ　災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることのないように、電話番号の秘匿に努める。

(3)　緊急連絡用回線設定

電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。

(4)　他機関の通信施設の支援要請

ア　関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。

イ　県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

(5)　応急復旧計画の策定

所管する防災行政無線設備備（同報系、移動系、地域防災無線）の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。

(6)　非常通信の利用

ア　非常通信協議会に対し非常通信を要請する。

構成員の防災関係機関は、非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、有線通信ができないか､あるいは利用が著しく困難なときに､同協議会の要請会議を通じて、他の構成員に対し人命の救助や災害の救援等のために行われる非常通信の取り扱い要請を信越地方非常通信協議会（信越総合通信局内）に行うことができる。

イ　非常通信は地方非常通信ルートによる。

(7)　その他の手段

ア　アマチュア無線の活用

市は、被災地や避難場所、避難所等との連絡手段等の確保において、必要に応じてアマチュア無線団体（(社）日本アマチュア無線連盟新潟県支部）に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。

イ　すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して必要な連絡を行う。

(8)　防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置し、被災状況を早期に把握するとともに、障害の早期復旧に努め、的確な措置を行い、市と県及び防災関係機関相互の通信回線の確保に当たる。

ア　通信設備の機能確認

通信の疎通状況の監視及び機能確認を行う。

イ　災害時の組織体制

応急復旧業務を行うため、夜間休日等の非常招集体制をあらかじめ定めておく。

ウ　設備復旧体制の確立

応急復旧措置について、保守点検業者をあらかじめ定めておく。

(9)　緊急対策用通信手段の確保

ア　所管する通信手段の稼動状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。

イ　必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。

ウ　通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。

3　市デジタル防災行政無線の災害時の運用

(1)　無線回線の確保

災害時等において情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、次により通信統制を行う。

ア　回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ　通話統制

任意の話中回線に緊急割込み分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

(2)　無線利用の範囲

市デジタル防災行政無線は、災害現場の情報収集を行うとともに、他の通信手段の機能障害が生じた場合は、代替通信手段としても利用する。

4　他機関の通信設備の優先利用等

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条の規定により、市長は、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。

使用することができる主な通信設備は次のとおり。

(1)　警察通信設備

(2)　海上保安通信設備

(3)　電力通信設備

(4)　気象通信設備

第８節　被災状況等収集伝達計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の要である。

市、県及び関係機関は、災害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設置前	防災課	防災安全係	○　ライフライン(電力及び電話施設)の被害状況調査に関すること。 ○　危険物施設の被害状況調査に関すること。 ○　各班からの被害状況・対策状況報告の収集・整理に関すること。 ○　関係機関からの被害状況報告の収集・整理に関すること。 ○　家屋等の被害状況調査及び報告に関すること。
災害対策本部設置後	産業観光班 市民福祉班	－	

(2)　要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、自治会、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。県は、警察本部、関係機関等の協力のもと、市の取組みを支援する。

(3)　積雪期の対応

市は、災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪期においては、避難時の携帯ラジオの携行について市民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。県は、関係機関等の協力のもと、市の取組みを支援する。

(4)　孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県及び指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握する。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

２　被害情報の収集

災害の発生直後において、詳細な被害状況を調査し、概括的被害情報やライフラインの被害範囲、医療機関における負傷者の状況、被害の規模を推定するための関連情報等を収集する。

また、避難所を開設したとき（自主的に避難所が開設されたときを含む。）は、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。

なお、市内の被害状況については、次に掲げる方法等により把握に努める。

(1) 参集職員からの参集途上の被災状況の報告（勤務時間外の場合）
(2) 応急対策関係班員による被害不明地域への被害状況調査
(3) 市内公共施設の施設管理者等による、当該管理施設及び施設周辺の被害状況の報告
(4) 消防団の巡視活動による地域の被害状況の報告
(5) 消防本部からの被害状況等の報告
(6) その他、市民等からの情報提供

市は、自治会又は自主防災組織と連携し、災害情報収集を行う。

ア 避難情報
イ 人的被害
ウ 市民避難状況
エ 住家被害状況
オ ライフライン被害状況

3 被害情報の伝達

(1) 県又は消防庁への第一報

市は、災害による火災・被害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準（地震の場合は、震度４以上)」に従い、県（防災局危機対策課及び防災企画課）に報告する。

なお、県に報告ができない場合は、直接、総務省消防庁に報告する。また、火災・災害等即報基準における「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等（地震の場合は、震度５強以上）を覚知したときは、第一報を県（防災局危機対策課及び防災企画課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として 30 分以内で可能な限り早く報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き総務省消防庁に対して行う。

(2) 人的、建築物被害の情報収集・被害情報の報告

人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災等の発生状況等の情報の収集に努めるとともに、概括的な被害情報を含め、把握できた範囲から順次、県（防災局危機対策課）に被害状況を報告する。なお、県に被害状況等を報告できない場合には、総務省消防庁へ直接報告する。

4 産業観光班長の任務

産業観光班長は、各班から報告のあった被害状況・対策状況を集約・整理し、効果的な応急対策活動実施のために情報を統括する。

(1) 実施方法

ア 各班からの定時報告のほか、必要により適時報告を求め情報の集約化を図る。
イ 関係機関からの情報収集及び整理

(2) 情報収集系統

★災害発生

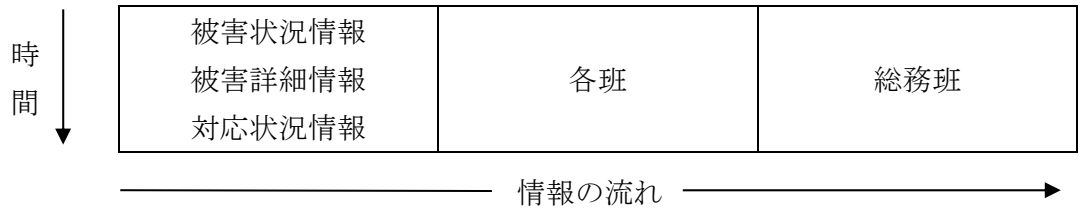

5 各班長の任務

各班長は、所管事項に係る被害状況及び対策状況等を迅速かつ的確に収集し、産業観光班長に報告する。

(1) 実施方法

ア 報告は、被害速報（災害様式１）により、その都度定める時間までに行うことを原則とする。

イ 上記の報告のほかに他の関係機関への報告が必要な場合は、本庁本部の各班から別途報告すること。

(2) 報告の内容

ア 被害速報（災害様式１）にある項目

イ 災害写真、ビデオ等（任意）

ウ 災害状況図（任意）

エ 応急対策活動実施状況図（任意）

(3) その他の様式

ア 災害応急対策従事者名簿［災害様式 2］

イ 被害状況調書（被災者台帳）［災害様式 11］

ウ 被害状況調書一覧表［災害様式 12］

エ 被害状況・応急対策・復旧状況調書［災害様式 13］

オ 災害状況調書（風水害等）［災害様式 14］

カ 災害応急対策活動状況［災害様式 15］

キ 被害報告等受付（処理）表［災害様式 16］

ク 災害情報指示伝票［災害様式 17］

ケ 災害救助法様式

第９節　広報計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

市、県、防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ市民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

市は、県からの情報及び自ら収集した情報を市民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

・気象情報等の収集及び提供、災害情報発信の実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　気象情報等の収集及び提供に関すること。 ○　雨量・風速等のデータ収集及び提供に関すること。 ○　防災行政無線、有線放送設備等及び広報車による情報伝達に関すること。 ○　災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班 総務班	―	

・報道要請等の実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	秘書広報課	広報広聴係	○　報道機関に対する要請及び連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	総務班	―	

(2)　要配慮者等に対する配慮

ア　災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ　視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ　外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

エ　一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ　高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、市民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ　地域情報に不案内な観光客等に対し、企業等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

2　各機関の役割

(1)　市の役割

市は、主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

ア　広報・広聴すべき事項

(ｱ)　避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む。）に関する情報

(ｲ)　被害状況（行方不明者の数を含む。）建築物被害等の被害情報

(ｳ)　給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報

(ｴ)　生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報

(ｵ)　自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等

(ｶ)　被災者の相談・要望・意見

(ｷ)　その他被災者の避難行動や生活に密接な関係がある情報　他

イ　広報の手段

(ｱ)　市防災行政無線（同報系）・ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）・ホームページ・個別訪問・広報車等による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示

(ｲ)　市民相談窓口の開設

(ｳ)　県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

(ｴ)　緊急速報メールによる情報発信

(ｵ)　インターネットによる情報発信（携帯サイト・アプリ、多言語サイト等）

(ｶ)　新潟県総合防災情報システム及びＬアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティＦＭ事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供　他

(2)　県の役割

報道機関への情報提供、被災地域内外への情報発信等、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。また、市が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

ア　広報・広聴すべき事項

(ｱ)　気象観測地点の観測測定情報、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）

(ｲ)　県地域機関、市町村、その他防災関係機関から報告された被害状況

(ｳ)　国、県、市町村等公的機関の災害対応、災害対策本部に関する情報

(ｴ)　医療機関の被災状況・受入れ可否

(ｵ)　ライフライン、交通情報

(ｶ)　河川の水位情報、土砂災害情報、道路情報

(ｷ)　物資・食料・義援金、ボランティアの受入れ情報

(ｸ)　広域的な応急対策・復旧・復興等に関する事項　他

イ　広報の手段

(ｱ)　報道機関への情報提供（一斉同報ＦＡＸ）

(ｲ)　インターネットによる情報発信
(ｳ)　コミュニティメディアでの情報発信
(ｴ)　新潟県総合防災情報システム及びＬアラートによる情報伝達者への情報提供　他

(3)　新潟地方気象台の役割

主に災害が発生した場合、又は発生する危険性がある場合及び二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。

ア　広報すべき事項
(ｱ)　特別警報・警報・注意報、予報
(ｲ)　土砂災害警戒情報
(ｳ)　緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等

イ　広報の手段
(ｱ)　報道機関、県、市町村及び防災関係機関への気象予測説明会の実施
(ｲ)　インターネットによる情報発信

(4)　ライフライン関係機関の役割

ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道・下水道、情報通信事業者等）は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

ア　広報すべき事項
(ｱ)　被災により使用できない区域
(ｲ)　使用可能な場合の使用上の注意
(ｳ)　復旧状況及び復旧の見込み

イ　広報手段
(ｱ)　広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
(ｲ)　利用者相談窓口の開設
(ｳ)　報道機関への報道依頼
(ｴ)　インターネットによる情報発信
(ｵ)　市の情報伝達手段（防災行政無線等、ＳＮＳ等)、テレビ（データ情報含む。）等による情報発信依頼

３　災害発生時の各段階における広報

市、県及び防災関係機関等は、災害発生においては各段階に応じた適切な広報を行う。

・災害発生時の各段階における広報

災害発生時の段階区分	主な広報事項
災害発生直前	(1)　新潟地方気象台 ・　災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。 ・　災害発生後は、災害応急対策活動等を支援するため、防災関係機関の要望を踏まえ、被災地向け気象情報等の提供を行う。 (2)　市 ・　災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（高齢者等避難、避難指示）を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 ・　緊急速報メール等により市民及び旅行者等に避難情報（高齢者等避難、避難指示）を伝達する。 (3)　報道機関の広報 ・　入手した気象警報又は注意報及び水防警報等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。
災害発生直後	(1)　市 ・　危険地域の市民に、広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等により広報するとともに、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・　消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。 (2)　報道機関 ・　入手した気象警報又は注意報、水防警報及び被害状況等については、各報道機関のマニュアル等に基づき報道する。
災害応急対策初動期	(1)　市 ・　継続中の避難情報 ・　避難所の開設等 ・　医療・救護・衛生及び健康に関する情報 ・　給水・炊き出しの実施、物資の配給 (2)　ライフライン関係機関 ・　被災による使用不能状況 ・　使用可能な場合の使用上の注意等
災害応急対策本格稼働期	(1)　市 ・　消毒・衛生・医療救護、健康（こころのケアを含む）に関する情報 ・　小中学校の授業再開予定 ・　仮設住宅への入居 (2)　ライフライン関係機関 ・　復旧の見込み ・　災害時の特例措置の実施等

復　旧　対　策　期	(1)　市 ・　罹災証明書の発行 ・　生活再建資金の貸付け ・　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・　その他生活再建に関する情報

４　放送機関を通じた広報

市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する。

また、佐渡市ＣＡＴＶ（ＣＮＳ）及び㈱佐渡テレビジョンを通じて災害情報等を広報する。

＜新潟県緊急時情報伝達連絡会加盟報道機関の連絡先＞

機　関　名	所　　在　　地	電　話	FAX
Ｎ　　Ｈ　　Ｋ	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	025-265-1145
Ｂ　　Ｓ　　Ｎ	新潟市中央区川岸町 3-18	025-267-3469	025-267-4410
Ｎ　　Ｓ　　Ｔ	新潟市中央区上所 1-11-31	025-249-8900	025-241-7602
Ｔ　ｅ　Ｎ　Ｙ	新潟市中央区新光町 1-1	025-283-8152	025-283-8159
ＵＸ新潟ＴＶ２１	新潟市中央区下大川前通 2230-19	025-223-7009	025-223-8628
Ｆ　Ｍ　新　潟	新潟市中央区八千代 2-1-1	025-246-2314	025-245-3399

災害時の佐渡市ＣＡＴＶ（ＣＮＳ）、㈱佐渡テレビジョンの放送の体制

区分	内　　容
佐渡市ＣＡＴＶ	1　情報収集 (1)　市に設置される「災害対策本部」からの情報収集 (2)　各警察署、消防機関その他防災関係機関からの情報収集 2　放送体制 「災害対策時作業要領」に基づき、緊急報道体制を取って放送を行う。 3　番組編成 災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り替え、正確な情報伝達に努める。

㈱佐渡テレビジョン	1　情報収集 (1)　市に設置される「災害対策本部」からの情報収集 (2)　各警察署、消防機関その他防災関係機関からの情報収集 2　放送体制 当社「災害対策時作業要領」に基づき、緊急報道体制を取って放送を行う。 3　番組編成 災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り替え、正確な情報伝達に努める。

5　広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに、災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、市の災害対応の参考とする。

(1)　市の広聴活動

ア　自主防災組織及び自治会等からの相談・要望等の受付け

イ　被災者のための相談窓口の設置

(2)　ライフライン関係機関の広聴活動

利用者相談窓口の開設

6　市民からの問い合わせへの対応

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利・利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助活動等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7　報道機関への発表

報道機関に対しては、庁舎内に設ける臨時記者会見室において、副本部長が災害に関する情報等を発表する。

また、総務班が、被害状況など新たな情報、伝達情報（警報、避難指示等）を、逐次、報道機関に対して発表、連絡する。

第 10 節　市民等避難計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

市は、風水害等の災害から市民等の生命・身体等の安全を確保するため、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、避難指示等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を回避する。

・避難等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　避難発令の決定に関すること。
災害対策本部設　置　後	対策本部統括調整班	－	○　避難発令の決定に関すること。
	総務班 地区支部班 産業観光班 企画財務班	－	○　避難情報をはじめ、市民に対する情報の発信及び伝達に関すること。 ○　自主防災会及び自治会等との連絡調整に関すること。 ○　人員及び物資の輸送用車両の調達、配車及び運転に関すること。 ○　救援物資の受入れ管理に関すること。 ○　生活必需品の調達に関すること。 ○　災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。
	市民福祉班	－	○　炊出しに関すること。
	消防班	中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	○　消防団の活動に関すること。 ○　避難指示及び誘導に関すること。

(2)　各主体の責務

ア　市民の責務

(ｱ)　「自らの命は自らが守る」ため、気象情報や市の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等、やむを得ないと判断したときは、「地区避難場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(ｲ)　市が発令する避難情報を正しく理解し、的確に行動できるよう、平時から備える。

(ｳ)　避難指示発令前に、危険を感じた場合は、事前に近隣の市民等とともに自主的に避難する。

(ｴ)　浸水等で移動避難が危険な状態になった場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

イ　市の責務

(ｱ)　気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその他の補足情報等を的確に入手・把握し、早い段階から市民に注意喚起の広報等を行う。

(ｲ)　市長は、防災気象情報等の様々な予測情報や河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に、避難指示等を夜間に発令する場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(ｳ)　避難指示等の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、Ｌアラート（防災害情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ 防災行政無線、サイレン、電子メール、スマートフォン用アプリ等の多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

(ｴ)　市民の避難・誘導に当たっては、消防及び警察の協力を得て行う。

避難指示等を発出した場合は、直ちに避難所を開設し、避難指示等発令前に市民が自主的に避難した場合においては、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。

(3)　要配慮者に対する配慮

ア　情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難発令時等、一般の市民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

イ　避難に当たっては、消防、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等の福祉関係者の協力を得ながら要配慮者の避難・誘導に当たる。

また、情報の伝達漏れや避難出来ずに残っている要配慮者がいないか点検する。

ウ　市は、避難先で必要なケアが提供できるよう必要な措置を講じる。

(4)　広域避難への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。

2　市民等の自主的な避難

(1)　自主的避難の開始

自主防災組織及び市民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市役所及び各支所等へ避難先、避難人数等を連絡する。

また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心掛ける。

(2)　市による支援措置

市は、市民等が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、市民が自主的に避難してきた場合に、直ちに利用できるようにする。

また、市民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、避難者が支障なく避難生活を送れるよう配慮する。

3　避難情報の発令基準

市長は、気象状況等により、災害が発生するおそれがある場合は、必要と認める地域に居住する市民及び滞在者等に対し、避難指示を発令する。

特に、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者に対しては、早期の避難を促すため、高齢者等避難を発令する。

・避難情報等の種類と発令基準

避難情報等	発令時の状況	発令基準	市民に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル３】 （市長が発令）	要配慮者の特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	●土砂災害 ・大雨警報（土砂災害）発表中に、土壌雨量指数が実況で各メッシュの大雨警報基準線を越え、今後も引き続き降雨が予想される場合。 ●河川災害 ・水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合。 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次のア～イのいずれかにより、急激な水位の上昇のおそれがある場合。 ア　流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 イ　水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・軽微な漏水・浸食等が発見された場合	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や　急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示 【警戒レベル４】 （市長が発令）	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	●土砂災害 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報における予想雨量が「土砂災害警戒情報の基準」に到達し、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ●河川災害 ・水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）。 ・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ●その他 ・特に市長が緊急の避難が必要と認めた場合。	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状態となっており、未だ避難していない人は、予測される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退きはかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（注１）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（注２）を行う。

（注１）　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

（注２）　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

4　避難指示等の発令

(1)　避難指示等の実施者

区分	実施者	避難情報発令の基準	根拠法令
高齢者等避難	市長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難指示発令時に円滑かつ迅速な避難を実施させる必要があるとき。	災害基本法第 56 条第 2 項
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置の必要があるとき。	災害対策基本法第 60 条第 1 項
	警察官 海上保安官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第 61 条第 1 項警察官職務執行法第 4 条
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいない場合に限る。	自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第 60 条第 6 項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法第 25 条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第 29 条

(2)　避難情報の発令、伝達

ア　避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　避難対象地区名・集落名等

(ｲ)　避難理由

(ｳ)　避難先（避難場所及び避難所）

(ｴ)　避難経路

(ｵ)　避難時の注意事項（戸締り、火の元の管理、家屋の補強、家財道具の処理、携行品、服装、自動車の使用制限、家族等への連絡方法の確認等）

(3)　避難の広報・伝達

ア　自治会等への伝達

実施担当班長（所属長）は、当該地区の自治会長等に連絡し、町内等の組織を通じて市民に伝達する。なお、電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め伝達する。

イ　防災行政無線等による伝達

避難を必要とする地域が比較的広域にわたるとき又は緊急を要するときは、実施担当班長（所属長）は緊急情報伝達システム、佐渡市メール、ケーブルテレビ、広報車等あらゆる広報手段により伝達する。

ウ　屋内での待避等の安全確保措置については、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときに発表する。

この場合には、市防災行政無線、広報車等による伝達のほか、自治会、自主防災組織、消防団、県警察等の協力を得て、直ちに対象とな る地域の市民に伝達し、避難の周知徹底を図る。

(4)　避難誘導

市民が避難する場合、避難する市民の安全を確保するには、適切な誘導等を行うことにより混乱なく避難の実施を図る必要がある。

避難誘導に当たっては、避難を必要とする市民が、安全かつ迅速に避難場所へ避難できるよう、組織（自治会、職場、学校等）を単位とした集団的な避難誘導を行う。

避難場所については、市が平時から市民に対し周知徹底しておく。

ア　避難誘導者

避難誘導は、あらかじめ定められた従事者が消防機関、警察署、防災関係機関、市内組織、自主防災組織等と協力して行う。

イ　避難経路の表示等

避難経路については、事前に安全な経路を検討し、経路要所ごとに表示板を掲示するよう努める。

特に、危険地点には、張り縄等により危険防止をするほか、必要に応じて誘導員を配置する。また、夜間の場合は照明器具等を活用する。

ウ　要配慮者の誘導

誘導員は、誘導に当たって、傷病者、老人、障がい害者、幼児等の要配慮者を優先的に避難させるよう努める。要配慮者に対する避難誘導については、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得るなどして避難場所への誘導に努める。

5　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1)　災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

区　分	実　施　者	基　　準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域設定権	市長	市民等の生命・身体の保護を目的	災対法第 63 条第１項
	警察官	市長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき又はこれらの者から要求があった場合	災対法第 63 条第２項
	自衛官	市長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき。	災対法第 63 条第３項
水防上緊急の必要がある場所での警戒区域設定権	市、消防機関に属する者	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図る。	水防法第 14 条第１項
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者から要求があった場合	水防法第 14 条第２項
火災現場における警戒区域設定権 及び 水災を除く他の災害の現場における警戒区域設定権	消防吏員又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る。	消防法第 28 条第１項 消防法第 36 条
	警察官	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又はこれらの者から要求があった場合	消防法第 28 条第２項 消防法第 36 条

(2)　警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。

また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令に定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3)　避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った市民等がある場合は、市長は必要に応じて、避難所を開設して受入れ、必要なサービスを提供する。

第 11 節　避難所運営計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

避難所は、災害発生後及び避難情報を発令する場合に、速やかに開設し、市民が帰宅又は応急仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発令がない場合でも、市民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。

避難所の開設・運営は市が市民等の協力のもとに行い、避難所の運営に当たっては、避難者の安全確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全、愛玩動物（ペット）対策等について十分に配慮する。

・避難所運営に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	－
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	－	○　避難所の設営状況及び収容状況等の収集・整理に関すること。 ○　避難所への食料及び物資の支給計画に関すること。 ○　避難所の設営に関すること。 ○　避難所収容者の受付及び報告に関すること。

(2)　各主体の責務

避難所の運営については、各主体が役割を分担の上、協力して行う。

ア　避難者は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ　市は、避難所を開設し、市民、応援自治体職員、ボランティア、NPO 等の協力を得て避難所を運営する。

なお、避難所は、あらかじめ施設の安全性を確認した上で開設するものとし、各施設における管理責任者を指定する。

ウ　県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

エ　県警察は、避難所の保安等に当たる。

オ　避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について、市に協力する。

(3)　達成目標

ア　災害発生後、３時間以内に、避難所を開設する。（施設の安全性確認、職員の配置）

イ　災害発生後、６時間以内に、避難者数、生活必需品の必要量等の概数を把握するとともに、要配慮者の把握と初期的な対応を行う。

ウ　災害発生後、12 時間以内に、必要に応じて、仮設トイレを設置する。

エ　災害発生後、概ね３日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。

オ　災害発生後、２ヵ月程度で、避難所での生活を終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん等を行う。

２　避難所等の開設、運営

(1)　避難所等の開設

市民に対して避難情報を発令した場合には、直ちに避難所等（地区避難場所を含む。）を開設する。また、市民が、一定の期間において避難生活を送る必要がある場合においても避難所（地区避難場所を含む。）等を開設し対応する。

避難所等については、避難所等施設が開設しているときは施設の勤務者、施設が閉鎖しているときは災害対策本部があらかじめ指定する職員が主体となって開設に当たる。

夜間、休日の避難所の鍵開けは、指定避難所については職員等が行い、その他の避難所については職員又は施設管理者が行う。

特に、学校が避難所となった場合、避難所運営については、学校教職員の協力を得るものとするが、学校教育活動に支障とならないよう十分留意する。

(2)　避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合は、開設場所、日時及び開設期間を県知事及び防災関係機関に報告する。

(3)　避難所管理責任者の指定

避難所を開設した場合は、避難所管理責任者を指定することとし、避難所開設当初においては、避難所を開設した職員が避難所管理責任者となり、その職務に当たる。

その後、全庁的な初動・応急対策体制が構築された場合には、その職務を各班（担当課等）に引き継ぐこととする。

(4)　避難所における主な活動

避難所管理責任者は、当該避難所の開設・運営、避難者の受入れを総括するとともに、次の応急対策活動を行う。

避難者名簿、避難者の人数及びその内訳については、災害対策本部（市民福祉班）に報告する。

ア　避難者に対する情報伝達及び避難者からの情報収集
イ　避難者名簿の作成
ウ　必要な食料、飲料水、日用品等の把握
エ　避難所の管理責任者を定める。
オ　避難所の運営に必要な資機材の整備
カ　避難所には収容者心得等を提示し、混乱の防止に努める。
キ　トイレ、ゴミ処理等の衛生の保持
ク　被災者の人心安定を図るための相談業務

(5)　避難所運営の留意点

ア　一般事項

(ｱ)　避難所の運営･管理に当たる職員を遅滞なく配置する。

(ｲ)　安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意する。

(ｳ)　運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

(ｴ)　避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がいの種類等に基づく様々なニーズに配慮するよう努める。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも対応する。

(ｵ)　避難者１人当たり３～４㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド(簡易ベッド)等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空けることを意識するよう努める。

(ｶ)　風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

(ｷ)　トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。

なお、災害発生当初は避難者約 50 人当たり１基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり１基、トイレの平均的な使用回数は１日５回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

(ｸ)　テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

(ｹ)　施設の管理は、市職員、自治会、自主防災組織等と協力し行うが、避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

(ｺ)　入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

(ｻ)　非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。

(ｼ)　男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策の防犯対策に配慮する。

(ｽ)　指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保，適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ｾ)　気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度を調整するとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(ｿ)　市民の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れる。

(ﾀ)　家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

イ　男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

(ｱ)　男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

(ｲ)　避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

(ｳ)　避難者による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。

(ｴ)　男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(ｵ)　男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。

(ｶ)　夜間の授乳､夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場の運営に努める。

(ｷ)　避難所における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ｸ)　身体障がい者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(6)　要配慮者への配慮

ア　避難所等での配慮

市は、要配慮者の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供などに十分配慮する。

(ｱ)　避難所施設内の段差解消など、バリアフリー化に努める。

(ｲ)　情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、必要に応じて、手話・外国語通訳者への対応に努める等、要配慮者の情報環境に配慮する。

(ｳ)　保健師・看護師の配置又は巡回等により要配慮者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、早い段階での、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ　福祉避難所の開設

施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

福祉避難所では、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(7)　積雪期の対応

ア　積雪期では、避難路の通行が不可能となることが想定されるため、市は、防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な把握及びその確保に努める。

イ　避難者を屋内への収容とし、避難所の収容力を上回る場合は、速やか に他施設への移動を手配する。

ウ　寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

３　避難所運営に係る業務の内容

避難所開設後における避難所運営に関する業務内容について、時間を追ってまとめると、次のようになる。

避難所開設後の経過時間	避難所運営に係る業務の内容
～３時間	○指定避難所の開設時の支援 ・福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ ・職員の配置及び避難所開設の報告 避難所担当職員は、職員の配置状況及び避難者の状況等を一般加入電話、携帯電話及び伝令等により災害対策本部へ報告する。 ・施設の安全確認 ・避難者の受入れ、避難者名簿の作成　等
～６時間	○避難者の状況把握 ・避難者数・ニーズの把握及び報告 ・要配慮者の把握 ・避難所備蓄物資の提供
～12 時間	○外部からの応援受入れ開始 ・避難所運営応援職員の受入れ ・ボランティアの受入れ準備 ・食料・生活必需品の提供開始 ・仮設トイレ等の設置 ・冷房器具の手配（夏季） ・暖房器具及び燃料の手配（冬季） ・市医療救護班及び市歯科医療救護班の配置 ・要配慮者支援要員の配置
～24 時間	○要配慮者の移動 ・傷病者等の医療機関への搬送 ・社会福祉施設等への緊急入所
～３日	○避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等の提供 ・避難所環境の改善（パーティション、段ボールベッド等の設置） ・避難者による自治組織の編成
３日～	○避難者サービスの充実 ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯の開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置を要請
７日～	○避難所・避難者の集約
～２か月	○避難所の解消 ・避難所での生活を概ね地震発生から２か月程度で終了できるよう、住宅の修理、応急仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん等を行う

４　避難後の状況の変化に応じた措置

市は、避難後において状況が変化した場合、その状況に応じて、以下のとおり必要な措置を行う。

(1)　避難者が増え続ける場合の措置

市は、避難所管理責任者等を通じて、避難者の動向の把握に努め、避難所の収容人員を超えて避難者が集まりつつあると判断される場合は、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受入れることとし、避難所管理責任者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて、移動のための車両等を手配する。

(2)　更に危険が迫った場合の措置

被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断されるときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させる。再避難の際は、必要に応じて、県、県警察等に避難者移動用の車両、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、関係機関と協力して避難誘導に当たる。

(3)　危険が去った場合

災害が鎮静化した場合は、避難所管理責任者を通じて避難者に伝達するとともに、避難情報を発令していた場合は、その解除について関係機関と協議して判断する。

交通関係機関は、不通区間が復旧又は再開したとき、及び代替輸送手段を確保したときは、直ちに市及び報道機関を通じて避難中の旅行者に伝達する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所管理責任者に届け出る。避難所管理責任者は、避難者の退去状況等を逐次、災害対策本部に報告する。

５　避難所生活の早期解消のための措置

市は、住居を滅失又は長期間居住不能となった市民の住居の確保について、県と連携して、公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提示するとともに、応急仮設住宅建設等当面の住居対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮する。

第 12 節　避難所外避難者の支援計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

市は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施など保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、ここでの「避難所外避難者」とは、市が開設した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者のことをいう。

なお、市は、避難所外避難者の状況を、避難開始後３日以内に把握し、必要な支援を開始するよう努める。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担当内容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　避難発令の決定に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班対策本部	－	○　避難発令の決定に関すること。
	総務班	－	○　避難情報をはじめ、市民に対する情報の発信及び伝達に関すること。

(2)　要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(3)　積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

２　避難所外避難者の把握

市は、避難所外避難者に対して、必要な支援を行うため、市民の避難所外での避難状況（場所、人数、支援の要否・内容等）についての調査を実施し、災害発生後３日以内を目途に把握するよう努める。県は、市が行う避難所外避難者の状況調査等についての支援（人員、助言等）を行う。

なお、避難所外避難者については、自治会、自主防災組織等の協力及び避難所外避難者本人の申出により把握する。

３　必要な支援の実施

避難所外避難者への支援は、次の内容で実施する。

・　新たな避難先の提供（避難所等）

・　食料及び物資の供給
・　避難者の健康管理、健康指導

４　車中泊など指定避難所外避難者への支援

(1)　車中泊避難者及び指定避難所以外にいる避難者の状況調査

指定避難所以外の車、テント、公的施設等に避難する避難者について、自治会、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所以外にいる避難者の把握に努める。(場所、人数、支援の要否・内容等)

(2)　車中泊避難者及び指定避難所以外に避難した避難者への支援

車中泊避難者及び指定避難所以外に避難した避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

ア　新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）
イ　食糧・物資の供給
ウ　避難者の健康管理、健康指導
エ　避難者支援のため、地区支部を通じての連絡体制の構築

(3)　エコノミークラス症候群の予防

過去の大災害では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなどからエコノミークラス症候群を発症する人も出た。

このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次の事項を避難者に呼びかける。

ア　時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
イ　十分にこまめに水分を取る。
ウ　アルコールを控える。できれば禁煙する。
エ　ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
オ　かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもむ。
カ　眠るときは足をあげる。
キ　その他必要事項

第 13 節　自衛隊の災害派遣計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害発生時における、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　自衛隊に対する派遣要請及び受入れ調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班	－	

(2)　自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の３原則が満たされることが基本となっている。

ア　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）

イ　差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）

ウ　自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

２　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

自衛隊の災害派遣要請を要求するに当たっての対象となる応急対策の範囲は、次のとおりである。

・自衛隊災害派遣による救援活動の内容

救援活動区分	内　　容
①　被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②　避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③　遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④　水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤　消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力し消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

⑥　道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路もしくは水路が損壊し又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦　応急医療､救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧　人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 （航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合）
⑨　炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 （緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩　救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
⑪　危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫　その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	水害、津波被害等を未然に防止するための措置を実施する。

３　自衛隊災害派遣要請の手続

(1)　市が実施する手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県防災局危機対策課経由で知事に提出する。

ただし、事態が急を要する場合は、電話等により通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住　　所　　等
防災局 危機対策課 危機対策第１	住　　所　　〒950-8570 新潟市中央区新光町４番地１ 電　　話　　025-285-5511(代) 内　　線　　6434、6435、6436 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 防災無線 FAX（衛星）-401-881 NTT FAX 025-282-1640

(2)　知事が自衛隊に対して行う災害派遣要請等

ア　知事は、市長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書をへ提出する。

ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付する。

イ　知事は、事態の推移に応じ、要請しないと判断した場合は、直ちにその旨を関係する自衛隊に連絡する。

・派遣要請先

災害派遣の要請先	住　　所　　等
陸上自衛隊 ○新発田駐屯地司令 （第 30 普通科連隊長）	連絡窓口　第 30 普通科連隊第３科 住　　所　〒957-8530　新発田市大手町６丁目４番 16 号 電　　話　0254－22－3151　内線 230、236 防災無線　発信番号－４５１－３０ NTT　FAX　0254－22－3151　FAX 切替　内線 537
○海上自衛隊舞鶴地方総監	地方総監部防衛部ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝ 住　　所　〒625-0087　舞鶴市余部下 1190 電　　話　0773－62－2250　内線 2222、2223 NTT　FAX　0773－62－2250　FAX 切替
	連絡窓口　新潟基地分遣隊当直室 住　　所　〒950-0047　新潟市東区臨海町１番１号 電　　話　025－273－7771　内線 431 NTT　FAX　025－273－7771　FAX 切替
○航空自衛隊航空総隊司令部官（写真偵察機による調査活動の要請先） ○航空支援集団司令官（輸送機の派遣） ○航空救難団司令（救援機の派遣）	航空総隊司令部防衛部運用課作戦室初動対処クルー 住　　所　〒197－5803　福生市大字福生 2552 電　　話　042－553－6611　内線 2283、2941 NTT　FAX　042－553－6611　FAX 切替
	航空支援集団司令部防衛部運用課 住　　所　〒183－8521　府中市浅間町１丁目５－５ 電　　話　042－362－2971　内線 2322 NTT　FAX　042－362－2971　FAX 切替 2631
	航空救難団司令部防衛部救難運用班 住　　所　〒350－1324　埼玉県狭山市稲荷山２丁目３番地 電　　話　04－2953－6131　内線 3832、3836（夜間 3895） NTT　FAX　04-2953-6131　FAX 切替
	連絡窓口　新潟救難隊飛行班 住　　所　〒950－0031　新潟市東区船江町３丁目 135 電　　話　025－273－9211　内線 218、221 NTT　FAX　025－273－9211　FAX 切替　内線 227
中部航空方面隊司令官（第４６警戒隊（佐渡分屯基地駐屯部隊）の派遣）	中部航空方面隊司令部防衛部運用課 住　　所　〒350-1324　狭山市稲荷山２丁目３番地 電　　話　1429－53－6131　内線 2236 NTT　FAX　0429－53－6131　FAX 切替
	連絡窓口　第 46 警戒隊本部総括班運用係 住　　所　〒952-1208　佐渡市金井新保丙２－27 電　　話　0259－63－4111　内線 205・206 NTT　FAX　0259－63－4111　FAX 切替 内線 264

4　自衛隊の自主派遣

(1)　各自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣することができる。

ア　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ　その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがない場合と認められること。

(2)　各自衛隊指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

(3)　知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

5　自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

(1)　他の防災関係機関との連携

市は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の能力を最大限に発揮するため、活動が競合重複しないよう、知事、その他の防災関係機関の長と緊密な連携を図り、より効率的な活動が行えるよう努める。

(2)　作業計画及び資機材の準備

市は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、県と連携を図り次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業の優先順位

ウ　作業実施に必要な図面

エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ　派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

カ　派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

(3)　派遣部隊等の受入れ準備

市は、派遣部隊の活動が円滑に実施できるよう次の事項について配慮する。

ア　派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

イ　作業計画の協議、調整及び資機材の準備

ウ　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

エ　派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

(4)　受入れ施設等の確保

市は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

ア　自衛隊事務室

イ　ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

ウ　駐車場（派遣規模に応じた広さ、車１台の基準は３ｍ×８ｍ）

エ　幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

オ　燃料給油施設

６　災害派遣部隊の撤収

(1)　撤収の協議決定

知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、決定する。

(2)　災害派遣撤収手続

知事は、とりあえず電話等をもって派遣自衛隊に撤収要請をし、事後速やかに文書を送達する。

７　救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費（自衛隊装備に係るものを除く。）は、原則として派遣を受けた市が負担し、その内容は概ね次のとおりとする。

ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

(1)　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料

(2)　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等

(3)　派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費、電話料

(4)　派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

(5)　災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送関係に係わる運搬費

(6)　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	
担当班（課）等名	部　　課　　係
	担当者名
	tel　　防災無線　　その他
派遣要請依頼日時	年　　月　　日　　時　　分
災害の状況及び派遣依頼理由	
派遣を希望する期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日
	年　　月　　日から必要とする期間
派遣を希望する区域	市町村　　地内
	施設等名称
現地連絡員	部　　課　　係、担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

※新潟県防災局危機対策課　ＮＴＴFAX　０２５－２８１－２９７９

県防災無線　（衛星）－４０１－８８１

第 14 節　輸送計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル等）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の活用により緊急輸送を実施する。

・輸送等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　人員及び物資の輸送用車両の調達、配車及び運転に関すること。 ○　応援車両の要請及び配車調整に関すること。 ○　輸送全般に係る管理に関すること。
災害対策本部設　置　後	産業観光班	－	

・交通規制等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建　設　課	管理用地係	○　交通規制に関すること。 ○　道路交通情報の収集及び確保に関すること。 ○　緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 ○　路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。
災害対策本部設　置　後	建　設　班	－	

(2)　各主体の責務

ア　市

(ｱ)　災害の発生が予測され、市民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船艇等により、市民等を安全な地域へ輸送する。

(ｲ)　車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。

(ｳ)　車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

イ　県

(ｱ)　道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。

(ｲ)　被災地区へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。

(ｳ)　市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。

(ｴ)　災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路等の啓開までの間、輸送を行う。

(ｵ)　災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等、必要な措置を講じる。

ウ　県警察（佐渡警察署）

(ｱ)　緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。

(ｲ)　災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を、緊急通行車両として確認を行い、その通行を確保する。

エ　輸送関係機関

自動車・海上・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導のもと、県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

オ　輸送施設管理者

道路、空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

(3)　達成目標

ア　輸送手段の確保

車両等の輸送手段は、おおむね６時間以内に確保する。

イ　緊急輸送ネットワークの確保

被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、概ね 24 時間以内に確保する。

(4)　積雪期の対応

ア　市及び各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ　市及び各施設の管理者は、降積雪による被害の防ぎょ、軽減及び交通の混乱防止のため、関係機関と協力して交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時・適切な広報を行う。

２　輸送活動における優先順位

災害時の緊急輸送活動における優先順位は、次のとおりとする。

(1)　総括的に優先されるもの

ア　人命の救助及び安全の確保

イ　被害の拡大防止

ウ　災害応急対策の円滑な実施

(2)　災害発生後の各段階において優先されるもの

ア　第１段階（災害発生直後の初動期）

(ｱ)　救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

(ｲ)　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
(ｳ)　被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重傷患者
(ｴ)　自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
(ｵ)　緊急輸送に必要な輸送施設及び物資輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資

イ　第２段階（応急対策活動期）
(ｱ)　第１段階の続行
(ｲ)　食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
(ｳ)　傷病者及び被災地外へ退去する被災者
(ｴ)　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ　第３段階（復旧活動期）
(ｱ)　第２段階の続行
(ｲ)　災害復旧に必要な人員及び物資
(ｳ)　生活用品
(ｴ)　郵便物
(ｵ)　廃棄物の搬出

３　事前避難の実施時の避難者の輸送

災害の発生が予想され、市民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両又は状況によりヘリコプター等の出動を要請し、市民等を安全な地域へ輸送する。この場合は、県、警察本部並びに陸・空の各自衛隊との連携を強化して、迅速で円滑な避難を行う。

また、災害発生後に、避難者輸送の必要が生じた場合も同様とする。

４　交通関係情報の収集・伝達

佐渡警察署及び道路管理者等は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供する。

(1)　被災地の被害状況
(2)　交通の確保、交通規制の実施に関する情報
(3)　渋滞の状況

５　緊急輸送道路の確保

(1)　交通規制の実施

佐渡警察署及び道路管理者は、消防機関・自衛隊との協力の下、直ちに緊急輸送道路の確保のため次の措置を行う。

ア　被災地内での交通規制
イ　被災地内への車両の乗り入れ規制
ウ　一般ドライバーへの協力呼びかけ等

(2)　緊急輸送道路の啓開

ア　佐渡警察署及び道路管理者は、消防機関・自衛隊との協力の下、他の復旧作業に優先して原則として２車線（止むを得ない場合は１車線）の緊急輸送道路等を、次により啓開・確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の拠点を有機的に結び付ける。

(ｱ)　道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去

(ｲ)　通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は、強制撤去を行う）

(ｳ)　仮設橋の架橋

イ　市及びその他の道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を決めておく。

(3)　緊急輸送手段及び輸送経路の決定

市、その他の防災関係機関は、道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じて佐渡警察署、道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

６　市の輸送実施体制等

(1)　輸送力の確保

災害の規模・状況等に応じ、適切な輸送手段を選択し、速やかに緊急輸送を実施する。

ア　車両による陸路輸送

(ｱ)　各班は、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するが、災害の規模等により、必要に応じて産業観光班が集中管理して運用する。

(ｲ)　公用車両のみでは必要な輸送が困難な場合は、輸送関係機関等に協力を得て緊急輸送を実施する。

(ｳ)　他市町村又は県への要請

市内では必要とする車両が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。

なお、トラック等の車両については、必要に応じて、指定公共機関や指定地方公共機関並びに災害時応援協定を締結している企業等に借り上げを要請する。

要　請　先	明　示　事　項
○　他市町村 ○　県防災局危機対策課 （県が災害対策本部を設置した場合は、統括調整部）	1　輸送区間及び借上期間 2　輸送人員又は輸送量 3　車両等の種類及び台数 4　集積場所及び日時 5　その他必要事項

イ　ヘリコプターによる空路輸送

大規模な災害が発生した場合は、市内の多くの道路は輸送路として機能しないことが予想される。陸路による緊急輸送が不能となった場合には、市長は、県に対して県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターの出動を要請し、又は自衛隊の派遣要請を依頼し、緊急輸送道路等が開通するまでの間、緊急輸送需要をヘリコプターによる空輸で賄う。

ウ　船艇による水上輸送

災害の状況により船艇による輸送が適切と判断した場合は、防災関係機関に協力を要請し、ゴムボート等の船艇による輸送を実施する。

(2)　救援物資輸送拠点の確保

他市町村からの救援物資の輸送のため、避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。

(3)　ヘリポートの確保

ヘリコプターによる緊急輸送に当たっては、各団体、機関にヘリコプターの出動を要請するとともに、臨時ヘリポートを早期に確保する。

第 15 節　警備・保安及び交通規制計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、県警察本部は、平素から国、県及び市並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、市を管轄する佐渡警察署は、関係機関と緊密な連絡の下に、市民の生命及び身体の保護に努め、的確な災害警備・保安活動及び交通規制を実施する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建　設　課	管理用地係	○　道路、河川、橋梁、土砂災害危険箇所、その他公共土木施設のパトロールに関すること。 ○　交通規制に関すること。 ○　道路交通情報の収集及び確保に関すること。 ○　緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 ○　路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。
災害対策本部設　置　後	建　設　班	－	

(2)　要配慮者に対する配慮

市民の避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要 配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。

(3)　積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

2　県警察による警備活動

所轄の警察署（佐渡警察署）は、市内に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、次の警備活動を行う。

(1)　警備体制の確立

大災害が発生した場合には、佐渡警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

なお、市に災害対策本部が設置された場合、佐渡警察署長は、その本部員として市災害対策本部に加わり、市が行う応急対策との総合調整に当たる。

また、署警備本部は、必要に応じて県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2)　警備活動の重点

ア　情報の収集及び伝達

気象予報（注意報、警報）、災害による被害の実態及び被害の拡大の見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達する。

イ　被害実態の把握

署警備本部は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員等からの報告に基づき、管轄区域における次の事項について被害状況の調査及び情報の収集に当たり、内容を逐次県警備本部に報告する。また、市災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

(ｱ)　初期段階階における主な情報収集項目

a　火災の発生状況
b　死傷者等人的被害の発生状況
c　家屋の倒壊等建物被害の発生状況
d　市民の避難状況
e　主要道路及び橋りょう等の被害状況
f　堤防・護岸等の損壊状況
g　市・消防等の活動状況
h　災害拡大の見通し
i　危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
j　電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(ｲ)　初期段階以降における主な情報収集項目

a　「初期段階」に掲げる事項
b　火災の発生及び被害拡大の原因
c　被災道路及び橋りょう等の復旧状況及び見通し
d　市・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
e　被災者の動向
f　電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
g　被災地・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況
h　重要河川の復旧状況及び見通し

ウ　被災者の捜索及び救助

捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地、学校・病院など多数の人が集合する場所、山（崖）崩れによる生き埋め場所等を重点的に、各種救出機材を有効に活用し実施する。

負傷者については、応急処置を行った後、市、消防機関、県、日本赤十字社新潟県支部等の救護班に引き継ぎ又は病院に搬送する。

エ　行方不明者等の捜索

大規模災害発生の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施する。

(ｱ)　行方不明者等を早期に発見するため、報道機関の協力を得て、積極的に広報を行う。

(ｲ)　行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、佐渡警察署・主要交番、その他適切な場所に「行方不明者等相談所」を設置する。

(ｳ)　行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者については、児童相談所、社会福祉事務所又は市等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐ。

(ｴ)　行方不明者等について届出を受理した場合は、速やかに電算処理を行い、事後の届出、照会及び照合に対応するよう努める。

オ　警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ｱ)　警戒区域の設定

法第 63 条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定し、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう市長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市長に通知する。

(ｲ)　被災者の避難誘導

a　市、消防関係者等と協力し避難誘導を実施する。なお、実施に当たっては、本章第 10 節「市民等避難計画」に基づき実施する。

b　津波の来襲や火災の延焼などに対して的確な情勢判断を行い、速やかに避難誘導時期、場所、誘導経路等を決定する。

c　津波警報や火災の延焼などによる被災の危険がが予想される場合には、対象者を早めに避難させる。また、市長と協議の上、傷病者、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に事前に避難させるよう努める。

多数の被災者を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件・事故の防止を図る。

d　緊急やむを得ず警察官自らが避難の指示を行った場合は、警察署警備本部長を通じ市長にその旨を通知する

e　病院、学校、福祉施設、大規模店その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ　犯罪の予防・検挙

(ｱ)　各種事件・事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い、容疑情報の積極的な収集・提供を行う。

(ｲ)　各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災者に対する積極的な情報提供を行う。

キ　地域安全活動の推進

(ｱ)　被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困りごと、悩みごと等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施する。

(ｲ)　被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に対応し、被災者等の不安解消に努める。

(ｳ)　自治会、自主防災組織等の責任者に対して、地域安全活動の概要を説明して、警察活動に対する協力を要請するとともに、防犯、流言飛語の防止等について徹底を図るよう要請する。

(ｴ)　被災者に対する給食、救援物資等の配分及び町やその他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。

ク　市民に対する広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状

況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、気象情報及び交通規制状況等について、報道機関・広報車・携帯用拡声器等の広報機器、立て看板等を活用して現場の状況に応じた広報を積極的に行う。

なお、重点をおくべき広報項目については次のとおりとする。

- 災害による被害規模及び区域
- 交通規制状況
- 気象情報（予報、警報等）
- 地震・津波情報
- 被災者の避難状況
- 被害発生状況と復旧見通し
- 救護所・避難場所の設置状況
- 火災の発生状況及び延焼状況
- 死者及び遺体安置場所
- 堤防・護岸の損壊状況
- 危険防止措置

ケ　相談活動

佐渡警察署に「総合相談所」を設置し、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、行方不明者及び迷子等の照会、並びに外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

コ　遺体の検視

遺体の見分については、検視規則等により迅速かつ適正に行う。なお、身元不明の遺体に対しては見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存して、事後に身元確認ができる措置をとり、市に引き継ぐ。

(3)　災害警備活動における関係機関との協力・連携

県警察は、災害に対処するため、市及び他関係機関と協力・連携し、それぞれの活動状況を相互に把握するとともに、救助活動や災害応急活動を効果的に行う。

ア　市との連携

(ｱ)　一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。

(ｲ)　警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ　消防機関との連携

(ｱ)　消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急車両の通行、警戒線設定等に積極的に協力する。

(ｲ)　被災者の捜索、救助活動に当たっては、相互に情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に活動を実施する。

ウ　その他関係機関との連携

(ｱ)　被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。

(ｲ)　被災者の捜索・救助に当たっては、相互に情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。

この場合において、警察活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

(ｳ) 離島である佐渡市が被災し、緊急に部隊の輸送が必要な場合には、関係機関に船舶の支援を要請する。

3 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。併せて交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 交通規制の基本方針

ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送道路等については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

オ 震災時は、走行中の全車両を道路の左端に寄せて停車させ、道路中央部を市民の避難路、緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被災状況等を調査する。

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に適した交通規制を実施するとともに、必要に応じて警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。また、交通規制の結果、車両が停滞した場合は、適切なう回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講じる。

(3) 交通規制を実施した場合の広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、市民等に対して、適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

4 自動車運転者のとるべき措置

県警察は、平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、災害発生時にとるべき措置について、以下の事項の周知徹底を図る。

(1) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

(2) 停車後はカーラジオやＳＮＳ等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(3) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

(4) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動して停車させること。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて駐車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や応急対策実施の妨げになるような場所を避けること。

第 16 節　海上における災害応急対策

１　計画の方針

台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等により、船舶の海難（転覆、座礁等）の発生に伴う、人身事故、大量の油や有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等の海上災害の発生が予想される。

このような大規模海上災害に迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）は、災害が発生した場合、全職員による非常配備体制をとり、現地対策本部を設置するとともに、関係機関と密接な連携を保ち、必要に応じて新潟海上保安部、第九管区海上保安本部の応援を得て、効果的な災害応急対策を実施する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　対策会議の開催及び運営に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班	－	

２　第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）における応急対策フロー図

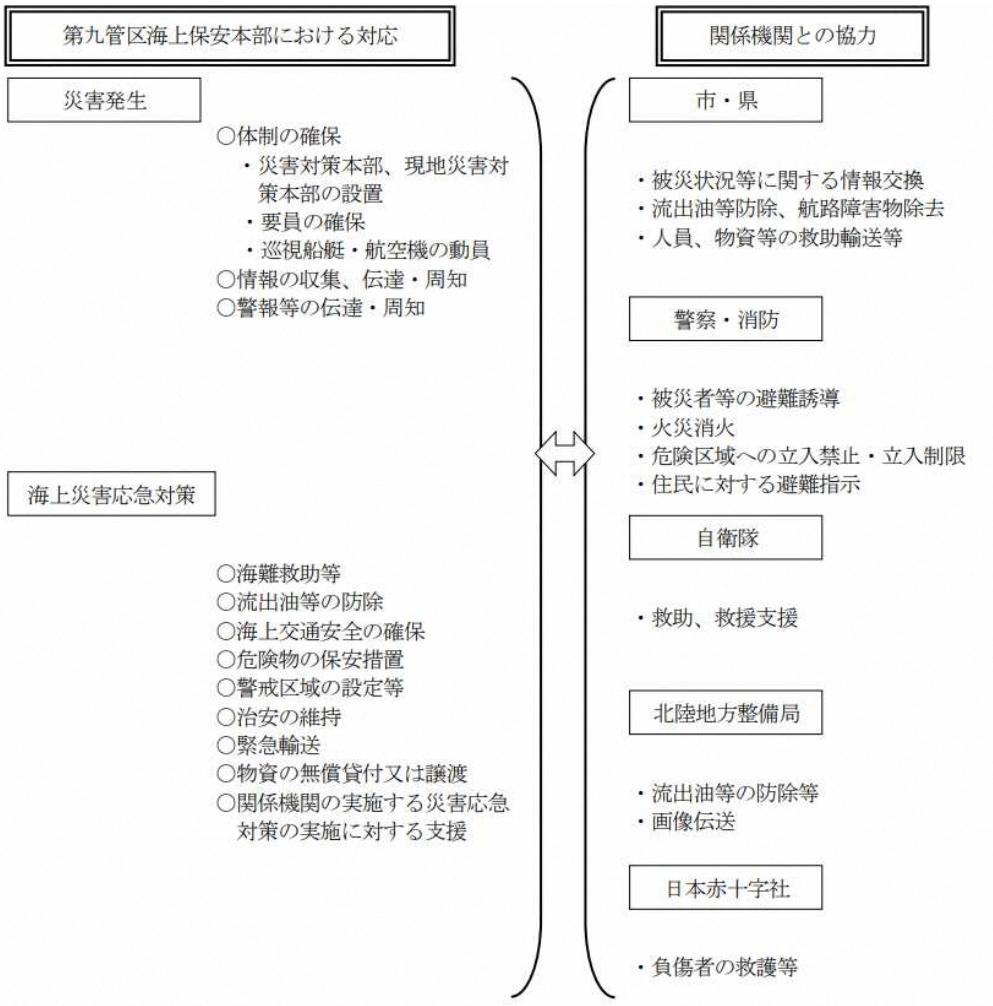

3　災害発生時の対応

第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）は、次に掲げる措置を講じる。

(1)　体制の確保

ア　対策本部の設置

イ　要員の派遣

ウ　巡視船艇・航空機の動員

(2)　情報の収集及び伝達・周知

ア　情報の収集

イ　情報の伝達・周知

(3)　警報等の伝達・周知

次に示す警報等の情報を得たときは、関係者に対して伝達、周知する。

ア　高潮、波浪等に関する情報の通知を受けたとき。

イ　航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたとき。

ウ　大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響 を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき。

4　海上災害応急対策

第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）は、次に掲げる措置を講じる。

(1)　海難救助等

(2)　流出油等の防除

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除

○　防除対策推進のための組織体制の整備

○　オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達

○　防除作業の実施、援助及び協力

○　市民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難勧告及び陸上交通規制等の措置

(3)　海上交通安全の確保

(4)　危険物の保安措置

(5)　警戒区域の設定等

(6)　治安の維持

(7)　関係機関等への支援活動

ア　緊急輸送

イ　物資の無償貸付け又は譲与

(8)　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

５　関係機関との協力

風水害等による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）、市・県、県警察、消防本部、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

(1)　市・県

ア　被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。

イ　港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。

ウ　第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）の活動が、迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速かに要請する。

エ　第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2)　県警察

ア　関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。

イ　油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

ウ　関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示及び避難誘導に当たる。

(3)　消防本部

ア　関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。

イ　初期消火、延焼の防止に当たっては、相互の情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。

ウ　負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急処置を行う。

エ　流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

オ　関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4)　自衛隊

ア　第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）及び市、県からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

イ　被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

第 17 節　消火活動計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、市民の初期火災による延焼防止並びに消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の確保等により、災害の拡大防止・被害の極小化に努める。

災害時は、地震による家屋の倒壊等に起因する火災の同時多発と広範な延焼により大火災となる可能性が大きいため、災害により発生した火災に対し、自主防災組織及び市民等の行う初期消火活動による延焼防止並びに消防機関が行う消防活動及び消防団との連携について、次のとおり定める。

・実施担当班（本部・署）

設置状況	班	署	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	消防本部	中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	○　消防機関の活動に関すること。 ○　消防団の活動に関すること。 ○　消防・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
災害対策本部設　置　後	消　防　班		

(2)　各主体の責務

ア　市民（各家庭、自治会、自主防災組織、企業、学校等）は、災害が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報する。

イ　消防団は、消防機関の長等の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

ウ　消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携して適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて応援要請を迅速に行う。

エ　県は、災害により大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況等を把握し、関係機関へ応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3)　要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、要配慮者の身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(4)　積雪期の対応

ア　市民の対応

(ｱ)　消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(ｲ)　近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ　消防機関の対応

(ｱ)　火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(ｲ)　火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・ 防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

2　消火活動の体系

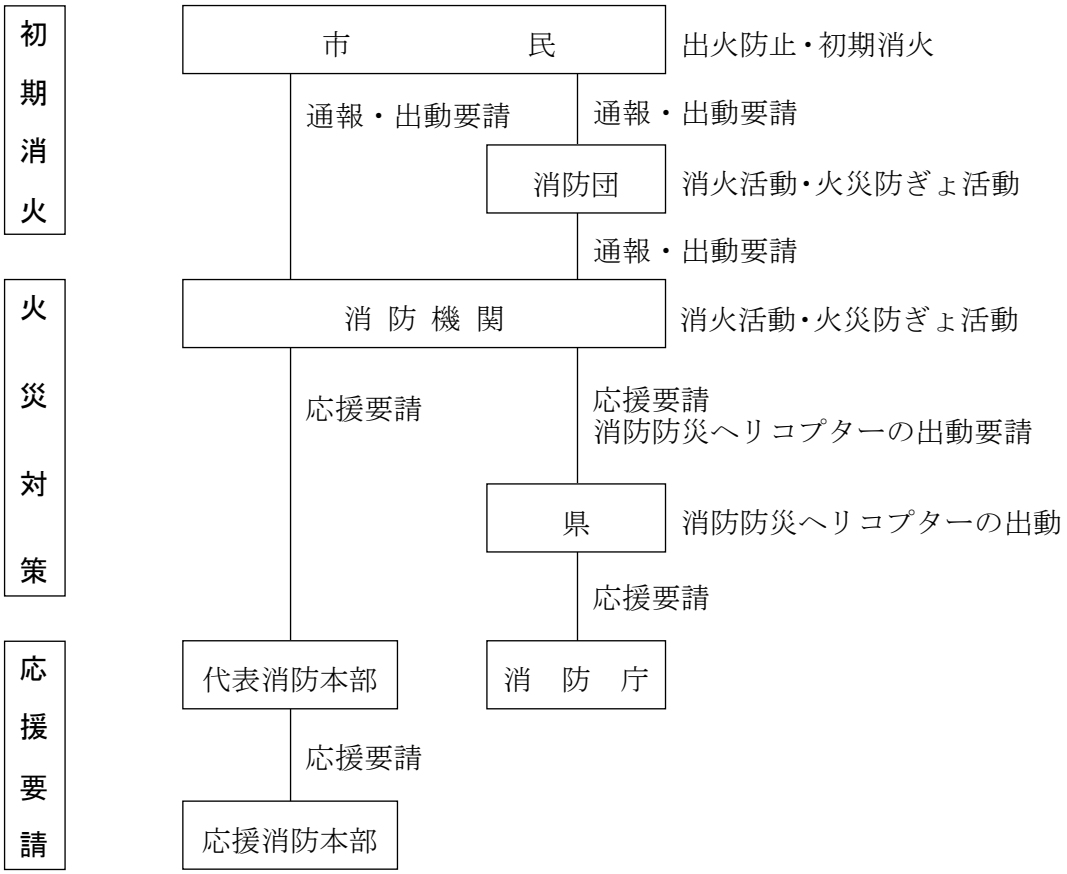

3　市民の活動

(1)　市民

市民（各家庭、企業、学校等）は、家庭及び職場等において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火 災発生を通報しなければならない。

ア　コンロ、暖房器具等の火の元を消す。

イ　電気ブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害の防止に努める。

ウ　出火した場合は、近傍の者にも協力を求 めて初期消火に努める。

エ　消防機関へ迅速に火災発生を通報（電話・駆け込み）する。

(2)　自主防災組織等

地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力、自力での初期消火及び救助活動を行う。

3　消防機関の活動

(1)　消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関であることから、消防署等と緊密な連携のもとに、各担当地区において次のような火災防ぎょ活動等に当たる。

ア　消防団の参集

参集の必要がある災害を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。

イ　初期消火の広報

出動に際しては、拡声機、サイレン等により市民への出火防止、延焼への警戒を呼びかける。

ウ　情報の収集、伝達

現地の火災情報等を消防署へ電話、無線等により連絡する。

エ　消火活動

消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織と協力し、迅速・効果的な消火活動に当たる。

消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。

(2)　消防本部の活動

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力をあげて消火活動に努める。

ア　消防職員の招集

火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。

イ　火災情報の収集

火災情報の収集は「119 番」を中心に行うが、通信回線が途絶した場合は、職員の参集途上における情報収集、消防団、自主防災組織等による情報収集等により、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握する。

(ｱ)　あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上における情報収集

(ｲ)　職員による二輪車等を利用した情報収集

(ｳ)　消防団、自主防災組織による無線等による情報収集

ウ　緊急車両等の通行路の確保

(ｱ)　警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じ警察に対する交通規制と道路管理者に対する道路啓開を要請する。

(ｲ)　消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

エ　火災防ぎょ活動

(ｱ)　火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講じる。

(ｲ)　火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行う。

(ｳ)　避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす関係施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。

オ　消防水利の確保

消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図る。

4　広域応援の要請

(1)　県内市町村相互の広域応援体制

ア　消防本部自らの消防力では対応できない場合にあっては、新潟県広域消防相互応援協定締結市町村に応援要請する。

イ　応援要請は、新潟県広域消防相互応援協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行う。

ウ　消防組織法第 39 条の規定に基づく消防本部の消防相互応援協定締結状況については、次のとおりである。

名　　称	締結年月日	業務内容	応援協定締結市等
新潟県広域消防相互応援協定	平成 13 年 4 月 1 日	災害	新潟県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	平成 7 年 4 月 1 日	災害	新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合

(2)　他都道府県に対する応援体制

新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、県知事等に対して次の事項を明らかにし、緊急消防援助隊受援計画により他都道府県に対する応援要請を行う。

ア　火災状況、応援要請理由、応援の必要期間

イ　応援要請消防隊の種別と人員

ウ　市への進入路及び集結場所

(3)　消防庁への応援要請

県は、市長からの更なる応援要請を求められたとき又は上記(2)での消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防庁に対して緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

第 18 節　水防活動計画

1　計画の方針

市内の各河川、ため池、海岸等に洪水又は高潮による被害が生じ又は生じるおそれがあるときは、水防法の規定に基づき県知事から指定された指定水防管理団体たる市が、水災を警戒・防ぎょし、被害を軽減するため、所要の措置を講じる。

・気象情報等及び被害状況等の取りまとめに係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	防災課 建　設　課	防災安全係 管理用地係	○　気象情報等の収集及び伝達に関すること。 ○　各班からの被害状況・対策状況報告の収集・整理に関すること。 ○　関係機関からの被害状況報告の収集・整理に関すること。
災害対策本部 設　置　後	統括調整班 産業観光班	―	

・消防団に係る実施担当班（署）

設置状況	班（本部）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	消 防 本 部	各 消 防 署	○　消防団の活動に関すること。
災害対策本部 設　置　後	消　防　班	―	

・被害状況調査等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	各　課	各　係	○　所管する施設等に係る被害状況調査並びに応急対策等に関すること。
災害対策本部 設　置　後	各　班	―	

2　水防組織

(1)　市の組織

第３章 第１節「災害対策本部の組織・運営計画」を準用する。

なお、水防本部は市災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合される。

(2)　県の組織

県は土木部河川管理課に新潟県水防本部、佐渡地域振興局に水防支部をそれぞれ設置する。

なお、新潟県水防本部は新潟県災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合される。

3　水防態勢

(1)　責任

市は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第３条の規定に基づき、水防管理団体として市域内における水防を十分果たさなければならない。

(2)　配備

市は、洪水又は高潮に関する通知を受けたとき、及び水防警報の通知、並びに気象情報の急変により洪水又は高潮による被害が予想されるときからその危険が去ったと認められるまでの間、水防態勢を配備する。

4　非常配備

(1)　市職員の非常配備

第３章 第２節「職員の配備・招集」を準用する。

なお、消防本部の非常配備については「佐渡市消防本部警防計画」による。

(2)　消防団員の非常配備

ア　配備命令

水防管理者が消防団を非常配備につかせるための指令は次の場合に発する。

(ｱ)　水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合

(ｲ)　水防警報指定河川にあっては、水防警報が発令された場合

(ｳ)　緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

(ｴ)　その他、第３章 第２節「職員の配備・招集」並びに「佐渡市消防団の災害出動計画」による。

イ　非常配備の種類と発令時期

種　類	配　　備　　内　　容	発　　令　　時　　期
待　機	水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておく。	水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合
準　備	消防団の長は所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ひ門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員を出動させる。	河川水位がなお上昇し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出　動	消防団の全員が所定に集合し、警戒配備につく出動の指令	河川の水位が氾濫注意水位を超えるおそれがあり出動の必要を認めたとき。

(3)　巡視出動の連絡

各水防団管理者は次の各号の行動又は作業をしたときは、直ちに地域振興局長に連絡して必要な措置を求めなければならない。（水防法第９条、30 条）

ア　堤防等を巡視して異常を発見したとき

イ　水防団（消防団を含む。）が出動したとき

ウ　水防上危険箇所等に水防作業を開始したとき

(4)　解除

水防管理者は、水位の低下により水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、これを市民に知らせる。

５　決壊時の措置

(1)　決壊の通報及び措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が生じたときは、水防管理団体は直ちにこの状況を関係機関（地域振興局長、警察署長）及びその他必要な団体に通報する。

地域振興局長は水防管理団体から前記通報を受領した場合、水防本部及び必要と認める機関に通報する。（水防法第 25 条）

決壊後といえども水防管理者、消防団長及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（水防法第 26 条）

(2)　避難立退き

ア　避難の指示

洪水又は高潮による著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた職員又は水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により、立退き、又はその準備を指示する。

水防管理者が指示する場合においては、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第 29 条）

イ　立退き

警察は、立退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難について、水防管理者と協力して誘導する。

水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立退き先及び経路等に必要な措置を講じておく。

６　水防態勢時における水防関係機関相互の連絡系統

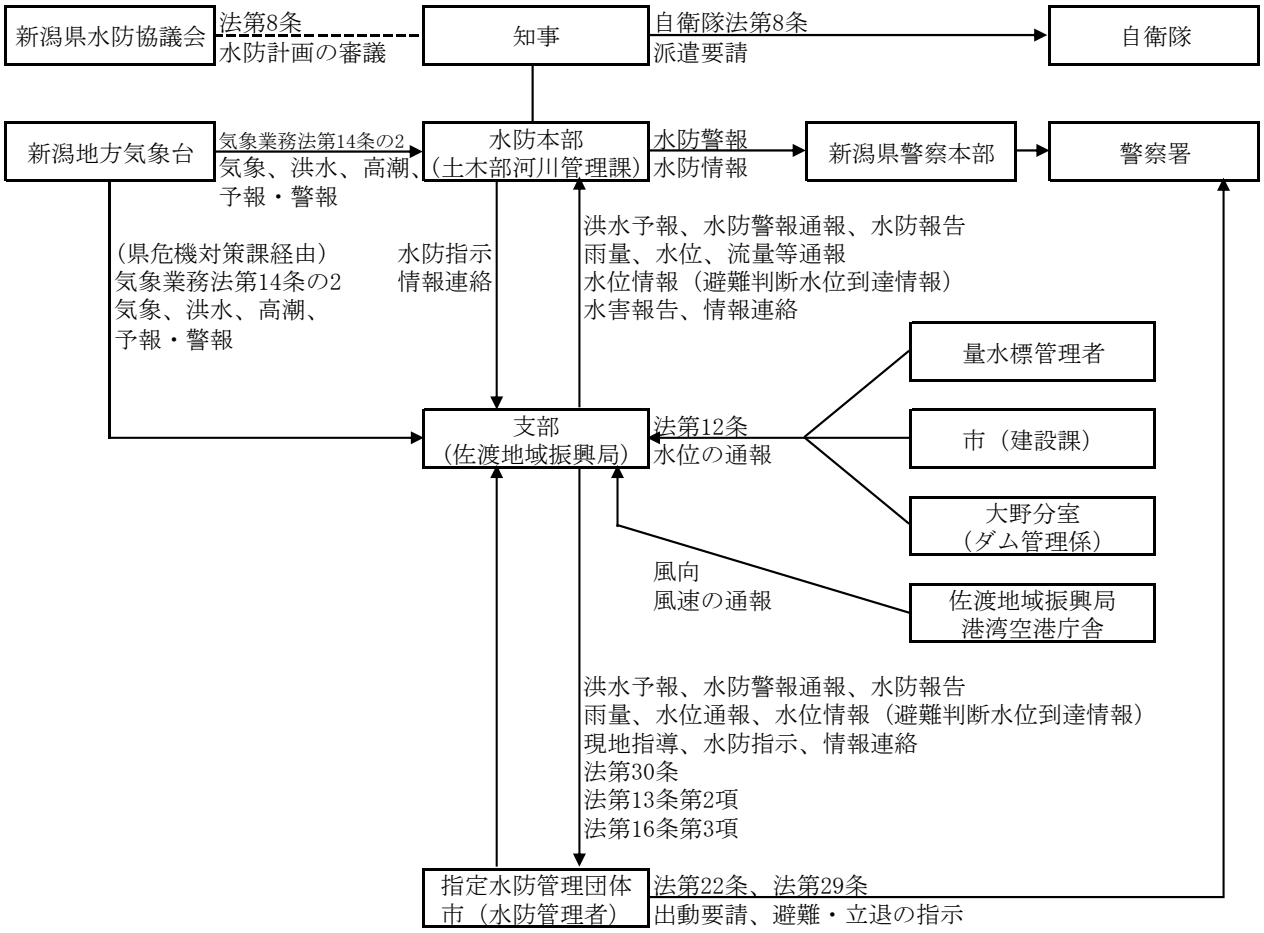

※　通報連絡系統は、上図基本系統に従って通報連絡し、やむを得ない事情によりこの系統によることのできない場合は、あらゆる連絡手段を尽くして確実迅速に通報連絡をする。

７　指定水防管理団体及び水防区

(1)　指定水防管理団体

水防法第４条の規定により指定された指定水防管理団体は以下のとおりである。

水防管理団体	所　在　地	摘　　要
佐　渡　市	佐渡市千種２３２	平成１６年度

(2)　水防区及び水防詰所

水防区及び水防詰所は以下のとおりである。

なお、水防管理団体は担当水防区域の水防活動が円滑に実施されるよう、水防態勢の整備に努める。

水 防 区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	佐渡市相川二町目浜町 20－１ 佐渡地域振興局	74-3311	市一円
佐 渡 水 防 区 （ 支 所 等 ）	佐渡市役所 両津支所 相川支所 羽茂支所 佐和田行政サービスセンター 新穂行政サービスセンター 畑野行政サービスセンター 真野行政サービスセンター 小木行政サービスセンター 赤泊行政サービスセンター	63-3111 27-2111 74-3111 88-3111 57-2111 22-3111 66-3111 55-3111 86-3111 87-3111	市一円
水 防 区 計	１市		

※　水防管理団体は担当水防区域の水防活動が円滑に実施されるよう、水防態勢の整備に努める。

８　重要水防箇所

(1)　河川関係

重点区間		水防上最も重要な区間 A		水防上重要な区間 B		要注意区間		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
0	0	72	24,895	228	190,407	2	110	302	215,412

※　令和６年度 水防計画

(2)　海岸関係

水防上最も重要な区間 A		水防上重要な区間 B		やや危険な区間 C		計	
箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)	箇所数	延長(m)
~~9~~	3,012	37	13,838	26	9,293	72	26,233

※　令和６年度 水防計画

９　気象情報の伝達・把握

水防法第 10 条第１項の規定による気象状況の連絡系統

気象注意報・警報等の伝達系統図

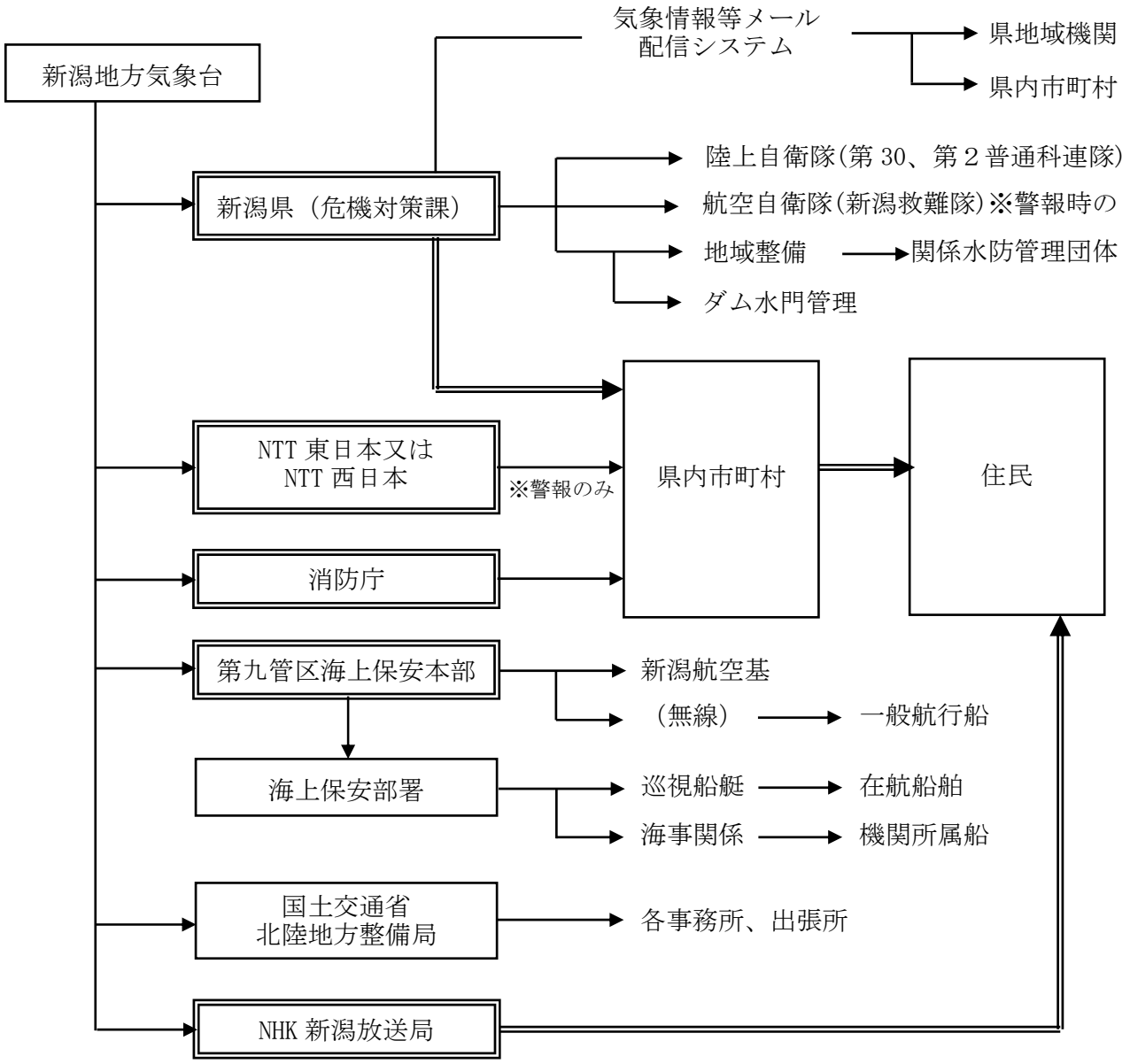

二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

10　雨量、水位の観測施設

市内においての観測施設は以下のとおりである。

(1)　雨量観測所　　（インターネット：気象庁、新潟県河川防災情報システム）

管理者	観測所名	位　　置	雨量計種類	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄからの閲覧	電話応答番号
気象庁	相川	相川三町目新浜	転倒マス型雨量計	○	
〃	弾崎	鷲崎	〃	○	
〃	両津	両津湊	〃	○	
〃	羽茂	羽茂本郷	〃	○	
県	佐渡地域振興局	相川二町目浜町	転倒マス型雨量計	○	74-4669
〃	南片辺	北片辺	〃	○	〃
〃	ドンデン	椿	〃	○	〃
〃	鷲崎	鷲崎	〃	○	〃
〃	柿野浦	柿野浦	〃	○	〃
〃	滝平	滝平	〃	○	〃
〃	大野川ダム	新穂大野	転倒マス型雨雪量計	○	22-3746
〃	大野	新穂大野	転倒マス型雨量計	○	〃
〃	久知川ダム	下久知	転倒マス型雨雪量計	○	〃
〃	生椿	新穂田野沢	転倒マス型雨量計	○	〃
〃	新保川ダム	金井新保	〃	○	〃
市	両津消防署	湊	自動気象観測装置	×	
〃	消防本部	八幡	転倒マス型雨量計	×	
〃	市役所	千種	〃	×	
〃	柱山浄水場	泉	自動気象観測装置	×	
〃	平スキー場	金井新保	〃	×	
〃	ワンダーバレー	吉井本郷	〃	×	
〃	畑野行政ＳＣ	畑野	転倒マス型雨量計	×	
〃	真野行政ＳＣ	真野新町	〃	×	
〃	小木行政ＳＣ	小木町	〃	×	
〃	羽茂支所	羽茂本郷	〃	×	
〃	南佐渡消防署	羽茂本郷	〃	×	
〃	赤泊行政ＳＣ	徳和	〃	×	

(2) 水位観測所

ア 観測員による水位観測

	観測所名			
	藤津橋	新穂	羽茂本郷	鍛冶町
位置	佐渡市泉	佐渡市新穂瓜生屋	佐渡市羽茂本郷	佐渡市鍛冶町
河川名	藤津川	国府川	羽茂川	石田川
自記・普通の別	普通	普通	自記	自記
水防団待機水位			11.24m	
氾濫注意水位			12.09m	
氾濫危険水位		26.5m	13.21m	6.28m
O点高	5.316m	23.037m	10.240m	-0.011m

観測員	氏名	田長 俊	本間元始	中川 進	高野庄嗣
	住所	佐渡市中興乙1	佐渡市新穂125	佐渡市羽茂本郷2047	佐渡市山田609
	電話番号	63－3516	22－2135	88－3267	52－4401

イ テレメーターによる水位観測

目	観測所名				
	八幡	一宮橋	白原	皆川	久知河内
位置	佐渡市八幡	佐渡市宮川	佐渡市新穂大野	佐渡市新穂皆川	佐渡市久知河内
河川名	国府川	小倉川	大野川	大野川	久知川
水防団待機水位	2.50m	18.80m			
氾濫注意水位	2.70m	19.65m	102.90m	3.90m	35.55m
避難判断水位	3.21m				
氾濫危険水位	4.014m	20.60m			
O点高	-1.240m	17.40~~0~~m			34.20 m
テレメーター画面表示	有	有	有	有	有
電話応答番号	74－4669	74－4669	22－3746	22－3746	22－3746
備考	指定水位観測所		(大野分室)	(大野分室)	(大野分室)

(3) 風向・風速の観測所

ア 指定観測所

観測所名	観測所管理者	位　　置	電話番号	FAX 番号	備　　考
両　　津	佐渡地域振興局 港湾空港庁舎	両津夷 384-1	27-3311	27-3321	

イ その他観測所

管理者	観 測 所 名	位　　置	テレメーター画面表示	電話応答番　　号	備　　考
気象庁	相　　川	相川三町目新浜	無	無	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄからの閲覧可能
〃	弾　　崎	鷲崎	無	無	〃
〃	両　　津	両津湊	無	無	〃
〃	羽　　茂	羽茂本郷	無	無	〃
県	南　片　辺	北片辺	有	無	
〃	ドンデン	椿	有	無	
〃	鷲　　崎	鷲崎	有	無	
〃	柿　野　浦	柿野浦	有	無	
市	両津消防署	湊	有	無	
〃	消防本部	八幡	無	無	
〃	柱山浄水場	泉	無	無	
〃	平スキー場	金井新保	無	無	
〃	ワンダーバレー	吉井本郷	無	無	
〃	南佐渡消防署	羽茂本郷	無	無	

11 水防警報計画

(1) 水防法第 16 条の規定による、新潟県知事が水防警報を行う河川

河 川 名	区　　域	発 表 者
国 府 川	左岸　佐渡市新穂長畝 右岸　佐渡市大和 } 地持院川合流点から海まで	佐渡地域振興局長

(2) 水防警報の対象とする水位観測所（新潟県知事所管）

（単位：m）

河川名	観　測所　名	所在地	堤防高	0 点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	摘要
国府川	八幡	佐渡市八幡	5,214	－1.24	2.50	2.70	3.21	4.014	テレメーター電話応答 74－4669

(3)　水防警報の段階と範囲

水防警報の段階と内容		水防警報範囲（発令基準）
第１段階 「準　備」	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備及び水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき
第２段階 「出　動」	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの	水位、流量、その他の河川状況により、水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超える恐れがあり、又は氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお増水が予想されるとき
第３段階 「状　況」	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	適宜河川状況により、必要と認められるとき
第４段階 「解　除」	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に復したとき。ただし、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めれれるとき

(4)　水防警報を発表しない場合の措置

洪水の概要を示し、次の 12（1）に示す関係者に通知する。

12　水防警報の伝達系統

(1)　水防警報の伝達系統は以下のとおりとする。

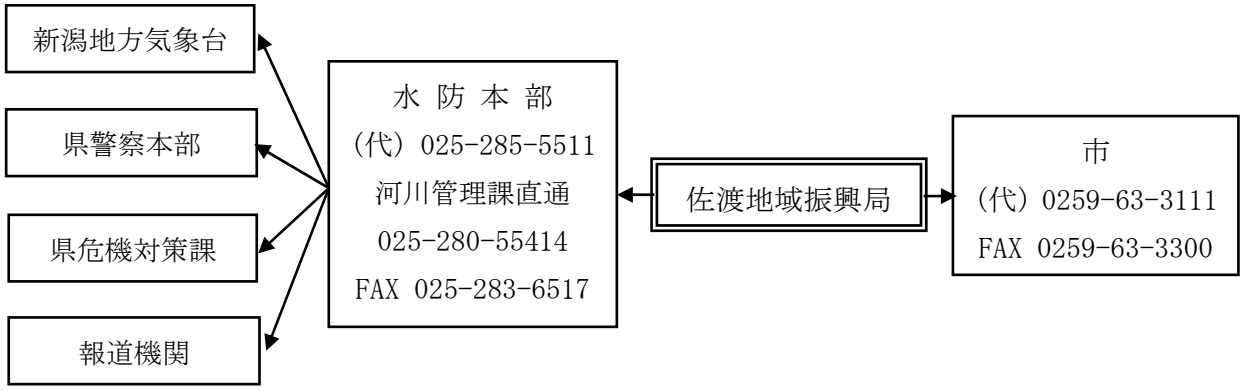

(2)　伝達方法

気象注意報・警報等の伝達系統に準ずる。

(3)　伝達内容

気象注意報・警報等の伝達系統に準ずる。

13　水防法第 13 条第２項の規定により、新潟県知事が水位情報の通知を行う河川（水位情報周知河川）

河川名	観測所名	位　置	避難判断水位	通　知　者
国府川	八　幡	佐渡市八幡	3.21ｍ	佐渡地域振興局長

14　水位情報の通知

水位情報周知河川の河川水位が避難判断水位に達したときの通知に係る伝達は、水防警報の伝達系統と同様とする。

15　水防用備蓄資材

市が保有する水防資材は、各水防倉庫において保管する。

第 19 節　救急・救助活動計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災者に対する一刻も早い救急・救助活動が必要であることから、市、市民、自主防災組織、消防機関、消防団、警察及び医療機関等は、相互に連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行い、被災者の救出と市民の安全確保に当たる。

・対策検討に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防　災　課 消 防 本 部	防 災 安 全 係	○　対策会議の開催及び運営に関すること。 ○　防災関係機関との合同会議の招集に関すること。 ○　県及び他市町村等に対する災害応援要請等に関すること。 ○　自衛隊に対する派遣要請及び受入れ調整に関すること。 ○　消防･防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
災害対策本部設　置　後	統 括 調 整 班 消　防　班	―	

・名簿作成に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	市　民　課	戸　籍　係	○　被災者の名簿作成に関すること。 ○　市登録外国人被災者の名簿作成に関すること。 ○　行方不明者の名簿作成に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	―	

・捜索活動等に係る実施担当班（署）

設置状況	部	班（署）	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	消 防 本 部	中央消防署 両津消防署 相川消防署 南佐渡消防署	○　被災者の救出及び搬送に関すること。 ○　行方不明者の捜索及び手配､収容活動に関すること。 ○　消防･防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
災害対策本部設　置　後	消　防　班		

(2)　各主体の責務

ア　被災市民及び通行人等の災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる.

イ　市は、佐渡医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

ウ　消防職員及び消防団員は、直ちに自主的に担当部署等に参集するとともに、消防署及び消防団は直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。

オ　救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先 順位の設定、現地での市民等の協力を得て、効率的な救助活動を行う。

エ　市び消防本部は、管内の消防力等だけで対応できない場合は、必要に応じて、「新潟県広域消防相互応援協定及び新潟県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

オ　県警察は、市等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救急・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救急・救助体制を確立する。

カ　県は、全被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関に応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

キ　県及び県警察は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力して、ヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じて、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

ク　県内の災害派遣医療チーム（新潟ＤＭＡＴ）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

　また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じて、ドクターヘリを病院所属のＤＭＡＴの移動、患者の搬送等に活用する。

２　業務の体系

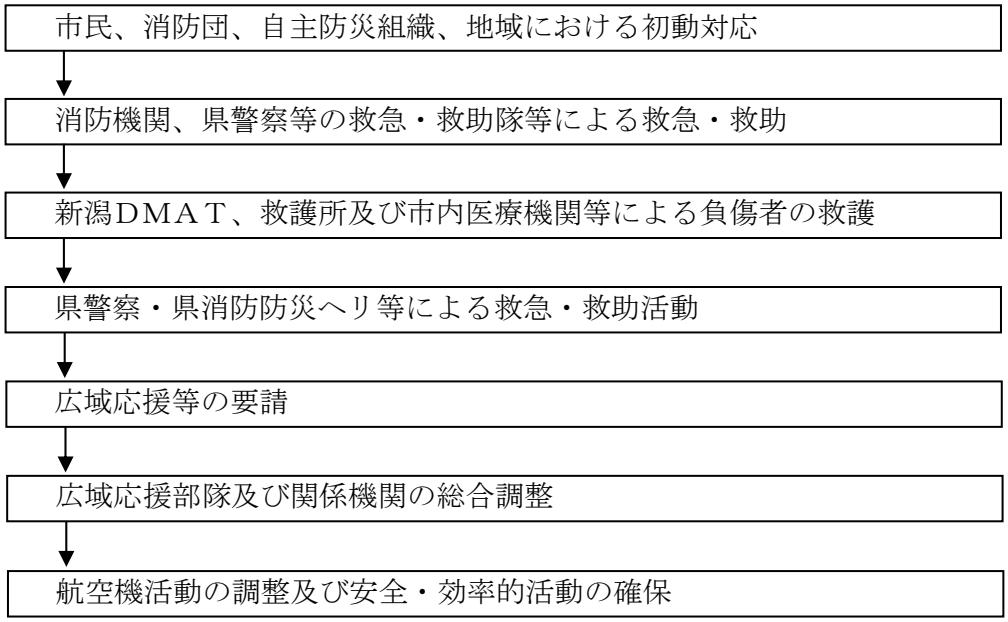

3　地域における初動活動

(1)　市民

大規模な災害が発生した場合は、道路の通行支障や救急需要の同時多発等により、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、初動活動には近隣住民等による救急・救助活動が不可欠なものとなる。

このため、市民は、消防機関等の関係機関が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、次に掲げる初動活動に当たる。

ア　救助すべき者を発見した者は、直ちに佐渡消防本部等関係機関に通報する。

イ　災害の現場で、消防等の救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応じる。

(2)　消防団

消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、市民の協力を得て、初動時の救急・救助活動を実施する。また、救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当てや人工呼吸、必要に応じて医療機関への搬送を行うなど、負傷者等の救急活動に努める。

(3)　市及び消防本部

市及び消防本部は、消防団等から現地の被災情報を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

(4)　県及び県警察

県及び県警察は、市、消防機関等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して救急・救助活動に係る必要な総合調整を行う。

4　市、消防本部、県警察等による救急・救助活動

(1)　救急救助隊（消防本部・県警察）による救急・救助活動

ア　消防本部の対応

(ｱ)　消防職員は、自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。

(ｲ)　消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。

(ｳ)　出動対象の選定と優先順位の設定、現地での市民の労力を活用する等により、効率的な救助活動の実施に努める。

(ｴ)　必要に応じ、県警察へ救助活動の応援を要請する。

イ　県警察の対応

市から救急・救助活動の応援要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救急・救助活動を実施する。

(2)　救護所及び医療機関等による負傷者の救護活動

ア　市の対応

(ｱ)　迅速に医療救護活動を行うため、佐渡医師会等と協力して直ちに救護所を開設し、負傷者等の救護に当たる。また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。

(ｲ)　負傷者等の手当は、できるだけ市が開設した救護所等、現地で行う。

(ｳ)　重傷者の病院への搬送が必要な場合は、これを最優先に迅速・的確な搬送を実施する。搬送に当たっては、道路交通の混乱状況等を考慮し、必要に応じて県警察等に協力を求める。

イ　消防本部の対応

新潟県救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。

ウ　新潟ＤＭＡＴの対応

災害派遣医療チーム（新潟ＤＭＡＴ）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

(ｱ)　消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。

(ｲ)　患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。

(ｳ)　被災地内で支援が必要な病院の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。

(ｴ)　必要に応じて、被災地内では対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。

(3)　県警察・県消防防災ヘリコプター等による救急・救護活動

ア　市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときには県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。

イ　県及び県警察は、市等からの要請があった場合又は自らの判断により、保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。

(4)　ドクターヘリによる救命・救急活動

ア　市、消防本部、医療機関等は、必要があるときには県にドクターヘリの派遣を要請する。

イ　県は、市等からの要請があった場合は、内容を検討の上、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。

ウ　ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は市等からの派遣要請があった場合等において、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合には、消防本部と十分な調整をとった上で、ドクターヘリを出動する。

５　応援の要請

(1)　応援協定に基づく応援要請

消防本部は、災害の規模が大きく管内の消防力だけでは対応困難であると判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」等に基づき応援要請を行う。

更なる応援が必要と判断した場合は、「新潟県緊急消防応援隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援を要請し、応援部隊を受け入れる。

(2)　自衛隊の派遣要請

市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもってしても救急・救助活動に対応できない場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。

第 20 節　医療救護活動計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

市は、県、医療機関及び医療関係団体等と緊密な情報共有と協力体制の下、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	健康医療対策　課	健康増進係	○　医師会及び医療機関との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ○　救護所の開設に関すること。 ○　救急医薬品及び衛生材料の確保に関すること。 ○　助産に関すること。 ○　医療施設等の被害調査に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	－	

(2)　各主体の責務

ア　災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、県は、発災直後に市及び医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ　所管の保健所（佐渡保健所）は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、災害保健対策現地本部を設置する。

ウ　市は、県と情報共有し、市民の生命及び健康を守るため医療救護活動を行う。

エ　医療機関は、あらかじめ策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

エ　災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院（佐渡総合病院））は、後方病院として、主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受け入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

オ　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

カ　ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣して災害現場等において救命活動を行う。

キ　医療救護班及び歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

ク　県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動が確保できないと判断した場合は、国及び他都道府県等に対して支援を要請する。

ケ　市及び県は、県災害ボランティアセンターと情報共有することで、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(3)　災害医療コーディネーター

佐渡保健所長は、災害医療コーディネーターとして、被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等を行う。

また、佐渡医師会などの医療関係団体、災害拠点病院（佐渡総合病院）、市及び県（地域医療政策課）等の担当者が、災害医療コーディネートチームとして災害医療コーディネーターを支援する。

(4)　要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2　医療救護活動

(1)　被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市実施担当班は、発災直後に医療機関、消防本部等から以下の事項についての情報収集を行う。

ア　医療機関の施設・設備の被害状況

イ　負傷者等の状況

ウ　診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込みを含む。）

エ　医療従事者の確保状況

オ　被災地及び医療機関への交通状況

カ　医療資器材等の需給状況

(2)　医療救護施設（救護所）の設置

市は、被災状況に応じて、収容避難所に救護所を設置し、救護チームを配置する。

また、救護所を開設したときは、佐渡医師会、佐渡歯科医師会、新潟県看護協会佐渡地区協会等に医師、歯科医師、看護師等の派遣を要請する。

なお、救護所については、新潟ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の活動拠点としても機能することに留意する。

(3)　医療救護活動

市は、被害の発生状況に応じて、災害医療コーディネーターを中心として佐渡医師会等の医療関係団体及び災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院（佐渡総合病院））等との連携の下、医療救護活動を行う。

ア　救護所の医療救護活動

(ｱ)　救急処置の実施（トリアージ（治療の優先順位による患者の振分け）を伴う医療救護活動）

(ｲ)　応急処置及び負傷の程度の判定（救急病院等への搬送の必要性の判断を含む。）

(ｳ)　災害拠点病院等への移送手配

(ｴ)　医療救護活動の記録

(ｵ)　死亡の確認

(ｶ)　市への、救護所の患者収容状況等の活動状況の報告

(ｷ)　その他必要な事項

イ　患者等の搬送

市は、搬送計画に基づき重症患者や医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保する。なお、救護所や市内医療機関では処置が困難な重症患者等が発生した場合は、防災関係機関にヘリコプターによる緊急搬送を要請し、高次治療が可能な基幹災害拠点病院等への搬送を行う。

ウ　医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、不足により活動に支障が生じた場合は、必要に応じて、県及び応援協定締結市町村等に応援を要請する。

(4)　医療関係ボランティアの活用

市は、県及び県災害ボランティア支援センター等の協力を得て、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行うとともに、市災害ボランティアセンターとの情報共有に努め、救護所等における医療救護活動に当たっては、必要に応じてこれら医療関係ボランティアの支援を有効に活用する。

(5)　医療機関の災害時の対応

ア　市内の医療機関は、災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うこととし、あらかじめ策定している病院等防災マニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動を行う。

イ　市内の医療機関は、受入れ可能患者数の状況を保健所に報告するとともに、市からの要請に基づき、後方支援病院として医療救護活動を行う。

第 21 節　防疫及び保健衛生計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症等の疾病患者が発生しやすくなる。

このため市は、被災地区におけるる被災者の避難状況を把握し、消毒及び感染症患者の早期発見等等の防疫及び保健衛生対策の円滑な実施を図る。

また、市民は、医療・保健の情報を積極的に収集・活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

・保健等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	健康医療対策　課	健康増進係 保　健　係	○　被災市民の健康保持及び栄養指導等に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	―	

・防疫等及び衛生等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	生活環境課	環境対策係 クリーン推進係 施設管理係	○　衛生及び防疫に関すること。 ○　遺体の収容及び埋火葬に関すること。 ○　衛生材料の確保に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	―	○　災害廃棄物の処理に関すること。 ○　し尿・ごみの応急処理に関すること。 ○　仮設トイレに関すること。 ○　清掃活動に関すること。

(2)　要配慮者に対する配慮

市及び県は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(3)　積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

2　被害状況等の把握

災害発生時において迅速かつ的確な防疫及び保健衛生対策を実施するため、市は、以下の事項について情報収集・把握を行う。

(1)　ライフラインの被害状況
(2)　避難所の設置及び収容状況
(3)　仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
(4)　防疫及び保健衛生資器材等の需要状況
(5)　食品及び食品関連施設の被害状況
(6)　特定給食施設等の被害状況

3　保健衛生対策

生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、避難場所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるよう支援する。

なお、市だけでは対応が困難な場合には、県、応援協定締結市町村等に応援を要請する。

(1)　初期保健チームによる保健活動の実施

避難所の設置情報に基づき保健師等による初期保健チームを編成し、要配慮者等の把握、健康相談等を行うとともに、避難所等の衛生維持に努める。

(2)　巡回保健チームによる健康相談等の実施

ア　保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士等による巡回保健チームを編成し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導及び生活環境の整備を行う。

イ　必要に応じて精神科医師等による精神保健チームや歯科医師等による歯科チームなどの巡回専門チームを編成し、避難所、仮設住宅等での健康相談、保健指導等を実施する。

ウ　巡回保健チームメンバーは、巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう保健所、保健師と連携し、巡回計画をたてる。

(3)　巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、各ケースへの適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び各関係実施担当班（課）と連絡調整を図る。

ア　寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ　結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ　インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ　不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ　口腔保健指導

(4)　避難場所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに生活環境の整備に努める。

ア　食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
イ　衣類、寝具の清潔の保持
ウ　身体の清潔の保持
エ　室温、換気等の環境及び冬季間の暖房等の配慮
オ　睡眠、休養の確保
カ　居室、トイレ等（仮設トイレを含む。）の清潔の保持
キ　プライバシーの保護

4　防疫対策

(1)　防疫活動実施体制の整備

市は、被災の規模に応じて、迅速かつ的確・適切に防疫活動を実施できるよう、防災活動実施体制を整備する。

防疫活動の実施に当たっては、医師会及び地域振興局（健康福祉環境部）に協力を求め、検病調査チーム及び防疫チームを編成する。

ア　検病調査チーム

(ｱ)　編成

１チーム当たりの編成は、医師１名、保健師１名、事務員１名を基準とする。

(ｲ)　任務

a　検病調査及び健康診断
b　避難場所、避難所における防疫指導
c　臨時予防接種
d　感染症患者の救護及び隔離
e　感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動

イ　感染症予防委員及び栄養指導チーム

(ｱ)　市長は、県知事の指示に基づき、感染症予防委員及び栄養指導員を選任する。

(ｲ)　感染症予防委員及び栄養指導員は、災害の規模及び状況により適当な人数を選任する。

ウ　防疫チーム

(ｱ)　編成

１チーム当たりの編成は、リーダー１名、メンバー３名を基準とする。

(ｲ)　任務

a　被災地、避難場所、避難所等において、消毒、害虫等の駆除、清掃方法の指導等に当たる。
b　水害において住居が浸水した場合、浸水した住居に対し消毒薬剤を配布する。

(2)　防疫活動の実施方法

ア　検病調査及び健康診断

(ｱ)　検病調査チームは、感染症患者発生状況、衛生条件等を考慮し、緊急度の高いものから検病調査を実施して、感染症の早期発見に努める。

(ｲ)　検病調査チームは、必要に応じ健康診断を行う。

イ　避難場所及び避難所における防疫指導

検病調査チームは、避難場所及び避難所において、次の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理を図る。

(ｱ)　避難場所及び避難所においては、少なくとも１日１回の検病検査を行う。

(ｲ)　避難場所及び避難所の自治会組織を通じて、防疫についての指導の徹底を図る。

(ｳ)　避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者を専従とする。

(ｴ)　飲料水等については､防疫チームにおいて水質検査を実施し､消毒措置の指導を行う。

ウ　感染症発生予防対策

市は､避難所､浸水地区､衛生状況の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。

(ｱ)　パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。

(ｲ)　トイレ、台所等の家の周りの消毒を実施するための防疫薬品を当該地域に配布する。

(ｳ)　道路、公園等の清掃、消毒を実施するほか、県が定めた地域内でねずみ族、害虫等の駆除を行う。

エ　臨時予防接種

知事は、疾病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行うものとし、市が実施することが特に適当と認めたときは市長にこれを指示する。

オ　感染症発生時の対策

県は、被災地域において、一類又は二類の感染症患者もしくは一類感染症病原体保持者が発生したときは、速やかに指定医療機関に入院の措置をとるものとし、交通途絶のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関に収容する。

また、感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者に対し、検病調査、検便等の健康診断を実施し、病気に対する正しい知識や消毒方法等の保健指導を行う。

防疫チームは、台所、トイレ、排水口等の消毒を実施するための防疫薬品を当該地域に配布し、汚物、し尿は消毒後に処理をする。

カ　感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動

検病調査チームは、感染症患者の症状を周知し、感染症患者及び保菌者の発見の一助とするとともに、事後の措置、伝染病予防のための衛生教育をあらゆる機会をとらえて実施する。

キ　栄養指導

栄養指導チームは、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

(ｱ)　炊出し、給食施設の管理の指導及び協力

(ｲ)　患者給食に関する指導

(ｳ)　その他栄養指導

ク　消毒

防疫チームは、被災地域において、感染症が発生し又は発生するおそれのある地域を重点的に消毒を実施する。

ケ　害虫等の駆除

防疫チームは、伝染病予防法第16条の２第３項により県知事が定めた地域内で、県知事の指示に基づき同法施行規則第27条の４及び第27条の５に定めるところによりねずみ族、害虫等の駆除を実施する。

コ　清掃方法

防疫チームは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めるところにより道路、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の市民に清掃方法を指導する。

５　栄養指導対策

市は、災害時においては被災者の栄養確保と自立支援を図るため次の活動を行う。なお、災害の状況により必要と認めたときは、被災者の栄養指導を行う。

栄養指導チームの編成に当たっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて栄養士会、調理師会、食生活改善推進委員協議会等の各種関連団体に支援を要請する。

(1)　炊出しの栄養管理指導

ア　市が設置した炊出し実施現場を巡回し、炊出し内容等の調整及び給食管理指導を行う。

イ　給食業者への食事内容の指導を実施する。

(2)　巡回栄養相談の実施

ア　避難場所及び避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

イ　高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対して、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

ウ　難病者の健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルゲン除去食、低塩分食、低たんぱく米等の特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

(3)　特定給食施設等への指導

特定給食施設等の被害状況を調査し、各実施担当班（課）と連携し、特定給食施設等に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう指導する。

６　飲料水及び食品衛生確保対策

市は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため、次の諸活動を行う。

(1)　緊急食品（援助物資を含む。）の安全確保

ア　緊急食品の配給に対する食品衛生確保

緊急食品の保管場所、輸送方法及び保存期間等について把握し、監視指導を行う。

また、被災地域への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、食品調理施設に対して、監視・指導を実施する。

イ　炊出し施設の把握と食品衛生指導

被災地への炊出し施設の把握と衛生指導を実施し、特に仮設の炊出し施設については、原料の調達、保管、調理について指導する。

(2)　営業施設及び給食施設等の指導監視

ア　食品営業施設、給食施設、食品保管施設及びその他の食品関連被災施設に対して、被災状況を確認する。

イ　冠水食品や火災食品等の廃棄などの指導を行う。

ウ　機能損失食品(冷凍､冷蔵食品の保管維持損失など)の監視指導を行い､適正に措置する。

エ　施設内及び器具機材の消毒や手洗いの励行等の指導を行う。

オ　被災により直ちに営業等ができない施設については、補修箇所の指摘及び被災した調理器具等の消毒を指導し、速やかに営業を再開できるよう協力する。

カ　仮設店舗等の衛生指導を行う。

(3)　飲料水の衛生確保

ア　各実施担当班（課）と協力して飲料水の使用状況を把握する。

イ　飲料水の衛生指導

(ｱ)　飲料水用に使用する受水容器や保管場所、保管期間等の衛生指導を行う。

(ｲ)　止むを得ず井戸水を飲料水に使用する場合､その市民に対し水質の安全確保について指導する。

(ｳ)　健康被害を引き起こす物質が井戸周辺に流出した場合は､直ちに市民に周知し飲料水として使用しないように指導する。

(ｴ)　貯水槽の衛生指導を行う。

(4)　関係団体との連携

ア　佐渡食品衛生協会との連携

協会傘下の各組合・支部へ被災状況の把握を要請し、また、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

イ　(財)新潟県貯水槽管理協会佐渡支部との連携

協会へ被災状況の把握を要請し、被災施設に対する指導を実施する。

7　広域応援の要請

被災が著しく、保健衛生、防疫、食品衛生確保及び栄養指導の各対策で、市だけでは体制の確保ができない場合は、県、災害時相互応援協定を締結している隣接市町村等に対して応援を要請する。

8　防疫情報の収集及び広報

市は、伝染病予防委員、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の意見その他防疫に関する情報の的確な把握に努めるとともに、次により防疫広報を実施する。

(1)　リーフレット、パンフレット、ポスター等により防疫に関する留意事項を周知させる。

(2)　防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車及び報道機関の協力を得て防疫広報を行う。

(3)　検病調査、健康診断、消毒方法の実施その他被災者に接するあらゆる機会を通じて、防疫広報を行う。

(4)　感染症予防委員を通じて被災者個々に防疫広報を行う。

９　防疫及び保健衛生資機材等の調達、備蓄

市は、災害時における防疫及び保健衛対策を、迅速かつ円滑に進めるため、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫資器材等」という。）の備蓄及び調達について、計画的に実施する。

なお、市内において必要な器具、機材を必要数量調達することができないとき又は困難なときは、次の事項を明示し、地域振興局（健康福祉環境部）を通じて県知事にその調達あっせんを求める。

- 器具、機材の種別及び数量
- 配布先
- 配達希望日時
- その他参考事項

第 22 節　こころのケア対策計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

ア　市民の責務

被災者は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者（乳幼児・高齢者・障がい者等）に十分配慮しながら、こころの健康の保持・増進に努める。

イ　市の責務

(ｱ)　避難所等における被災者の精神的健康状態を、迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して、被災者のこころの健康の保持・増進に努める。

(ｲ)　必要に応じて、こころのケア対策の支援を、県に要請する。

(ｳ)　市職員の心の健康の保持・増進に努める。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	健康医療対策　課	健康増進係 保　健　係 医療対策係	○　こころのケアに関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	－	

ウ　県の責務

(ｱ)　国の「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）等の体制整備に努める。

(ｲ)　必要に応じて、国及び他都道府県に対して、ＤＰＡＴの派遣を要請する。

(ｳ)　被災者に対するこころのケア対策を実施し、市を支援する。

(2)　要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

2　被災者のこころのケア対策

市は、こころのケア対策が円滑に実施できるよう、市保健師を中心とした体制整備に努める。

なお、被災者が多く、こころのケア対策に当たる人員が確保できない場合は、県又は応援協定締結市町村等に、支援要請を行う。

(1)　こころのケアに関する「相談窓口」の設置

被災直後は、救急医療、安全の確保、飲食の確保等が優先されるが、被災者のこころのケアが必要なことを念頭におき、避難所に救護所ができた時点からこころの相談窓口を設置する。

(2)　こころのケアに関する巡回相談（健康調査）の実施

避難所や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認を行いながら、相談に応じて、不安の軽減に努める。

(3)　被災者の精神的健康状態の把握

避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するため、次の状況についての情報収集に努める。

ア　被災者の精神的健康状態

イ　災害時にダメージを受けやすい被災者（要配慮者等）の状況

(4)　要配慮者への配慮

特に、災害によるダメージを受けやすい要配慮者に対しては、次に示すきめ細かな支援を行うよう配慮する。

ア　被災精神障がい者の継続的医療（受診や内服）の確保への支援

イ　避難所での精神疾患の急発、急変への救急対応

ウ　精神医療関係者（精神医療機関、社会福祉課や医療機関、民生委員、介護支援専門員等）と連携をとり援助に当たる。

(5)　被災者への長期的な支援の継続

避難所が閉鎖された後、応急仮設住宅等転居後も、こころのケアが必要となる。

慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール依存症、ＰＴＳＤ等の問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

３　児童・生徒等に対するこころのケア対策

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、避難所・学校等における被災児童・生徒等の精神的健康状況を迅速かつ適切に把握し、ＰＴＳＤ等のストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等に的確に対応して、被災児童・生徒等のこころの健康の保持・増進に努める。

また、必要に応じて、ケアチームの派遣等の支援を、県教育委員会に要請する。

なお、学校においては、養護教諭や学級担任を核としながら、全校体制で児童・生徒等の観察や見守り、保護者との情報交換を行い、こころのケアが早急に必要な児童・生徒等の把握に努める。

４　市職員及び教職員のこころのケア対策

(1)　市職員のこころのケア対策

災害対応業務に従事する市職員は、災害直後から過酷な状況の中で、様々な業務に従事しなければならない。このような特殊な環境下での業務は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来たしやすい。そのため、被災対応に当たる職員においても、災害対応での惨事ストレスや急性ストレス障害、うつ等の精神的な問題が生じるということを想定し、市職員に対してのこころの健康保持・増進に努める。

(2)　教職員のこころのケア対策

学校管理下における児童・生徒等の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するため、さまざまな業務に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での業務は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊をき来たしやすい。そのため、教職員に対するこころの健康のため、県教育委員会等の支援を得ながら、休養が確保できる勤務体制を早期に確立し、こころの健康保持・増進に努める。

第 23 節　廃棄物の処理計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害時には、家屋の倒壊、浸水等により大量のごみの排出が予想されるため、市は、災害により発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、生活環境の保全並びに生活基盤の早期回復に努める。

被災地域におけるごみ、し尿等の廃棄物の処理は、市のごみ・し尿処理施設の現有機械器具及び民間から借り上げた機械器具を最大限に活用して迅速に実施するものとし、災害の規模が極めて大きい等のため市において処理することができない場合は県知事の指示により、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

このため、市は、環境の保全及び市民の衛生等を図り市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善がされるよう区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画及び作業計画を次のとおり定める。

・　実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	生活環境課	環境対策係 クリーン推進係 施設管理係	○　災害廃棄物の処理に関すること。 ○　ごみ・し尿の応急処理に関すること。 ○　仮設トイレに関すること。 ○　清掃活動に関すること。
災害対策本部 設　置　後	市民福祉班	―	

ア　市民の責務

(ｱ)　ごみの処理

a　避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出にに協力する。

b　家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。

c　ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄は行わない。

(ｲ)　し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

イ　市の責務

(ｱ)　ごみの処理

a　ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。

b　避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。

c　あらかじめ定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、被害規模に応じて実行計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じた段階的な見直しを行う。

d　ごみの発生量を予測し、必要に応じて、仮置場及び最終処分場を確保する。

e　ごみの収集方法を決定し、速やかに市民に周知する。この際、排出時の分別について、十分周知を行う。

f　ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

g　仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

　また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講じる。

h　腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った災害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された災害ごみの早期収集に努める。

i　大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。

j　ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県、近隣市町村等に広域支援を要請する。

(ｲ)　し尿処理

a　し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。

b　避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況等の把握を行い、関連情報の収集体制を整備する。

c　あらかじめ定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じた段階的な見直しを行う。

d　し尿の収集又は処理が困難と判断した場合は、速やかに県、近隣市町村等に広域支援を要請する。

(ｳ)　災害がれき処理

a　隣家への倒壊、道路への支障等、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

b　あらかじめ定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、被害規模に応じた実行計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じた段階的な見直しを行う。

c　災害がれきの発生量を予測し、必要に応じて仮置場及び最終処分場を確保する。

d　災害がれきの処理方法を決定し、速やかに市民に周知する。

e　災害がれきの処理に当たっては、減量化及び適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

f　仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により、安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講じる。

g　損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じて解体から処分までの指定業者のあっせん、受付け窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

h　災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村等に広域支援を要請する。

ウ　達成目標

(ｱ)　生活ごみ等の収集は、おおむね３日～４日以内に開始する。災害ごみの収集は、おおむね３日～４日以内に開始し、７日～10 日以内での収集完了に努める。

(ｲ)　し尿の収集は、おおむね 24 時間以内に開始する。

(ｳ)　災害がれきの収集は、おおむね１か月以内に開始する。

(2)　要配慮者に対する配慮

市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市災害ボランティアセンターとの調整を図る。

2　ごみ処理及び災害がれき処理対応

被災地域から発生するごみ処理及び災害がれき処理は、次による。

(1)　災害ごみの収集処理

ア　収集計画と業者依頼

市は、災害の規模により膨大な廃棄物の排出が予想されるため、円滑な収集処理活動を実施するものとし、特に大きさ、可燃性等を考慮し、収集順位の計画を立て、市内及び島外の廃棄物処理業者に収集処理を依頼する。

また、状況に応じて業者所有車両の応援を要請する。

イ　損壊家屋等の処理

損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら市等が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市等が「ア」に準じて収集処理を行う。

(2)　生活ごみの処理

生活ごみの処理は、佐渡市ごみ処理施設での処理を原則とするが、処理能力を超える場合は、処理施設と協議の上、島外施設に処理を依頼する。

(3)　臨時収集場所の指定

市は、市民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を求める。

(4)　収集運搬体制

市は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、できるかぎり早急に収集運搬が行われるよう、その体制の確立を図る。

(5)　ごみの一時保管場所の確保

災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられるため、必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる場所を確保する。

(6)　ごみ袋の配布

実施担当班長（所属長）は、ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

３　し尿処理

被災地域でのし尿については、大量の収集処理が予想されるため、佐渡市し尿処理施設での処理を原則とするが、処理能力を超える場合は、処理施設と協議の上、島外施設に処理を依頼する。

また、収集についても佐渡市指定業者で対応できない場合は、島外市町村業者に応援を要請する。

(1)　被災し尿収集処理

実施担当班長（所属長）は、円滑な収集処理活動を実施するものとし、特に浸水等により衛生面での二次災害等のおそれのあるし尿を優先的に収集処理する。

なお、災害の状況により収集処理能力が及ばない場合は、便槽の５割汲取り等全便槽の部分収集を実施する。

(2)　災害後のし尿収集処理等

実施担当班長（所属長）は、避難所等を優先的に収集処理するものとし、既存のトイレで足らない箇所については、避難人員に応じた仮設トイレを設置する。

また、水道の給水不能、家庭し尿浄化槽の破損等を考慮し、公園、空地等を利用し、仮設トイレを設置する。

４　廃棄物処理施設の応急復旧

(1)　市は、処理施設が稼働しない場合は生活環境に多大な影響を及ぼすことに配慮し、平時から廃棄物処理施設の被害発生時の体制とともに、近隣市町村等と災害時の処理に関する相互応援体制協定の締結についても、併せて協議を行う。

(2)　棄物の収集、処分作業に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等への応援要請等により、処理体制を確保する。

５　死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理

(1)　収集等

災害によって死亡した犬、猫等は、占有者が処理する。

ただし、占有者が不明又は占有権を放棄した場合は、関係機関等と連携し、収集・処理を行う。

(2)　放浪犬猫の保護収容

放浪犬猫については、関係機関等と連携し、保護収容する。

第 24 節　トイレ対策計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

大規模災害発生時においては、自宅の被災又はライフラインの長期停止により自宅のトイレが使用できなくなることが予想されることから、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ及び携帯トイレを提供し被災地の衛生状態の維持を図る。また、避難所及びトイレ使用の困難地域における被災者のトイレ利用を確保する。

なお、市民及び企業等は、災害発生から「最低３日間」分の必要な携帯トイレ等を、原則として各家庭及び企業等において備蓄するよう努める。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	生活環境課 防災課	防災安全係	○　仮設トイレに関すること。 ○　県との連絡調整に関すること。
災害対策本部 設　置　後	市民福祉班 統括調整班	－	

(2)　各主体の責務

ア　市民・企業等の責務

災害発生から「最低３日間、推奨１週間」分に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄でまかなう。

イ　市の責務

(ｱ)　指定避難所等のトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。

(ｲ)　職員の配置・巡回により、指定避難所等の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(ｳ)　市で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(ｴ)　指定避難所等のトイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

ウ　県の責務

仮設トイレ等の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供等により市を支援する。

(3)　トイレ利用確保の目標（目安）

災害発生後	避難所開設後～12 時間	○　避難所等に公共トイレを設置 ○　備蓄の簡易トイレ等によるトイレ利用の確保 ○　県内他市町村が備蓄しているトイレの調達
	〃　～１日目程度	○　企業等から仮設トイレ等を調達（県内流通在庫による）
	〃　～12 時間から２日目程度	○　企業等から仮設トイレ等を調達（県内外流通在庫）

	〃　～２日目以降	○　需要に応じて、トイレ追加・再配置 ○　需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

※　トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、災害発生後 24 時間以内に行う。

※　トイレを衛生的に管理する避難所運営体制等を、災害発生後 24 時間以内に確立する。

(4)　要配慮者に対する配慮

ア　避難所に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備（概ね 24 時間以内）する。

イ　避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ　トイレの設置に当たっては、要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

２　トイレ確保対策

(1)　トイレの状況把握

避難所管理責任者又は避難所指定職員からの報告等により、避難所のトイレの状況を把握する。

また、避難所以外の公共施設のトイレの状況についても、施設管理者と連携し、把握に努めるとともに、上下水道等の利用可能状況について調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(2)　簡易トイレ等による応急確保

市は、トイレが使用できない避難所に、備蓄している簡易トイレ及び洋式便座を供給する。また、避難者に対しては、簡易トイレ等の適切な使用方法等の周知を図る。

(3)　県等への応援要請

避難所等でトイレが不足する場合には、市内取扱業者、協定締結市町村、県等からの緊急供給で補う。

(4)　応急仮設トイレの調達及び設置

ア　災害時応援協定締結者からの調達

市は、企業・団体等の協定締結者に対して、避難所等への応急仮設トイレの供給を依頼する。

イ　県への応援要請

市において調達が困難な場合は、県に調達の代行を依頼する。

３　快適な利用の確保

市は、トイレに関して次の点に配慮し、トイレ利用の快適性を確保する。

(1)　避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

(2)　トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等のトイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

(3)　避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲みとりを実施する。

(4)　トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の設置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等、トイレを快適に利用するための配慮や必要な物資の供給に努める。

第 25 節　入浴対策計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

市は、自宅の被災又はライフラインの長期停止により、入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

なお、入浴機会の確保は、災害発生から３日以内を目標とする。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　県及び自衛隊その他団体等に対する災害応援要請及び受入れに関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班	―	

(2)　要配慮者に対する配慮

ア　入浴施設までの交通手段を確保（市）

イ　要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保（市、県）

ウ　要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底（市、県）

エ　乳幼児に対する配慮

(ｱ)　沐浴に必要な物品の確保

(ｲ)　乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請

(ｳ)　乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

２　入浴機会の提供

災害時において、被災者に対し入浴サービスを提供するため、入浴施設管理者へ施設の提供を要請するとともに、県に対し支援を要請する。

(1)　公衆浴場等の再開支援

市は、業務再開可能な公衆浴場等に対し給水等の支援を行い、入浴環境を確保するとともに、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。また、避難者に対し入浴施設情報の広報を行う。

(2)　新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

市は、市内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行い、市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

(3)　仮設入浴施設の設置

市は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設の設置を県に要請する。

県は、市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。

第 26 節　食料・生活必需品等供給計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

市は､被災者及び災害応急業務従事者に食料･生活必需品等を供給する必要が生じた場合、公的な物資等の輸送・配布を、迅速、的確に実施する。

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下、「物資等」という。）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避 難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

・応援要請等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防　災　課	防災安全係	○　県及び他市町村等に対する災害応援要請等に関すること。
災害対策本部設　置　後	統括調整班	―	

・救援物資等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防　災　課	防災安全係	○　救援物資の受入れ管理に関すること。 ○　生活必需品の調達に関すること。
災害対策本部設　置　後	企画財務班	―	

・支給計画等及び炊出しに係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防　災　課 社会福祉課	防災安全係 地域福祉係	○　避難所等への食料及び生活必需品等の支給計画に関すること。 ○　炊出しに関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	―	

(2)　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、避難に当たり、最低限１食分の物資等を携行するよう心掛ける。

イ　市の責務

(ｱ)　被災者への物資等の供給を行う。

(ｲ)　職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

(ｳ)　自力で必要な物資等を確保･輸送できない場合は､県･協定業者等に支援を要請する。

(ｴ)　避難が長期化した場合､食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し､避難者の自立を促す。

(ｵ)　物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ　達成目標

(ｱ)　食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

食料は原則として１日３回提供する。

避難～12 時間以内：市民による自己確保又は避難所等の保存食料 避難 12 時間後～　：おにぎり、パン等の簡単な調達食 避難 24 時間後～　：自衛隊等による配送食（暖かいもの） 避難 72 時間後～　：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）

(避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、 燃料及び調理器具等を提供する。)

(ｲ)　生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等)、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人･成人用)、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給は、おおむね 24 時間以内に行うことを目標とする。

(3)　要配慮者に対する配慮

市は、次のとおり対応する。

ア　高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難 24 時間後～）

イ　要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難 24 時間後～）

(4)　積雪期の対応

ア　市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ　市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

２　物資等の供給対象者及び種類

(1)　物資等の供給対象者

ア　避難所に避難した者

イ　住家の被害（全壊（焼）、半壊（焼）、流出又は床上浸水等）により、炊事のできない者

ウ　床下浸水であっても、炊事道具が流出又は炊事施設が壊れ、あるいは土砂に埋まった場合等で炊事ができない者

エ　旅行者、一般家庭の来訪者、観光客等であって、食料の持参又は調達ができない者

オ　被害を受け、一時縁故先等に避難するまでの間、食料の持ち合わせがない者

カ　通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、食料の確保ができない者

キ　被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者

(2)　物資等の種類

ア　食料、飲料水

(ｱ)　飲料水

(ｲ)　主食（米穀）

(ｳ)　副食（ビスケット、野菜ジュース等）

(ｴ)　その他（粉ミルク等）

イ　生活必需品

(ｱ)　寝具（毛布、布団、段ボールベッド等）

(ｲ)　被服（外衣、肌着）

(ｳ)　身の回り品（タオル、手ぬぐい、運動靴、サンダル等）

(ｴ)　炊事道具（鍋、包丁、バケツ等）

(ｵ)　食器（はし、茶わん、皿、汁わん等）

(ｶ)　日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉等）

(ｷ)　光熱材料

(ｸ)　その他（おむつ、生理用品、簡易トイレ等）

3　物資等の調達・供給の体制方法

(1)　調達の体制

ア　市の備蓄

市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定の上、「災害備蓄計画」を定め、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄を進める。また、備蓄に当たっては、避難所等を勘案した分散備蓄についても検討する。

イ　流通備蓄

物資等の調達については、保管場所、輸送手段、使用期限等を勘案し、発電機、毛布、医療資機材、簡易トイレなど必要最低限の備蓄以外は、あらかじめ災害時支援協定を締結した民間企業から調達する。

民間から調達する場合は、あらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定め、民間企業の持つ管理の十分に行き届いた流通在庫を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

また、市内では十分な調達ができない場合は、応援協定締結市町村等から必要な物資等を調達するが、更に不足する場合は、県に調達・供給を要請する。

(2)　供給の体制

ア　物資等の配分

市は、被災者への物資等の配分に当たっては、次の事項に留意する。

(ｱ)　各避難所等にそれぞれ責任者を定め、受入れ確認及び管理を行い、需給の適正化を図る。

(ｲ)　市民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。

イ　炊き出しによる供給

市は、炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

(ｱ)　炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選定し、仮設の給食施設を設置あるいは学校給食施設を利用し、自ら又は委託して行う。

(ｲ)　炊き出し要員が不足する場合は、日本赤十字社新潟県支部又は県に日本赤十字奉仕団、自衛隊の災害派遣を要請するとともに、ボランティアの活用を図る。

ウ　要配慮者に対する配慮

高齢者、食物アレルギー患者、腎臓病患者へのたんぱく質制限等に配慮した食事を提供する。また、乳幼児や子どもに対応しては、粉ミルク、使い捨て哺乳瓶等の物資を提供する。

エ　災害による被害が甚大で、長期にわたり避難所を開設する場合の物資等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう努める。

4　広域的な調達・供給の体制

(1)　他市町村への応援要請

市は、必要な物資等の調達・供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他市町村に対して応援要請をする。

応援を要請するときは、下記事項を明示して行う。

ア　炊出し要員等の応援要請時

人数、器具、燃料、数量、期日及び場所、貸与期間、その他参考事項等

イ　物資等の応援要請時

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考事項等

(2)　県への応援要請

市は、他市町村等の応援でも十分な食料の調達ができないときは、次の事項を明示して県に応援を要請する。

ア　品目別の調達要請量（自己の調達可能量、他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）

イ　引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者

ウ　連絡課及び連絡責任者

エ　荷役作業員の派遣の必要の有無

(3)　応援物資の配分・供給

市へ受入れた物資等については、市職員のほか、自治会、ボランティア等の協力を得て、配分・供給を行う。なお、状況に応じて、物資が過剰とならないよう品目などを含めて報道機関等を通じて情報の発信を行う。

5　輸送手段の確保

物資等の円滑な食料供給を図るため、輸送経路の交通規制、輸送車両の確保等を行い、併せて、荷受け要員等の確保を行う。また、輸送に関しては、民間の流通業者の協力を得られるよう、災害時応援協定の締結を推進する。

６　災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、炊出しその他食料の給与の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則別表に定める基準等を適用する。

第 27 節　要配慮者の応急対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、災害発生前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じた、きめ細やかな支援策を講じる。

また、市、県等の行政と、日頃より避難行動要支援者の身近にいる市民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等との協働のもと支援を行う。

・被災者名簿作成等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	市民生活課	戸　籍　係	○　被災者の名簿作成に関すること。 ○　市登録外国人被災者の名簿作成に関すること。 ○　行方不明者の名簿作成に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	－	

・要配慮者対策に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	班（室）	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	社会福祉課 高齢福祉課 健康医療対策　課	地域福祉係 高齢福祉係 健康増進係 保　健　係	○　避難行動要支援者名簿登録者の被災調査及び救護・相談に関すること。 ○　乳幼児、妊産婦、外国人の被災調査及び救護・相談に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	－	

(2)　各主体の責務

ア　市の責務

市は、災害発生直後は、市民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて、県、防災関係機関等に協力の要請を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を、避難支援等関係者に提供する。

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、市民、介護保険事業者及び社会福祉施設等と調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視・聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等の支援をを行う。

イ　県の責務

県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて、関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関等と協議して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、市が行う外国人及び視・聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

ウ　介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市及び防災関係機関等の協力を得て、在宅の要配慮者の中で、治療、看護、介護等が必要な者の受入れを行う。

エ　市民、自治会、自主防災組織等の責務

市民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

オ　避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに市民等の協力を積極的に求め、早めの避難行動開始に努め自らの安全を確保する。

(3)　達成目標

ア　避難誘導対策

避難行動要支援者を漏れなく避難誘導する。

イ　避難所の設置・運営

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

(4)　積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

2　避難行動要支援者に対する対策

市は、災害発生時における避難行動要支援者に対する対応について次のとおり行う。

(1)　避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害対策基本法に基づき、個人情報の提供に同意した避難行動要支援者の名簿（同意者名簿）を、平時から避難支援等関係者に提供し、災害発生時には、避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じて、全体名簿を提供する。

(2)　情報伝達及び安否確認

災害が発生、又は発生するおそれがある場合、あらかじめ登録された避難行動要支援者に対し、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、県警察、自治会長等と連携し、速やかに避難情報等の情報伝達や安否の確認を行う。

(3)　避難誘導

ア　地域による避難誘導

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、「個別避難計画」等に基づき、避難行動要支援者の避難所までの避難誘導を行う。

イ　防災関係機関による避難誘導

消防機関、県警察等は、自治会や自主防災組織、近隣の市民等の協力を得て、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

災害により避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、日頃から交際のある近隣の市民等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する自治会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

3　避難所における対策

(1)　要配慮者の実態把握

避難所管理責任者は、避難所及び自宅等における要配慮者の実態を速やかに把握するよう努める。

なお、要配慮者の実態把握は、48 時間以内に実施するよう努める。

要配慮者の実態把握事項については、次のとおり。

・要配慮者の身体の状況
・施設入所の必要性
・家族（介護者）の被災状況
・日常生活用具の状況
・介護の必要性
・その他生活環境　等

(2)　避難所における対策

ア　要配慮者等の実態把握

避難所管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や要配慮者の把握に努める。

また、災害により介助者がいなくなった要配慮者や保護者がいなくなった乳幼児等についても確認し、支援を行う。

イ　健康状態の把握

避難所管理責任者は、実態調査により把握した高齢者や障がい者等を対象として健康調査を実施する。

ウ　良好な生活環境の確保

避難所において、要配慮者に対しては、必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレの設置等、良好な生活環境の確保に十分配慮する。

エ　避難生活状況の確認及び相談指導の実施

避難所管理責任者は、保健所長が編成する巡回保健チームと連携し、避難生活状況について、避難所、施設等を定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活支援及び健康の管理に当たる。

オ　情報機器等の設置等

聴覚障がい者や視覚障がい者等の避難している避難所に対して、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビやファックス、ラジオ等の機器を設置するよう努める。

更に、視覚障がい者に対しては、点字・大活字・音声により、聴覚障がい者に対しては文字又は手話等により、外国人に対しては多言語表示シート等を用いて情報提供を行う。

また、実態調査により手話通訳等を必要とする収容避難所に対しては、ボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を体制が整い次第、派遣する。

カ　二次避難所への搬送

健康調査の結果、収容避難所での生活が困難な要配慮者については、あらかじめ把握してある社会福祉施設や病院等に緊急一時入所や緊急入院のための搬送を実施する。

キ　その他要配慮者の特性に応じた対応

避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等、要配慮者の特性に応じた食料・生活必需品等の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事提供や介助者確保等の支援を行う。

4　社会福祉施設等が行う対策

(1)　施設への事前避難

風水害等の災害が発生するおそれがあるために避難指示が出された場合、施設長は直ちに避難体制を整え、入・通所者の安全な避難誘導を行う。

ア　安否確認と安全確認

施設長は、直ちに防災活動隊を編成し職員による入所者の安否確認と施設の安全確認を行わせ、入所者を安心させるよう努める。

また、救護が必要な人を発見した場合は、直ちに救護活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。なお、状況により（電話等の通信が可能な場合）保護者や家族に連絡をとり、必要な措置をとる。

イ　避難場所の確保と避難誘導

施設長は、避難場所について施設の被災状況により、屋内外のいずれか適正な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。

特に、夜間及び休日における避難に当たっては、地域住民や自主防災組織の協力が得られるように努める。

ウ　被災報告等

施設長は、入所者の安否や所在及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な措置を依頼する。

また、保護者とも連絡を取り、可能な人には協力を依頼する。

エ　緊急入所の措置

市及び県は、被災施設から緊急入所の依頼があった場合、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行う。

また、受入れ施設におけるマンパワーの確保に努める。

(2)　高齢者、障がい者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応

施設長は、実施担当班長（所属長）から収容避難所や自宅での生活が困難となった高齢者や障がい者の緊急受入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れる。

なお、定員枠を超えて高齢者や障がい者を受け入れるよう通知があった場合は、定員枠を超えて受入れを行う。

(3)　施設設備の開放

施設長は、災害時に浴室や食堂、医務室等、利用可能な施設設備を地域住民に開放する。

５　施設が使用不能となった場合の対応

施設長は、災害時に施設設備が使用不能となった場合、入・通所者を介護可能な他の社会福祉施設へ移送又は保護者等の同意を得て自宅待機とする対応をとる。

また、保育園等の園児については保護者に直接引き渡し、再開までの間、家庭保育とする。

なお、保護者の都合等により緊急に保育が必要な園児については、保育が可能な近隣の代替施設で保育を行えるように努める。

６　巡回相談等の実施

市は、県（佐渡地域振興局健康福祉部）と連携して、要配慮者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の要配慮者に対する、定期又は臨時の巡回福祉相談等を実施し、必要な措置を講じる。

７　外国人に対する対策

市は、外国人に対して、県及び国際交流関係団体と協働で多言語支援窓口を設置し、外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援を行う。

第 28 節　学校・文教施設等における応急対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害が発生した場合に学校を始めとする文教施設管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、園児、児童、生徒等（以下「児童・生徒等」という。）、教職員、各種文教施設利用者等の安全を確保するとともに、施設の災害等に対する迅速な対応を図る。

・学校施設に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	学校教育課	総　務　係 学　事　係 学事指導係 学校給食係	○　教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　学校給食に関すること。 ○　児童及び生徒の避難に関すること。 ○　児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 ○　応急教育に関すること。 ○　学用品の給与に関すること。
災害対策本部設　置　後	教　育　班	―	

・文教施設等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	社会教育課	社会教育係 社会体育係	○　社会体育施設及び生涯学習施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　施設利用者の安全確保に関すること。
災害対策本部設　置　後	教　育　班	―	

・保育園等に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	子ども若者課	園児支援係	○　園児の安全確保に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	―	

(2)　各主体の責務

ア　学校(園も含む。以下同じ。)の責務

学校防災計画、マニュアル等に従い、在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じた方法により、児童・生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に報告する。

また、避難所に指定されている学校等にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校等にあっても、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、市に報告の上、できる限りの保護を行う。

被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、児童・生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に、教育活動等を再開できるよう努める。

イ　市の責務

各学校の活動を支援するとともに、被災状況等を関係機関に報告し、必要に応じて、関係機関へ支援を要請する。

【業務の体系】

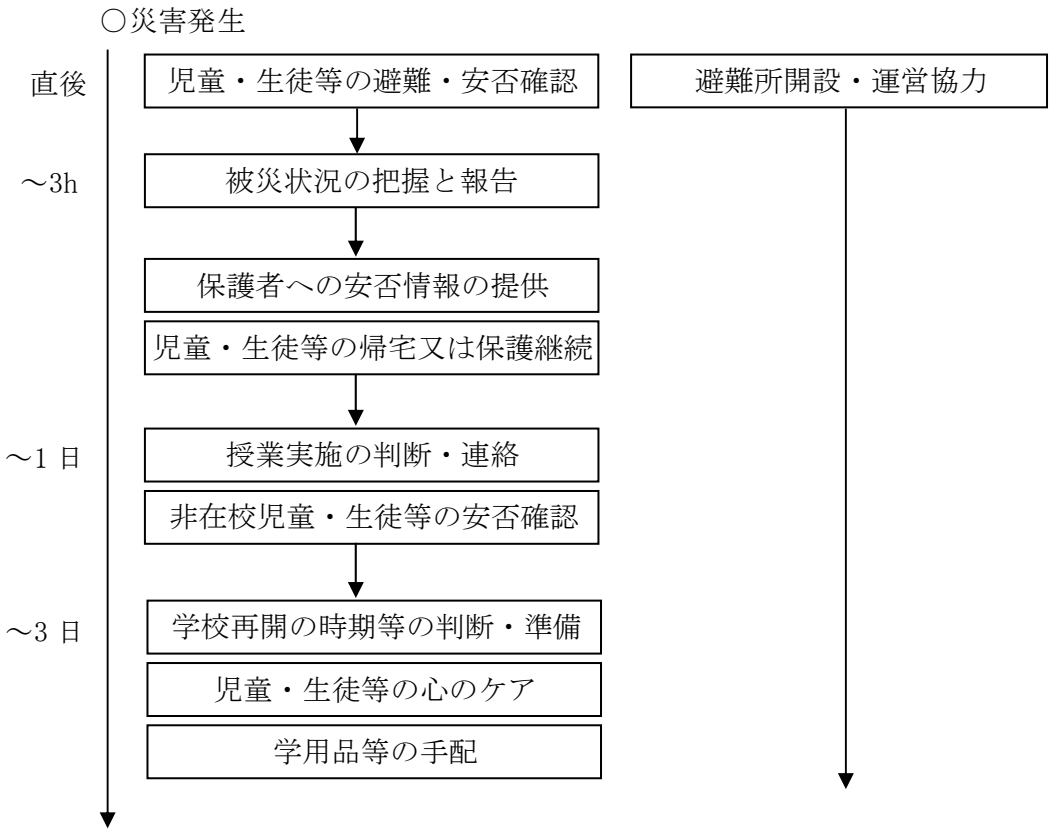

2　学校教育施設における応急の対策

(1)　災害発生前の事前対応

ア　気象情報等により災害発生が予測される場合の措置

(ｱ)　市教育委員会及び校長（園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとるなど、児童・生徒等の安全を確保するための措置を講じる。

(ｲ)　下校措置に当たっては、中学生については集団下校、小学生については教職員による引率又は保護者への直接の引き渡しなどにより、安全を確保する。

(ｳ)　保護者と連絡のつかない児童・生徒等及び帰宅しても保護者が家にいない児童・生徒等については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りにくるまで学校等で保護する。

イ　校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止し、学校に連絡をとり、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通

の混乱等により、直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保した上で学校に連絡し、校長等と協議して、関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を図る。

(2) 児童・生徒等の避難及び安否確認

ア 在校時に災害が発生した場合の措置

(ｱ) 児童・生徒等の掌握及び避難

災害が発生した場合、教職員は、児童･生徒等の安全を確保するとともに、避難経路の安全確認の上、児童・生徒をより安全な場所へ避難させる。

その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。

(ｲ) 避難児童・生徒等の安全確保等

児童・生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋めになった者、行方不明者等がいる場合には、直ちに消防機関に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救出・捜索活動を行う。

(ｳ) 下校措置

校長は、帰宅経路等の安全確認及び保護者への連絡を行うとともに、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。下校に際しては、事故の無いないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添うこととする。

ただし、保護者への連絡が出来ない場合又は帰宅しても保護者がいない場合は、保護者が引き取りにくるまで学校で保護する。

イ 登下校時に災害が発生した場合の措置–

(ｱ) 児童・生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに、在校している児童・生徒等及び学校に避難してきた児童・生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難児童・生徒等の安全確保については、前記アと同様とする。

(ｲ) 児童・生徒等の安否確認

避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ遭難した児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関・県警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況の確認を行う。

また、登下校中で学校の掌握下に入ってこなかった児童・生徒等については、保護者等と連絡をとり、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認するなど、安否確認に全力を尽くす。

ウ 勤務時間外に災害が発生した場合の措置

(ｱ) 教職員の対応

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、直ちに勤務校に参集する。

施設が被災しているときは､直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努めるとともに、被災状況についての集約を行う。

(ｲ) ~~被~~害状況調査及び休校措置等

災害により大きな被害が見込まれる場合は、校長は、被害状況（児童・生徒、教職員、

施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。

この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者及び児童・生徒等に連絡する。

(3)　被害状況の把握及び報告

各学校等は、避難している児童・生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された連絡経路で、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会は被災状況等をとりまとめの上、県教育委員会に報告する。

なお、市内で震度4以上の地震が観測された場合には、人的・物的被害の有無に関わらず、必ず報告する。

(4)　危険箇所の安全点検等

各学校等は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。

また、浸水被害を受けた場合には、トイレ、手洗い場等の防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

(5)　保護者への安否情報の提供

各学校等は、必要に応じて、当該状況下で可能な方法で保護者に安否情報を提供するとともに、ホームページ等により被害状況等を公開するよう努める。

(6)　児童・生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童・生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校については、下校措置について保護者に連絡し、できる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない児童・生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない児童・生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで、学校の保護下におく。

(7)　非在校児童・生徒等の安否確認

災害により大きな被害が見込まれる場合において、災害発生時に欠席等で在校していなかった児童・生徒等については、保護者等に連絡をとり、安否及び所在等を確認する。

(8)　臨時休校等

ア　市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休校、児童・生徒等の早退等の措置を校長へ指示する。

イ　校長の措置

(ｱ)　臨時休校の指示を受けた場合

校長は、臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童・生徒、保護者、学校関係者に周知する。

(ｲ)　早退等の指示を受けた場合

校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者、学校関係者に周知するとともに、児童・生徒等を安全に保護者に引き渡す。

(ｳ)　校長の判断による場合

校長は、上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて学校長の判断で臨時休校、早退等の措置を講じる。ただし、周知、保護者への引き渡しは、上記の定めによる。

３　学校再開に向けた措置

(1)　学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童・生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

(2)　児童・生徒等の心のケア

臨時休校等が続く場合は、教職員が分担して児童・生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、市教育委員会等の支援を得て、必要に応じて、カウンセリングを行うなど、心のケア対策を継続する。

(3)　学用品等の手配

各学校等は、児童・生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合には、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員会に報告する。

４　学校を避難所として開設、運営する場合の協力

校長等は、市長から指示があったとき、又は近隣住民等が学校に避難してきたときは、学校施設を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

(1)　教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所の初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行なう。

ア　校　長　　施設管理者として、避難所管理責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な~~を~~支援を行う。

イ　教頭・教諭　校長の指揮の下で、避難者の対応等、避難所運営を支援する。

ウ　養護教諭　　学校医と連絡をとり、避難所の救援活動を支援する。

エ　栄養職員等　学校の調理施設を利用した炊き出しに協力する。

オ　事務職員等　行政当局との情報連絡、学校施設のライフラインの確保等に当たる。

(2)　校舎等を避難場所として使用する場合の注意事項

ア　教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、避難者等の協力が得られるようにする。

イ　校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、関係者以外は原則として入室させない。特に必要があるときは、普通教室も開放する。

ウ　老人、妊婦、乳幼児等の要配慮者には、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

エ　障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

５　市の役割

(1)　情報の集約・伝達

市内の学校等の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達する。また、県からの情報については各学校へ伝達する。

なお、学校の被害の状況、児童・生徒等の安否、臨時休校、児童・生徒等の下校措置などの情報については、市の広報媒体などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2)　学校への支援

以下の点等について、学校の取組みを支援する。

ア　学校施設の危険度判定のため、専門家を派遣又はあっせんする。

イ　必要に応じて、教職員に児童・生徒等の心のケアについて指導し、また、心のケアの専門家を各学校に派遣するなど、支援を行う。

ウ　避難等で通学が困難になった児童・生徒等がいる場合には、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3)　学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。教科書及び教材の支給に関しては、は災害発生の日から１ヵ月以内に、文房具及び通学用品は災害発生の日から 15 日以内に完了することとする。

６　保育園等における応急対策

(1)　臨時休園等

ア　市は、臨時休園、早退等の措置を園長に指示する。

イ　園長は、臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

ウ　園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知するとともに、園児を安全に保護者に引き渡す。

(2)　避難

ア　市は、園長に園児の避難と避難先の指示を行う。

イ　園長は、避難指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を安全に指定避難場所へ避難させる。

ウ　園長は、市の指示による措置のほか、災害の状況により、園長の判断で上記に準じて、園児の安全な避難を実施する。

(3)　避難終了後の措置

園長は、避難の終了後、災害の状況により園児を保護者に安全に引き渡す。

(4)　被害状況調査及び復旧

市は、保育園の被害状況を調査し、安全点検を実施し、応急保育を実施し得るよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

(5)　応急保育

市は、災害の規模、施設の被害の程度を把握した上で、園児の安全を確保して応急保育を実施する。

7　学校以外の文教施設等における応急対策

社会体育施設、社会教育施設及び文化施設の管理者は、災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設長が判断したときは、速やかに事業を休止し、各施設の防災計画の定めるところにより、利用者に対する安全確保及び施設等の保全を図り、被害の軽減に努める。

(1)　館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じて、施設外へ安全に避難させる。

(2)　要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。

(3)　収蔵物、展示品、蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止の措置をとる。

(4)　人的・物的被害状況等を集約し、直ちに施設の設置者に（被害がなくても）報告する。

(5)　市から指示があったとき、又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

第 29 節　文化財等の応急対策

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害発生時において、文化財所有者をはじめとする関係機関は、文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	世界遺産推進課	世界遺産保存係 文化財室	○　文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。
災害対策本部設　置　後	産業観光班	－	

(2)　各主体の責務

ア　文化財所有者の責務

(ｱ)　災害により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

(ｲ)　市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要な措置をとる。

イ　市の責務

文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて応急措置及び一時搬出等の救済措置を講じる。

ウ　県の責務

市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

２　文化財所有者の役割

(1)　建造物の（有形民俗文化財、重要伝統的建造物群、重要文化的景観に係る建造物を含む）所有者

二次災害等により被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。

市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2)　美術工芸品、有形文化財の所有者

文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

(3)　史跡、名勝及び天然記念物の所有者

可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急措置を講じるよう対応する。

市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

3　市民・地域等の役割

(1)　市民の役割

文化財の被害を認めた場合には､所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2)　地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、地域として可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

4　市の役割

(1)　指定文化財等への対策

ア　国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ　市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに､可能な限り被災文化財の 保護･救出等の活動に当たる。併せて、応急措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2)　未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

5　県の役割

(1)　指定文化財への対策

ア　国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ　市指定等文化財

市等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2)　未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

第 30 節　障害物の処理対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防本部等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、市場等）及び防災備蓄拠点（防災倉庫等）とを連絡する緊急輸送道路を確保する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建　設　課	管理用地係	○　道路交通情報の収集及び確保に関すること。 ○　緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 ○　路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。 ○　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	建　設　班	―	

(2)　道路管理者（県、市）の責務

ア　道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、市災害対策本部に報告するとともに、障害物を除去する。

特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路等」という。）については、最優先に実施する。

イ　道路管理者は、各地区建設業組合に応援を要請し、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

ウ　緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。

(3)　達成目標

道路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

ア　道路等の障害物情報の収集　　：　災害発生から３時間以内

イ　緊急輸送道路等の障害物の除去　：　災害発生から６時間以内

ウ　その他の道路等の障害物の除去　：　災害発生から 24 時間以内

2　障害物の処理対応

(1)　被災地における障害物の情報収集

市は、救命・救助、緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路、河川、港湾等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りながら、障害物除去を実施する。

(2) 障害物除去用施設、設備及び機材の確保

ア 平時からの対応

市は、障害物除去に必要な施設、設備及び機材の確保に努め、災害時に迅速に活用し得るように配置し、保管する。

また、確保した施設等で応急対策に対応できない場合を想定し、障害物除去用施設等の所有者、管理者、占有者で権限を有する者から必要な施設等を調達できるよう必要な措置を講じておく。

イ 障害物処理計画の策定

被害情報の収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、迅速に県等の関係機関と協議を行い、次の内容を盛り込んだ「障害物処理計画」を策定し、障害物処理に対応する。

(ｱ) 使用可能機械の把握（クレーン類、バックホー、ダンプトラック・ショベルローダー等）

(ｲ) 作業人員の把握（監督員・交通整理員・オペレーター等）

(ｳ) 実施箇所及びその優先順位（緊急輸送ネットワーク路線に留意）

(ｴ) 廃棄物収集場所・処分方法の指定

(3) 除去障害物の集積及び処理

ア 除去障害物の集積場所

市は、障害物の集積場所（仮置場等）については、あらかじめ定めておく。

災害発生後において集積場所が不足するときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の定めるところにより他人の土地を一時使用して措置する。

イ 除去障害物の処理

除去障害物の処分方法については、「本章 第 23 節 廃棄物の処理計画」に定めるところによる

(4) 障害物処理の実施

ア障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として、各施設管理者が実施する。

(ｱ) 道路管理者

a 県：土木部道路管理課及び佐渡地域振興局

b 市：建設課

(ｲ) 河川管理者

a 県：土木部河川管理課及び佐渡地域振興局

b 市：建設課

イ その他

各施設管理者が連携を図る必要のある関係機関

消防機関、県警察、自衛隊、ＮＴＴ東日本、東北電力ネットワーク（株） 等

(5) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物の除去

(ｱ)　市及び道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、市災害対策本部に報告するとともに、市内建設業者等に協力を依頼して、速やかに路上障害物を除去する。

特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。

実施に当たっては、その管理区域の道路管理者の指示のもとに行う。

また、道路管理者においては、あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(ｲ)　緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、本章 第15節 「警備・保安及び交通規制計画」によるものとし、県警察（佐渡警察署）の協力を得て排除する。

イ　河川・港湾関係障害物の除去

(ｱ)　市は、災害時において管内河川、排水路等を巡視するとともに、特に、橋脚、暗渠流入口等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物を、河川管理者との連携の下、除去する。

(ｲ)　港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、市災害対策本部に報告するとともに、可能な限り障害物除去等に努める。

ウ　建物関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物については、市が主体となり除去する。

実施に当たっては、消防本部等へ依頼し、所属の職員、消防団員、地元住民等をもって障害物除去チームを編成し、所属の施設等を活用して対応する。

また、災害時において、適切な管理のなされていない空家等に対しては、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

３　応援体制の整備

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理のため、市は、国・県の関係機関、自衛隊及び近隣市町村等との連携協力体制を強化するほか、民間建設業協会等ともあらかじめ人員・機械・資材等についての応援協定を締結し、応援体制の整備を図る。

第 31 節　遺体の捜索・処理・埋葬計画

1　計画の方針

(1)　基本方針

大規模な災害では、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。

市は、関係機関の協力を得ながら、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等の一連の業務を迅速に行う。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	生活環境課	環境対策係	○　遺体の収容及び埋火葬に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	－	

(2)　市の責務

市は、遺体等の捜索、処理、埋葬等の一連の業務を行うに当たり、防災関係機関と協力するとともに、下記の業務を実施し、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

【業務の概要】

区　　分	業務の概要
遺体等の捜索	防災関係機関と協力した捜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案･処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(3)　県警察、自衛隊等の関係機関

市等が迅速に業務を推進できるよう支援する。

(4)　関係者に対する配慮

一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で、遺族等への説明を行う。

【業務の体系】

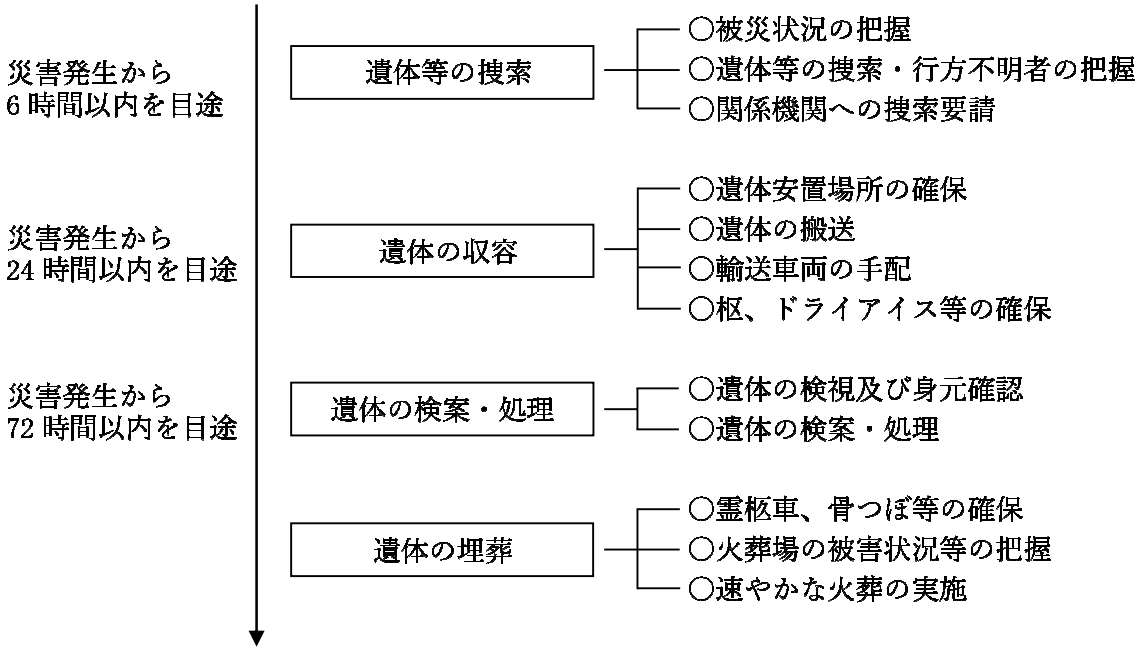

2　遺体の捜索・処理及び埋葬

(1)　遺体等の捜索

ア　遺体の捜索は、災害規模等の状況を勘案し、県警察（佐渡警察署）、第九管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関及び市民等の協力を得て実施する。

イ　行方不明者等の相談受付窓口の設置

(ｱ)　市は、行方不明者の安否等に関する相談窓口を設置する。

(ｲ)　受付け時には、受付票に、行方不明者等の住所、氏名、年齢、性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴、その他必要事項について記載し、写真があれば添付する。

(2)　遺体の収容及び搬送

遺体については、まずは検視を行う必要があることから、遺体を発見した場合、遺体の発見者は、市に報告するとともに、県警察に通報する。

通常、遺体は警察により警察署内の検視場所に搬送されるが、大規模災害により一度に多数の遺体の検視が必要となった場合には、警察署内だけでは対応ができなくなることが想定される。このため市は、必要に応じて、遺体収容安置所を設置し、県警察と連携して、検視、検案、安置等を円滑に行う体制を整備する。

ア　遺体安置所の開設

(ｱ)　死亡者が多数のため、短時日に埋葬できない場合、市は、遺体安置所を確保する。

(ｲ)　遺体安置所については、被害現場付近の適当な場所（病院、診療所、寺院、神社等）等、遺体の状態を公衆の目にさらすことのない場所を選定の上、開設する。

(ｳ)　遺体安置所の開設に当たっては、納棺用品等の必要な機材を確保するとともに、遺体収容のための適当な既存建物が確保できないときには、天幕等を設置して開設する。

(ｴ)　柩、ドライアイス等が、市内調達だけでは不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に支援を要請するなど、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

イ　遺体の搬送

遺体安置所までの遺体の搬送は、関係業者等の車両又は市保有の車両等により行うが、搬送車両が不足する場合は、（公社）新潟県トラック協会等に車両の手配をするよう、県に要請する。

(3)　遺体の検案及び処理

県警察（佐渡警察署）は、収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行うとともに、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行う。

市は、佐渡医師会、県医師会及び日本赤十字社新潟県支部等の協力を得て、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。検視及び医学的検査を終えた遺体については、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(4)　遺体の埋葬

市は、災害時の混乱の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として、埋葬を行う。

ア　埋葬の方法

市は、遺体を霊柩車により搬送し、遺体を火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって遺体の埋葬を行う。

なお、埋葬に当たっては、埋葬台帳を作成し、次の点に留意する。

(ｱ)　身元不明の遺体については、県警察本部（佐渡各警察署）その他の関係機関に連絡し、その調査に当たる。

(ｲ)　被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取り扱う。

(ｳ)　霊柩車、骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合等に手配するよう県に要請する。

(ｴ)　死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省に協議する。

3　応援要請

(1)　市は、所属の職員及び施設、設備、物資等をもってしても、遺体の処理について必要な業務を行うことが困難であると認めるときは、県又は近隣市町村に応援を要請することとし、このためにも近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。

(2)　県又は近隣市町村に応援を求めるときは、次の事項を明らかにして行う。

ア　遺体処理実施場所

イ　対象人員概数

ウ　設備施設の状況

エ　応援を求める職種別人員

オ　応援を求める物資等の種別及び数量

カ　処理期間

キ　その他参考事項

第 32 節　愛玩動物の保護対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会佐渡支部、佐渡動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	生活環境課	環境対策係	○　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	―	

(2)　飼い主の責務

ア　愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

イ　愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(3)　市の責務

ア　ペットを同行して避難できる避難所の情報を、あらかじめ市民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には動物の同行避難にも配慮する。

イ　避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

ウ　県等の関係団体と協働し、「動物救済本部」に対し、指定避難所等、仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供をするとともに、救済活動を支援する。避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

【業務の体系】

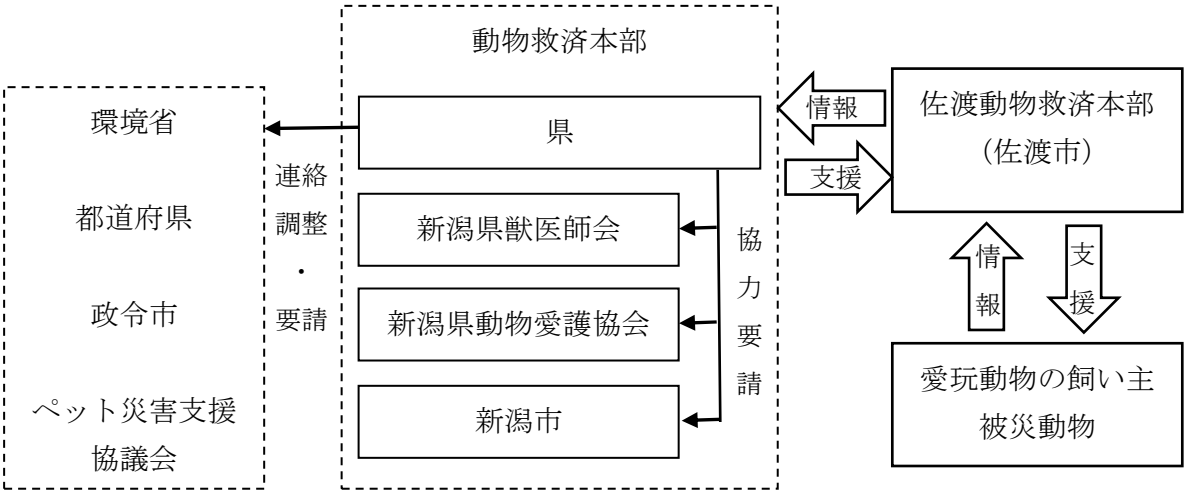

2　動物同行避難者や愛玩動物（ペット）への対応

(1)　愛玩動物（ペット）との同行避難への対応

市は、愛玩動物（ペット）を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置し、動物救済本部等から必要な支援を受けられるよう連携に努めるとともに、避難者に動物飼育関連物資を配布する。

また、避難所でのペットの飼養状況などについて、県及び動物救済本部に情報提供するとともに、市民に対しても動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。

なお、仮設住宅の設置に当たっても、被災者のペット飼育について配慮する。

(2)　相談窓口の設置

被災地や避難所、応急仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。また、仮設住宅の設置に当たっても、被災者のペット飼育について配慮する。

3　県の役割

(1)　ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

(2)　危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、市民が避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

(3)　動物の保護や適正な飼育に関し、市、関係機関や県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

(4)　各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援を行う。

(5)　避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

(6)　避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

(7)　必要に応じ、国、都道府県、政令市、ペット災害支援協議会及び緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。

４　新潟県獣医師会佐渡支部の役割

(1)　市等の関係団体及び新潟県獣医師会と協力し「佐渡動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

(2)　緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の要請に応じて被災地の避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。

５　新潟県動物愛護協会の役割

(1)　県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

(2)　必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

６　動物救済本部の役割

必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。

(1)　ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し､餌や飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資を提供する。

(2)　動物の保護

県・市の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物及び被災地に残された動物の保護を行う。

(3)　動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。

(4)　飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

(5)　被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

(6)　ボランティア及び募金の受付・調整・運営

ボライティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

(7)　被災動物支援の募金受付け等

被災動物支援に関し、募金の受付や調 整を行い、動物救済基金を運用する。

第 33 節　災害時の放送

1　計画の方針

(1)　放送機関の対応

県内の各放送機関は、災害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行う。災害時における避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従う。

(2)　緊急放送の要請

県又は市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、法第 57 条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア　緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、高潮、火災の延焼、危険物の流出等、市民に差し迫った 危険が及ぶことが予想される際の、市民への緊急の避難呼びかけとする。

イ　全県波放送局の連絡先

局　　名	情報受信責任者
日本放送協会	放送部長
㈱新潟放送	報道担当部長
㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ	報道制作部長
㈱テレビ新潟放送網	報道部長
㈱新潟テレビ 21	報道ｸﾞﾙｰﾌﾟ長
㈱エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長

(3)　コミュニティ放送局等への情報提供

市内には、佐渡市ＣＡＴＶ（以下「ＣＮＳ」という。）があり、市は、事前の協定等に基づき、ＣＮＳに対して、災害に関する情報を逐次提供する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	秘書広報課	広報広聴係	○　災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報等）の発信に関すること。
災害対策本部設　置　後	総務班	－	

２　ＣＮＳの役割

ＣＮＳは､平時においては地域に密着したきめ細かな生活情報､行政情報等を放送しており、地域に住む人々が豊かに安全に暮らせるための情報提供をめざしている。

災害発生時においては､被災地及び被災者などに対する情報の提供等ＣＮＳの果たす役割は、極めて重要である。

このため、ＣＮＳは放送実施体制の確保及び応急復旧体制の確立などの対策を速やかに実施し、放送の確保に努める。

また、民間ＣＡＴＶ局の㈱佐渡テレビジョンと協力、連携し広域的放送体制をとる。

３　放送の実施

(1)　ＣＮＳは、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、局において緊急に臨時の放送体制を確保する。

(2)　災害情報の伝達は、災害時の混乱を未然に防ぐための流言飛語の防止、正確かつ迅速な情報の提供など極めて重要なことから、報道体制の確保に努め、地域住民に対し、速やかな事態に即応した情報の伝達に努める。

(3)　災害情報の収集に際しては、コミュニティ放送の意義から地域に密着した情報の収集に努め、市及び防災関係機関と密接な連絡をとる。

(4)　災害放送の主な内容は、次のとおりとする。

ア　災害情報の詳細
イ　津波情報
ウ　市及び防災関係機関からの依頼事項
エ　被害状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の崩壊など）
オ　道路交通情報
カ　交通機関の運行状況
キ　電気、ガス、水道、電話などのライフラインの状況
ク　学校、病院、商店などの状況
ケ　安否情報

４　緊急放送の要請

市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規程により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

(1)　緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、高潮、火災の延焼、危険物の流出等、市民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、市民への緊急の避難呼びかけとする。

(2)　全県波放送局の連絡先

機関名	電話	FAX
ＮＨＫ	025-265-1141	025-265-1145
ＢＳＮ	025-267-3469	025-267-4410
ＮＳＴ	025-249-8900	025-241-7602
ＴｅＮＹ	025-283-8152	025-283-8159
ＵＸ新潟ＴＶ２１	025-223-7009	025-223-8628
ＦＭ新潟	025-246-2314	025-245-3399

(3)　その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

５　施設の応急措置

災害による放送施設の損壊又は故障のため放送障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに放送を維持する措置をとる。

故障規模が大きく放送障害時間が長時間にわたることが予想される場合は、保守業者又はメーカーに応援を求める。

第 34 節　公衆通信施設応急対策

1　計画の方針

電気通信事業者は、災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市、県及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　ライフライン（電力及び電話施設）の被害状況調査に関すること。
災害対策本部設　置　後	産業観光班	－	

2　公衆通信施設（ＮＴＴ東日本／ＮＴＴドコモ）応急対策フロー図

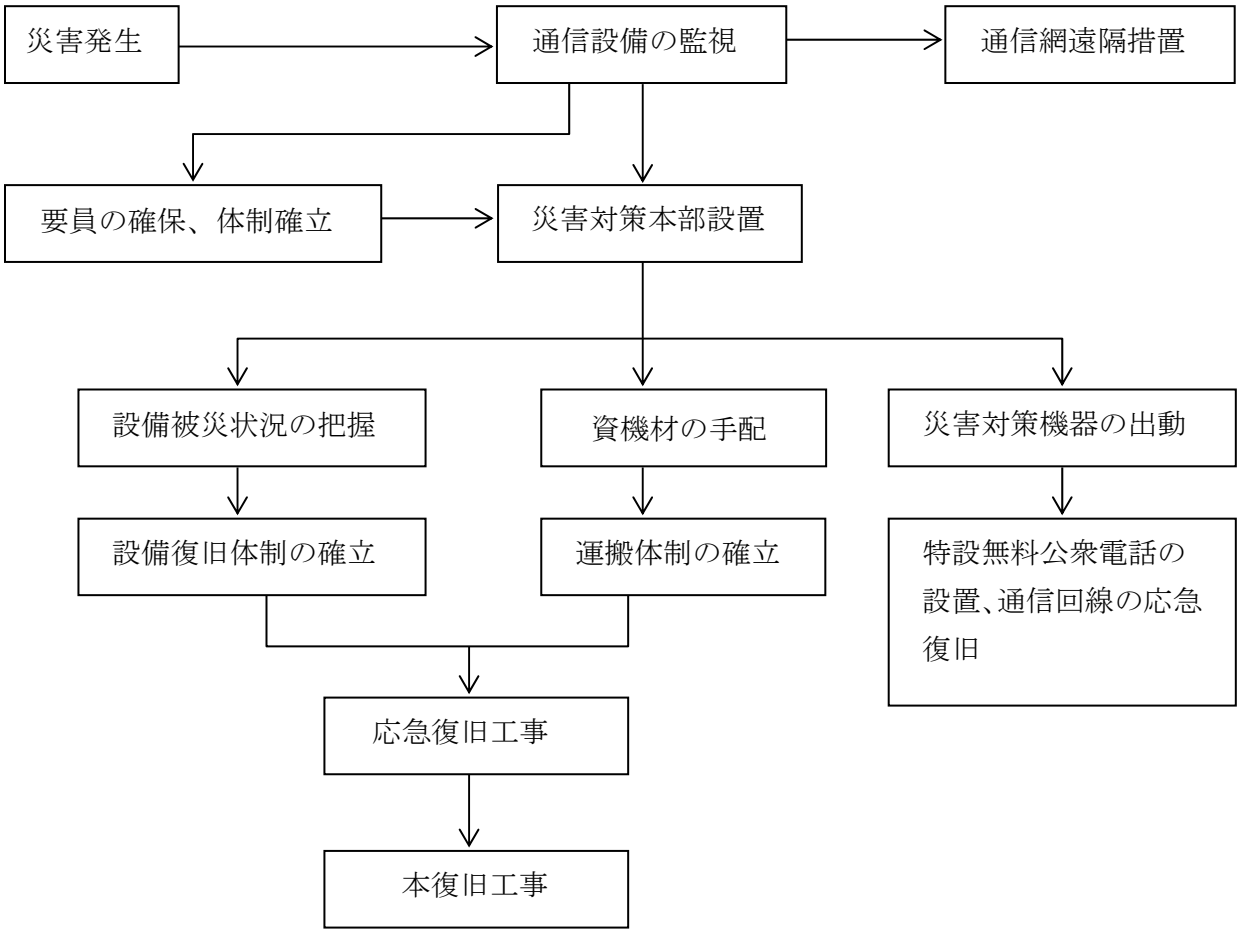

3　応急対策

(1)　被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

市内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳(ふくそう)による規制、トーキ挿入措置等を行う。

(2)　災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、ＮＴＴ東日本新潟支店及びＮＴＴドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア　情報連絡室

イ　支援本部

ウ　災害対策本部

(3)　設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　ＮＴＴグループ会社等関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

(4)　被害状況の把握

ア　被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ　被害の詳細調査について、車両での通行は困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5)　災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。

また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア　衛星携帯電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動電源車及び可搬電源装置

エ　応急復旧ケーブル

オ　ポータブル衛星車

カ　その他応急復旧用諸装置

(6)　復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請する。なお、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

(7)　災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳(ふくそう)）になった場合、災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言板ｗｅｂ１７１、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

4　復旧計画

(1)　応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2)　復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

復旧順位	重要通信を確保する機関
第１	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３	第１順位、第２順位に該当しないもの

(3)　本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5　利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

(1)　災害に対してとられている措置及び応急復旧状況

(2)　通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況

(3)　災害時用公衆電話（特設無料公衆）電話設置場所の周知

(4)　市民に対して協力を要請する事項

(5)　災害用伝言サービス提供に関する事項

(6)　その他必要な事項

6　広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1)　応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、ＮＴＴ東日本本社災害対策室及びＮＴＴドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2)　全国の応援体制

ＮＴＴ東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項をとりまとめの上、持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

第 35 節　電力供給施設応急対策

1　計画の方針

電力供給事業者（東北電力ネットワーク㈱）は、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速かつ的確な復旧を実施する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　ライフライン（電力及び電話施設）の被害状況調査に関すること。
災害対策本部設　置　後	産業観光班	－	

2　電力供給施設応急対策フロー図

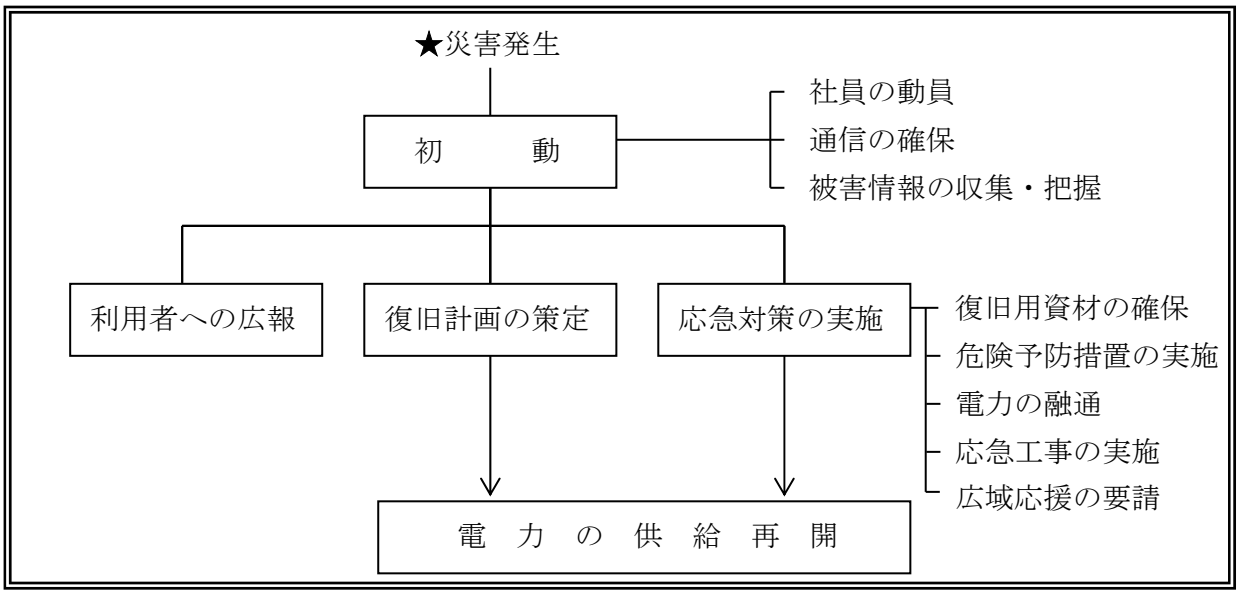

3　復旧活動体制の組織

(1)　被災時の組織体制

電力供給事業者は、災害が発生したときは非常災害本部を設置する。

本部には設備、業務毎に編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

＜防災体制表＞

区　　分	非常事態の情勢
警 戒 体 制	・非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第１非常体制	・事業所管内において大規模な災害が発生した場合 ・中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合
第２非常体制	・被害が拡大して長期化が懸念され，他複数事業所の応援による復旧体制で対応する場合

(2)　動員体制

ア　対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、佐渡市内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第２非常体制に入ることとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

イ　夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

ウ　被害が甚大で佐渡電力センターのみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。

エ　復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3)　通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4)　被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡系統に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合には、電力供給事業者は必要に応じリエゾンを市及び県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

また、被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

4　応急対策

(1)　復旧資材の確保

ア　店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ　災害対策用の資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ　災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人員の確保及び資材運搬が困難な場合は、市災害対策本部並びに自衛隊に依頼して確保する。

(2)　災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され市災害対策本部、警察、消防本部から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(3)　応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。

緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車などを使用して早期送電を行う。

５　復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、指定緊急避難場所等を優先することとし、具体的には市、県、国の災害対策本部と連係し復旧計画を策定する。

６　利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ･テレビ等放送媒体及び新聞等により､電力設備の被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報し周知を図る。

７　広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第 36 節　ガスの安全、供給対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

都市ガス事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、災害発生後速やかに、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。

ガス供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本として対処する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　ガス施設の被害状況調査に関すること。
災害対策本部設　置　後	産業観光班	－	

(2)　達成目標

ア　都市ガス事業者

風水害発生後	ガス供給設備等の被害状況の把握
↓	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	県への報告
	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後　概ね 14 日	供給再開完了(注)

(注) 大規模な被害が生じた場合を除く。

イ　ＬＰガス事業者

風水害発生中	充てん所及び販売施設等の被害状況把握、二次災害防止措置 県への報告
避難指示解除後　２日	消費先の緊急点検完了
避難指示解除後　３日	充てん所及び販売施設等の復旧（注１） 消費先安全確認完了（注２）

注１：大規模な被害が必要な場合を除く。

注２：安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

(3)　要配慮者に対する配慮

ア　ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検を併せて行う。

イ　避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(4)　積雪期の対応

市民は、積雪期の風水害発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、ＬＰガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

２　ガス事業者等の応急対策

被災した供給設備及び消費設備については、当該消費者へガスを供給する販売事業者がそれぞれの設備の修復を行うものとし、次の措置をとる。

(1)　被害状況の把握

ガス事業者及び関係機関は、相互の緊急連絡体制により、被害状況の把握に努める。

(2)　被災した都市ガス及びＬＰガス施設への対応

ガス事業者は、施設（容器置場）を巡回してガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏えいや容器の流出等への対応を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。

(3)　被災した一般消費者の供給設備及び消費設備への対応

ガス事業者は、消費者の供給設備及び消費設備について、速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏えいや容器の流出等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。

(4)　新潟県ガス協会の対応

新潟県ガス協会は、協会内に災害対策本部を設置し、被災事業者災害対策本部内に現地本部を設置するとともに、県内ガス事業者に対し協力を要請し、救援隊を派遣する。

(5)　新潟県エルピーガス協会の対応

各支会のとりまとめ、ＬＰガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、ＬＰガス販売事業所からの要請に対応する。

３　市民の役割

(1)　災害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）をとり、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

(2)　避難時に要配慮者の誘導等を行う市民は、要配慮者世帯の安全措置の実施状況を確認する。

(3)　ガス漏れ、供給支障等の情報を認めた場合には、ガス事業者に通知する。

４　利用者に対する広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を行う。

(1)　販売事業所の広報

販売事業所は、販売施設の被災の状況により、法令に基づいて近隣の市民に対して広報を行う。また、販売先の消費者にも供給施設及び消費施設の二次災害防止についての広報を行う。

なお、ＬＰガスにより災害が引き起こされる可能性がある場合は、防災関係機関にも必要な広報を依頼する。

(2)　市の広報

ＬＰガスによる災害（火災、爆発等）が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに付近の市民に対して災害の状況、避難の必要性、応急対策の状況等及び二次災害の防止

について関係機関と連絡を密にし、広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

ア　防災行政無線による広報

イ　報道機関への協力要請

ウ　広報車による巡回

エ　戸別訪問によるチラシ配布

オ　諸官公署への協力要請

第 37 節　給水・上水道施設応急対策

1　計画の方針

(1)　基本計画

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図る上でも極めて重要なことである。

市は、被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、市の個別の被害状況等に関する報道機関への対応については、市で対応することを基本とする。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	上下水道課	水道総務係 業　務　係 水道維持管理係 水道工務係	○　水道施設に係る被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　応急給水に関すること。 ○　取水、導水、送水及び配水の総合的な計画立案に関すること。
災害対策本部設　置　後	上下水道班	－	

(2)　各主体の責務

ア　市民の責務

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね３日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

イ　市の責務

市は、水道事業者と連絡をとり、市全域の被災状況を的確に把握し、水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等との連絡を密にして、緊急体制の整備を図る。

ウ　県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が、円滑に進むよう支援する。

(3)　要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や市民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(4)　積雪期及び地域性を踏まえた対応

ア　積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて県に対して自衛隊等の派遣を要請する。

イ　中山間地及び離島

(ｱ)　中山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、土砂崩れや河川の増水で水道施設が冠水するおそれがあるため、関係部局等と協議し、効率的な応急対策を図る

(ｲ)　土砂崩れ等の影響による原水濁度の極度な上昇に対応するため、浄水機能の低下防止措置等を講じ、給水機能の維持を図る。

(ｳ)　佐渡は離島のため、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて県に対して自衛隊等の派遣を要請する。

2　応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

市内の被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定に当たっては段階的に目標水準を定め、災害直後は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保しつつ、できるだけ速やかに全戸へ配管給水することを目途とする。

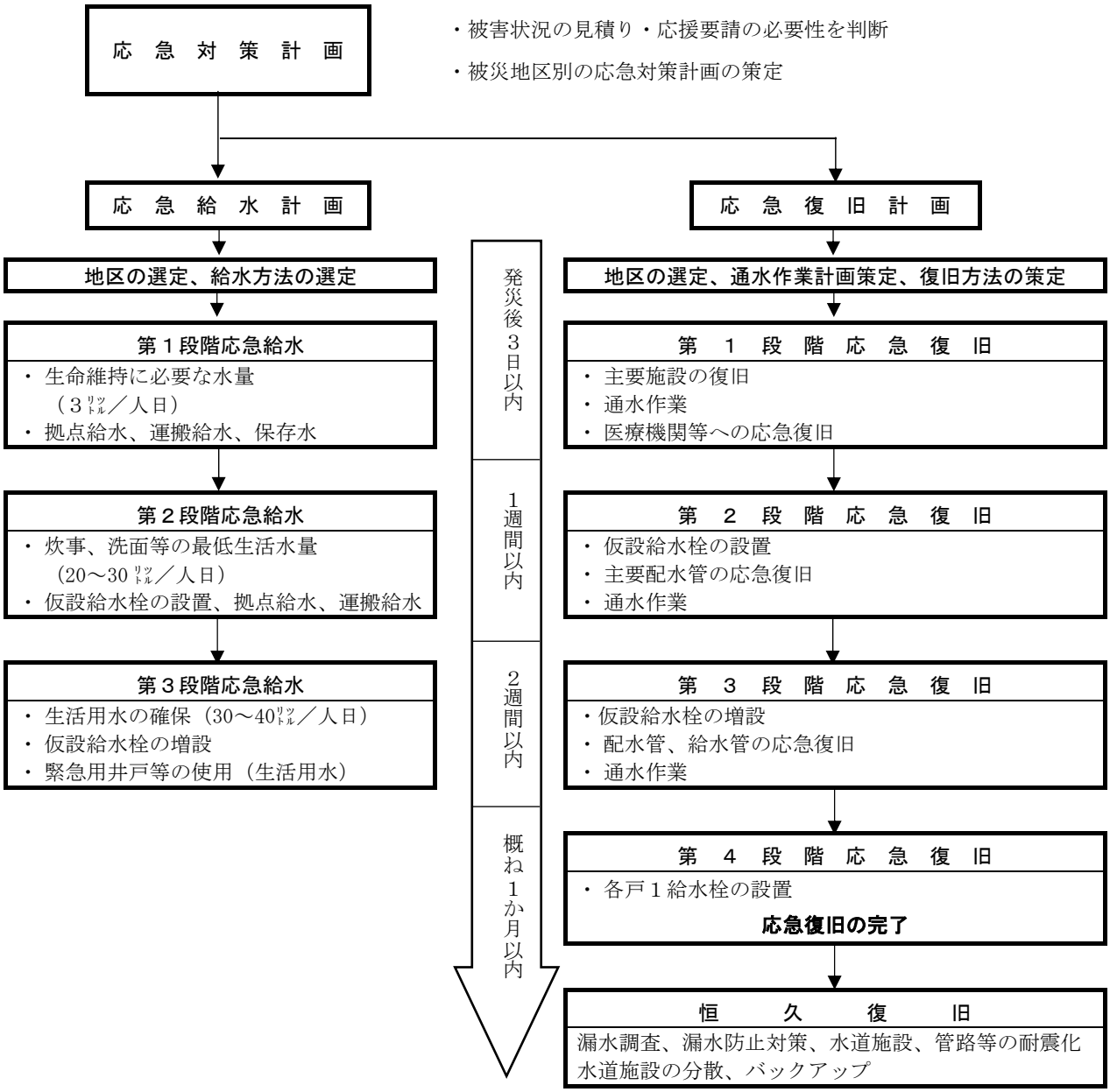

３　給水・上水道施設応急対策

(1)　被害状況の把握

市は、水道事業者と連絡をとり、居住地域全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

ア　テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設等）の被災状況の確認

イ　職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被害状況確認と日報、写真等による記録

ウ　他のライフライン関係機関等からの情報収集

(2)　市民への広報等

市は、水道事業者と連絡をとり、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水等）について、市民対して本章 第９節 「広報計画」により広報・周知し、市民の不安の解消に努める。

ア　第１段階の広報

(ｱ)　迅速に、局地的な断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を広報する。

(ｲ)　報道機関等の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

イ　第２段階の広報

長期的、広域的な復旧計画等の情報を広報する。

(3)　緊急措置（被害の拡大防止）

市は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止するための緊急措置をとる。

ア　二次被害の防止措置

(ｱ)　配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保

(ｲ)　消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置

(ｳ)　上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置

イ　被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し､配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し､配水池の浄水の漏出防止を図る。

(4)　応急対策の方針決定

市は、応急対策計画に基づき、速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災市民に逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

ア　被害状況の見積もり

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

イ　応援要請の必要性判断

動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(5)　応急給水活動

ア　被害状況に応じて、地区別に給水方法を選定する。

イ　病院、避難所、社会福祉施設等を優先するなど、優先順位を明確にする。

ウ　衛生対策、地域特性（離島）や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。

エ　日報、写真等により活動状況を記録する。

市が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに他水道事業者、(社)日本水道協会新潟県支部及び水道資機材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資機材、作業車を調達する。

・給水方法

給水種類	内　　容
拠点給水	1　配水池、耐震貯水槽及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。 2　ろ水器を稼働し、給水基地を設営し、給水する。
運搬給水	給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
仮設給水	1　応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 2　応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

(6)　応急復旧活動

市は、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

ア　応急復旧範囲の設定

応急復旧は、各戸１給水栓までとし、以降の給水装置の復旧は、所有者に委ねられる。

イ　応急復旧対策

(ｱ)　取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで、配水管の通水作業を実施する。

(ｲ)　病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。

(ｳ)　他のライフライン関係機関等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。

(ｴ)　積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡・調整する。

(ｵ)　日報、写真等により活動状況を記録する。

ウ　応急復旧資機材の確保

市が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他の市町村及び水工事業者等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。

4　恒久対策計画

市は、応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1)　漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所の他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2)　恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。

特に、軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮・可撓化等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第 38 節　下水道施設等応急対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

下水道等施設（下水道・農漁業集落排水施設等）は、ライフライン施設として被災市民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められる。

災害時において、市は速やかな応急対策実施のための組織体制の確立を図り、被災箇所の早期把握により的確な応急復旧措置を講じる。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	上下水道課	下水道総務係 下水道維持管理係 下水道工務係	○　下水道施設に係る被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　農漁業集落排水施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　市街地の湛水排除に関すること。
災害対策本部設　置　後	上下水道班	－	

(2)　各主体の責務

ア　市民の責務

市民（各家庭、企業、学校等）は、災害により、下水道等（下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水等）の処理場、ポンプ場及び管渠等が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合には、それに協力する。

また、下水道等の被災時においては、汚水が処理できないことから、下水に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

なお、災害発生から、３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市の責務

市は、被災時に、直ちに被害調査及び復旧工事に着手する。

被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握し、県に報告するとともに、必要な応急処置を講じる。流域関連公共下水道においては、流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講じる。

下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被害状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被害調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ　県の責務

県は、市の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

なお、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

(3)　達成目標

ア　下水道等施設復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

イ　市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、早期の施設の機能回復を図る。

・下水道等施設復旧の目安

災害発生後～３日目程度	・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・市民への情報提供、使用制限に関する広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
３日目程度～１週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・応急復旧対策の実施
１週間程度～１ヵ月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
１ヵ月程度～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

２　下水道施設の応急対策

(1)　緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

ア　被災市民の対応

マンホール、路面状況又は処理場の異状、雨水排水不良等が確認できた場合は、自治会長及び市へ報告する。

イ　緊急点検・緊急調査

市は、現地の被災状況を確実に把握できる方法により実施する。

(ｱ)　処理場、ポンプ場施設の被害調査

処理場、ポンプ場については、被害状況の概要を把握するとともに、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

(ｲ)　管渠施設の被害調査

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害の防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、点検を踏まえ下水道本来の機能より道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

ウ　緊急措置

緊急点検及び緊急調査の結果を基に、必要に応じて機能障害及び二次災害の危険性を緊急に取り除くための措置を実施する。

市だけでは対応が困難な場合には、県、日本下水道事業団、日本下水道協会、協定事業者等に協力を依頼する。

(2)　応急復旧による対応

ア　応急復旧計画の策定

緊急点検及び緊急調査の結果に基づき、次の事項に留意して応急対策が必要かどうかの判定を行う。必要があると認められた場合には、応急復旧計画を策定し、適切な処置を行う。

なお、下水道施設の復旧に当たっては、避難所等に連結する下水道を優先して行う。

(ｱ)　下水道施設（管渠、処理場、ポンプ場）の構造的な被害の程度

(ｲ)　下水道施設の機能的な被害の程度

(ｳ)　下水道施設の被害が他施設に与える影響の程度

イ　応急復旧対策

応急復旧計画に基づき応急復旧を行い下水道施設等の利用を再開する。市だけでは対応が困難な場合には、県、日本下水道事業団、日本下水道協会、協定事業者等に協力を依頼する。

(ｱ)　ポンプ施設、処理場の応急対策

処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。

応急復旧工事は本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を目的として行う。

(ｲ)　管渠施設の応急対策

管渠の応急復旧工事は､本復旧工事までの一時的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり､他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

ウ　仮設用資材等の調達

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設用資機材等が確保できない場合には、近隣市町村、協定締結機関、県等に支援を要請する。

エ　広報の実施

市民に対しては、応急復旧の見通し等について、市ホームページ、市防災行政無線、広報紙、広報車等により広報する。

オ　県等関係機関への報告

下水道施設の被災状況、復旧状況等については、適宜、県土木部都市局下水道課へ報告を行う。

カ　下水道の優先的復旧

下水道施設の復旧に当たっては、避難所等に連結する下水道を優先して行う。

(3)　外部応援依頼による対応

市だけでは対応が困難な場合には、県、協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。

そのため、市では連絡担当者を定め、駐車場、資機材置場の確保等、受入れ体制を確保する。

３　本復旧による対応

(1)　災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。
(2)　災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。
(3)　本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。
(4)　市民等に本復旧状況等を周知する。
(5)　避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。

４　市民への協力要請

下水道施設の被害が広範囲に渡り速やかな復旧が不可能な場合、市は、利用者に対して本章第９節「広報計画」により広報し、水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。

また、市民が下水道施設の異常を発見した場合には、市へ通報するよう市民への呼びかけを行う。

第 39 節　危険物等施設応急対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下、本節において「危険物等」という）は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。

このため、危険物等取扱施設が被災した場合には、被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員並びに周辺に居住する市民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を講じる。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防災課	防災安全係	○　危険物施設の被害状況調査に関すること。
災害対策本部設　置　後	産業観光班	－	

(2)　各主体の責務

ア　事業所等の責務

災害による被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員及び周辺市民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して、被害の拡大防止を図る。

イ　消防機関等の責務

災害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

ウ　市の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。

(3)　達成目標

災害による被害を最小限にくい止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。

2　業務の体系

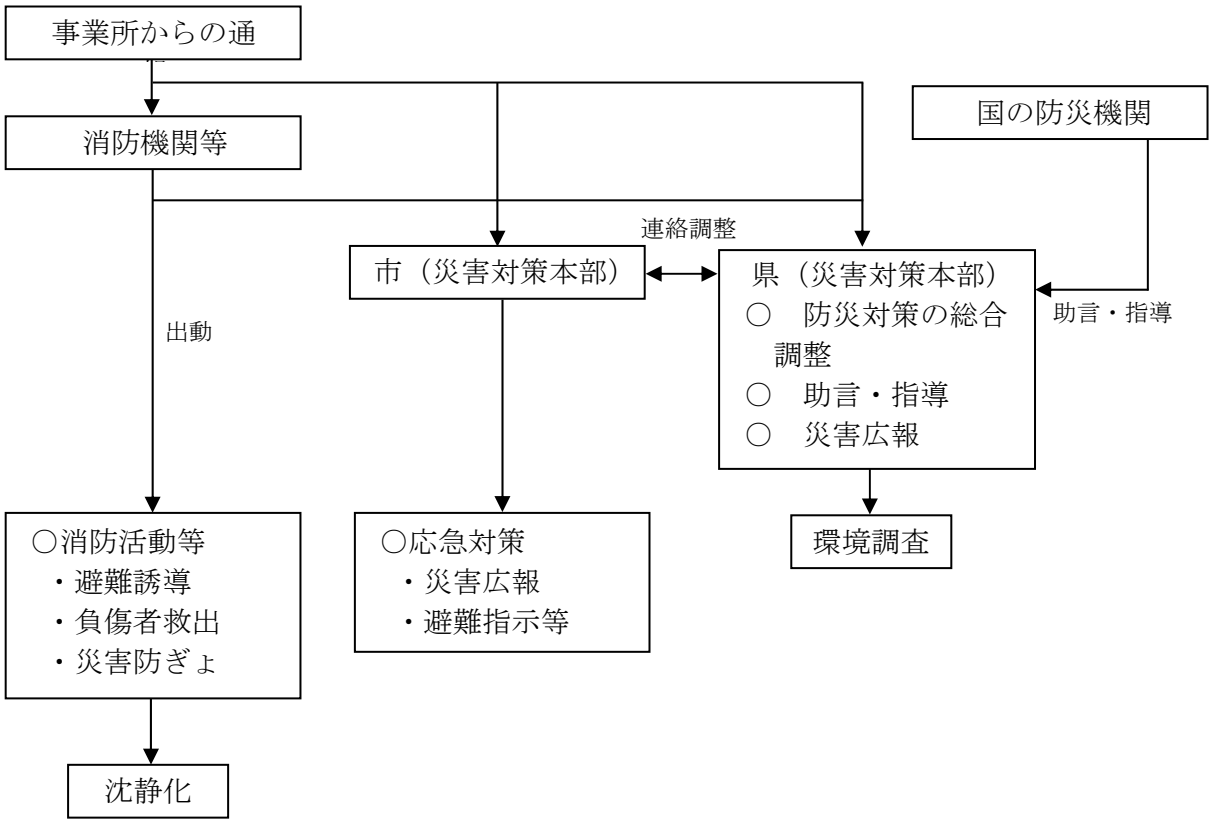

3　危険物等施設の応急対策

危険物等取扱事業所の責任者及び管理者は、災害時において、危険物等の火災、流出等の二次災害の発生防止のため、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講じるとともに、市、消防機関及び県と連携して、被害の拡大防止と危害の防止を図る。

(1)　共通の応急対策

ア　関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害により被災した場合、消防、警察等の関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。

イ　災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ　危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取り扱い作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに被災施設及び関連施設の応急点検を実施する。

エ　危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講じる。

(ｱ)　危険物施設等に損傷等の異常が発見されたときは､危険物等の除去及び損傷箇所の補修等を行い、被害の拡大防止に努める。

(ｲ)　危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

オ　周辺地域住民に対する広報等

(ｱ)　危険物等取扱事業所は、周辺に居住する市民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等の適切な措置を講じるとともに、市等の関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(ｲ)　市は、危険物等施設の被害状況について、効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を発令する。

カ　隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

(2)　個別の応急対策

ア　有害物質取扱事業所

有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、市等への通報、周辺市民等の避指示、誘導及び被害状況調査を行う。

イ　高圧ガス取扱事業所

(ｱ)　施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査・点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、市等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等の連絡を行う。

また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者の消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、市等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等の連絡を行う。

(ｲ)　高圧ガス関係協会の対応

a　(一社)新潟県エルピーガスガス協会

各支会の取りまとめ及びＬＰガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、ＬＰガス販売事業所からの要請に対応する。

b　新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業者からの要請に対する対応を図る。

c　新潟県冷凍空調設備保安協会

高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対応する。

ウ　放射線使用施設等の管理者

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置に当たっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講じる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

(ｱ)　施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また被害状況に応じて警戒区域を設定するとともに、関係機関（文部科学省、消防関係機関等）への通報を行う。

(ｲ)　放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示を行い、放射線被害の拡大防止に努める。

(ｳ)　放射線被害を受けた者又は受けたおそれのある者がある場合には、速やかに救出するとともに付近に居る者に対し避難するよう警告する。

(ｴ)　放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定するとともに、その旨を表示し、見張りを置き関係者以外の立入り禁止の措置を講じる。

４　危険物等流出応急対策

陸上施設及び船舶等から、河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の拡大防止に努める。

(1)　災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は県、消防機関、海上保安機関、河川管理者、港湾管理者等の関係機関に通報・連絡する。また、関係機関は、事故実態を把握し、応急対応体制を確立するとともに、関係機関相互の情報共有に努める。

(2)　当該関係機関、船舶関係者及び危険物等取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連携を図るとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力して実施する。

(3)　当該関係機関、船舶関係者及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。

(4)　危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

ア　拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ　オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸い上げ、又は汲み取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

ウ　流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講じる。

(5)　飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

(6)　有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合及び地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、河川管理者、佐渡保健所等は人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境調査を実施し、その結果を市民に公表するとともに、関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に役立てる。

５　市民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、周辺に居住する市民の生命、身体の安全確保と民心の安定を図るため、次により必要な広報活動を実施する。

なお、この広報活動については、本章 第 10 節「市民等避難計画」と密接な関連の下で実施する。

(1)　事業者の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあることから、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、周辺に居住する市民等に対して迅速・的確に広報するとともに、市の防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2)　市の広報

市は、災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、本章 第９節「広報計画」により直ちに周辺に居住する市民に対して災害の状況や避難の必要性などの広報を市ホームページ、市防災行政無線、広報車等により行うとともに、県及び報道機関の協力を得て更なる周知を図る。

第 40 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策

１　計画の方針

災害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、飲料水・食料などの緊急物資の輸送など、その意義は極めて重要である。

市及び道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建　設　課	管理用地係	○　道路、橋梁、トンネル等のパトロールに関すること。 ○　道路、橋梁、トンネル等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　交通規制に関すること。 ○　道路交通情報の収集及び確保に関すること。 ○　緊急輸送道路の確保及び要請に関すること。 ○　路上障害物等(降積雪を含む。）の排除に関すること。 ○　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	建　設　班	－	

２　災害の未然防止

道路施設の各管理者は、風水害等により施設が被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主体に点検・巡視を行い、危険性が高いと認められる箇所については、安全確保のための通行規制措置等を実施する。

３　道路及び橋梁の応急対策

道路管理者は、緊急輸送道路等に指定された路線の現況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺に居住する市民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、各々が管理する道路について、関係機関及び新潟県建設業協会佐渡支部等との密接な連携の下に、応急対策を迅速かつ的確に行う。

(1)　被災状況の把握

災害が発生した場合は、直ちに道路パトロールを実施し、道路施設（橋梁やトンネル等の主要な構造物)、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等について緊急点検を行い、被害状況に関する情報を収集する。、また、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについての情報も収集する。

また、情報収集に当たっては、地すべり巡視員等の活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに、道路巡視員等からの情報についても収集する。

特に、緊急輸送道路等に指定された路線の状況については、最優先に把握するよう努める。

(2)　緊急措置等の実施

ア　通行規制等の緊急の措置

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において県警察（佐渡警察署）及び関係機関の協力の下、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、必要に応じて関係機関と調整し、迂回道路の選定及び誘導等の措置をとり,道路機能の確保に努める。

イ　道路情報の周知

（公財）日本道路交通情報センターやマスコミへの協力要請、道路情報板、市ホームページ、市防災行政無線等を活用し、道路情報を市民や関係機関等に迅速に周知する。

(3)　道路啓開

ア　道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路等を優先して行う。

イ　関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、市災害対策本部を通して知事に派遣要請を依頼する。

ウ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、道路管理者として対象区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

エ　道路啓開は、原則として２車線の通行を確保するよう努める。被害の状況により、やむを得ない場合には部分的に１車線とするが、この場合においては車両の安全措置を十分に施す。

オ　道路上の障害物の除去について、道路管理者等と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて相互に協力し必要な措置をとる。

(4)　応急復旧

応急復旧工事は、道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路等の機能回復を優先に迅速に実施する。また、集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮して取り組む。

(5)　道路占用施設（道路法以外の道路を含む）

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、道路管理者への周知等、市民の安全確保のための措置をとり、速やかに応急復旧を実施する。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。

４　市民に対する広報

市は、他の道路管理者と連携して、災害による被害の防止・軽減及び交通の混乱防止、並びに被災地における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に関して適時・適切な広報活動を行う。

また、広報活動は、本章 第９節「広報計画」により実施するとともに、放送媒体及び新聞等の広報機関の協力を得て周知を図る。

(1)　所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）

(2)　施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項

(3)　緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

(4)　その他広報を行う必要がある事項

５　積雪期の対応

積雪時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、関係機関と密接な連絡の下、的確かつ円滑な応急対策を実施する。

(1)　被災状況の把握及び施設点検

施設の被災状況が通常の場合と比較して、積雪で十分に点検できないことも想定されるので、効率的な点検を行い、速やかに被災状況を把握する。

(2)　緊急措置及び応急復旧

積雪時においては、被災状況、気象情報等を十分把握した上、迅速・的確な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

第 41 節　港湾・漁港施設の応急対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害により港湾・漁港施設が被害を受けた場合には、速やかに復旧を図り二次災害の防止に努める。また、これらの施設に対しては、災害による施設の損壊場所の機能確保のための応急対策実施体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

・港湾・漁港に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建設課 農林水産振興課	管理用地係 林業・水産振興係	○　港湾・漁港施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　農林水産施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	建設班 農林水産班	―	

(2)　各主体の責務

ア　市民・企業等の責務

災害による港湾・漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、県、消防機関又は警察機関へ通報する。

イ　市の責務

災害による港湾・漁港施設の被災の通報を市民・企業等から受けたとき又はパトロール等により港湾・ 漁港施設の被災を発見したときは県へ通報するとともに、市が管理する漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整え、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

ウ　県の責務

県が管理する港湾・漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

エ　その他の防災関係機関の責務

北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

(3)　積雪期の対応

積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について事前に協議しておく。

2　災害の未然防止

(1)　市の対応

市は、港湾・漁港施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対して避難指示等及び避難誘導を実施する。

(2)　県の対応

県は、港湾・漁港施設に被害の発生するおそれがある場合、過去に被害が生じた箇所等の危険箇所について、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要、被災状況の把握及び施設の緊急点検を実施する。

パトロール及び緊急点検で被災するおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため立入禁止等必要な措置を実施するとともに、必要に応じて応急措置を実施する。

3　被害の拡大及び二次災害の防止

(1)　人的被害発生防止の対策

各施設管理者は、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合は、被害の拡大や二次災害を防止するための応急措置を実施するとともに、人的被害の発生を防止するための立入禁止措置を講じる。

(2)　被災箇所等の監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

4　障害物の処理

各施設管理者は、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県及び北陸地方整備局に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

5　応急復旧

各施設管理者は、施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

6　市民等に対する広報

被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺市民、市及び県等防災関係機関へ周知する。

また、被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺市民に周知する。

第 42 節　土砂災害・斜面災害の応急対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

市は、市民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。また、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建　設　課	管理用地係	○　土砂災害等のパトロールに関すること。 ○　土砂災害等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	建　設　班	―	

2　土砂災害等の応急対策フロー

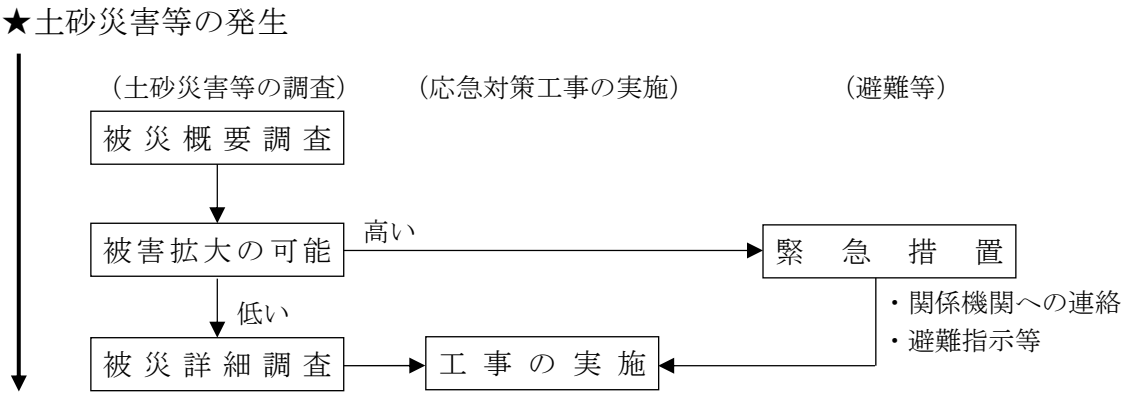

3　土砂災害等の調査

市は、県の協力の下、次の調査を行う。

(1)　被災概要調査

土砂災害発生の連絡を受けたときは、被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、その結果及び状況の推移を関係住民に連絡する。

(2)　被害拡大の可能性に関する調査

被災概要調査をもとに被害拡大の可能性について確認し、被害拡大の可能性が高い場合は、関係関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施について検討する。

(3)　被災詳細調査

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

また、重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第 28 条及び第 29 条に基づく緊急調査を実施する。

4　応急対策工事の実施

国及び県は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

また、ワイヤーセンサーや伸縮計など感知器とそれに連動する警報機の設置や監視員等の配備により、異常時に関係市民へ通報するシステムについても検討する。

5　避難指示及び避難誘導等の実施

(1)　県による対応

県は、市において迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害警戒情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

(2)　市による対応

ア　市は、土砂災害警戒情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係市民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに、避難指示及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ　避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

ウ　災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

エ　異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

6　要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、当該施設の管理者、自治会長、地域の自主防災組織に対して迅速かつ適確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

7　積雪期の対応

市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

第 43 節　河川・海岸施設の応急対策

１　計画の方針

(1)　基本方針

河川、海岸施設等の施設管理者は、大規模災害発生時には、被災施設の損壊箇所の機能確保等を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、被害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	建　設　課	管理用地係	○　河川、海岸施設等のパトロールに関すること。 ○　河川、海岸施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	建　設　班	―	

(2)　各主体の責務

ア　市民の責務

河川、海岸施設の被災を確認したときは、遅滞なく、市、消防機関及び警察機関等へ連絡する。

イ　市の責務

市民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認したときは、県へ連絡する。

また、施設の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民の安全を確保するため、必要に応じて避難誘導等を実施する

２　災害の未然防止

各施設管理者は、次により被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保のための措置を実施する。

(1)　点検・巡視

各施設の管理者は、地震が発生した場合及び気象、土壌等の状況により風水害等が発生するおそれがある場合は、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災状況等を把握するとともに、主要管理施設等の防災上重要な施設（箇所）の点検・巡視を実施する。

ア　河川管理者

(ｱ)　河川水位が警戒水位に近づいている箇所

(ｲ)　過去に洪水被害が生じた箇所

(ｳ)　地形地質上の脆弱箇所

(ｴ)　土地利用上からの弱堤箇所

(ｵ)　二次災害防止の観点からの低標高箇所

(ｶ)　主要河川構造物の設置箇所

イ　ダム施設管理者

(ｱ)　流出量の確認、調整

(ｲ)　施設の点検

ウ　海岸管理者

(ｱ)　過去に高潮、波浪による被害が生じた箇所

(ｲ)　地形地質上の弱堤箇所

(ｳ)　土地利用上からの弱堤箇所

(ｴ)　二次災害防止の観点からの低標高箇所

(ｵ)　主要海岸保全施設設置箇所

(2)　異状を発見した場合の措置

ア　危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を実施する。

イ　施設の被災等により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、市民に対する適切な避難指示及び避難誘導等を実施する。

3　被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検・巡視等で施設の異常や被災を確認した場合、その危険の程度により、関係機関等と密接な連携の下に、被害の拡大及び二次災害の防止等の観点からの必要な応急対策を実施する。

(1)　河川管理施設

ア　市民の安全確保

浸水被害が発生し、その被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講じるとともに、危険箇所は立入禁止等必要な措置を実施する。また、必要な場合、関係各機関への通報、報道機関を通じて市民へ周知を図る等の対策を講じる。

イ　被災箇所の応急措置

堤防等の河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。

ウ　低標高地域での浸水対策

低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

エ　許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧などについては、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占用者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ　油や危険物等の流出時の措置

油や危険物等が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため、 下流市民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ　倒木や流木等の処理

倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかに対象木の除去に努める。

キ　被災箇所の監視

施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

ク　その他河川管理に関する事項の調整

災害発生直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想される。河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン並びに市民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2)　ダム施設

ア　被災箇所の応急措置 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。

イ　放流時の措置放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。

(3)　海岸保全施設

ア　市民の安全確保

被災箇所については、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。

イ　海岸保全施設の応急措置

海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。

ウ　低標高地域の浸水対策

低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

エ　被災箇所の監視

被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

オ　その他海岸保全施設の管理に関する調整

海岸保全施設においては、津波、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、施設管理者は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

4　応急復旧

各施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急復旧工事として適切な工法により実施する。

5　市民に対する広報

(1)　各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移､被災箇所の応急工事の状況等の情報は、市民へ逐次連絡する。

(2)　気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の被害の規模と状況の推移、被災箇 所の応急工事の状況等は、市民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。

(3)　被災した施設の被害規模が拡大し、市民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。

第 44 節　農地・農業用施設等の応急対策

１計画の方針

(1)　基本方針

風水害、が発生した場合は、農地や農作物等の被害、農道、農業用ダム、用排水施設、ため池等の農業用施設の損壊が予想される。

市、県、農業関係団体等は、緊密な連携の下に被害状況の把握し、応急対策を速やかに実施し施設の機能確保に努める。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	農林水産振興課	農村整備係 林業・水産振興係	○　農林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ○　農林施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	農林水産班	－	

(2)　各主体の責務

ア　市の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、佐渡土地改良区連合等の施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ　佐渡土地改良区連合・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

2　応急対策フロー図

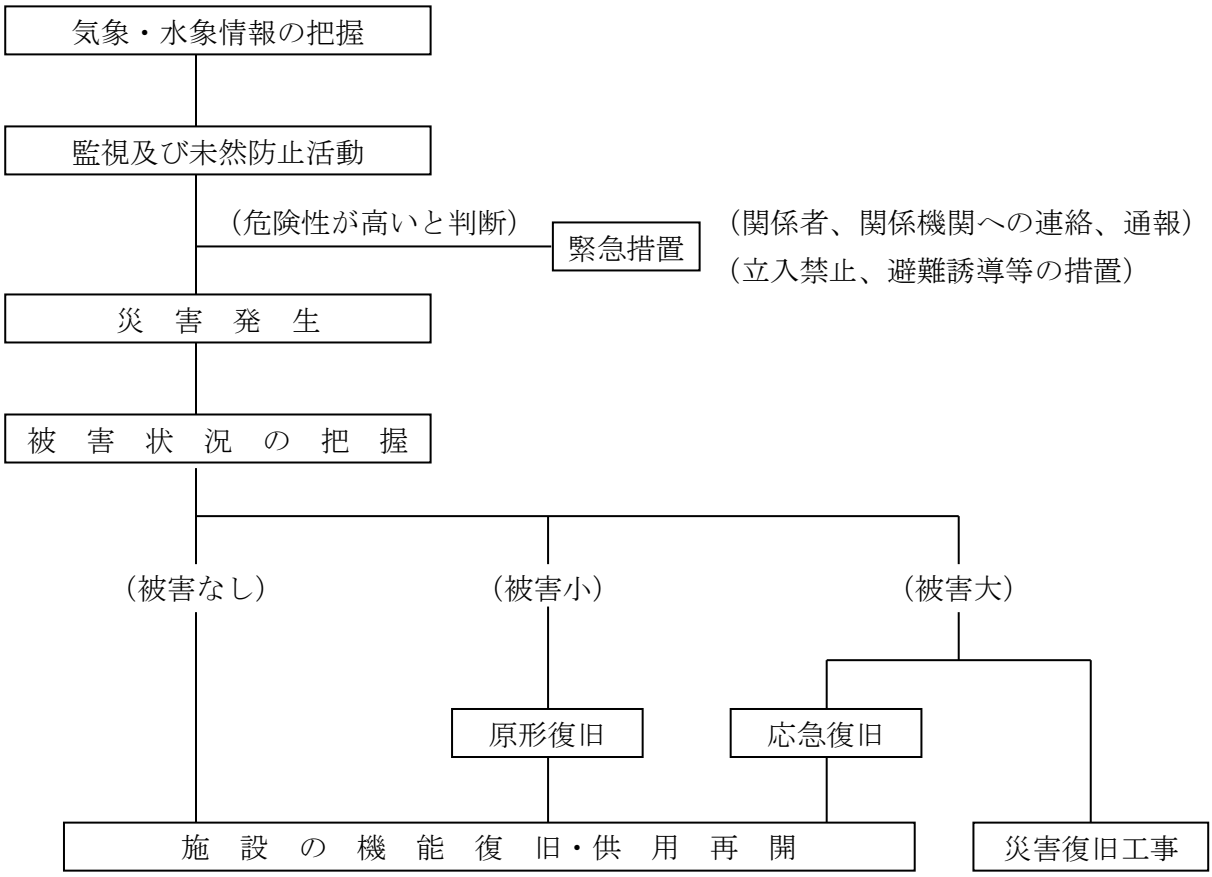

3　災害発生の未然防止

(1)　平時からの施設管理

施設管理者は平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。

(2)　施設の点検、監視等

ア　施設の点検、監視

施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。

イ　市民の避難誘導等

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は関係機関等への連絡及び市民に対する避難指示を行うとともに、関係機関との連携の下に適切な避難誘導を実施する。

ウ　災害未然防止活動

農業用用排水施設管理者は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を市及び佐渡警察署に通知するとともに市民への周知を図る。

4　災害の拡大防止と二次災害の防止

(1)　被害状況の把握

市は､佐渡土地改良区連合等と相互に連携し､農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、佐渡地域振興局（農林水産振興部農地庁舎）を通じ県に報告する。

(2)　応急対策の実施

ア　集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送道路等の確保のため、優先して応急復旧及び障害物の除去を実施し、通行が危険な道路については、市及び警察等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

イ　市及び佐渡土地改良区連合等は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。

排水ポンプが不足する場合には、県及び支援可能な関係機関に依頼して、必要台数を確保する。

ウ　施設管理者は、被災後の降雨等による二次的な被害の発生のおそれがある場合には、専門技術者等を活用して危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民等に周知を図り、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備、避難誘導等の応急対策を行い、二次災害の防止に努める。

エ　施設管理者は、被災後の主要な構造物（橋梁等）や建築物（揚排水機場等）について、専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害のおそれがある場合には、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ　施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講じる。

カ　応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により実施する。

(3)　緊急的措置

市は､農地及び農業用施設の被害の状況から､やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

第 45 節　農林水産業の応急対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害発生時においては、農作物等の被害や家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林産施設、水産施設等の被害が予想される。

市、県、農林・水産業関係団体等は、緊密な連絡の下に、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	農業政策課 農林水産振興課	農業企画係 生産振興係 農村整備係 林業・水産振興係	○　農作物等の被害調査及び応急対策に関すること。 ○　農林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ○　農林施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○　水産業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ○　水産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	農林水産班	－	

(2)　各主体の責務

ア　農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者の責務

(ｱ)　災害に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める。

(ｲ)　施設の管理について、一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう、平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

(ｳ)　被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を、市、関係団体等へ速やかに報告する。

イ　市の責務

(ｱ)　関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県（佐渡地域振興局）等に報告する。

(ｲ)　被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

(ｳ)　県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じて、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

ウ　関係団体の責務

(ｱ)　農業協同組合

組合員等の農業被害状況の把握を行うとともに､市等が行う農業被害のとりまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導及び経営指導等を行う。

(ｲ)　漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況をを市と相互に協力し、把握する。

(ｳ)　森林組合等

a　森林組合は、市、県地域振興局と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、県地域振興局へ報告する。

b　市、県地域振興局と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

2　農林水産業施設等応急対策フロー図

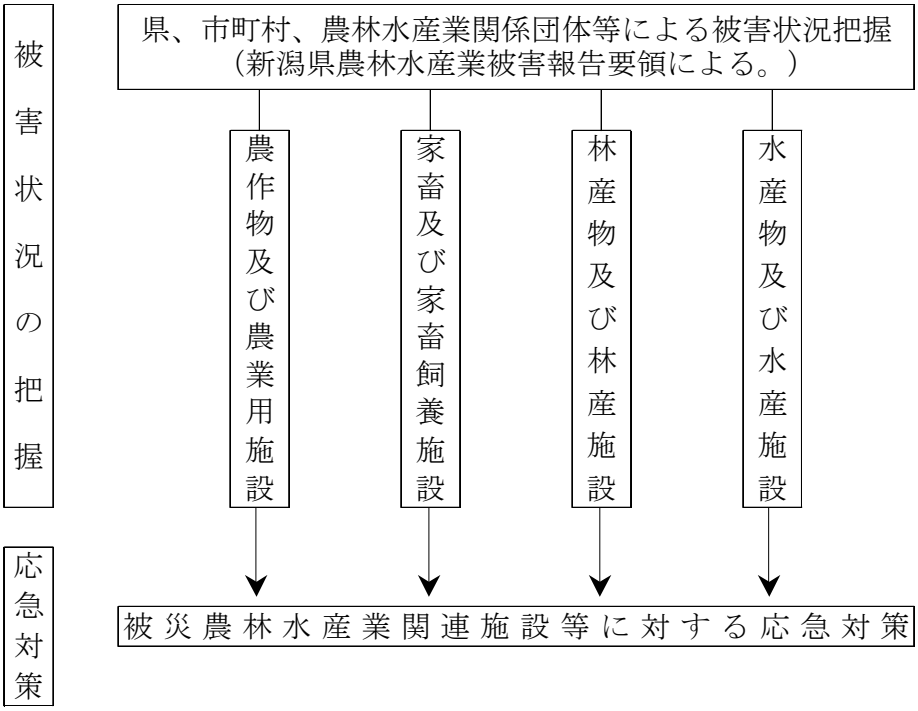

3　農作物及び農業用施設

(1)　被害状況の把握

市は、農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握)するとともに、被害情報を佐渡地域振興局（農林水産振興部農政庁舎）通じ県に報告する。

(2)　二次災害防止指導

市は､農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは､二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。

ア　浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置

イ　農業用燃料の漏出防止措置

ウ　土砂崩れ、雪崩等による農舎、カントリーエレベーター、水稲育苗用施設及び園芸~~育苗~~ハウス等の倒壊防止措置

エ　農舎、農業施設等の火災防止措置

オ　農薬の漏出防止措置

(3)　応急対策

ア　農作物の病害虫発生予防のための措置

イ　病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給

ウ　応急対策用農業用資機材の円滑な供給

エ　農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

オ　種苗の供給体制の確保

カ　農地の湛水を排除するための措置

キ　排水機場の機能回復のための応急工事の実施

ク　消雪促進のための措置

ケ　農業用施設の応急工事等の措置

4　家畜及び家畜飼養施設

(1)　被害状況の把握

市は、農業協同組合及び農業共済組合等と相互に連携し、家畜飼養者の被害状況を調査し、被害情報を佐渡地域振興局（農林水産振興部生産振興課）を通じ県に報告する。

(2)　二次災害防止対策

市は、家畜飼養者の被害状況により必要があると認めたときは、家畜飼養者、農業協同組合等に対し、次の二次災害防止対策の指示を行う。

ア　畜舎の二次倒壊防止措置

イ　停電発生農場への電源供給

ウ　生存家畜の救出

エ　家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による市民への危害防止措置

(3)　応急対策

市は、農業協同組合等との連携・協力の下に、家畜被害に対する次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

ア　死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

(ｱ)　死亡家畜の受入れ体制の確保

(ｲ)　死亡家畜の埋却許可

市民福祉班（生活環境課）　→　県福祉保健部

(ｳ)　家畜廃用認定

(ｴ)　家畜緊急輸送車両

(ｵ)　傷害による廃用家畜の緊急殺処分に対する検査

イ　家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置

(ｱ)　家畜飼養者に対する指導

(ｲ)　被災家畜の健康診断及び畜舎消毒

(ｳ)　家畜伝染病予防接種体制の確保

ウ　動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給
エ　家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給
県経済連、県酪連、県飼料卸組合

５　林産物及び林業施設

(1)　被害状況の把握

ア　市は、佐和田森林管理事務所、佐渡森林組合等と相互に連携し、林産物及び林産施設の被害状況を把握し、必要な緊急措置等を併せ、佐渡地域振興局農林水産振興部に連絡する。

イ　県は、林産物及び林産施設の被害状況をとりまとめるとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

(2)　二次災害防止対策

市は、緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、次の指導等を行い、生産者及び関係団体は、市からの指導及び指示事項について実施する。

ア　倒木等の除去
イ　林業等関係施設の倒壊防止措置
ウ　燃料、ガス等漏出防止措置

(3)　応急対策

市は、森林組合及び地域振興局と相互に協力して、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。

ア　林地等に、地すべり又は亀裂が生じている場合は、当該箇所をシートで覆う等の拡大を防止する措置
イ　苗木、立木等及び林産物の病害虫発生予防のための措置
ウ　病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給
エ　応急対策用資機材の円滑な供給
オ　林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

これを受けて、森林組合等は、林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講じる。

６　水産物及び水産施設

(1)　被害状況の把握

ア　市は、漁業協同組合等と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、被害情報について佐渡地域振興局（農林水産振興部水産庁舎）を通じ県に報告する。

イ　被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、県は積極的な支援を行う。

(2)　二次災害防止対策

市は、水産物、水産施設への二次災害を防止するために、船舶燃料等の漏出防止措置と流出油への引火防止措置の必要があると認めたときは、第九管区海上保安本部に次の協力要請を行う。

ア　流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関への協力要請
イ　船舶の座礁、破損により油の流出が生じた場合の油拡散防止措置、回収、無害化措置と関係機関への協力要請

ウ　養殖魚越冬施設の損壊や養魚池の漏水等による被害の拡大防止措置

エ　融雪水等により流出した流木等、漂流物の早期回収措置

(3)　応急対策

市は、佐渡漁業協同組合と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

ア　水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の増養殖施設の避難又は取水方法の改善

イ　応急対策用水産資材の円滑な供給

ウ　生育に悪影響を与えると考えられる場合の養殖物等に付着した泥の可能な限りの除去

エ　土砂又は流木により機能の低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復措置

オ　船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

カ　県指導漁業無線局による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害情報の提供

キ　冷凍・冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関し、その受入れ先の確保及び調整等

第 46 節　商工業の応急対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

市は、災害発生後の早急な地域経済の安定化のため、商工業に関する被害調査を迅速に実施し、食料や生活関連物資の安定供給を図るとともに、被災からの復旧に向けた労働者の確保や被災商工業者（以下、「被災事業所」という。）への融資対策等の早期実施に取り組む。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	地域産業振興課	産業振興係	○　商工業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○　商工団体との連絡調整に関すること。 ○　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部設　置　後	産業観光班	－	

(2)　各主体の責務

ア　企業、事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

イ　商工会の責務

(ｱ)　各商工会は、会員等の被災状況を把握する。

(ｲ)　各商工会は、被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ｳ)　市及び県の支援策に関する情報を会員等へ周知する。

ウ　市の責務

(ｱ)　企業の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。

(ｲ)　被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ｳ)　市及び県の支援策について被災中小企業者等に周知する。

2　被災状況の把握

(1)　被災状況調査の実施

市は、災害発生後における商工業の災害復旧支援（災害融資対策等）に資するため、全ての被災事業所（※ここでの事業所とは、物の生産又はサービスの提供を業務として行っている個々の場所）の被災状況を、調査・把握する。

調査の対象範囲は、市内における全ての被災事業所とする。

ただし、日本標準産業分類「大分類 A－農業」「大分類 B－林業」「大分類 C 一漁業」に属する事業所は除外する。（※全ての事業所－総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所）

(2)　被災状況調査結果の報告

市内の商工業に関する被災状況の調査結果は、県に報告する。なお、県では災害発生後 7 日（特に被害が大きい場合は 15 日）以内に国に報告する。

３　関係機関への協力・支援要請

調査の実施は、市の職員によるが、被災状況によっては、各商工会等に対し必要な支援・協力を要請する。

４　相談窓口の設置等

(1)　現地相談窓口の設置

市は、県が実施する被災事業所の相談に応じるための現地相談窓口の設置に協力する。

(2)　支援策の周知

市や県などの行政等で対応できる支援策について、市内の被災事業所等に対して周知する。

第 47 節　応急住宅対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。

災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

なお、災害救助法に基づく応急住宅対策については、県が実施し、市はこれに協力する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部 設　置　前	建築住宅課	住宅・都市 計画係 建　築　係	○　家屋等の応急危険度調査に関すること。 ○　応急仮設住宅等の建設及び入居者の選定に関すること。 ○　関係機関等との連絡調整に関すること。
災害対策本部 設　置　後	建　設　班	―	

(2)　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ)　被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

(ｲ)　応急仮設住宅の建設地を選定し、県が行う応急仮設住宅の供与に協力する。

(ｳ)　県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

(ｴ)　市営住宅の空部屋を仮住宅として提供する。

イ　県の責務

(ｱ)　応急仮設住宅を設置し、避難者に供与する。

(ｲ)　県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

(ｳ)　民間賃貸住宅の物件情報を提供する。

(3)　要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮 設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

2　被災住宅調査

市は、応急危険度判定の結果等から、災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。（災害発生から１週間以内を目途）

【調査事項】

ア　住宅及び宅地の被害状況

イ　被災地における市民の動向

ウ　応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望

3　応急住宅対策フロー図

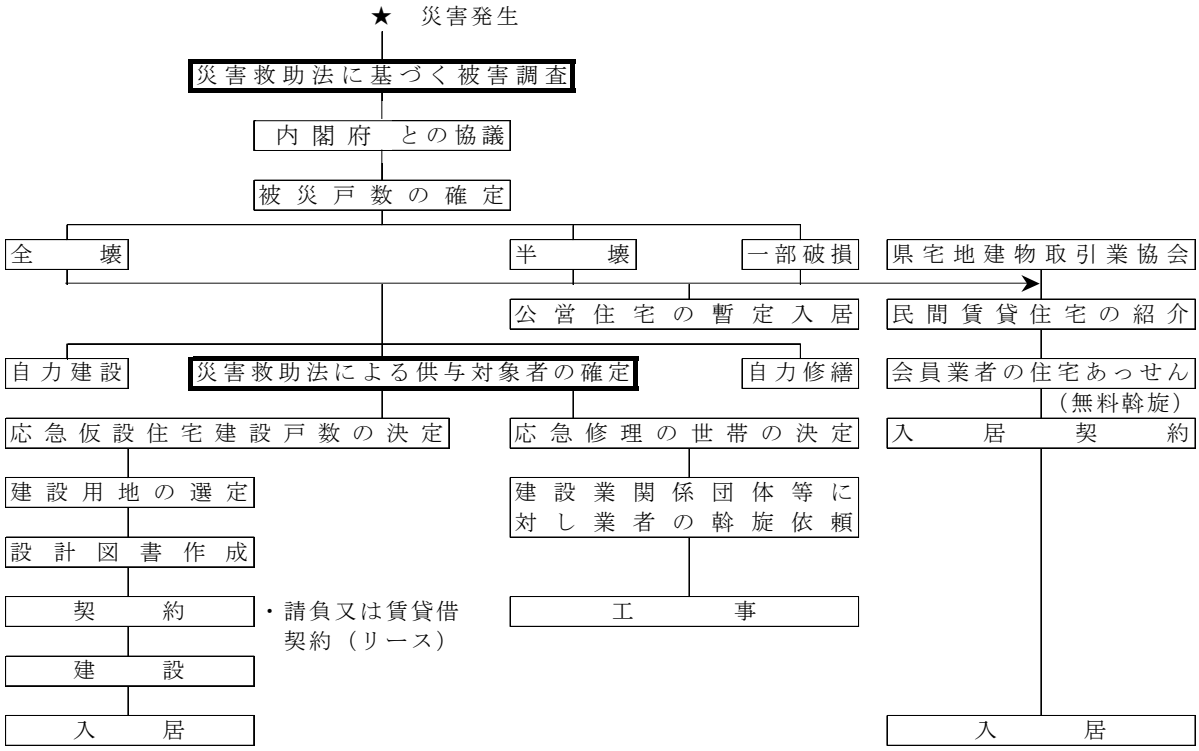

4　応急仮設住宅の供与

(1)　建設候補地の選定

ア　市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。

イ　建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。

(2)　入居者の選定及び管理

入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。

ア　入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者であること。

(ｱ)　住家が全壊、全焼又は流失した者
(ｲ)　居住する住家がない者
(ｳ)　自らの資力では、住宅を確保することができない者

イ　入居者の選定

入居者の選定に当たっては、次の要件のいずれかに該当するものを優先する。

(ｱ)　生活保護の被保護者及び要保護者
(ｲ)　特定の資産のない失業者
(ｳ)　特定の資産のない寡婦、母子世帯、父子世帯
(ｴ)　特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
(ｵ)　前各号に準じる経済的弱者

ウ　応急仮設住宅の管理

市は、県と結んだ委託協定に基づき、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入れ等に配慮し、運営・管理に努める。

エ　供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則２年以内とする。

５　被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理については、市が、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものである。

(1)　応急修理の対象者

ア　以下の全ての要件を満たす世帯

(ｱ)　新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。
(ｲ)　半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。
(ｳ)　応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
(ｴ)　応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

※　応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が１ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則６ヶ月）

イ　所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）

前年の世帯収入が、次のいずれかの要件を満たす世帯

(ｱ)　（収入額）≦500 万円の世帯
(ｲ)　500 万円＜（収入額）≦700 万円かつ、世帯主が 45 歳以上又は要配慮世帯
(ｳ)　700 万円＜（収入額）≦800 万円かつ、世帯主が 60 歳以上又は要配慮世帯

災害のため住家が半壊（焼）もしくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市又は県において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

(2)　応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施する。

(3)　応急修理の費用

応急修理に要する費用は、「新潟県災害救助法施行細則」による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。

(4)　応急修理の期間

災害発生した日から、原則として３カ月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内）に完了させること。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長することができる。

(5)　応急修理の手続

別紙「応急修理事務手続き」により行う。

(6)　制度の広報

広報紙、市ホームページ等を通じ、分かりやすい広報に努める。

６　公営住宅の特例使用

(1)　市は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続による。）

(2)　対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。市内の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。

(3)　市は、災害発生から３日以内を目途に、提供可能な住宅を市ホームページ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

７　民間賃貸住宅の紹介・あっせん

県は、(公社) 新潟県宅地建物取引業協会に、物件情報の集約を依頼し、協会は県が設置する相談所等において民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に物件を紹介し、会員業者は媒介手数料を無料で物件をあっせんし協力する。

別　紙

応急修理事務手続き

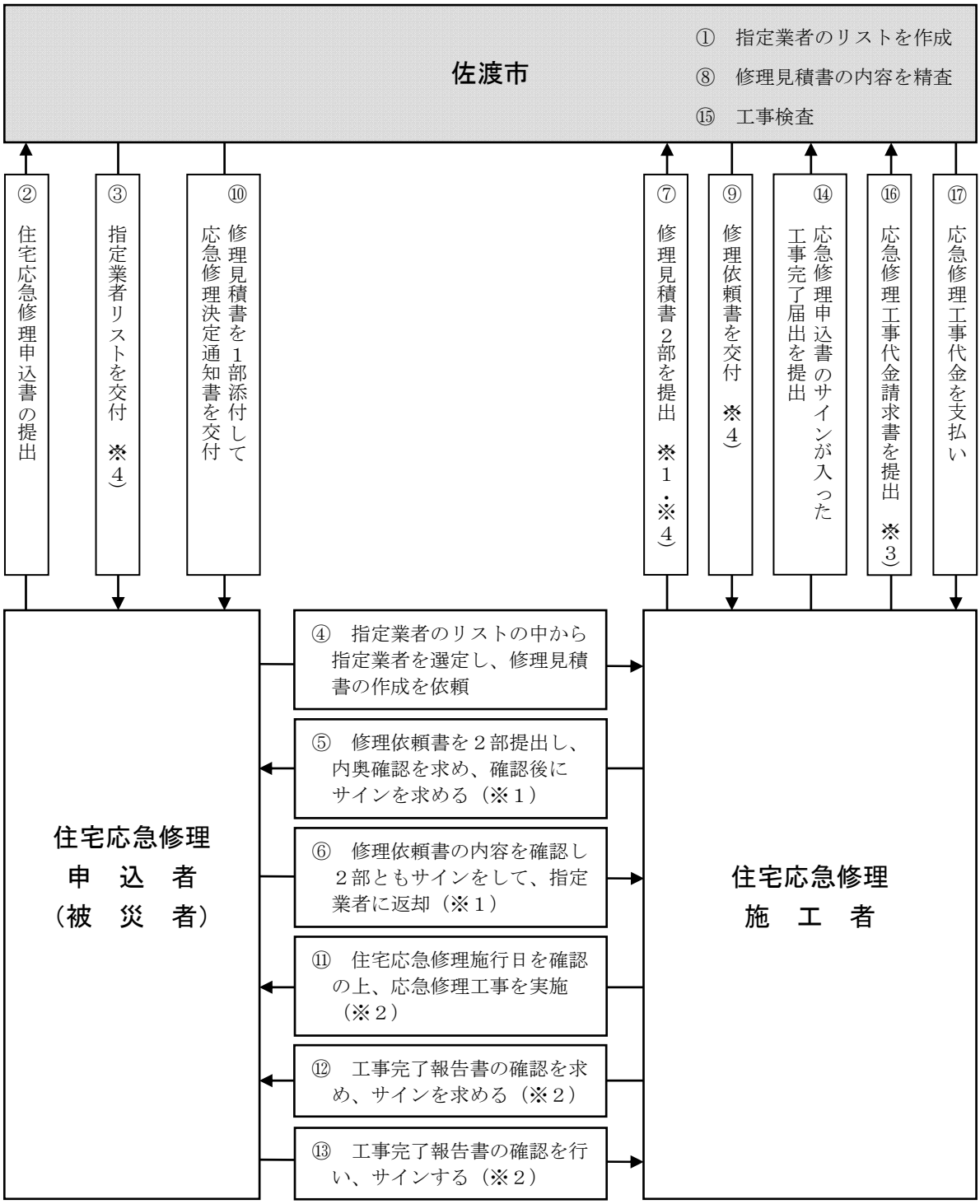

※１　⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等、部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施行前の写真を貼付すること。

※２　⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を貼付すること。

※３　「⑮応急修理工事代金請求書」は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。

※４　市の判断により、「③指定業者リストを交付」の段階で「⑨修理依頼書を交付」し、後日、「⑦修理見積書２部を提出」とすることもできる。

第 48 節　ボランティア受入れ計画

１　計画の方針

(1)　基本方針

大規模な災害等による災害応急対策を実施する上で、被災者や被災地支援のために活動する災害ボランティアを円滑に受け入れ、効果的なボランティア活動を行うため、佐渡市社会福祉協議会、日本赤十字社新潟県支部佐渡市地区、ボランティア団体等との連携体制を構築し、災害時における市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	社会福祉課	地域福祉係	○　ボランティアの受入れ等に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	－	

(2)　各主体の責務

ア　佐渡市社会福祉協議会の責務

災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるときは、市災害対策本部と協議し、ボランティアセンターを設置する。

イ　市の責務

(ｱ)　ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し､ボランティアセンターの運営を支援する。

(ｲ)　市災害対策本部は､ボランティアセンターを設置･運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設けるなどし､被災者ニーズや支援活動の全体像を把握し､連携のとれた支援活動が展開できるよう努める。

ウ　県の責務

(ｱ)　新潟県災害ボランティア調整会議と協働して新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）を新潟県庁内に設置し、県支援センターの運営を行う。

(ｲ)　災害ボランティア活動に係る情報の受・発信等を行う。

２　ボランティアセンターの設置

(1)　ボランティアセンターの設置

災害が発生したときは、佐渡市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、市災害対策本部と密接な連携の下、必要に応じてボランティアセンターを設置する。

ボランティアセンターは、市社協が中心となって運営し、市はその運営を支援する。

(2)　ボランティアセンターの活動

ア　ボランティアの受付、登録

イ　被災者ニーズの把握・分析及びボランティアへの情報の提供

ウ　ニーズ分析結果に基づく具体的な支援活動の調整、県支援センターへの協力要請等

エ　各班からの要請に基づくボランティアの派遣

オ　統括調整班との連絡調整

カ　ボランティア活動情報の集約・管理

キ　活動に関するボランティアへのオリエンテーション(活動内容等)

ク　救援活動に要する物資の確保と配布

ケ　ボランティア活動保険加入業務

コ　その他、被災地ニーズ等に基づいた活動

(3)　活動内容の記録

ボランティアの奉仕を受けた各班は、次の事項について記録し、実施担当班長（所属長）に報告する。

ア　ボランティアの名称、人数及び氏名

イ　期間

ウ　その他必要事項

第 49 節　義援金の受入れ・配分計画

１　計画の方針

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

また、全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に、多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災者が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ、必要な物資を送り届ける。

・義援金支給に係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	社会福祉課	地域福祉係	○　義援金の支給に関すること。
災害対策本部設　置　後	市民福祉班	―	

・義援金受入れに係る実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	会　計　課	出　納　係	○　義援金及び見舞金の受入れに関すること。
災害対策本部設　置　後	総　務　班	―	

２　義援金の受入れ、配分

(1)　義援金の受入れ（県）

県は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会等の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じて、次の事項を公表する。

ア　振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ　受入れ窓口

(2)　義援金の受入れ（市）

市は、一般の方からの義援金の受入れ、国又は地方公共団体から市長宛の見舞金の受入れ窓口を設置する。

ア　現金の受入れ及び義援金の管理

(ｱ)　現金の受入れ

a　一般の方から直接受領した義援金については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。

b　国又は地方公共団体からの見舞金は、一般会計収入として入金する。

(ｲ)　義援金の管理

a　一般の方からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

b　国又は地方公共団体から市長宛の見舞金は、一般会計として管理する。

イ　義援金の受入れ及び保管

市	1　受入れ窓口 総務班とする。 2　現金の受入れ (1)　一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。 (2)　国又は地方公共団体等からの見舞金は、一般会計の収入として入金する。 3　義援金等の管理 (1)　一般からの義援金は、歳入歳出外現金の「災害見舞金」として管理する。 (2)　国又は地方公共団体等からの見舞金は「一般会計」として管理する。
日赤	1　一般からの受入れ窓口を開設する。 2　一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 3　振込口座を設定する。

3　義援金の配分

(1)　義援金配分委員会の設置

実施担当班長（所属長）は、県、義援金受付団体に寄託された義援金について「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(2)　義援金配分委員会の構成

義援金配分員会の委員は、市（市民福祉班（社会福祉課））、奉仕団体、その他義援金受付団体等で構成し、委員長は、副市長をもってあてる。

(3)　配分計画

義援金配分委員は義援金受入れ額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を策定し、適正かつ円滑な配分を行う。

第 50 節　義援物資対策

1　計画の方針

(1)　基本方針

被災者ニーズに沿った物資を的確に把握するとともに、全国から寄せられる大量の義援物資について、 その受入れ体制及び保管方法等をあらかじめ定める。

ただし、大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものに関する情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	財　政　課	－	○　救援物資の受入れ管理に関すること。
災害対策本部設　置　後	企画財務班	－	

(2)　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ)　避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。

(ｲ)　早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

(ｳ)　ＮＰＯ等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

(ｴ)　県と密接な連携を図り効率的な管理・配布を行う。

イ　県の責務

(ｱ)　避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。

(ｲ)　インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災６時間後には全国へ発信する。

ウ　その他

活動の調整については、県災害対策本部(食料物資部)及び市災害対策本部が実施する。

(3)　要配慮者に対する配慮

要配慮者のニーズを把握し、要配慮者世帯を優先して義援物資を配分する。

(4)　積雪期の対応

義援物資の受入れに当たっては、積雪や寒さ対策等のニーズを考慮した物資を優先して全国に呼びかける。

2　業務の体系

☆ 風水害発生

	（提供申出対応）	（情報発信）	（情報収集）	
直後 ～６時間後	物資受入方針に基づく 電話、ﾒｰﾙ、FAX 対応	物資取扱情報	被災地ﾆｰｽﾞ	交通情報
１日目以降	物資受入方針に基づく 電話対応	被災地ﾆｰｽﾞ、要求、調達 情報	被災地ﾆｰｽﾞ	交通情報
災害対策本部縮小時期	電話対応（申出のお礼、受入停止の説明）	義援物資受入の停止宣言	被災地ﾆｰｽﾞ	

3　市の役割

(1)　義援物資の受入れ

ア　義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、市へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。

イ　救援物資は、分類別に区分し、保管管理表等を作成して管理するとともに、受払簿を備え、授受の状況を記録する。

(2)　義援物資の配分

ア　避難者の物資需要を把握する。

イ　救援を必要としている被災者に対し、自己調達物資、応援要請物資等の義援物資を調整し、避難者に対して効果的な配分を行う。

第 51 節　災害救助法による救助

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きい。

市は、市内において大規模な災害が発生し、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施するものとする。

・実施担当班（課）

設置状況	班（課）	係	担　当　内　容
災害対策本部設　置　前	防　災　課	防災安全係	○　災害救助法等の適用申請に関すること。
災害対策本部設　置　後	企画財務班	－	

(2)　各主体の責務

ア 市の責務

(ｱ)　市は、市内において災害が発生し、法の適用基準に該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況の調査を行い、県に報告するとともに、併せて、法の適用を要請する。

(ｲ)　市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合においては、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

イ　県の責務

県は、現に救助を必要とする者に対して、法による救助を行う。また、必要に応じて、県職員を市に派遣する。

(3)　積雪期の対応等

ア　法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ　要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記「豪雪対応における要配慮者の状況把握」により支援を行う。

2　業務の体系

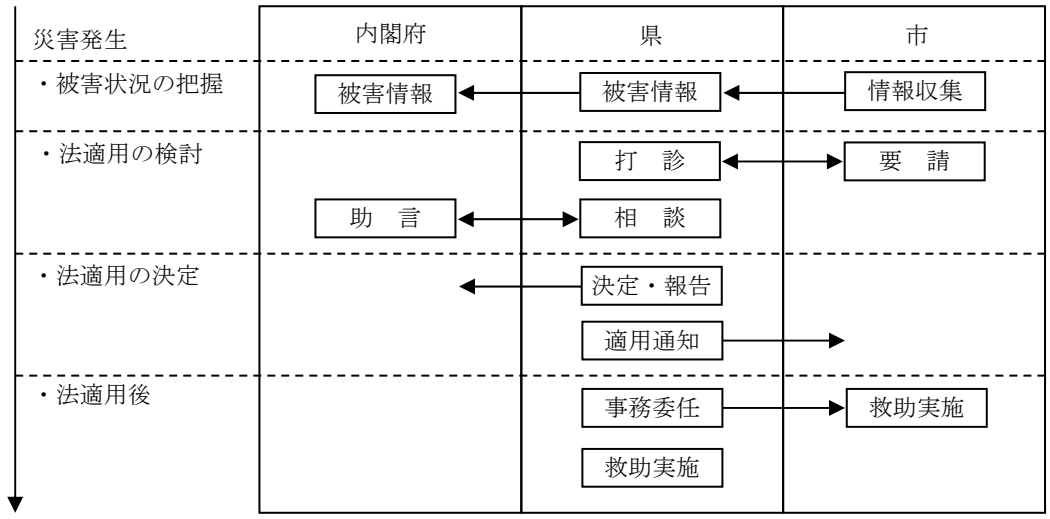

3　災害救助法の適用基準

(1)　基準の内容

法による救助は次により行う。

ア　適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ　同一災害によることを原則とする。

例外として

(ｱ)　同時点又は相接近して異なる原因による災害

(ｲ)　時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ　人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2)　適用基準

次の項目のいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア　住家の滅失した世帯が、80 世帯以上であるとき。

イ　県下の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数がアの２分の１以上であるとき。

ウ　県下の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

4　被害状況の判定基準

(1)　滅失世帯の認定

ア　住家が全壊(焼)又は流出した世帯を標準とする。

イ　住家が半壊(焼)した世帯は、２世帯をもって住家滅失世帯としてみなす。

ウ　住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって住家滅失世帯とみなす。

滅失世帯の認定

滅失世帯＝（全壊(焼)＋流失）＋（半壊(焼)×１／２）＋（床上浸水等×１／３）

(2)　住家滅失の認定

ア　住家全壊（全焼・全流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没もしくは焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいづれかのもの。

(ｱ)　住家の損壊・焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの。

(ｲ)　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

イ　住家半壊(焼)

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので次のいずれかのもの。

(ｱ)　損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの。

(ｲ)　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

ウ　床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※１　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※２　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(3)　世帯及び住家の認定

ア　世帯

(ｱ)　生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(ｲ)　学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を１世帯とする。

イ　住家

(ｱ)　現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(ｲ)　炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して１住家とする。

(ｳ)　アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって１住家とする。

(ｴ)　学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

５　災害救助法の適用

(1)　知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第１条)

(2)　知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(法第 13 条第１項、新潟県災害救助法施行細則第 17 条)

(3)　市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。(法第 13 条第２項、新潟県災害救助法施行細則第 17 条)

(4)　市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。(新潟県災害救助法施行細則第３条)

６　災害救助法の適用手続き

市長は、災害が法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、併せて、法の適用を要請する。

(1)　報告担当者

法の適用申請事務は、市長の指示により災害対策本部事務局（企画財務班）が行う。

(2)　報告内容

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の概況

ウ　被害状況調べ

エ　すでに取った救助措置及び取ろうとする措置

オ　その他必要事項

７　災害救助法による救助の実施

法による救助は、国の責任において行われるが、その実施については知事に全面的に委任されていることから、知事は国の機関として救助に当たる。また、知事は救助を迅速に行うため、救助の実施に関する職権の一部を、市長に委任することができる。(法第 13 条、新潟県災害救助法施行細則第 17 条)

(1)　救助の種類

ア　避難所及び応急仮設住宅の供与

イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ　医療及び助産

オ　被災者の救出

カ　被災した住宅の応急修理

キ　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク　学用品の給与

ケ　埋葬

コ　死体の捜索及び処理

サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2)　救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第 23 条第２項）

(3)　市長による救助の実施

ア　知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長に委任することができる。

イ　知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせるときは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。

ウ　前記１のうち、ア（応急仮設住宅を除く。）、イ、ウ、オ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時に、これらの救助を市長が行う旨通知するものとする。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、法に基づいて実施したものとみなす。

エ　知事は、前記イ以外の救助についても、必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

(4)　災害救助法による救助の内容

災害救助法による救助の内容は、次のとおりとする。

ただし、災害救助法による救助に係る災害応急対策活動を実施する各班においては、各対策に具体的に実施すべき内容を定めてあるので、各対策も参照すること。

ア　避難所及び応急仮設住宅の供与

(ｱ)　避難所の設置

１　実施者	市長
２　救助対象者	１　災害によって現に被害を受けた者 (1)　住家が被害を受け、居住の場所を失った者 (2)　現に災害を受けた者（旅館の宿泊人、下宿人、一般家庭の来訪者、通行人等） ２　災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 (1)　避難指示が出た場合 (2)　避難指示は出ていないが、緊急に避難する必要がある場合
３　救助の方法	１　避難所の設置 (1)　既存建物利用（学校、公民館、神社、寺院、旅館、工場、倉庫等） (2)　野外仮設（仮設建物、天幕借上げ） ２　避難所の設置予定場所については、事前に定めて市民に周知しておくこと。 ３　避難所を設置したときは、速やかに罹災者に場所を周知させ収容保護すること。 ４　市長は、各避難所ごとに責任者を派遣して罹災者の保護及び避難所の管理に当たること。

4　費用の範囲	1　人夫賃（設置、維持及び管理の人夫賃金） 2　消耗器材費（上敷ゴザ、床又は間仕切用の板、釘、ブロック、ロウソク、掃除用具） 3　建物器物等使用謝金 4　燃料費（採暖、湯茶を沸かす薪炭、石炭、ガス、電気等の経費） 5　仮設便所、炊事場の設置及び臨時電灯設備費等 6　衛生管理費（手洗用クレゾール石けん代等）
5　費用の限度	1　基本額　１人１日当たり 300 円以内 2　加算額　冬季（１０月～３月）については、別に定める額を加算する。 3　一日とは、時間の多少を問わないから、夕刻に収容した場合も、朝退所した場合もすべて一日とする。
6　救助の期間	災害発生の日から７日以内
7　特別基準	避難所開設期間の延長。延長の期間は、通常の場合基準期間である７日以内
8　実施状況報告	1　避難所の開設状況報告（開設後直ちに） (1)　開設の日時及び場所 (2)　箇所数及び収容人員 (3)　開設期間の見込み 2　避難所収容状況報告（日報） 収容人員（避難所別） 3　避難所閉鎖報告（閉鎖後直ちに）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　避難所用物資受払簿（救助の種目別物資受払簿）（整備書類６） 3　避難所設置及び収容状況（第９号様式） 4　避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
10　その他	1　避難所へ収容する者は、居住地の有無には全く関係ない。 2　冬期、夏期の判定は、災害の発生した日をもって決定する。

(ｲ)　応急仮設住宅

1　実施者	県知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　住家が全焼、全壊又は流出した者であること。 2　居住する住家がない者であること。 3　自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 4　該当者の選考については選考委員会（市職員、民生委員、自治会長、福祉団体の長）により適正な選考をする。
3　救助の方法	1　原則として県において設置するが、災害の規模等により市長の設置が可能なときは、市長に事務委任する。 2　工事は、実施者の直営又は業者に請負わせて実施する。 3　設置基準は、29.7 ㎡（９坪）を基準とする。構造は１戸建又はアパート式建築のいずれでもよい。 4　市長は、建設戸数に対応する土地を選定の上、私有地については２ヶ年程度の土地使用契約をする。 5　入居については、入居契約書を徴して入居させ、後日立ち退き等についての問題の生じないよう配慮すること。

4　費用の範囲	1　敷地費、建築費、付帯工事費、人夫賃、建築事務費等の一切の経費 2　直営工事の場合の事務費 3　法第 24 条の規定によって従事命令の場合の実費弁償費
5　費用の限度	1　１戸当たり 29.7 ㎡を基準 １戸当たりの基準 29.7 ㎡は当該応急仮設住宅の平均が概ね 26.4 ㎡以内であればよいことであり、家族数の多少により基準面積を若干上下することは差し支えない。 2　基準単価 2,404,000 円以内 基準単価2,404,000円も当該仮設住宅の設置に要する平均単価 2,404,000 円以下であればよい。
6　救助の期間	1　着工期間　災害発生の日から 20 日以内 2　竣工期間　着工後速やかに竣工する。
7　特別基準	1　設置戸数限度の引上げ 住宅事情、経済的事情を十分に検討した上、申請する。 2　着工期間の延長 延長の期間は必要最小限度の期間とする。
8　実施状況報告	1　入居該当者の報告 2　設置戸数の協議 3　着工報告（日報） 4　竣工報告（日報） 5　市長に事務委任した場合は新潟県災害救助実施要領による。
9　整備書類	1　応急仮設住宅建設関係資材受払簿 （救助の種目別物資受払簿）（整備書類６） 2　応急仮設住宅設置台帳（第 10 号様式） 3　応急仮設住宅建築のための工事代金支払等証拠書類 4　建築のための工事（契約書、設計書、仕様書等）関係書類 5　救助実施記録日計票（第８号様式） 6　応急仮設住宅敷地貸借契約書 7　応急仮設住宅使用貸借契約書
10　その他	貸与期間は、工事完了の日から２ヶ年以内

イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ｱ)　炊き出しその他による食品の給与

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　避難所に収容された者であること。 2　住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため炊事のできない者 3　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者 4　被害を受け、一時縁故先等に避難する者 5　床下浸水ではあるが自宅において自炊不可能な者
3　救助の方法	1　通常として、包装食、にぎりめし、パン等が適当である。 ただし、幼児ミルク等の給与に配慮すること。 2　副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器を要しないもの。 3　炊事所に責任者（市職員）を派遣し、円滑な救助の実施を図る。

4　費用の範囲	1　主食費 (1)　米穀販売業者及び食料事務所等から購入した米穀 (2)　産業給食提供業者から購入した弁当等 (3)　一般の食料品店その他から購入したパン、乾パン、うどん、インスタント食品等 2　副食費 品目及び数量については、制限なし。 3　燃料費 品目及び数量については、制限なし。 4　雑　費 (1)　器物（釜、なべ、やかん、杓子、バケツ等）の使用謝金又は借上料 (2)　にぎり飯を包む包装紙類、経木、茶、はし、荷札等の購入費 (3)　備品類の購入は認められない。
5　費用の限度	1　１人１日当たり 1,010 円以内 2　主食、副食、燃料、雑費等の一切を含む。 1,010 円≧総経費÷（総延給食費÷３）
6　救助の期間	1　災害発生の日から７日以内 2　被災者が一時縁故先へ避難する場合は、3 日以内を旅程に応じ現物を支給することができる。
7　特別基準	給与期間の延長。延長の期間は、通常の場合基準期間である７日以内
8　実施状況報告	1　炊き出し開始報告 2　炊き出し終了報告 3　炊き出し場所数（日報） 4　炊き出し場所別給与人員（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　炊き出しその他による食品給与用物資受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　炊き出し給与状況（第 11 号様式） 4　炊き出し用品借用簿（第 11 号様式） 5　購入代金等支払状況証拠書類
10　その他	1　基準以外の分（費用の限度額を超えた場合、市職員、消防団員、応援要員等の食べた分）は市の負担 2　配分漏れ、重複支給のないよう注意する。 3　実際に、罹災者に支給した分のみであり、輸送途中で亡失した分は負担金の対象とならない。 4　学校給食法に基づくものは、対象とならない。

(ｲ)　飲料水の供給

1　実施者	市長
2　救助対象者	災害のため、現に飲料水を得ることができない者 1　住宅等に重大な被害を受けなくても、水源地の汚染、水道の破壊等による場合も考えられる。 2　飲料水及び炊事のための水に限る。
3　救助の方法	1　ろ水器等による浄水の供給及び飲料水中に直接投入する浄水剤の交付 2　被災地近くの水源地から飲料水を運搬して供給する。

4　費用の範囲	1　ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修理費及び燃料費 (1)　機械…運搬する車、ポンプ等 　　器具…バケツ、タル、ビン、水のう等 (2)　燃料費とは、ろ水器、自動車等のガソリン代であり、採暖料ではない。 2　浄水用薬品及び資材費 (1)　薬品費とは、被災者が直接飲用する水を浄水するカルキ等に要する費用に限られ、一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない。 (2)　資材費とは、浄水用のネル、布、ガーゼ等の経費
5　費用の限度	1　供給必要量（1人1日おおむね3ﾘｯﾄﾙ）をろ水又は運搬する直接、間接の経費（基準はない） 2　機械器具の借上料、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材の費用は、その地域の通常（平時）の実費とする。
6　救助の期間	災害発生の日から7日以内
7　特別基準	供給期間の延長。延長の期間は、通常の場合基準期間である7日以内
8　実施状況報告	飲料水の供給地区、対象人員、供給水量及び供給方法（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第8号様式） 2　給水用機械器具、燃料、浄水用薬品資材受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（整備書類6） 3　飲料水の供給簿（第12号様式） 4　支払関係証拠書類及び物品受払関係書類
10　その他	飲料水供給のための恒久的対策は、負担金の対象として認められない。 1　ボーリング等による新水源発見の費用 2　送水するための配水管を敷設する費用 3　水道の修繕費、井戸さらいの場合の人夫賃、資材費等は原則的には認められない。

ウ　被服寝具その他生活必需品給与又は貸与

1　実施者	県知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者 2　被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 3　被服寝具その他生活必需品物資がないために直ちに日常生活を営むことが困難である者
3　救助の方法	被災者台帳（第6号様式）に基づき、割当計画を作成し、被災者の被害区分に応じた受領書を徴して支給する。
4　費用の範囲	1　寝具（就寝に必要な最小限度の毛布、布団等） 2　外衣（普通衣、作業衣、婦人服、子供服等） 3　肌着（じゅばん、シャツ、ズボン下、パンツ等の下着類） 4　身回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、地下足袋、サンダル、傘等） 5　炊事道具（なべ、かま、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具等） 6　食器（はし、茶碗、皿、汁碗等） 7　日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉、上敷ゴザ等） 8　光熱材料（マッチ、ロウソク、薪、木炭、プロパンガス等） 以上8種類に限定されるのが原則であるが、内容の個々の品目については、各人の被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

<table>
<tr><td rowspan="6">5　費用の限度</td><td colspan="7">1　全壊(焼)又は流失世帯　（単位：円）</td></tr>
<tr><td>世帯
季別</td><td>1人
世帯</td><td>2人
世帯</td><td>3人
世帯</td><td>4人
世帯</td><td>5人
世帯</td><td>6人以上1人を
増す毎に</td></tr>
<tr><td>夏期
(4月～9月)</td><td>17,500</td><td>22,600</td><td>33,300</td><td>39,900</td><td>50,500</td><td>7,400</td></tr>
<tr><td>冬期
(10月～3月)</td><td>29.000</td><td>37,500</td><td>52,300</td><td>61,300</td><td>77,000</td><td>10,500</td></tr>
<tr><td colspan="7">2　半壊(焼)又は床上浸水世帯</td></tr>
<tr><td>世帯
季別</td><td>1人
世帯</td><td>2人
世帯</td><td>3人
世帯</td><td>4人
世帯</td><td>5人
世帯</td><td>6人以上1人を
増す毎に</td></tr>
<tr><td>夏期
(4月～9月)</td><td>5,700</td><td>7,700</td><td>11,600</td><td>14,000</td><td>17,700</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>冬期
(10月～3月)</td><td>9,200</td><td>12,200</td><td>17,100</td><td>20,300</td><td>25,800</td><td>3,300</td></tr>
<tr><td>6　救助の期間</td><td colspan="7">災害発生の日から10日以内</td></tr>
<tr><td>7　特別基準</td><td colspan="7">1　給貸与の期間延長
延長期間は、通常の場合、基準期間である10日以内
2　季別の変更申請は、給与する前を原則とするが、給与期間中でもよい。
3　限度額の引上げ。</td></tr>
<tr><td>8　実施状況報告</td><td colspan="7">1　世帯構成員別被害状況
2　給与状況報告（日報）
3　給与完了報告</td></tr>
<tr><td>9　整備書類</td><td colspan="7">1　救助実施記録日計票（第８号様式）
2　被服、寝具等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６）
3　被服寝具その他生活必需品の給与状況（第13号様式）
4　救助物資受領書
5　救助物資給与関係調達、支払証拠書類</td></tr>
<tr><td>10　その他</td><td colspan="7">1　被災者の世帯構成人員は、実際に給与する時点の人数によること（死亡行方不明は、除く。）。
2　季別の区分は、災害発生の日をもって決定する。
3　旅館の宿泊人が被災した場合、必要があれば給与して差し支えない。
この場合、厚生労働大臣に協議して特別基準の設定を行う。</td></tr>
</table>

エ　医療及び助産

(ｱ)　医療

1　実施者	知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者 (1)　医療を必要とするに至った原因を問わない。 (2)　傷害を受け、又は疾病にかかった日時を問わない。 (3)　患者自身の経済的能力の如何を問わない。 (4)　罹災者のみに限定されない。 2　応急に医療を施す必要がある者で、次のような者は対象とならない。 (1)　災害発生の混乱時に強いて治療しなくてもよいような疾病

	(2)　就職等のための健康診断 (3)　予防注射等の防疫上の措置
3　救助の方法	原則として救護班によって行う。救護班では、医療ができない程度の重傷者及び救護班の到着を待つことができない緊急患者については一般医療機関への入院又は通院もやむを得ない。
4　費用の範囲	1　診察 2　薬剤又は治療材料の支給 3　処置、手術その他の治療及び施術 4　病院又は診療所への収容 5　看護
5　費用の限度	1　救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費 2　一般病院等又は診療所による場合 (1)　国民健康保険の診療報酬の額以内 (2)　診療点数は、当該医療機関が採用しているものとする。 3　施術者による場合 当該地域内における協定料金の額以内
6　救助の期間	災害発生の日から 14 日以内
7　特別基準	医療期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である１４日以内
8　実施状況報告	1　救護班の派遣の必要性 2　救護班の開始報告 3　診療人員及び実施状況（日報） 4　救護班終了報告
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　医薬品衛生材料受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　救護班活動状況（第 14 号様式） 4　病院診療所医療実施状況（第 15 号様式） 5　医療関係支払証拠書類
10　その他	法による医療の優先（他法に優先して医療費を支出することができる。） 国民健康保険、健康保険、共済組合保険等に加入している者であって、すべてこれらの社会保険に優先して本法が適用されるので、留意すること。 したがって、14 日のうちに保険給付、医療扶助等の切替え手続の処理をすること。

(ｲ)　助産

1　実施者	知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　災害のため、助産の途を失った者であること。 2　被災者であると否とを問わない。 3　本人の経済的能力の如何を問わない。 4　災害の発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者でなければならない。 5　出産のみでなく、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者

3　救助の方法	1　救護班によって行われることが望ましいが、助産師によることもできるものとする。 2　救護班及び助産師のほか、産院又は一般医療機関で行っても差し支えない。
4　費用の範囲	1　分娩介助に要する経費 　陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助 2　分娩前、分娩後の処置に要する費用 　出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後措置 3　脱脂綿、ガーゼその他衛生材料 　その他の衛生材料としては、ネル、サラシ、油紙、アマニ油、リゾール、シッカロール
5　費用の限度	1　救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）薬剤の実費 2　助産師による場合は、当該地域における慣行料金の８割以内の額とする。
6　救助の期間	分娩した日から７日以内
7　特別基準	助産期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である７日以内
8　実施状況報告	助産の実施状況（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　医薬品衛生材料受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　助産台帳（第 16 号様式） 4　支払関係証拠書類
10　その他	非常災害に遭遇したことのショックにより異常出産等も考えられるので、生命の安全については、特に配慮すること。

オ　被災者の救出

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者 (1)　火災の際に、火中に取り残されたような者 (2)　地震の際に、倒壊家屋の下敷きになったような場合 (3)　水害の際に、流失家屋とともに流されたり、孤立した地点にとり残された場合又は山津波により生き埋めになったような場合 2　災害のため、生死不明の状態にある者 (1)　行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者 (2)　行方は分かっているが、生命があるかどうか明らかでない者 3　災害にかかった原因の如何を問わない。 4　人の救出だけに限定されている。
3　救助の方法	生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法をとること。

4　費用の範囲	1　借上費 (1)　船艇その他救出のために必要な機械及び器具借上費 (2)　直接捜索及び救出作業に使用したものに限る。 2　修繕費 救出のために使用した機械及び器具の修繕費 3　燃料費 (1)　機械及び器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代 (2)　捜索や救出作業を行う場合の照明の灯油代 (3)　救出した者を蘇生させるための採暖用の燃料費 4　救出のための人夫賃及び輸送費は、経理上救出費から分離し、「輸送費」及び「人夫賃」として一括計上すること。
5　費用の限度	救出に要した経費が有効かつ適切なものであった場合において当該地域の通常の実費とする。
6　救助の期間	災害発生の日から３日以内（４日以後は、死体の捜索として取り扱う。）
7　特別基準	救出期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である３日以内 1　現に救出を要する者が眼に見えるようなとき。 2　家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき。 3　災害の発生が継続してるとき。
8　実施状況報告	救助の実施状況報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　罹災者救出用の機械、器具、燃料受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　被災者の救出状況記録簿（第 17 号様式） 4　救出費用支払及び物品関係証拠書類
10　その他	船舶の遭難 原則的には、水難救護法によって救護されることになるが、同法にて不十分な場合は、本法が適用されることもある。

カ　被災した住宅の応急修理

1　実施者	県知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　災害によって、住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者 (1)　半壊（焼）したものに限定し、全壊(焼)、流出及び床上浸水は含まれない。 (2)　災害に起因するものであること。 2　自らの資力をもってしては、応急修理ができないものであること。
3　救助の方法	1　救助の実施機関である知事（委任→市長）が各対象世帯個々の修理計画を作成し、現物給付をもって実施すること。 （注）現物給付というのは、木材、釘、トタン板等の材料を支給する意味でなく、実施機関が大工等を雇って実施することをいう。 2　実施者が調査の上、作成した修理計画（仕様書）に基づいて業者に請け負わせるか又は直営工事とすること。

	3　日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理とすること。 (1)　居室　　(2)　炊事場　　(3)　便所等
4　費用の範囲	1　修理の規模については、坪数の制限はないが、居室、炊事場 、便所等日常生活に欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所の最小限度の補修費（土台、壁、窓、戸、天井、屋根等） 2　応急修理の原材料費（木材、トタン、釘、ガラス、必要最小限度の畳等） 3　大工、左官、人夫賃等の労務費 4　材料の輸送費、工事事務経費等 5　法第 24 条の規定による従事命令の場合の実費弁償費
5　費用の限度	1 世帯当たり 520,000 円以内
6　救助の期間	1　着工時期　　災害発生後できるだけ早い時期 事務委任した場合は、委任完了後速やかに着工する。 2　完了時期　　災害発生の日から１カ月以内
7　特別基準	完了期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である１カ月以内
8　実施状況報告	1　住宅応急修理の該当者の報告 2　修理戸数の協議 3　着工及び竣工報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　住宅応急関係資材等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　住宅の応急修理記録簿（第 18 号様式） 4　修理のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等） 5　工事代金等支払関係証拠書類
10　その他	1　市に事務委任した場合、新潟県災害救助実施要領による。 2　同一住家に２以上の世帯が居住している場合は、１世帯とみなす。

キ　生業資金に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

生活福祉資金、災害援護資金等各種貸付制度等が充実された現在、これらの制度を活用することとし、この生業資金の貸与制度は、事実上停止している。

ク　学用品の給与

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　災害によって、住家に被害（全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水）を受けた児童・生徒であること。 2　高等学校等生徒、中学校生徒、小学校児童に限ること。（養護学校、盲ろう学校を含む。） 3　学用品がなく就学に支障を生じている場合に給与する。
3　救助の方法	1　学校長、市教育委員会等の協力を得て、児童・生徒の確実な人員数、学年別数を把握すること。 2　小中学校の学年別に配分計画表を作成し、必要量に限って調達すること。 (1)　なるべく学年別によって、同一規格、同一価格のものを購入し、事務的煩雑を防ぐこと。 (2)　多量の場合は､各品目別に購入価格の平均額を決めることもやむを得ない。 3　支給に当たっては、親権者の受領書を徴しておくこと。

4　費用の範囲	1　教科書（文部科学省検定教科書又は文部科学省著作教科書に限る。） 2　教材 　県又は市教育委員会に届出又は承認を受けて使用している準教科書及びワークブック（辞書、図鑑等は、除外するのが適当である。） 3　文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、ｸﾚﾖﾝ、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等） 4　通学用品（運動靴、体育着、カバン、傘、長靴等） 　文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目で特に必要のあるものについては、変更して差し支えない。
5　費用の限度	1　教科書及び教材　　実費 2　文房具及び通学用品 (1)　小学校児童　１人当たり 4,100 円以内 (2)　中学校生徒　１人当たり 4,400 円以内 (3)　高等学校等生徒　１人当たり 4,800 円以内
6　救助の期間	1　教科書　　災害発生の日から１カ月以内に支給完了 2　文房具及び通学用品　　災害発生の日から 15 日以内に完了
7　特別基準	給与期間の延長 1　教科書及び教材　　期間延長は、通常の場合、１カ月以内 2　文房具及び学用品　　期間延長は、通常の場合、15 日以内
8　実施状況報告	1　学年別被災児童、生徒数 2　支給状況別報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　教科書及び学用品等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　学用品の給与状況（第 20 号様式） 4　学用品購入関係支払証拠書類
10　その他	小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒の判定は、原則として災害発生の日によるものとする。ただし、学年末等の場合は、実情に則した判定をして差し支えない。

ケ　埋葬

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　災害時の混乱の際、死亡したものであること。 (1)　死因及び場所の如何を問わない。 (2)　災害発生の日以前に死亡した者でまだ埋葬が終わっていないもの 2　災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。 (1)　緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。 (2)　墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。 (3)　埋葬を行うべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼児等で埋葬を行うことが困難であるとき。 (4)　経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無に関わらず、棺、骨つぼ等の入手ができないとき。
3　救助の方法	1　埋葬の程度は、応急仮葬であり、土葬又は火葬とする。 2　救助の実施機関が現物給付をして実施することを原則とする。 3　民間の第三者が埋葬を行った場合には、例外的措置として、費用の限度内で実費を補償することができる。

4　費用の範囲	1　埋葬の際、使用する棺、骨つぼ等（応急仮葬であり、いわゆる一般の葬祭とは異なるので、供花、供物、酒代等の類は認められない。） 2　火葬料、埋葬料及びこれに伴う輸送費及び人夫賃
5　費用の限度	1　大人（満 12 歳以上）　1 体当たり 199,000 円以内 2　小人（満 12 歳未満）　1 体当たり 159,200 円以内
6　救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7　特別基準	埋葬期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内
8　実施状況報告	埋葬救助の実施状況報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　埋葬資材受払状況（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　埋葬台帳（第 21 号様式） 4　埋葬、支払関係証拠書類
10　その他	法の適用地域の死体が法の適用されない地域へ漂着した場合 その死体が当該災害によるものと推定される場合には、適用市町村へ連絡するとともに、県に対しても報告し、指示を受けること。

コ　死体の捜索及び処理

(ｱ)　死体の捜索

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　行方不明の状態にある者で、周囲の事情により、既に死亡していると推定される者 (1)　行方不明になってから既に相当な時間を経過している場合 (2)　災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合 2　死亡した原因の如何を問わない。 3　死亡した者の居住地の法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は、関係しない。
3　救助の方法	多数の死亡者の死体を判明しないまま放置することは、人道上からも人心の安定を図る上からも許されるべきではないので、市民の労力奉仕等により捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
4　費用の範囲	1　借上費 (1)　船艇その他の捜索に必要な機械及び器具の借上費 (2)　直接捜索作業に使用したものに限る。 2　修繕費 捜索のために使用した機械及び器具の修理費 3　燃料費 機械及び器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等 4　死体捜索のための人夫賃及び輸送費は、経理上捜索費から分離し、「輸送費」「人夫賃」に一括計上すること。
5　費用の限度	捜索を実施するに、真にやむを得ない上記に要する費用の通常の実費とする。

6　救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7　特別基準	捜索期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内
8　実施状況報告	捜索状況報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　捜索用機械、器具、燃料受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　遺体の捜索状況記録（第 22 号様式） 4　捜索費用支払及び物品関係等証拠書類
10　その他	被災者の救出と死体の捜索とを区分することが極めて困難である場合は、災害発生後３日間は救出とし、３日以降は捜索として扱うのが適当である。

(ｲ)　死体の処理

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　災害の際、死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、死体の一時保存又は検案を行うことができない場合 2　通常、死体の発見から埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。
3　救助の方法	1　救助の実施機関が現場給付として行うものであること。 (1)　死体の一時保存のための施設等の設置 (2)　死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供 (3)　処理に必要な物資の調達 2　刑事訴訟法及び検視規則等他の法令規定に該当するものは、該当法令に基づいて実施すること。 (1)　死亡の原因が明らかでない変死体等 (2)　警察官が発見した死体又は警察官に届出がなされた死体等 3　検案については、原則的には救護班が実施する。
4　費用の範囲	1　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 2　死体の一時保存のための費用 （原則的には、輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。） 3　救護班によらない場合の検案料
5　費用の限度	1　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 １体当たり 3,300 円以内 2　死体の一時保存 (1)　既存建物を利用する場合 借上げに要する通常の実費 (2)　野外仮設の場合 １体当たり 5,000 円以内 3　検案（救護班によらない場合） 当該地域の慣行料金の額以内で検案書代を含まない。
6　救助の期間	災害発生の日から 10 日以内

7　特別基準	処理期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内
8　実施状況報告	死体処理実施状況（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　死体処理物資受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　遺体処理台帳（第 23 号様式） 4　死体処理費支出関係証拠書類
10　その他	死体の捜索、埋葬等との関係に留意すること。

サ　障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去

1　実施者	市長
2　救助対象者	1　当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 2　日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物の除去に限られること。 3　自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないものであること。 4　住家の半壊又は床上浸水したものであること。
3　救助の方法	1　市長が現物給付をもって実施すること。 除去に必要な機械、器具の借上げにより賃金職員等及び技術者等を動員して障害物を除去すること。 2　日常生活に欠くことのできない場所の障害物を応急的に除去するものであり、原状回復することではない。
4　費用の範囲	除去に必要な機械、器具（ロープ、スコップ等）等の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費
5　費用の限度	１世帯当たり 137,500 円以内
6　救助の期間	災害発生の日から 10 日以内
7　特別基準	処理期間の延長 延長の期間は、通常の場合、基準期間である 10 日以内
8　実施状況報告	1　障害物除去対象数 2　障害物除去実施状況（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　障害物除去関係物資等受払簿 （救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　障害物除去の状況（第 24 号様式） 4　除去のための工事関係書類（契約書、仕様書等） 5　除去費支払関係書類証拠書類
10　その他	1　住家の所有権にかかわりなく実施して差し支えない。 2　業者に一括して請け負わせて差し支えない。

シ　その他

(ｱ)　応急救助のための輸送

1　実施者	県知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　罹災者を避難させるための輸送 (1)　避難指示に基づき避難する市民の輸送 (2)　罹災者を誘導するための人員、資材等の輸送 (3)　警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が応援した場合は、認められない。 (4)　災害の予防又は拡大の防止のための人員、物資、資材の輸送は、認められない。 (5)　避難所から帰宅する際の輸送は、原則的には認められない。 2　医療及び助産のための輸送 (1)　重症患者又は産婦を救護班の仮設する診療所、病院、産院等に入院、通院させる場合の輸送 (2)　救護班に関する人員の輸送 (3)　退院又は分娩後の帰宅の際の輸送は、原則的には認められない。 3　被災者救出のための輸送 (1)　救出された被災者の輸送 (2)　救出のために必要な人員、資材等の輸送 4　飲料水供給のための輸送 (1)　飲料水そのものの輸送 (2)　飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送 5　救済用物資の輸送 (1)　被服、寝具その他生活必需品の給与のための輸送 (2)　炊き出し用食料等の輸送 注：　被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資を救済用物資という。 (3)　学用品支給のための輸送 (4)　救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送 (5)　その他被災者救援のために直接使用される一切の物資の輸送 （10 その他欄に記載したものを除く。） 6　死体の捜索のための輸送 死体の捜索のために必要な人員、資材等の輸送 7　死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送 (1)　死体の消毒、縫合、洗浄等の処理及び検案のための救護班員等の人員の輸送 (2)　死体の処置のための衛生材料等の輸送 (3)　死体発見場所から一時安置所までの輸送 (4)　死体の移動に伴う死体そのものの輸送 (5)　死体を輸送するための人員の輸送
3　救助の方法	1　県、市町村等所有の自動車、船舶等を使用して実施する。 2　輸送業者等から借り上げて実施する。契約する際、条件を明確にし、最も有効かつ適切な方法をとるよう配慮すること。 3　輸送業者以外から借り上げて実施する。
4　費用の範囲	1　運送費（運賃） 2　借上料 3　燃料費 4　消耗器材費 5　修繕費

5　費用の限度	当該地域の通常の実費とすること。原則的には、国土交通省の許可を受けている料金の額以内とすること。
6　救助の期間	各救助種目別の定められている救助期間の範囲内とすること。 （種目ごとの救助の期間が特別基準の承認を得た場合は、その期間とする。） 1　罹災者の避難については、救助の種目の中では特に規定されていないが、災害発生又は発生しようとする一両日中に限定される。 （避難所の開設期間７日以内と同一のものではないこと。） 2　救済用物資の輸送については、救援物資等の内容により、救助の種目別給与品目（例えば、被服類なら 10 日以内、学用品なら 15 日以内、食品類なら７日以内）に準ずること。
7　特別基準	1　輸送期間の延長 各救助種目ごとの救助期間が延長されればその救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。ただし、各救助の期間延長はされないが、輸送期間だけの延長もすることができる。 2　輸送の特例 (1)　埋葬のための輸送 市の火葬場が使用できず、遠距離のものを使用するような場合 (2)　その他の輸送 避難所開設及び仮設住宅設置のための人員、資材等を遠方から輸送するような場合
8　実施状況報告	輸送状況報告（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　燃料及び消耗品等受払簿（救助の種目別物資受払状況）（整備書類６） 3　輸送記録簿（第 25 号様式） 4　輸送に関する支払関係証拠書類
10　その他	広義の救済用物資であっても次の場合には、各救助の基準額の中に包含されているので、原則として輸送費に計上しないこと。 1　避難所設置の際の仮設便所、炊事場等の建築に要する資材の輸送 2　応急仮設住宅建築の際の資材の輸送 3　住宅の応急修理用資材の輸送 4　埋葬の棺、骨つぼ等の輸送 5　死体保存のための仮設安置所設置資材の輸送 6　障害物除去のための資材の輸送

(ｲ)　応急救助のための賃金職員等

1　実施者	県知事（事務委任した場合は、市長）
2　救助対象者	1　被災者を避難させるために雇い上げたもの。 2　医療及び助産における移送 (1)　重傷患者又は産婦を救護班、病院又は産院に運ぶ際のもの。 (2)　救護班の移動に伴い、医師、看護師等を移動させるためのもの。 （例）救護班員を背負って急流を渡る場合等 3　被災者の救出 (1)　被災者を救出するもの。 (2)　救出する機械、器具その他の資材を操作するもの。

	4　飲料水の供給 (1)　飲料水を供給するために要するもの。 (2)　飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作等に要するもの。 (3)　飲料水を浄水するための医薬品等の配布に要するもの。 5　救済用物資の整理、輸送及び配分 (1)　救済物資を区分し、整理し、保管するためのもの。 (2)　救済物資を送達するための荷物の積みおろし、上乗り及び運搬するためのもの。 (3)　輸送された物資を、罹災者に配分するためのもの。 6　死体の捜索 (1)　死体を捜索するために必要なもの。 (2)　捜索に要する機械、器具その他の資材を操作するために必要なもの。 7　死体の処理 (1)　死体の洗浄、消毒等の処理をするためのもの。 (2)　死体を安置所まで輸送するために必要なもの
3　救助の方法	1　知事、市長等が正当な方法で雇い上げて実施する。 2　仕事の量及び質の両面から検討し、必要最小限度の人数とする。
4　費用の範囲	この業務を行うために２つの方法で雇い上げた人夫に支払う賃金
5　費用の限度	当該地域の通常の実費とすること。 （職業安定所の業種別標準賃金を基礎とするのが適当である。）
6　救助の期間	救助の種類実施期間の範囲内とする。 罹災者の避難及び救助用物資に関する期間は、シ(ｱ)「応急救助のための輸送」で認めた期間とする。
7　特別基準	雇い上げ期間の延長、各救助種目ごとの期間以上に残務整理のための延長もできる。 雇い上げの特例 1　埋葬のためのもの。 2　炊き出しのためのもの。 3　遠距離から資材等を輸送するためのもの。
8　実施状況報告	雇い上げの実施状況（日報）
9　整備書類	1　救助実施記録日計票（第８号様式） 2　雇上賃金職員等勤務状況表（第 31 号様式） 3　人夫賃支払関係証拠書類
10　その他	救済用物資として認められないものの範囲は、輸送費に準ずる。

(ｳ)　実費弁償

1　範囲	災害救助法施行令第 10 条第１号から第４号までに規定する者
2　費用の限度	災害救助法第 24 条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。
3　期間	救助の実施が認められる期間内
4　その他	時間外勤務手当及び旅費は、別に定める。

(ｴ)救助に要した事務費

1　事務費の対象となる経費	1　旅費 (1)　県への打合せ旅費 (2)　救助物資の調達 (3)　輸送の旅費等 2　時間外勤務手当 県及び市職員に限られる。 3　賃金 臨時に雇い上げた職員の賃金 4　消耗品費 (1)　文具 (2)　用紙及び消耗器材 5　燃料費 (1)　庁用燃料（暖房用灯油等） (2)　自動車燃料 6　食料費 (1)　職員に対する炊き出しの賄料 (2)　応急救助対策打合せ会の賄料 7　印刷製本費 (1)　各種帳簿、台帳、諸用紙類 (2)　被災証明書 8　光熱水費 電灯料、水道料、ガス代等 9　通信運搬費 (1)　通信料 (2)　運搬料 (3)　近距離のバス、電車、船舶等の回数券 10　借料及び損料 (1)　土地、家屋の借上料 (2)　自動車及び船舶の借上料 (3)　機械器具の借上料 11　修繕費 (1)　自動車、船舶及び自動車等交通連絡の手段として使用した輸送機械器具に限られる。 (2)　現状回復であって、改良、改善は含まれない。
2　事務費の範囲	1　法第23条に規定する応急救助の事務を行うに必要な経費に限られるものとする。 2　事務費として認められる経費は、応急救助の実施に必要な事務に要した費用である。 3　応急救助を実施する機関の経費である。
3　事務費を支出できる機関	災害発生の日から救助期間内に支出したものに限られる。 この場合の支出とは、債務の確定をいうものであり、事実上の支払の意味ではない。
4　精算事務費の取扱い	1　精算の事務を行うに必要な経費については、精算事務終了の日までの間、その必要な経費が認められる。 2　事務費の対象となる範囲は、応急救助に要する事務費と同じである。
5　整備書類	1　救助事務費一覧表（第32号様式） 2　事務費に関する支払関係証拠書類

８　災害救助法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されない災害に際して、市長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

(1)　法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、市地域防災計画及び市災害救助条例に定める。

(2)　市長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

(3)　条例適用基準

ア　当該市町村内の人口に応じて､条例第２条に定める数以上の世帯の住 家が滅失した場合

イ　知事が特に必要と認めた場合

【別記】

豪雪対応における要配慮者の状況把握

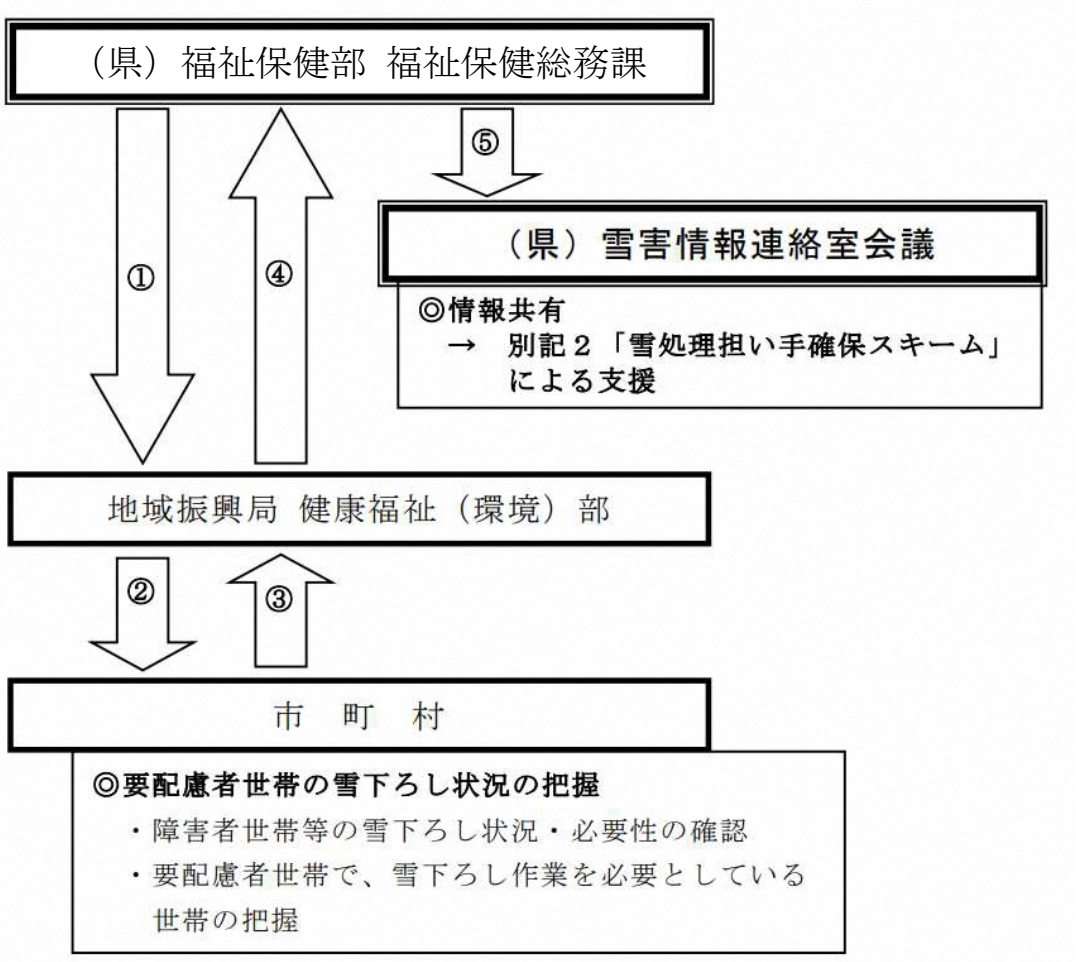

①、②：要配慮者世帯の雪処理対応状況を照会

③、④：支援の必要性の報告

（いつ、何人の人手が必要か）

⑤　：県「雪害情報連絡室会議」へ報告

第４章　災 害 復 旧・復 興 計 画

第１節　民生安定化対策

１　計画の方針

国、県、市及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

２　計画の体系

業務の区分	業務の内容
被災者のための相談、支援	・相談窓口の開設、運営
罹災証明の発行	・迅速な体制整備
雇用の安定	・特別相談窓口の設置、被災者の雇用促進 ・特別措置の要請及び実施 ・労働保険料の申告・納付期限の延長
応急金融措置	・通貨供給の確保、非常金融措置
生活関連物資の需給、価格状況の調査及び情報の提供	・調査監視及び情報の提供 ・物資の指定等
住宅対策	・住宅復旧のための木材調達 ・被災者入居のための公営住宅の建設
租税の特例措置	・県の特例措置 ・国税及び市の特例措置
公共料金等の特例措置	・電信電話事業、電気事業、都市ガス事業
市民への制度の周知	・民生安定のための広報、相談窓口の周知、制度内容の周知

３　被災者のための相談、支援

(1)　相談所の開設

市及び県は、避難所、市役所及び支所等に被災者のための相談所を速やかに開設する。また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2)　相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3)　被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳などの活用により被災者情報を共有し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運協・強化を図る。

４　罹災証明書の発行

市は、災害発生後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

５　雇用の安定

(1)　特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア　被災者のための特別相談窓口の設置

イ　公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ　近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

(2)　被災者の雇用促進

ア　被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ　被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3)　特例措置の要請及び実施

ア　雇用保険失業給付の特例支給

(ｱ)　証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は､災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(ｲ)　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ　雇用調整助成金の特例適用の要請

被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、県労働局長は休業手当てにかかる賃金負担の一部（大企業２／３、中小企業３／４）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ｱ)　被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(ｲ)　被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ｳ)　被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ　労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、県労働局長が必要があると認めるときは概算保険料の延納の特例措置、延滞金、もしくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6　応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

(1)　通貨の円滑な供給の確保

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア　通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

イ　現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

ウ　金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が、早急に営業を開始できるよう、必要な措置を講じる。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

(2)　金融上の措置

ア　金融上の措置の要請

(ｱ)　被災者の便宜を図るため､財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は､必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、金融上の措置を要請する。

(ｲ)　被災者の便宜を図るため､財務省関東財務局新潟財務事務所は､必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を要請する。

イ　金融上の措置に関する広報

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講じるよう金融機関等に要請したことについて、金融機関および放送事業者と協力してその周知徹底を図る。

7　生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1)　調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2)　物資の指定等

ア　県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ　県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8　住宅対策

(1)　住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。さらに、必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2)　被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、県及び市は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

9　租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1)　県の特例措置

県は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法又は新潟県県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア　期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付もしくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ｱ)　災害が県の全部又は広範囲の地域にわたる場合、知事は適用地域及び延長期日（４月を限度とする。）を指定する。

(ｲ)　その他の場合、納税義務者等の申請により、税目により４月又は１月を限度として延長する。

イ　徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに、通算して２年を超えない範囲内で延長する。

ウ　滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

エ　減免等

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ｱ)　個人事業税

事業用資産又は住宅もしくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(ｲ)　不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、その代わりの家屋を新築した場合又は家屋を取得した直後に滅失もしくは損壊し、納期限が未到来の場合、当該家屋の取得について一定割合を減免する。

(ｳ)　自動車税（種別割）

納期限前に災害により自動車が一定割合以上の損害を受けた場合、年税額の２分の１の額を減免する。

(ｴ)　自動車税（環境性能割）

a　自動車の取得日より１ケ月以内に災害により当該自動車が滅失又は損壊して使用に耐えなくなった場合、既に支払った額を還付する。

b　災害を受けた自動車（a の適用を受けたものを除く。）の代わりのものを災害を受けた日から６ケ月以内に取得した場合、一定額を減免する。

(ｵ)　軽油引取税

a　災害により特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合、又は災害により徴収した軽油引取税額を失った場合、当該税額が納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

b　災害により納税者が納付できないと認められる場合、その被害の状況に応じて減免する。

(2)　市及び国の特例措置

市及び国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長又は国税もしくは地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

10　その他公共料金の特例措置

(1)　郵政事業

日本郵便（株）信越支社長が決定する郵政事業における特例措置は次のとおり。

ア　被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。(郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。)

(2) 電信電話事業

各電信事業者の判断により、以下の措置を講じることがある。

ア 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免

避難指示の日から同解除の日までの期間（１か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象であり、特例措置の実施に当たっては経済産業大臣の認可を必要とする。

(以下は過去の例)

ア 電気料金の支払期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る。)

エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ 被災に伴う引込線・計量器の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除(関東経済産業局長の認可が必要)

ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

11 市民への制度の周知

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

(2) 広報車、広報紙、チラシ等

(3) 防災行政無線、コミュニティー放送、有線ラジオ放送、ケーブルテレビ等

(4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第２節　融資・貸付その他資金等による支援計画

１　計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講じる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

２　融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課
支給	(1)　災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	社会福祉課
	(2)　災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	社会福祉課
	(3)　被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	(公財)都道府県センター	社会福祉課
貸付	(4)　災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	社会福祉課
	(5)　生活福祉資金 ア　福祉費(災害臨時経費) イ　福祉費(住宅改修等経費)	低所得世帯等	市社会福祉協議会	社会福祉課
	(6)　母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	佐渡健康福祉環境部	こども若者課
	(7)　住宅金融支援機構資金(災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関	建築住宅課
	(8)　新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市 金融機関	
	(9)　天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	農林水産振興課 佐渡地域振興局農林水産振興部
	(10)　日本政策金融公庫資金(農林水産事業)	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関	
	(11)　中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市、金融機関 県信用保証協会	地域産業振興課

3　資金名等

(1)　災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。　　（令和２年４月１日現在）

対象となる災害 （自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 （支給の制限）	問い合わせ窓口
1　１つの市町村において５世帯以上の住家が滅失した災害 2　新潟県内において５世帯以上の住居の滅失した市町村が３以上ある場合の災害 3　新潟県内において災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害 4　災害救助法第２条に規定する救助が行われた市町村を含む県が２以上ある災害 （以上、平成 25 年内閣府告示第 230 号による。） 5　新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が１以上ある場合の災害	1　実施主体 市（市条例による） 2　経費負担 ①対象災害区分が１～４の場合 国１／２ 県１／４ 市１／４ （災害弔慰金の支給等に関する法律） ②対象災害区分が５の場合 県１／２ 市１／２ （新潟県災害弔慰金等に関する要綱）	死亡者の配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃　祖父母 〃　兄弟姉妹 （※） ※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	死亡者１人につき主たる生計維持者の場合 500 万円 それ以外の場合 250 万円 支給の制限 1　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第２条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3　災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	社会福祉課

(2)　災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けたものに対して災害障害見舞金を支給する。

（令和２年４月１日現在）

対象となる災害 （自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 （支給の制限）	問い合わせ窓口
1　１つの市町村において５世帯以上の住家が滅失した災害 2　新潟県内において５世帯以上の住居の滅失した市町村が３以上ある場合の災害	1　実施主体 市（市条例による） 2　経費負担 国１／２ 県１／４ 市１／４	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者１人につき主たる生計維持者の場合 250 万円 それ以外の場合 125 万円 支給の制限 1　当該障害者の障害が	社会福祉課

3　新潟県内において災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害 4　災害救助法第２条に規定する救助が行われた市町村を含む県が２以上ある災害 （以上、平成 25 年内閣府告示第 230 号による）	（災害弔慰金の支給等に関する法律）		その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第２条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	

(3)　被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

（令和２年４月１日現在）

対象となる災害 （自然災害）	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問い合わせ窓口
1　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害 2　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害 3　100 世帯以上の住宅全壊被害が 発生した都道府県に係る自然災害 4　１又は２の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)に係る自然災害 5　１～３の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)に係る自然災害 6　１もしくは２の市町村を含む	1　事業主体 新潟県（※） ※　支援金の支給に関する事務は、（公財）都道府県センターへ委託している。 2　経費負担 国１／２ 県１／２ 【被災者生活再建支援法（平成 10 年５月 22 日法律第 66 号）】	1　住宅が「全壊」した世帯 2　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5　住宅が半壊し、相	別表のとおり	(公財)都道府県センター

都道府県又は３の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る） ※　４～６の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く５年間の特例措置）		当規模の補修を行われなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）		

（別表）

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

○　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全　　壊	解　　体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支　給　額	100 万	100 万	100 万	50 万	―

○　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補　　修	賃借（公営住宅以外）
支　給　額	200 万 （100 万）	100 万 （50 万）	50 万 （25 万）

※ 支給額下段は中規模半壊の場合の額

※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

(4)　災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

（令和２年４月１日現在）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 ・１人　220 万円 ・２人　430 万円 ・３人　620 万円 ・４人　730 万円 ・５人以上　730 万円 に世帯人員が１人増すごとに 30 万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては 1,270 万円とする。	１　災害弔慰金の支給等に関する法律 ２　実施主体 市（条例） ３　経費負担 国２／３ 県１／３ ４　対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 １　世帯主の１か月以上の負傷 150 万円 ２　家財等の損害 ア　家財の１／３以上の損害 150 万円 イ　住居の半壊 170 万円 ウ　住居の全壊 250 万円 エ　住居全体の滅失又は流失 350 万円 ３　１と２が重複した場合 ア　１と２のアの重複 250 万円 イ　１と２のイの重複 270 万円 ウ　１と２のウの重複 350 万円 ４　次のいずれかに該当する事由の１つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア　２のイの場合 250 万円 イ　２のウの場合 350 万円 ウ　３のイの場合 350 万円	１　据置期間 ３年（特別の事情がある場合は５年） ２　償還期間 10 年（据置期間を含む） ３　償還方法 年賦又は半年賦 ４　貸付利率 年３％%以内で市が条例で定める率（据置期間中は無利子） ５　延滞利息 年５％	社会福祉課

(5)　生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和２年４月１日現在）

	貸　付　対　象	根　拠　法　令	貸付金額	貸　付　条　件
福祉費 災害臨時経費	1　低所得世帯 生活保護基準額の概ね1.7倍以内 2　高齢者世帯 日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内 3　障害者世帯 障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く。 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1　生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） 2　実施主体等 (1)　実施主体 県社会福祉協議会 (2)　窓口 市社会福祉協議会(民生委員)	貸付限度1世帯150万円以内	1　据置期間 貸付の日から６ヶ月以内 2　償還期間　７年以内 3　貸付利率 (1)　連帯保証人を立てる場合は無利子 (2)　連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4　保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6　申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。
福祉費 住宅改修等経費	1　低所得世帯 生活保護基準額の概ね1.7倍以内 2　高齢者世帯 日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内 3　障害者世帯 障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く 上記の世帯で被災した家屋を	1　生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） 2　実施主体等 (1)　実施主体 県社会福祉協議会 (2)　窓口 市社会福祉協議会(民生委員)	貸付限度250万円以内	1　据置期間 貸付の日から６ヵ月以内 2　償還期間　７年以内 3　貸付利率 (1)　連帯保証人を立てる場合は無利子 (2)　連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4　保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6　申込方法

	増築、改築、改修又は補修するために必要な経費			原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付　（令和４年４月１日現在）

種　別	貸　付　対　象	根 拠 法 令	貸付金額	貸　付　条　件
母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）	1　母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2　被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1　母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条 2　法施行令通知	貸付限度200万円	1　災害救助法の適用を要しない 2　据置期間　　6か月 3　償還期間　　7年 4　利率（年利） 無利子又は1.0%（連帯保証人の有無による）

※　その他（特例措置）

No.	項　　目	根拠法令等	特例措置の内容	備　考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7、第38条、附則第７条及び附則第８条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1)　猶予期間１年以内（１年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる） (2)　添付書類　　市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1)　添付書類　　市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第８条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から１年以内に貸付けられる場合には、２年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1)　事業開始資金 15,000円以上30,000円未満　６か月 30,000円以上　１年 (2)　事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満　６か月 30,000円以上45,000円未満　１年 45,000円以上　１年６か月	災害救助法の適用を要しない。

4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第 32 条第３項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

県及び市は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。　（令和４年 10 月１日現在）

貸　付　対　象	貸付限度額	貸　付　条　件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 1　建設 罹災住宅の被害　「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700 万円 土地取得しない場合 2,700 万円	償還期間　35 年以内 据置期間　３年間（その分償還期間延長） 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
2　住宅購入 罹災住宅の被害　「半壊」以上	購入資金（土地取得資金含む） 3,700 万円	償還期間　35 年以内 据置期間　３年間（その分償還期間延長） 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
3　補修 罹災住宅の被害　「罹災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 1,200 万円	償還期間　20 年以内 据置期間　１年間 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

(8) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

ア　利子補給

(ｱ)　事業主体　　市

(ｲ)　利子補給期間　　５年間

(ｳ)　補助対象　　被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金（補給率が１％を超える場合は１％が限度）

(ｴ)　補助率　　１／２

イ　貸付金

(ｱ)　貸付対象

住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けても、なおかつ資金が不足する者

(ｲ)　貸付限度額

a　建設、購入　　800 万円（50 万円以上 10 万円単位）

b　補修　　400 万円（50 万円以上 10 万円単位）

(ｳ)　貸付利率

a　当初 10 年　　住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス１％

b　11 年目以降　　住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利と同じ。

(9)　天災融資制度

農林漁業被害が甚大で「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

（令和３年４月１日現在）

資金の種　類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間（措置なし）
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等 農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200 万円 激甚災害の場合は 250 万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	３～６年以内 激甚災害の場合は４～７年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合 2,500 万円 連合会 5,000 万円 激甚災害の場合は 組合 5,000 万円 連合会 7,500 万円	6.5%以内	３年

※　利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(10)　日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は、経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

（令和５年１月 19 日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち措置機関
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40 ～ 0.80％	25 年以内	10 年以内
	農業基盤整備資金	農地もしくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.16 ～ 0.20％	25 年以内	10 年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、５割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.40 ～ 0.80％	20 年以内	３年以内
		〈主務大臣指定施設〉 １　農業施設の復旧 ２　被災果樹の改植又は補植	(1)　農業を営む者 (2)　農協・同連合会 （(1)への転貸に限定）	0.40 ～ 0.80％	15 年以内 ~~25 年以内~~	３年以内 ~~10 年以内~~
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40 ～ 0.80％	15 年以内	５年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、５割法人、林業振興法人	0.40 ～ 0.80％	20 年以内（林業経営改善計画に基づくもの 25 年以内）	３年以内内（林業経営改善計画にもとづくもの７年以内）
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、５割法人・団体、林業振興法人	0.40 ～ 0.80％	20 年以内	３年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40 ～ 0.80％	15 年以内	３年以内

漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合合（漁業生産組合を除く。）、５割法人、漁業を営む者	0.40 ～ 0.80%	20 年以内	３年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、５割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、５割法人・団体、漁業振興法人	0.40 ～ 0.80%	20 年以内	３年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	0.40 ～ 0.80%	15 年以内	３年以内
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.40 ～ 0.80%	15 年以内	３年以内

（申込方法）　農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

（貸付限度）　原則として８割で、額は各資金によって異なる。

（注）　この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農林漁業者に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(11)　中小企業融資等

ア　融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講じる。

(ｱ)　被災の状況に応じ特に必要があると認めたときは、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。

(ｲ)　関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

(ｳ)　金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

(ｴ)　中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講じる。

(ｵ)　信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協

会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ　災害関連融資制度等

(ｱ)　融資制度　　（令和２年４月１日現在）

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
県産業政策課	セーフティネット資金 経営支援枠	1　資金使途　運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。） 2　対象企業　県内で１年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者 3　融資限度　3,000 万円（別枠） 4　融資利率　融資期間 3 年以内：年 1.15% 融資期間 5 年以内：年 1.35% 融資期間５年超７年以内年：1.55% 5　融資期間　7 年以内(うち据置期間 2 年以内) 6　担保・保証人 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 7　信用保証　新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、JA バンク新潟県信連、佐渡農協
市	地方産業育成資金	1　資金使途　運転資金・設備資金 2　対象企業　中小企業者（市町村長の定めるところによる。） 3　融資限度　1,000 万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000 万円を超えることも可） 4　融資利率　保証付き（責任共有対象外）1.70% 保証付き（責任共有対象）　1.90% 保証なし　2.20% 5　融資期間　運転資金５年以内（うち据置期間６ヶ月以内） 設備資金７年以内（うち据置期間６ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可） 6　担保・保証人 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 7　信用保証　市町村長の定めるところによる。	地域産業振興課

日・本国政民策生金活融事公業庫・	災害貸付	1　資金使途　　設備資金、運転資金 2　対象企業　　災害により被害を受けた中小企業者 3　融資限度　　それぞれの融資限度額に１災害につき3,000万円を加えた額 4　融資利率　　それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） 5　融資期間　　それぞれの融資制度の期間以内 6　担保・保証人　　公庫の定めるところによる。	日本政策金融公庫（国民生活事業）新潟支店
日・本中政小策企金業融事公業庫・	災害復旧貸付	1　資金使途　　災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2　対象企業　　公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3　融資限度　　直接貸付　別枠１億5,000万円 代理貸付　上記限度の範囲内で別枠7,500万円 4　融資利率　　基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） 5　融資期間　　運転10年以内、設備15年以内 （うち据置期間２年以内） 6　担保・保証人・信用　　公庫の定めるところによる。	日本政策金融公庫（中小企業事業）新潟支店及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1　資金使途　　既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期） 2　対象企業　　異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 3　融資限度　　金庫所定の限度内 4　融資利率　　金庫所定の金利 5　融資期間　　運転資金　10年以内（うち据置期間３年以内） 設備資金　20年以内（うち据置期間３年以内） 6　担保・保証人・信用保証 金庫の定めるところによる。	商工組合中央金庫新潟支店

(ｲ) 保証制度

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000 万円 3 保証料率 年0.80%	新潟県信用保証協会の本店・佐渡支店
	セーフティネット4号保証	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市町村長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	

4 制度の市民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認の上、報道機関の協力により、新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認の上、広報紙・チラシ等の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

ア 市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等の作成及び配布

（県等の支援制度及び市個別制度の周知）

イ 県災害対策本部が実施するもの

(ｱ) 広報紙・チラシ等の作成及び配布

(ｲ) 新聞紙面による周知

(ｳ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等による所管制度の周知

(3)　地域メディアの活用

被災地域に有線放送設備、同時通報無線設備、ＣＡＴＶ局及びコミュニティーＦＭ局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

第３節　公共施設等災害復旧対策

１　計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するため的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

２　計画の体系

被害状況調査及び集計	被害状況調査、被害報告、集計
復旧の基本方向の決定	災害復旧の基本方向の決定
災害査定の促進	災害復旧計画書作成、災害査定の促進
激甚災害指定の促進	激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る助成及び財政援助	助成・財政援助の内容及び担当窓口
市民及び関係団体等に対する情報提供	情報提供の分担及び方法

３　被害状況調査及び集計

(1)　被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し市又は所管部局（又は地域機関）にその状況を速やかに報告するものとする。

(2)　被害状況の集計

被害報告を受けた所管部局は集計結果を速やかに国（関係省庁）及び県災害対策本部（危機対策課）に集計結果を報告する。

(3)　被害状況総合集計

県災害対策本部（危機対策課）は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

(4)　災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県　の　窓　口
1　公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	河川	国土交通省	土木部河川管理課防災係（佐渡地域振興局地域整備部）
			土木部河川管理課防災係
	海岸	国土交通省	交通政策局港湾整備課建設防災係（佐渡地域振興局地域整備部）
		農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係（佐渡地域振興局地域整備部）
	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課砂防係（佐渡地域振興局地域整備部）
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班（佐渡地域振興局農林水産振興部（林業））
	地すべり防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係（佐渡地域振興局農林水産振興部（林業））
		農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班（佐渡地域振興局農林水産振興部（林業））
		農林水産省	農地部農地建設課防災係（佐渡地域振興局農林水産振興部（林業））
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係（佐渡地域振興局農林水産振興部（林業））
	道路	国土交通省	土木部道路管理課維持管理係（佐渡地域振興局地域整備部）
	港湾	国土交通省	交通政策局港湾整備課建設防災係（佐渡地域振興局地域整備部）
	漁港	農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係
	下水道	国土交通省	土木部都市局下水道課
	公園	国土交通省	土木部都市局都市整備課（佐渡地域振興局地域整備部）
2　農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係（佐渡地域振興局農林水産振興部（農村振興担当））
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係（佐渡地域振興局農林水産振興部（林業））

定措置に関する法律）	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課資源対策係 （佐渡地域振興局農林水産振興部（水産振興担当））
	共同利用施設 （農業用共同利用施設）	農林水産省	農林水産部農業総務課団体指導検査室指導第１係 （佐渡地域振興局農林水産振興部（農村振興担当））
	（林業用共同利用施設）		農林水産部林政課計画調整係 （佐渡地域振興局農林水産振興部（林業））
	（漁業用共同利用施設）		農林水産部水産課資源対策係 （佐渡地域振興局農林水産振興部（水産振興担当））
３　文教施設等災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	公立学校施設	文部科学省	教育庁財務課財務管理係・助成係
（激甚法）	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習推進課青少年家庭教育係・成人教育係
（激甚法）	私立学校施設	文部科学省	総務管理部大学・私学振興課支援班（私学担当）
（予算措置）	文化財	文部科学省	観光文化スポーツ部文化課文化財係
４　厚生施設等災害復旧事業 （社会福祉施設等災害 復旧費国庫補助金）	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健総務課保護係 （佐渡地域振興局健康福祉環境部） 福祉保健部高齢福祉保健課介護サービス係 （佐渡地域振興局健康福祉環境部） 福祉保健部障害福祉課自立支援係 （佐渡地域振興局健康福祉環境部） 福祉保健部こども家庭課家庭福祉係 （佐渡地域振興局健康福祉環境部）
（医療施設等災害復旧費補助金）	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課地域医療整備室 （佐渡地域振興局健康福祉環境部）
（上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金）	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課営業・水道係 （佐渡地域振興局健康福祉環境部）

（保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金） （廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱）	感染症指定医療機関 廃棄物処理施設	厚生労働省 環境省	福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班 （佐渡地域振興局健康福祉環境部） 環境局資源循環推進課資源循環企画係 （佐渡地域振興局健康福祉環境部）
5　都市災害復旧事業（都市施設等）、堆積土砂排除事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	街路、都市排水施設等（都市排水施設、公園等の施設） 市街地の堆積土砂	国土交通省	土木部都市局都市整備課市街地整備係 （佐渡地域振興局地域整備部）
6　公営住宅等災害復旧事業 （公営住宅法）	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課住宅整備係 （佐渡地域振興局地域整備部）
7　その他の災害復旧事業 (1)　空港 （空港法） (2)　中小企業 （激甚法）	 空港施設 中小企業共同施設	 国土交通省 経済産業省	 交通政策局空港課整備・調整担当 佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎 産業労働観光部産業政策課経営支援室
8　災害復旧に係る市に対する財政支援措置 (1)　特別交付税に係る業務 (2)　普通交付税に係る業務 (3)　地方債に係る業務		 総務省 総務省 総務省	 企画財務班（財政課） 企画財務班（財政課） 企画財務班（財政課）

4　復旧の基本方向の決定

県は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者及び市の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとする。

なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

５　災害査定の促進

(1)　災害査定

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

(2)　事務手続

災害復旧事業の事務手続は、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとし、その概要は次のとおりである。

【災害復旧事業事務手続き】

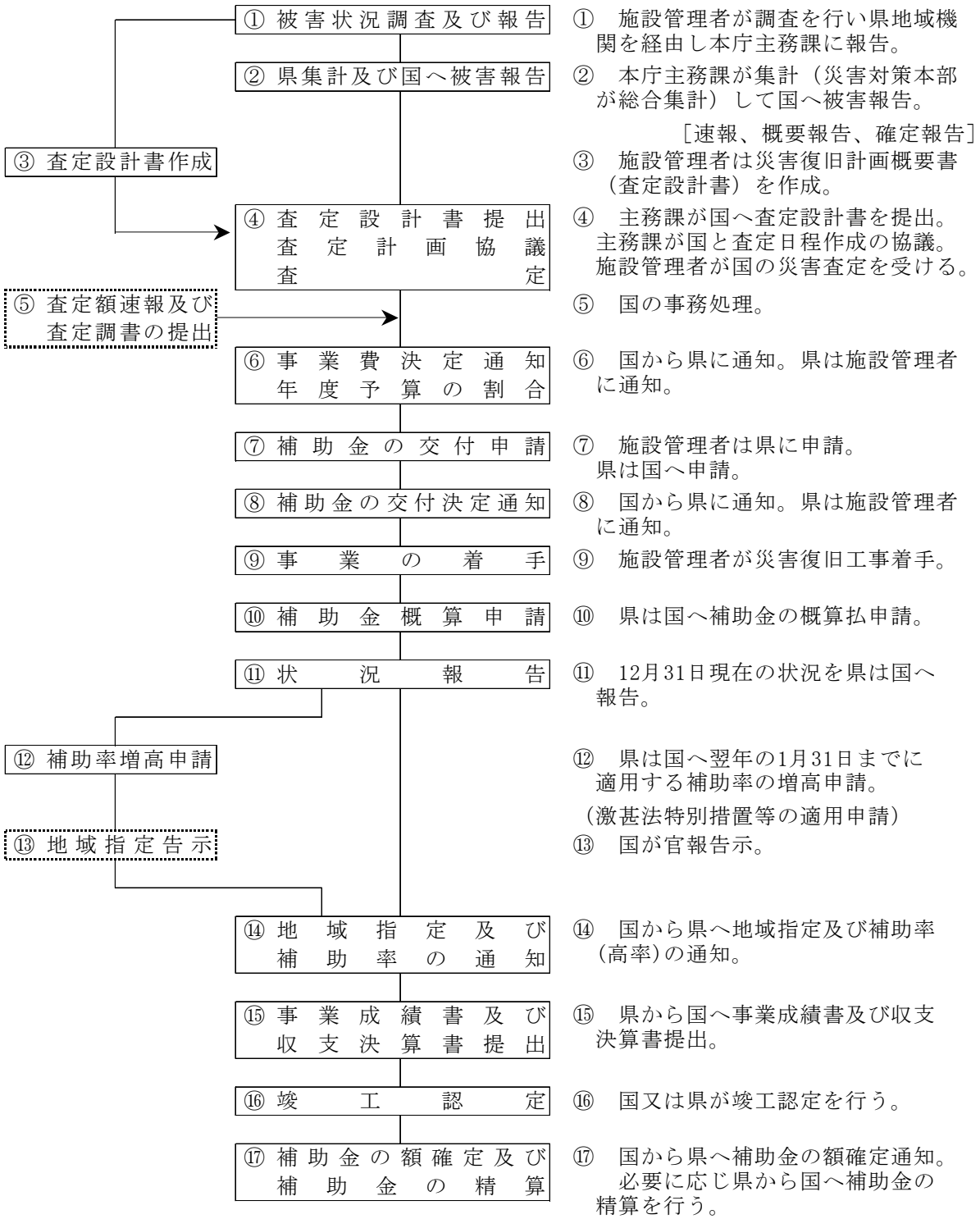

① 施設管理者が調査を行い県地域機関を経由し本庁主務課に報告。

② 本庁主務課が集計（災害対策本部が総合集計）して国へ被害報告。

［速報、概要報告、確定報告］

③ 施設管理者は災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成。

④ 主務課が国へ査定設計書を提出。主務課が国と査定日程作成の協議。施設管理者が国の災害査定を受ける。

⑤ 国の事務処理。

⑥ 国から県に通知。県は施設管理者に通知。

⑦ 施設管理者は県に申請。県は国へ申請。

⑧ 国から県に通知。県は施設管理者に通知。

⑨ 施設管理者が災害復旧工事着手。

⑩ 県は国へ補助金の概算払申請。

⑪ 12月31日現在の状況を県は国へ報告。

⑫ 県は国へ翌年の1月31日までに適用する補助率の増高申請。

（激甚法特別措置等の適用申請）

⑬ 国が官報告示。

⑭ 国から県へ地域指定及び補助率(高率)の通知。

⑮ 県から国へ事業成績書及び収支決算書提出。

⑯ 国又は県が竣工認定を行う。

⑰ 国から県へ補助金の額確定通知。
必要に応じ県から国へ補助金の精算を行う。

（注：電気・ガス・上下水道・通信等の各関係施設については「第３編災害応急対策計画」による）

第４節　災害復興対策

１　計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、市民、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

市は、地域の自然・社会条件を踏まえ、市民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を図るが、計画の策定に当たっては、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

２　復興対策の手順

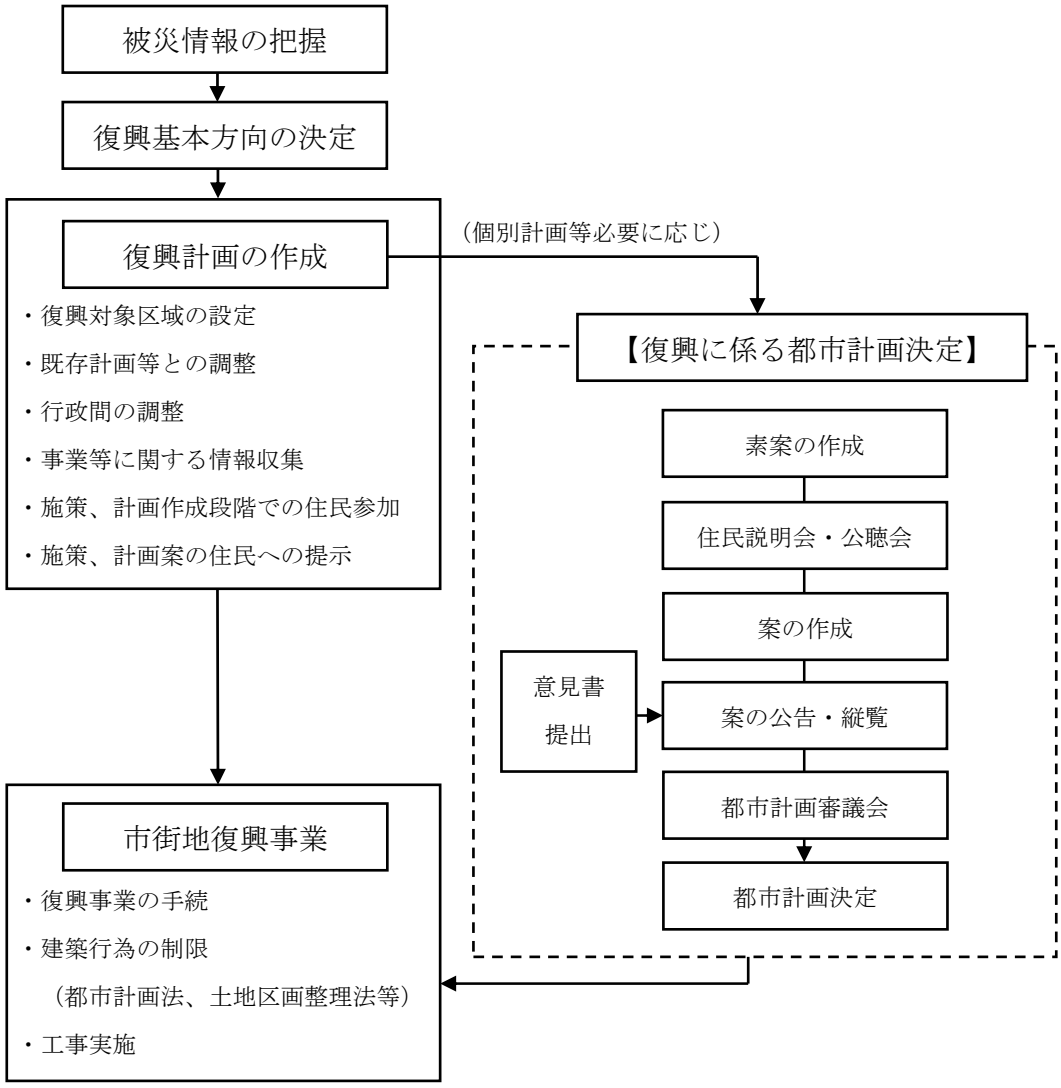

3　復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1)　組織・体制の整備

ア　被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ　復興対策の円滑な実施をきすため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び市民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ　復興対策の遂行に当たり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。

他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2)　復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3)　復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市及び県間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんに努める。

復興計画作成に当たり、市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4)　機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4　防災まちづくり

市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし､将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし､市民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全･安心な立地の確保､学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対して説明し理解と協力を得るように努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等にも配慮しつつ､各種ライフラインの特性等を勘案し､各事業者と調整を図りつつ進める。

市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を、市民に対して提供する。

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。